障害福祉のしおり



令和８年度

高知県子ども・福祉政策部障害福祉課

障　害　福　祉　の　し　お　り

目　　次

主な制度一覧表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

1　相談の窓口・関係機関　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9

2　障害者総合支援法について
（1）障害者総合支援法の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　17
（2）サービスの内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　18
（3）サービスの利用方法について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　23
（4）利用者負担について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　24
（5）介護保険の円滑な利用について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　25

3　難病等の方々の障害福祉サービス等について　・・・・・・・・・・・・・　26

4　障害児支援について
（1）障害児支援に関する法律の改正について　・・・・・・・・・・・・・・・　33
（2）サービスの内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　33
（3）サービスの利用方法について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　35
（4）利用者負担について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　35
（5）療育相談・指導・診療等について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　36
●療育指導事業　●発達相談　●療育相談
●診療等　●地域生活の相談　●障害児等療育支援事業
（6）学校教育について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　37
◎　特別支援学校一覧表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　38

5　障害者手帳について
（1）身体障害者手帳　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　39
（2）療育手帳　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　39
（3）精神障害者保健福祉手帳　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　40
（4）障害者手帳のカバーの色やサイズの統一について・・・・・・・・・・・・　40

6　年金・手当などについて
（1）年　金　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　41
●障害基礎年金　●障害厚生年金　●障害手当金　●特別障害給付金
（2）手　当　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　41
●特別障害者手当　●障害児福祉手当　●特別児童扶養手当　●高知県重度心身障害児療育手当
●児童扶養手当 ●各種手当相関図 ●年金・各種手当供給一覧
（3）産科医療補償制度　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　44
（4）心身障害者扶養共済制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　45
（5）生活福祉資金の貸し付け　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　46

7　医療について
（1）重度心身障害児・者医療費（福祉医療）の助成　・・・・・・・・・・・・　48
（2）高齢者の医療の確保に関する法律による医療の給付・・・・・・・・・・・　48
（後期高齢者医療）

（３）更生医療の支給（自立支援医療）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
（４）育成医療の支給（自立支援医療）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
（５）精神通院医療の支給（自立支援医療）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
（６）特定医療費（指定難病）の支給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
（７）特定疾患治療研究事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
（８）小児慢性特定疾病医療費の支給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
（９）重度心身障害児・者の歯科診療　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
(10) 長期高額疾病の自己負担限度額について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
(11) 自立支援医療の利用者負担額について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
◎　指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
◎　指定自立支援医療機関（精神通院医療）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54

８　日常生活の支援について
（１）相談支援事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
（２）施設や事業所の利用　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
（３）小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
（４）高次脳機能障害者への相談支援　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
◎　指定障害福祉サービス事業所等一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60
●相談支援　●居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護　●共生型居宅介護
●短期入所　●共生型短期入所　●グループホーム　●障害者支援施設
●生活介護　●療養介護　●自立訓練（機能訓練・生活訓練）　●就労移行支援
●就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）　●就労定着支援　●自立生活援助
●共生型障害者通所支援事業所
◎　その他施設一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 78
●地域活動支援センター
◎　障害児施設等一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 79
●障害児通所支援事業所　●共生型障害児通所支援事業所　●障害児入所施設

９　補装具・日常生活用具について
（１）補装具　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 82
（２）日常生活用具　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 84

１０ 住宅について
（１）住宅改造の助成について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 87
（２）住宅等改造アドバイザー派遣について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 87
（３）福祉用具を用いた住まいの相談について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 87
（４）県営住宅への入居について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 88
（５）福祉ホームについて　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 88
（６）高知県居住支援協議会　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 88
（７）その他　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 88

１１ 税の減免や各種割引制度について
（１）税金の控除及び減免　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 89

（２）運賃割引制度　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　92
●ＪＲ・土佐くろしお鉄道　●電車・バス　●航空　●タクシー
（３）有料道路の割引制度　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　94
（４）その他の減免等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　95
●ＮＨＫ放送受信料　●電話番号案内　●携帯電話　●郵便物　●河川遊漁料
●県立施設入場料

１２ 仕事について
（１）就労のための相談等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　97
●障害者就業・生活支援センター　●公共職業安定所（ハローワーク）
●障害者職業能力開発校　●独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構高知支部
●独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構高知障害者職業センター
（２）雇用促進のための助成制度　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　98
（３）就労促進のための職場体験について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　98

１３ 就労継続支援(A型・B型）事業所利用者の工賃及び就労支援事業について
（１）施設種類別の工賃　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　99
（２）施設別の工賃及び就労支援事業等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　99

１４ 社会参加の促進について
（１）コミュニケーションの支援について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　104
（２）視聴覚障害者情報提供施設について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　105
（３）移動の支援について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　106
●自動車運転免許取得及び改造費用の助成　●身体障害者用教習車設置自動車学校
●駐車禁止除外指定車標章　●高齢運転者等標章　●リフト付きバス等
●車イスのまま乗ることができるタクシー等　●こうちあったかパーキング制度
●タウンモビリティの推進　●ヘルプマーク　●移動支援事業等　●身体障害者補助犬
（４）レクリエーション等について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　108
（５）自立生活を行うために　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　108
（６）文化・スポーツについて　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　109
（７）障害者に関するマークについて　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　110

１５ 人権や財産権などについて
（１）日常生活自立支援事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　112
（２）高知県高齢者・障害者権利擁護センター　・・・・・・・・・・・・・・・・・　112
（３）福祉サービス困りごと解決制度　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　112
（４）成年後見制度　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　113
（５）郵便による不在者投票　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　113
（６）障害者差別解消に関する相談窓口・問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・　114

１６ 身体及び知的障害者相談員制度について　・・・・・・・・・・・・・・・・・　115
●身体障害者相談員名簿　●知的障害者相談員名簿

１７ 主な障害者団体等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　117

１８ 身体障害者等級表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　123

主 な 制 度 一 覧 表

区分	制度名	制度の内容	身体障害者手帳						療育手帳				精神障害者保健福祉手帳		
			1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級
手当・年金	（国民年金） 障害基礎年金	20歳前から一定の障害がある人が20歳になったとき、または、国民年金加入中に一定の障害がある状態になった人に支給されます。 （年額）１級：1,059,125円、２級：847,300円	○ 一部	○ 一部	○ 一部	○ 一部			○	○	○ 一部	○ 一部	○ 一部	○ 一部	
	特別障害者手当	著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要としている人に支給されます。 （月額）30,450円	・身体障害者手帳1～2級程度の障害が重複しており条件を満たしている人 ・特に重度の身体機能の障害があるため、日常生活動作能力の評価が極めて重度であると認められる人 ・内部障害1級程度で、安静度が絶対安静の人 ・精神又は知的障害で、日常生活能力の評価が極めて重度であると認められる人												
	障害児福祉手当	重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要としている児童に支給されます。 （月額）16,560円	・身体障害者手帳１級程度の障害がある人及び２級程度の障害がある一部の人 ・療育手帳Ａ１（最重度）又はＡ２（重度）の人のうち、条件を満たしている人 ・精神の障害であって、上記と同程度以上と認められる人												
	特別児童扶養手当	中度以上の障害のある児童の保護者に支給されます。 （月額）１級：58,450円、２級：38,930円	○ 一部	○ 一部	○ 一部	△ 下肢障害の一部			○	○	○ 一部	○ 一部	○ 一部	○ 一部	○ 一部
	高知県重度心身障害児療育手当	重度の障害のある児童の保護者に支給されます。 （月額）7,300円	・特別児童扶養手当１級の障害程度												
	心身障害者扶養共済制度	保護者が一定の掛金を納付することにより、保護者が死亡又は重度の障害になった場合に障害児・者に終身一定額の年金が支給されます。 支給額　１口加入：20,000円 （月額）２口加入：40,000円	○	○	○				○	○	○	○	○	○	
医療	重度心身障害児・者医療費助成制度 （福祉医療）	重度障害のある人の医療費について、医療保険の自己負担分が助成されます。	○	○	△ 18歳未満で療育手帳B1と重複				○	○	△ 18歳未満で身体障害者手帳3、4級と重複				
	後期高齢者医療	一定の障害のある65歳以上75歳未満の人は、高齢者の医療の確保に関する法律による医療が給付されます。 ※75歳以上の人は障害の有無に関わらず給付されます。	○	○	○	△ 音声・言語機能障害と下肢障害の一部			○	○			○	○	
	自立支援医療 （更生医療）	障害を軽減したり、機能回復のために必要な医療費が助成されます。 （例） 人工透析、心臓手術、人工関節置換術など	○ 一部	○ 一部	○ 一部	○ 一部	○ 一部	○ 一部							
	自立支援医療 （育成医療）	障害を軽減するためや、将来障害を残すおそれのある疾患を治療するための医療費が助成されます。	身体障害者手帳の有無は関係なし												
	自立支援医療 （精神通院医療）	精神疾患の治療のために通院している人を対象に必要な医療費が助成されます。											○ 一部	○ 一部	○ 一部
相談支援	計画相談支援	障害のある方の自立した生活を支え、一人ひとりの課題の解決や適切なサービス利用に向けたケアマネジメントを行います。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	障害児相談支援	児童福祉法に基づく障害児通所サービスを利用する方一人ひとりの課題の解決や適切なサービス利用に向けたケアマネジメントを行います。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

年齢制限	所得制限		その他の制限	申請先	申請に必要なもの	備　　考	記載ページ
	あり	なし					
20歳以上	△ 20歳前から障害のある人	○		市町村	裁定請求書、戸籍抄本、病歴・日常生活状況等申立書、銀行口座番号		41
20歳以上	○		障害者支援施設、特別養護老人ホーム等への入所や医療機関に3か月を超えて入院中の場合は受給できません。	市町村	認定請求書、戸籍謄(抄)本、診断書、所得状況届、銀行口座番号、マイナンバーの確認できる書類、身元確認ができる書類	診断書は所定の様式（省略できる場合もあります）	41
対象の障害児が20歳未満	○		児童福祉施設等への入所や障害を事由とする年金を受給中の場合は受給できません。	市町村	認定請求書、戸籍謄(抄)本、診断書、所得状況届、銀行口座番号、マイナンバーの確認できる書類、身元確認ができる書類	診断書は所定の様式（省略できる場合もあります）	42
対象の障害児が20歳未満	○		児童福祉施設等への入所や障害を事由とする年金を受給中の場合は受給できません。	市町村	認定請求書、戸籍謄(抄)本、特別児童扶養手当振込先口座申出書、診断書、マイナンバーの確認できる書類、身元確認ができる書類	診断書は所定の様式（省略できる場合もあります）	42
対象の障害児が18歳未満		○	児童福祉施設等への入所や障害を事由とする年金を受給中の場合は受給できません。	市町村	申請書、預金通帳、障害児福祉手当不支給証明書、障害の状況のわかるもの		43
保護者が65歳未満		○	＜保護者の加入資格＞ 病気や障害がなく、生命保険に加入できる健康状態であること	市町村	加入申込書、申込者告知書、障害証明書、住民票、掛金減額申請書、年金管理者指定届	掛金の減免制度があります。（生活保護世帯、市町村民税非課税世帯、市町村民税均等割世帯　等）	45
平成15年10月1日以降、新たに重度障害になった65歳以上の人は、市町村民税非課税世帯を除き対象外	△ 一部（左欄のとおり）	○	・入院時食事療養費は助成対象外 ・医療保険の未加入者は対象外	市町村	申請書、保険証、手帳、マイナンバーが確認できる書類	助成を受けるには、市町村から受給者証の交付が必要です。	48
65歳以上		○		市町村	保険証、手帳		48
18歳以上	○			市町村	申請書、健康保険証（写）、所得や収入の分かる書類、医師意見書または診断書、マイナンバーが確認できる書類、身元確認が出来る書類	指定医療機関での治療に適用	48
18歳未満	○			市町村			49
なし	○			市町村			50
なし		○		市町村	支給申請書、手帳	サービスを利用するには市町村で支給決定を受け、受給者証の交付が必要です。各事業所は本文をご覧ください。（60～62ページ）	1957
18歳未満		○					

（※）「申請に必要なもの」欄の「手帳」は、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のことです。
（※※）「申請に必要なもの」については、マイナンバーを利用した情報連携により一部省略可能な書類もありますので、窓口にてご確認をお願いします。

主な制度一覧表

区分	制度名	制度の内容	身体障害者手帳						療育手帳				精神障害者保健福祉手帳		
			1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級
居宅サービス	居宅介護（ホームヘルプサービス）	ホームヘルパーが家庭を訪問して日常生活の介助や支援を行ったり、外出時の支援を行います。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			利用対象者については、18ページ参照												
	短期入所（ショートステイ）	家庭で一時的に介護を受けることができない場合などに、施設に短期間入所することができます。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			利用対象者については、18ページ参照												
施設の利用	障害者支援施設（施設入所支援+日中活動支援）	主として夜間に入浴、排せつ、食事の介助などを行うとともに、昼間に生活介護などのサービスを提供する施設です。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			利用対象者については、18ページ参照												
	日中活動を支援する事業所	主として昼間に排せつ、食事の介助、創作的活動などを行う生活介護や、就労や生産活動などの機会を提供する就労継続支援などを行う事業所です。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			利用対象者については、18ページ参照												
	福祉型障害児入所施設	障害の特性に応じて、保護、日常生活の指導、知識・技能の習得など専門支援が必要な時に利用することができます。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	医療型障害児入所施設	障害の特性に応じて、保護、日常生活の指導、独立生活に必要な知識・技能の習得などの専門支援及び治療が必要なときに利用することができます。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
補装具・日常生活用具	補　装　具	身体上の障害を補い、生活を行いやすくするため、補装具の購入や修理、借受けの費用の支給を受けることができます。	○	○	○	○	○	○							
	日常生活用具	日常生活を容易にするために、日常生活用具の給付や貸与を受けることができます。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
住宅	住宅改修費給付事業（日常生活用具給付事業）	在宅の身体障害のある人が、身体の状況に応じて住宅改修を行う場合、その経費の一部を助成しています。 （改修の範囲）手すり取付、段差解消、引き戸等扉取替、滑り防止・移動円滑のための床材料の変更、洋式便器への取替　など	○	○	○										
			ただし、下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のある人 （特殊便器への取替は上肢２級以上の人）												
	住宅改造支援事業	在宅の身体障害のある人や家族の負担を軽減するため、身体の状況に応じて住宅改造を行う場合、その経費の一部を助成しています。 （対象工事）浴室、玄関、台所、便所、廊下、階段、居室などの改造 （※）高知市は、単独で助成事業を実施	○	○	○ 一部										
	県営住宅	一定の障害のある人及びその世帯で住宅に困っている場合、一般世帯向住宅への入居に際しての抽選が２回できる場合があります。	○	○	○	○			○	○	○		○	○	
	福祉ホーム	住居を必要としている人に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

年齢制限	所得制限		その他の制限	申請先	申請に必要なもの	備　　考	記載ページ
	あり	なし					
なし		○	介護保険のサービスが利用できる人は原則として介護保険が優先	市町村	支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書（住民票や課税等の証明書が必要）、手帳又は障害に関する証明書等	サービスを利用するには市町村で支給決定を受け、受給者証の交付が必要です。各事業所は本文をご覧ください。（63～68ページ）	18 58
なし		○	介護保険のサービスが利用できる人は原則として介護保険が優先				
18歳以上（必要な場合は15歳から利用することもできます）		○		市町村		サービスを利用するには市町村で支給決定を受け、受給者証の交付が必要です。施設の種類や所在地などは本文をご覧ください。（71～78ページ）	18 58
18歳以上（必要な場合は15歳から利用することもできます）		○		市町村			
18歳未満		○		中央児童相談所または幡多児童相談所	利用に当たっては、中央児童相談所又は幡多児童相談所にご相談ください。	施設の種類や所在地などは本文をご覧ください。（81ページ）	34 58
18歳未満		○					
なし（ただし、児童のみに交付される補装具があります）	○		介護保険の福祉用具の品目（車いす、電動車いす、歩行器）については、介護保険が優先されます。ただし、身体の状況によりオーダーメイドの製品が必要な場合は、補装具で交付されます。	市町村	申請書、印鑑、手帳　など （※）医師の意見書や更生相談所での判定が必要な場合がありますので、まずは市町村にご相談ください。		82
市町村によって異なる場合があります	市町村によって異なる場合があります			市町村	申請書、手帳　など	市町村事業ですので、まずは市町村にご相談ください。	84
学齢児以上		○ 所得に応じて自己負担あり	介護保険のサービスが利用できる人は介護保険が優先	市町村	申請書、見積書、図面、手帳など		86
なし	○ 世帯の生計中心者の所得税額が30万円未満		日常生活用具給付事業の住宅改修費の受給が可能な人は、住宅改修費の給付が優先 介護保険のサービスが利用できる人は、同様の制度があります。	市町村	申請書、見積書、図面、手帳など	助成の決定には、市町村の調査などが必要ですので、まずは市町村にご相談ください。住宅改修費との併給は可能です。	87
				県住宅供給公社総務管理課（TEL）088-883-0344		身体障害者世帯向住宅の所在地などは本文をご覧ください。	88
18歳以上		○	利用料（家賃）や食事代などは利用者の負担です。	福祉ホームの経営主体	福祉ホームの利用に当たっては経営主体との契約が必要です。	福祉ホームの所在地などは本文をご覧ください。	88

（※）「申請に必要なもの」欄の「手帳」は、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のことです。
（※※）「申請に必要なもの」については、マイナンバーを利用した情報連携により一部省略可能な書類もありますので、窓口にてご確認をお願いします。

主 な 制 度 一 覧 表

区分	制度名	制度の内容	身体障害者手帳						療育手帳				精神障害者保健福祉手帳		
			1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級
住宅	グループホーム	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を行います。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
貸付	生活福祉資金	障害のある人の世帯に、必要な資金を貸し付け、生活を支援します。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
税の減免	所得税・住民税	特別障害者控除 所得控除　所得税40万円　住民税30万円	○	○					○	○			○		
			（　本人または同一生計配偶者もしくは扶養親族　）												
		同居特別障害者控除 所得控除　所得税75万円　住民税53万円	○	○					○	○			○		
			（控除対象配偶者または扶養親族が同居している特別障害者の場合）												
		障害者控除 所得控除　所得税27万円　住民税26万円			○	○	○	○			○	○		○	○
			（　本人または同一生計配偶者もしくは扶養親族　）												
	自動車税 軽自動車税	障害のある人が所有する自動車を自らが運転する場合や、生計を一にする親族や常時介護する者が障害者の通院や通学などのために運転する場合に、一定の要件を満たせば税が減免されます。減免の対象となる自動車は障害者１人について１台に限ります。	○	○ 一部	○ 一部	○ 一部	○ 一部	○ 一部	○	○			○		
			（障害によって対象の級が異なりますので、本文をご覧ください。）												
各種割引制度	鉄道運賃 ＪＲ	次の場合、鉄道運賃が５割引きになります。 （小学生の場合は、こども運賃の５割引） ●第１種障害者 （単独で乗車する場合） 片道100Ｋｍ超の場合、本人の普通乗車券 （介護者が同行する場合） 本人と介護者１人の普通乗車券、定期乗車券、回数券、急行券（特急券を除く） ●第２種障害者 （単独で乗車又は介護者が同行する場合） 片道100Ｋｍ超の場合、本人の普通乗車券 （12歳未満の児童が定期乗車券によって利用するときに介護者が同行する場合） 介護者１人の定期乗車券	（第１種、第２種は、身体障害者手帳に記載されています。）						第１種 A1, A2		第２種 B1, B2		第１種	第２種	
			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	土佐くろしお鉄道														
	電車・バス運賃	次の場合、運賃が５割引になります。 【身体障害者手帳又は療育手帳】 ●第１種障害者・・本人、介護者（１人） ●第２種障害者・・本人のみ 【精神障害者保健福祉手帳】 ●１級・・本人、介護者（１人） ●２級、３級・・本人のみ	（第１種、第２種は、身体障害者手帳に記載されています。）						第１種 A1, A2		第２種 B1, B2		○	○	○
			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	JR四国バスは、土佐山田～大栃間のみ適用		
	航空運賃 （国内線）	割引率は航空会社（高知龍馬空港発着便はJAL及びANAが対象）によって異なります。 対象者は12歳以上の本人及び介護者（１人） （本人が12歳未満の場合は介護者のみ）となります。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

年齢制限	所得制限		その他の制限	申請先	申請に必要なもの	備　　考	記載ﾍﾟｰｼﾞ
	あり	なし					
15歳以上		○		市町村	支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書(住民票や課税等の証明書が必要）、手帳又は障害に関する証明書等	サービスを利用するには市町村で支給決定を受け、受給者証の交付が必要です。所在地などは本文をご覧ください。（69～70ページ）	18 58
	○			市町村の社会福祉協議会	生活福祉資金を利用したい場合は、地域の民生委員か市町村社会福祉協議会に相談してください。		46
なし		○		勤め先 税務署 市町村	印鑑、手帳、各種証明書　など	年末調整または確定申告のときに申請	91
本人運転の場合は18歳以上		○	【自動車の名義】 ①本人運転の場合 所有者、使用者とも障害者 ②家族運転の場合 所有者：障害者 使用者：障害者又は運転者 ※障害者が18歳未満又は知的障害の場合は同一生計の親族名義で可 ③常時介護者運転の場合 所有者：障害者 使用者：障害者又は運転者 【自動車の種類】自家用	安芸・中央東 須崎・幡多 各県税事務所 （軽自動車は市町村）	①本人運転の場合 申請書、手帳、運転免許証、車検証、印鑑 ②家族運転の場合 申請書、住民票、手帳、通院・通学・通勤等証明書、運転免許証、車検証、印鑑、直近１ヶ月の自動車運行実績及び誓約書（日常生活のみ） ③常時介護者運転の場合 上記②家族運転に加えて、自動車運行計画書、誓約書	軽自動車税の取扱いは市町村によって異なります。	89
乳児、幼児は無料		○	小児定期乗車券は、割引がありません。	乗車券販売窓口	乗車券を購入するときに窓口で手帳を提示してください。 ★一部ミライロＩＤが利用できます。 12歳以上の障害者が12歳以上の介護者とともに利用する場合、近距離用の片道乗車券については、自動券売機でこども乗車券を購入し、改札で手帳を提示すれば乗車券に証明を行います。	ＪＲバスの場合は、距離の制限はありません。（ただし、定期乗車券は、３割引） 距離の制限はありません。	92
なし		○			運賃を支払うときに、手帳を提示してください。 ★一部ミライロＩＤが利用できます。	距離の制限はありません。	93
12歳以上		○		航空券販売窓口	航空券を購入するときに、手帳を提示してください。 ★一部ミライロＩＤが利用できます。		

（※）「申請に必要なもの」欄の「手帳」は、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のことです。
（※※）「申請に必要なもの」については、マイナンバーを利用した情報連携により一部省略可能な書類もありますので、窓口にてご確認をお願いします。

★スマートフォン向け障害者手帳アプリ「ミライロＩＤ」について
公共交通機関や有料道路を利用する際に、障害者手帳アプリ「ミライロＩＤ」を呈示することで、手帳の代わりとすることができます。ミライロＩＤを利用するには、事前に利用登録が必要です。登録方法や利用方法等の詳細につきましては、下記ＵＲＬからご確認ください。
●ミライロＩＤについて　https://mirairo-id.jp

主な制度一覧表

区分	制度名	制度の内容	身体障害者手帳						療育手帳				精神障害者保健福祉手帳		
			1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級
各種割引制度	タクシー運賃	障害のある人自身が高知県内でタクシーに乗車する場合、運賃が１割引になります。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
													一部のタクシーで適用		
	有料道路通行料金	障害のある人が有料道路を利用する場合、通行料金が割引されます。（営業用車両を除く）	（本人運転の場合）												
			○	○	○	○	○	○							
			（本人が乗車し、介護者運転の場合）												
			○	○	○	○			○	○					
			一部	一部	一部	一部									
			第１種障害者のみ対象												
	ＮＨＫ放送受信料	ＮＨＫ放送受信料が全額又は半額免除されます。 免除申請書をＮＨＫに提出いただき、ＮＨＫが受理した月から免除の事由が消滅した月まで、放送受信料は免除となります。	全額（世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合）												
			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			半額（視覚障害又は聴覚障害のある人が世帯主の場合）						（重度の知的障害のある人が世帯主の場合）				（重度の精神障害のある人が世帯主の場合）		
			○	○	○	○	○	○	○	○			○		
			（重度の身体障害のある人が世帯主の場合）												
			○	○											
	携帯電話	障害のある人が契約している携帯電話の基本使用料などが割引されます。割引の範囲や割引率は携帯電話会社で異なります。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	県立施設入場料・使用料	県立施設の入場料等が無料になります。入場料は、障害のある人と介護者１人が対象となります。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
自動車	自動車運転免許取得費の助成	障害のある人が、運転免許を取得する場合、費用の一部が助成されます。	市町村によって助成の有無及び助成内容並びに対象者の範囲が異なります。詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。												
	自動車改造費の助　成	肢体障害がある人が、自動車のハンドルやブレーキ、アクセルなどを改造する場合、費用の一部が助成されます。	上肢、下肢、体幹または移動機能障害があり、改造を行わなければ自動車の運転ができない方が対象です。詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。												

年齢制限	所得制限		その他の制限	申請先	申請に必要なもの	備　　考	記載ページ
	あり	なし					
なし		○	時間運賃制の場合は割引対象外		乗車時に手帳を提示してください。		93
なし		○	【対象自動車(営業用は対象外)】 ①本人運転の場合 身体障害者手帳所持者又はその親族等が所有する自動車等 ②本人が乗車し、介護者が運転する場合 身体障害者手帳・療育手帳所持者又はその親族等が所有する自動車等、若しくは継続して日常的に介護している人が所有する自動車 【障害者手帳への記載】 市町村で手帳に有料道路割引スタンプの押印が必要。手続きをすればＥＴＣでの利用も可能。	市町村	【市町村での手続き】 申請書、手帳、車検証、運転免許証(本人運転の新規申請の場合)、契約書（割賦購入中又は長期リースの場合）など ＥＴＣ利用の場合は、ＥＴＣカード、ＥＴＣ車載器申込書・証明書（更新の際に、前回申請時から変更ない場合は不要） 【利用方法】 料金所で手帳を提示 ＥＴＣの場合は、利用登録済のＥＴＣカードを登録されたＥＴＣ車載器に挿入して通行 ★ミライロＩＤが利用できます。	有効期限がありますので、期限前に更新手続きが必要です。	94
なし				ＮＨＫ高知放送局 営業部 （TEL） 088-823-2301	●「免除申請」の手続き （１）申請書に必要事項を記入してください。申請書は自治体やＮＨＫの窓口にあります。 （２）自治体に申請書を提出し、免除事由の証明を受けてください。 （３）証明を受けた申請書をＮＨＫにご提出（郵送）してください。 ●申請に必要なもの 申請書、印鑑、手帳	●氏名、住所などに変更があった際は、必ずＮＨＫへご連絡をお願いします。 ●ＮＨＫ「受信料の窓口」 https://www.nhk-cs.jp/j/Q0108301	95
		○		各社ショップまたは取扱店	新規契約の場合 印鑑、口座番号、手帳　など		95
なし		○		各県立施設	施設の入場券販売窓口で手帳を提示してください。		96
18歳以上		○		市町村	申請書、印鑑、費用の見積書、手帳　運転免許を取得した後に、領収書や免許証の確認を受けることが必要です。	運転免許を取得する前に申請が必要です。	106
18歳以上	○		障害のある人本人が所有する自動車が対象	市町村	申請書、印鑑、費用の見積書、同意書、車検証、免許証、改造部分の写真、手帳	自動車を改造する前に申請が必要です。	

（※）「申請に必要なもの」欄の「手帳」は、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のことです。
（※※）「申請に必要なもの」については、マイナンバーを利用した情報連携により一部省略可能な書類もありますので、窓口にてご確認をお願いします。

★スマートフォン向け障害者手帳アプリ「ミライロＩＤ」について
公共交通機関や有料道路を利用する際に、障害者手帳アプリ「ミライロＩＤ」を呈示することで、手帳の代わりとすることができます。ミライロＩＤを利用するには、事前に利用登録が必要です。登録方法や利用方法等の詳細につきましては、下記ＵＲＬからご確認ください。
●ミライロＩＤについて　https://mirairo-id.jp

1　相談の窓口・関係機関

（1）高知県庁

県全体の障害保健福祉の推進と、福祉サービスや制度全般に関することを行っています。

担当部・課名		電話番号	ＦＡＸ番号	郵便番号	住　所
子ども・福祉政策部	障害福祉課	（企画調整担当） 088-823-9633 （地域生活支援担当） 088-823-9634 （障害児支援担当） 088-823-9663 （事業者担当） 088-823-9635	088-823-9260	780-8570	高知市丸ノ内1-2-20
	障害保健支援課	（精神保健福祉担当） 088-823-9669 （就労支援担当） 088-823-9560			
健康政策部	健康対策課	（難病患者の保健医療担当） 088-823-9678	088-873-9941		

（2）県の専門相談機関

こどもの発達や障害のある人の自立更生・精神保健、難病の患者さんとその家族の療養上の不安などに関する専門的な相談・支援を行っています。

名　　称		電話番号	ＦＡＸ番号	郵便番号	住　所
療育福祉センター	地域連携室	（診療に関すること） 088-843-6831	088-844-1097	780-8081	高知市若草町10-5
	総務課 （身体障害者更生相談）	（障害のある人の更生相談） 088-844-4477	088-844-4478		
	通園事業部	（こどもの聴こえに関すること） 088-844-3456	088-840-4935		
	発達障害者支援センター	（発達障害に関すること） 088-844-1247	088-844-1237		
精神保健福祉センター		088-821-4966	088-822-6058	780-0850	高知市丸ノ内2-4-1 保健衛生総合庁舎１階
ひきこもり地域支援センター		088-821-4508			
こうち難病相談支援センター		088-855-6258	088-855-6257	780-0062	高知市新本町1-14-6　１階

こどもに関する相談全般を受け、支援を行っています。

名　　称	電話番号	ＦＡＸ番号	郵便番号	住　所
中央児童相談所	088-821-6700 （療育手帳に関する相談） 088-844-0035	088-821-9005	780-8081	高知市若草町10-5
幡多児童相談所	0880-37-3159	0880-37-3205	787-0050	四万十市渡川1-6-21

（3）県の福祉保健所

地域福祉の推進や生活保護に関すること、こどもの発達や子育て、精神保健福祉など、福祉・保健・医療に関する相談や支援を行っています。

名　　称	電話番号	ＦＡＸ番号	郵便番号	住　所
安　芸　福祉保健所	0887-34-3175（代）	0887-34-3170	784-0001	安芸市矢ノ丸1-4-36 安芸総合庁舎内
中央東　福祉保健所	0887-53-3171（代）	0887-52-4561	782-0016	香美市土佐山田町山田1128-1
中央西　福祉保健所	0889-22-1240（代）	0889-22-9031	789-1201	高岡郡佐川町甲1243-4
須　崎　福祉保健所	0889-42-1875（代）	0889-42-8924	785-8585	須崎市東古市町6-26 須崎第二総合庁舎内
幡　多　福祉保健所	0880-35-5979（代）	0880-35-5980	787-0028	四万十市中村山手通19 幡多総合庁舎内

（4）保健所

精神保健福祉などに関する相談・支援を行っています。

名　　称	電話番号	ＦＡＸ番号	郵便番号	住　所
高知市保健所 健康増進課	088-803-8005	088-823-8020	780-0850	高知市丸ノ内1-7-45 総合あんしんセンター１階

１　相談の窓口・関係機関

（５）市町村役場

障害者手帳をはじめ、手当や福祉サービス、福祉制度の相談や申請の窓口です。

	市町村名	担当課名	電話番号	ＦＡＸ番号	郵便番号	住　所
市	高知市	障がい福祉課	088-823-9378	088-823-9370	780-8571	高知市本町5-1-45
		健康増進課	088-803-8005	088-823-8020	780-0850	高知市丸ノ内1-7-45 総合あんしんセンター１階
	室戸市	保健介護課	0887-22-3105	0887-24-2287	781-7109	室戸市領家87 室戸市保健福祉センター やすらぎ内
	安芸市	福祉事務所	0887-37-9451	0887-35-1028	784-8501	安芸市土居82-1
	南国市	福祉事務所	088-880-6566	088-863-1167	783-8501	南国市大埇甲2301
	土佐市	福祉事務所	088-852-1204	088-852-3452	781-1192	土佐市高岡町甲2017-1
	須崎市	福祉事務所	0889-42-1207	0889-42-1190	785-8601	須崎市山手町1-7
	宿毛市	福祉事務所	0880-62-1240	0880-62-1271	788-8686	宿毛市希望ヶ丘1番地
	土佐清水市	福祉事務所	0880-82-1118	0880-87-9012	787-0392	土佐清水市天神町11-2
	四万十市	福祉事務所	0880-34-1120	0880-34-1880	787-8501	四万十市中村大橋通4-10
	〃 （西土佐総合支所）	西土佐保健分室	0880-52-1132	0880-52-1024	787-1603	四万十市西土佐用井1110-28
	香南市	福祉事務所	0887-57-8509	0887-50-3012	781-5292	香南市野市町西野2706
	〃 （赤岡支所）		0887-55-3111	0887-57-7525	781-5310	香南市赤岡町325-1
	〃 （香我美支所）		0887-55-2111	0887-55-5704	781-5452	香南市香我美町下分646
	〃 （夜須支所）		0887-55-3141	0887-57-7529	781-5601	香南市夜須町坪井219
	〃 （吉川支所）		0887-55-3121	0887-55-0526	781-5241	香南市吉川町吉原287-1
	香美市	福祉事務所	0887-53-3117	0887-53-1094	782-8501	香美市土佐山田町宝町1-2-1
	〃 （香北支所）		0887-59-2311	0887-59-4204	781-4292	香美市香北町美良布1097
	〃 （物部支所）		0887-58-3111	0887-58-3110	781-4401	香美市物部町大栃1390-1
安芸郡	東洋町	住民課	0887-29-3394	0887-29-3813	781-7414	東洋町大字生見758-3
	奈半利町	住民福祉課	0887-38-4012	0887-38-7788	781-6402	奈半利町乙1659-1
	田野町	住民福祉課	0887-38-2812	0887-38-2044	781-6410	田野町1828-5
	安田町	町民生活課	0887-38-6712	0887-38-6780	781-6421	安田町大字安田1850
	北川村	住民課	0887-32-1214	0887-32-1234	781-6441	北川村大字野友甲1530
	馬路村	健康福祉課	0887-44-2112	0887-44-2779	781-6201	馬路村大字馬路443
	※中芸広域連合	保健福祉課	0887-38-8212	0887-32-1016	781-6410	田野町1456-41
	芸西村	健康福祉課	0887-33-2112	0887-33-4035	781-5792	芸西村和食甲1262

※奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村の５町村については、中芸広域連合が担当している業務があります。

1　相談の窓口・関係機関

	市町村名	担当課名	電話番号	ＦＡＸ番号	郵便番号	住　所
長岡郡	本山町	健康福祉課	0887-70-1060	0887-70-1038	781-3692	本山町本山636
	大豊町	地域福祉課	0887-72-0450	0887-72-0474	789-0392	大豊町津家1626
土佐郡	土佐町	健康福祉課	0887-82-2333	0887-70-1312	781-3492	土佐町土居194
	大川村	保健福祉課	0887-84-2211	0887-84-2328	781-3703	大川村小松27-1
吾川郡	いの町	ほけん福祉課	088-893-3810	088-893-1101	781-2110	いの町1400 すこやかセンター伊野内
	〃（吾北総合支所）	住民福祉課	088-867-2300	088-867-2777	781-2401	いの町上八川甲1934
	〃（本川総合支所）	住民福祉課	088-869-2112	088-869-2938	781-2601	いの町長沢123-12
	仁淀川町	健康福祉課	0889-35-0888	0889-35-0228	781-1592	仁淀川町大崎200
	〃（池川総合支所）	池川地域課	0889-34-2112	0889-34-2687	781-1606	仁淀川町土居甲916-3
	〃（仁淀総合支所）	仁淀地域課	0889-32-1132	0889-32-1100	781-1801	仁淀川町森2552-1
高岡郡	中土佐町	健康福祉課	0889-52-2662	0889-52-2432	789-1301	中土佐町久礼6663-1
	佐川町	健康福祉課	0889-22-7705	0889-22-7721	789-1202	佐川町乙2310 健康福祉センターかわせみ内
	越知町	保健福祉課	0889-26-3211	0889-20-1186	781-1301	越知町越知甲2457 保健福祉センター内
	梼原町	保健福祉課	0889-65-1170	0889-65-0379	785-0612	梼原町川西路2320-1 梼原町保健福祉支援センター１階
	日高村	健康福祉課	0889-24-5197	0889-20-1525	781-2194	日高村本郷61-1
	津野町	健康福祉課	0889-55-2151	0889-55-2119	785-0202	津野町姫野々431-1 総合保健福祉センター里楽内
	四万十町	健康福祉課	0880-22-3115	0880-22-3725	786-8501	四万十町琴平町16-17
	〃（大正地域振興局）	町民生活課	0880-27-0112	0880-27-1190	786-0393	四万十町大正380
	〃（十和地域振興局）	町民生活課	0880-28-5112	0880-28-5555	786-0504	四万十町十川145-3
幡多郡	大月町	健康福祉課	0880-73-1113	0880-73-1733	788-0302	大月町弘見2230
	三原村	住民課	0880-46-2111	0880-46-2114	787-0892	三原村来栖野346
	黒潮町	健康福祉課	0880-43-2124	0880-43-2676	789-1992	黒潮町入野5893
	〃（佐賀支所）	地域住民課	0880-55-3112	0880-55-3850	789-1795	黒潮町佐賀1092-1

1　相談の窓口・関係機関

（６）社会福祉協議会

① 高知県社会福祉協議会

地域福祉活動やボランティア活動の推進、福祉職場における人材育成、福祉サービスの苦情解決などを行っています。

名　　称	電話番号	ＦＡＸ番号	郵便番号	住　　所
高知県社会福祉協議会	088-844-9007	088-844-3852	780-8567	高知市朝倉戊375-1 ふくし交流プラザ 4階
高知県ボランティア・ＮＰＯセンター	088-850-9100			
高知県福祉研修センター	088-844-3605	088-844-9443		高知市朝倉戊375-1 ふくし交流プラザ 1階
福祉サービス困りごと解決委員会	088-802-2611			

② 市町村社会福祉協議会

福祉や生活の相談を行っています。また、ホームヘルプサービスなどを行っているところもあります。

	名　　称	電話番号	ＦＡＸ番号	郵便番号	住　　所
市	高　知　市 社会福祉協議会	088-823-9515	088-823-8059	780-0850	高知市丸ノ内1-7-45 総合あんしんセンター3階
	室　戸　市 社会福祉協議会	0887-22-1348	0887-22-1346	781-7109	室戸市領家87 室戸市デイサービスセンター内
	安　芸　市 社会福祉協議会	0887-35-2915	0887-35-8549	784-0043	安芸市川北甲5685
	南　国　市 社会福祉協議会	088-863-4444	088-863-4445	783-0001	南国市日吉町2-3-28 社会福祉センター内
	土　佐　市 社会福祉協議会	088-852-2145	088-852-3194	781-1102	土佐市高岡町乙3451-1 土佐市複合文化施設つなーで3階
	須　崎　市 社会福祉協議会	0889-42-0736	0889-42-7876	785-0007	須崎市南古市町6-3 交流ひろばすさき3階
	宿　毛　市 社会福祉協議会	0880-65-7665	0880-65-7663	788-0012	宿毛市高砂4-56 宿毛市総合社会福祉センター内
	土佐清水市 社会福祉協議会	0880-82-3500	0880-82-4047	787-0323	土佐清水市寿町11-9 土佐清水市社会福祉センター内
	四万十市 社会福祉協議会（本所）	0880-35-3011	0880-35-5241	787-0012	四万十市右山五月町8-3 四万十市社会福祉センター内
	〃　　〃　（西土佐支所）	0880-31-6111	0880-31-6112	787-1603	四万十市西土佐用井1110－31 四万十市総合福祉センター内
	香　美　市 社会福祉協議会（本所）	0887-53-5800	0887-53-5470	782-0041	香美市土佐山田町262-1 プラザ八王子内
	〃　　〃　（香北支所）	0887-59-2140	0887-59-3226	781-4211	香美市香北町韮生野336-1 保健福祉センター内
	〃　　〃　（物部支所）	0887-58-3098	0887-58-3093	781-4401	香美市物部町大栃878-3
	香　南　市 社会福祉協議会	0887-57-7300	0887-57-7305	781-5452	香南市香我美町下分646 香我美庁舎内
安芸郡	東　洋　町 社会福祉協議会	0887-29-3144	0887-29-3145	781-7414	東洋町大字生見756-8 東洋町地域福祉センター内
	奈半利町 社会福祉協議会	0887-38-7346	0887-38-3994	781-6402	奈半利町乙1269番地1 奈半利町保健福祉センター内
	田　野　町 社会福祉協議会	0887-38-5325	0887-38-2047	781-6410	田野町1828-4 田野町老人福祉センター内
	安　田　町 社会福祉協議会	0887-38-5500	0887-38-6878	781-6423	安田町大字西島40-2 安田町保健センター内
	北　川　村 社会福祉協議会	0887-38-6895	0887-32-1226	781-6441	北川村大字野友甲710-2 北川村総合保健福祉センター内

１　相談の窓口・関係機関

	名　　称	電話番号	ＦＡＸ番号	郵便番号	住　　所
安芸郡	馬　路　村　社会福祉協議会	0887-42-1020	0887-42-1021	781-6201	馬路村大字馬路407-1 馬路村デイサービスセンター内
	芸　西　村　社会福祉協議会	0887-32-2211	0887-32-2211	781-5701	芸西村和食甲1290 老人福祉センター内
長岡郡	本　山　町　社会福祉協議会	0887-76-2312	0887-76-2381	781-3601	本山町本山1041 本山町社会福祉会館内
	大　豊　町　社会福祉協議会	0887-73-1200	0887-73-1044	789-0250	大豊町黒石345-7 大豊町総合ふれあいセンター内
土佐郡	土　佐　町　社会福祉協議会	0887-82-1067	0887-82-1069	781-3401	土佐町土居206 土佐町保健福祉センター１階
	大　川　村　社会福祉協議会	0887-84-2361	0887-70-1815	781-3703	大川村小松78-6 大川村総合福祉センター内
吾川郡	い　の　町　社会福祉協議会（本所）	088-892-0515	088-893-4870	781-2110	いの町1400 すこやかセンター伊野内
	〃　　〃　（本川支所）	088-869-2071	088-869-2038	781-2601	いの町長沢254-10 いの町本川保健福祉センター内
	〃　　〃　（吾北支所）	088-867-2820	088-850-5336	781-2321	いの町小川東津賀才53-1 吾北山村開発センター内
	仁淀川町　社会福祉協議会（本所）	0889-35-0207	0889-35-0210	781-1501	仁淀川町大崎264-8 仁淀川町福祉センター内
	〃　　〃　（池川支所）	0889-34-2235	―	781-1606	仁淀川町土居甲921-1 池川保健福祉センター内
	〃　　〃　（仁淀支所）	0889-32-2238	0889-32-2296	781-1911	仁淀川町長者乙2435 仁淀川町デイサービスセンターせいらん荘内
高岡郡	中土佐町　社会福祉協議会	0889-52-2058	0889-59-0554	789-1301	中土佐町久礼6584-1 中土佐町民交流会館内
	〃　　〃　（大野見支所）	0889-57-2217	0889-57-2190	789-1401	中土佐町大野見吉野２３４ 大野見保健福祉センター内
	佐　川　町　社会福祉協議会	0889-22-1510	0889-22-5621	789-1202	佐川町乙2310 佐川町健康福祉センターかわせみ内
	越　知　町　社会福祉協議会	0889-26-1149	0889-26-3821	781-1301	越知町越知甲2457 越知町保健福祉センター内
	日　高　村　社会福祉協議会	0889-24-5310	0889-24-7626	781-2152	日高村沖名5 日高村社会福祉センター内
	津　野　町　社会福祉協議会（本所）	0889-55-2115	0889-55-2119	785-0218	津野町大野７番地１（令和９年３月末（予定）まで上記住所）
	〃　　〃　（西支所）	0889-62-2224	0889-62-2227	785-0503	津野町芳生野甲111 津野町老人福祉センター内
	梼　原　町　社会福祉協議会	0889-65-1235	0889-65-1237	785-0612	梼原町川西路2321-1
	しまんと町　社会福祉協議会（本所）	0880-22-1195	0880-22-1138	786-0004	四万十町茂串町11-30 四万十町社会福祉センター
	〃　　〃　（大正支所）	0880-27-1177	0880-27-1178	786-0301	四万十町大正32-1 四万十町大正老人福祉センター内
	〃　　〃　（十和支所）	0880-28-5331	0880-28-5060	786-0511	四万十町昭和470-6 四万十町十和高齢者生活福祉センター内
幡多郡	大　月　町　社会福祉協議会	0880-73-1119	0880-62-4878	788-0311	大月町鉾土603
	三　原　村　社会福祉協議会	0880-46-3003	0880-46-3012	787-0803	三原村来栖野479-1 三原村総合保健センター内
	黒　潮　町　社会福祉協議会	0880-43-2835	0880-43-0317	789-1931	黒潮町入野2017-1 黒潮町保健福祉センター内
	〃　　〃　（佐賀支所）	0880-55-3250	0880-55-3251	789-1720	黒潮町佐賀920 佐賀交流センターみらい内

１　相談の窓口・関係機関

（７）高知県高齢者・障害者権利擁護センター

雇用者や事業者による障害者への虐待にかかわる通報は高知県高齢者・障害者権利擁護センターまでお寄せください。

家族や障害福祉施設の職員による障害者への虐待にかかわる通報については、お住まいの市町村の障害者虐待防止センター（障害保健福祉担当部署）にお寄せください。

実施機関	受　付　時　間	場　　所
高知県高齢者・障害者権利擁護センター	月曜日～金曜日（年末年始・祝日除く）　8:30～17:15 ※上記以外は留守番電話対応またはFAX対応	高知市朝倉戊375-1 県立ふくし交流プラザ 4階 TEL：088-850-7770 FAX：088-844-3852

市町村担当部署：高知市については、高知市障害者虐待防止センター（電話：088-822-4715　FAX：088-875-6684）

高知市以外の市町村については10ページ参照。

（８）女性に関する相談機関

①家庭や職場、地域での問題など女性のための一般相談を行っています。面談は予約制　※先にお電話でご相談下さい。

実施機関	受　付　時　間	場　　所
こうち男女共同参画センター「ソーレ」	毎日（第２水曜日・祝日・年末年始を除く） 9:00～12:00、13:00～17:00（最終受付 16:00）	高知市旭町3丁目115 TEL：088-873-9555

②女性に関する相談全般、配偶者等からのＤＶに関する相談支援を行っています。

実施機関	受　付　時　間	場　　所
高知県女性相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター）	【来所相談】 ※予約制、最終受付 16:00 月曜日～金曜日（祝日・休日・年末年始を除く）9:00～17:15 【電話相談】 月曜日～金曜日(年末年始を除く)9:00～17:15、18:00～22:00 土・日曜日及び祝日（年末年始を除く）9:00～20:00	高知市百石町2丁目34-8 TEL：088-833-0783

（９）年金事務所

国民年金や厚生年金の給付の裁定などを行っています。年金の相談も行っています。

名　　称	電話番号	ＦＡＸ番号	郵便番号	住　所
高　知　東　年金事務所	088-831-4430	088-833-4719	781-9556	高知市桟橋通4-13-3
高　知　西　年金事務所	088-875-1717	088-823-1519	780-8530	高知市旭町3-70-1
南　国　年金事務所	088-864-1111	088-863-1019	783-8507	南国市大そね甲1214-6
幡　多　年金事務所	0880-34-1616	0880-35-2319	787-0023	四万十市中村東町2-4-10

（１０）公共職業安定所（ハローワーク）

職業紹介や就職の相談などを行っています。

名　　称	電話番号	ＦＡＸ番号	郵便番号	住　所
安　芸　公共職業安定所	0887-34-2111	0887-35-3474	784-0001	安芸市矢ノ丸4-4-4
高　知　公共職業安定所	088-878-5323	088-878-5335	781-8560	高知市大津乙2536-6
〃　香美出張所	0887-53-4171	0887-53-2291	782-0033	香美市土佐山田町旭町1-4-10
い　の　公共職業安定所	088-893-1225	088-893-1226	781-2120	いの町枝川1943-1
須　崎　公共職業安定所	0889-42-2566	0889-42-2569	785-0012	須崎市西糺町4-3
四　万　十　公共職業安定所	0880-34-1155	0880-34-4996	787-0012	四万十市右山五月町3-12 中村地方合同庁舎内

１　相談の窓口・関係機関

（１１）独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構高知支部　高齢・障害者業務課

高齢者の雇用の確保、障害者の職業的自立の推進、求職者その他労働者の職業能力の開発及び向上のために、高齢者、障害者、求職者、事業主等の方々に対して総合的な支援を行っています。

名称	電話番号	ＦＡＸ番号	郵便番号	住所
独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構高知支部 高齢・障害者業務課	088-837-1160	088-837-1163	781-8010	高知市桟橋通４丁目15-68

（１２）独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構高知支部　高知障害者職業センター

仕事に就くための相談や援助、就業準備のための支援、職場における定着支援などを行っています。

名称	電話番号	ＦＡＸ番号	郵便番号	住所
独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構高知支部 高知障害者職業センター	088-866-2111	088-866-0676	781-5102	高知市大津甲770-3

（１３）障害者就業・生活支援センター

仕事に就きたい人や仕事をしている人の様々な相談・支援を、いろいろな機関と連携して行っています。

名　　称	電話番号	ＦＡＸ番号	郵便番号	住　所
障害者就業・生活支援センター きずな	0887-37-9125	0887-37-9126	784-0004	安芸市本町３丁目10-35
障害者就業・生活支援センター ゆうあい	088-854-9111	088-854-9112	783-0005	南国市大埇乙2305
高知障害者就業・生活支援センター シャイン	088-802-6185	088-802-6186	780-8031	高知市大原町76-2 コーポ筆山１Ｆ北号室
障害者就業・生活支援センター すてっぷ	0889-59-0900	0889-59-0901	785-0005	須崎市東古市町２番５号２階北
障害者就業・生活支援センター ラポール	0880-34-6673	0880-34-8070	787-0013	四万十市右山天神町201

（１４）高次脳機能障害者支援センター

高次脳機能障害のある人の様々な相談・支援を、いろいろな機関と連携して行っています。

名　　称	電話番号	ＦＡＸ番号	郵便番号	住　所
高知県高次脳機能障害者支援センター 青い空	090-6535-6370	088-855-6710	780-0843	高知市廿代町2－22 近森リハビリテーション病院内

（１５）視聴覚障害者情報提供施設

名　　称	電話番号	ＦＡＸ番号	郵便番号	住　所
高知声と点字の図書館	088-823-9488	088-820-3218	780-0842	高知市追手筋2丁目1-1
高知県聴覚障害者情報センター	088-823-5922	088-822-0750	780-0928	高知市越前町2-4-5（3階）

（１６）ルミエールサロン（視覚障害者向け機器展示室）

視覚障害者向けの機器展示や、専門スタッフによる訪問相談等を行っています。（詳しくは、108ページを参照）

名　　称	電話番号	ＦＡＸ番号	郵便番号	住　所
ルミエールサロン	088-823-8820	088-823-8820	780-0926	高知市大膳町6-32 高知県立盲学校内

１　相談の窓口・関係機関

（１７）医療的ケア児支援センター

名　　称	電話番号	ＦＡＸ番号	郵便番号	住　所
重症心身障害児者・医療的ケア児等支援センターきぼうのわ	088-802-8250	088-802-8251	783-0022	南国市小籠107番地 土佐希望の家医療福祉センター内

（１８）その他の機関

名　　称	電話番号	ＦＡＸ番号	郵便番号	住　所
高知県立 障害者スポーツセンター	088-841-0021	088-841-0065	781-0313	高知市春野町内ノ谷1-1
高知市障害者福祉センター	088-873-7717	088-873-6420	780-0935	高知市旭町2-21-6
高知市東部健康福祉センター	088-882-9380	088-883-5915	781-8121	高知市葛島4-3-3
高知市南部健康福祉センター	088-878-9060	088-878-9061	780-8015	高知市百石町3-1-30
安芸県税事務所	0887-34-1161	0887-35-8330	784-0001	安芸市矢ノ丸1－4－36 安芸総合庁舎内
中央東県税事務所	088-866-8510	088-866-3630	781-5103	高知市大津乙1820-1
中央西県税事務所	088-821-4651	088-821-4687	780-0850	高知市丸ノ内1-7-52 高知県庁西庁舎内
須崎県税事務所	0889-42-2366	0889-42-9010	785-0013	須崎市西古市町1－24 須崎総合庁舎内
幡多県税事務所	0880-35-5972	0880-34-4779	787-0028	四万十市中村山手通19 幡多総合庁舎内
安芸税務署	0887-35-3115	－	784-0001	安芸市矢ノ丸4-5-7
南国税務署	088-863-3215	－	783-0004	南国市大埇甲1592-2
高知税務署	088-822-1123	－	780-0061	高知市栄田町2-2-10 高知よさこい咲都合同庁舎内
伊野税務署	088-893-1121	－	781-2103	吾川郡いの町幸町5
須崎税務署	0889-42-2355	－	785-0004	須崎市青木町1-4 須崎第２地方合同庁舎内
中村税務署	0880-35-2135	－	787-0022	四万十市中村新町4-4
認定ＮＰＯ法人 高知いのちの電話協会	088-824-6300	088-824-0036	780-0870	高知市本町郵便局局留め
高知県地域生活定着支援センター	088-855-3611	088-855-6226	780-8567	高知市朝倉戊375-1 ふくし交流プラザ４階

２　障害者総合支援法について

（１）障害者総合支援法の概要

平成25年４月から、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行されました。（一部は平成26年４月施行）

【基本理念】

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念としています。

【障害者総合支援法のポイント】

① 障害者の範囲に難病等が追加され、身体障害者手帳の有無にかかわらず、市町村において必要と認められた障害福祉サービス等が利用できる。（平成25年４月施行）

※26ページ「３ 難病等の方々の障害福祉サービス等について」参照。

② 「障害程度区分」を、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に変更（平成26年４月施行）

③ 重度訪問介護や地域移行支援の対象の拡大、ケアホームをグループホームに一元化（平成26年４月施行）

【サービスの体系】

障害者総合支援法のサービスは、自立支援給付と地域生活支援事業に大別されます。

●自立支援給付

介護支援を行う「介護給付」や訓練などの支援を行う「訓練等給付」、地域生活への移行などの支援を行う「地域相談支援給付」は、利用者などからの申請により認定や決定を経てサービスが行われます。

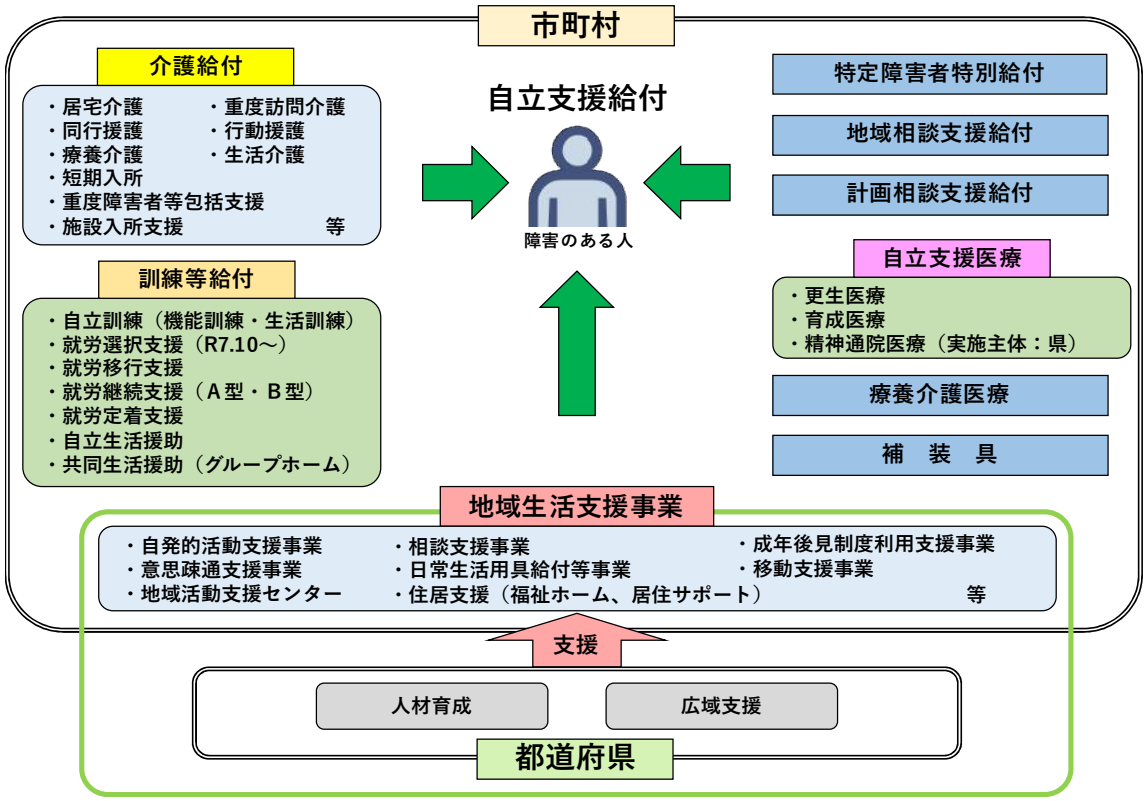
その他に「自立支援医療」「補装具」などの給付があります。

●地域生活支援事業

市町村の創意工夫により、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に対応することが求められる成年後見制度利用支援、意思疎通支援、移動支援、地域活動支援センターなどの事業があります。

詳しい事業内容や利用者の負担はそれぞれの市町村ごとに異なります。

福祉サービス等の体系



２　障害者総合支援法について

（２）サービスの内容

●自立支援給付（介護給付・訓練等給付）

事業名		内容	対象者（障害支援区分）
介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	区分１以上
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する人であって、常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。	区分４以上
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代読、代筆含む）、移動の援護等の外出支援を行います。	
	行動援護	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する人であって、常に介護を必要とする人が行動する際の危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。	区分３以上
	療養介護	医療を必要とする人であって、常に介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。	区分５以上
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	区分３以上 （50歳以上は区分２以上）
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	区分１以上
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。	区分６
	施設入所支援 （施設入所支援と日中活動支援を併せて実施する施設を「障害者支援施設」といいます。）	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 ◎　特定旧法施設（身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設）の利用者は、新体系移行後も、障害支援区分に関係なく、引き続きその施設（障害者支援施設）を利用することができます。 ◎　施設入所支援に併せて実施することができる日中活動支援は、生活介護、自立訓練（宿泊型を除く）、就労移行支援、就労継続支援Ｂ型となっています。	〈生活介護を併せて実施する場合〉 区分４以上 （50歳以上は区分３以上）
訓練等給付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	
	就労選択支援	障害のある人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択支援を行います。	
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	
	就労継続支援（Ａ型=雇用型・Ｂ型=非雇用型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	
	就労定着支援	一般企業等へ就職された人に、一定期間、就労の継続のために必要な支援を行います。	
	自立生活援助	施設やグループホーム等から一人暮らしを希望する人に、生活面の支援を行います。	
	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を行います。	

（※）障害支援区分だけでなく別に利用条件があるものもあります。

自立支援医療については48ページに、補装具については82ページに掲載しています。

2　障害者総合支援法について

●自立支援給付（相談支援）

事業名		内容
計画相談支援	サービス利用支援	障害のある方の心身の状況や生活環境等を勘案し、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮したサービス等利用計画の作成等を行います。
	継続サービス利用支援	サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行います。
地域相談支援	地域移行支援	施設や精神科病院等からの退所・退院を希望する方の意向、適性、障害の特性、環境や日常生活全般の状況を考慮して地域移行支援計画を作成し、面接や同行による支援を行います。
	地域定着支援	24時間の連絡体制を確保し、地域移行をされた方が障害の特性に起因して緊急の事態が生じた場合に、利用者の自宅へ訪問するなどにより支援を行います。

詳しくは、57ページに掲載しています。

●障害福祉サービスの組み合わせ

入所施設のサービスを、昼のサービス（日中活動事業）と夜のサービス（居住支援事業）に分けることにより、サービスの組み合わせを選択できます。

サービスを利用する際には一人ひとりの個別支援計画が作成され、利用目的にかなったサービスが提供されます。

【日中活動の場】
- 療養介護
 ※医療機関への入院とあわせて実施
- 生活介護
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- 就労移行支援
- 就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）
- 地域活動支援センター
 （地域生活支援事業）

＋

【住まいの場】
- 施設入所支援
- 居住支援
 - グループホーム
 - 福祉ホーム

●介護保険制度との適用関係

介護保険の対象となる人は、介護保険のサービス（介護給付・予防給付・市町村特別給付）が優先されます。

ただし、障害者の固有のサービスが必要と認められる場合や介護保険にはないサービスについては、障害者のサービスが利用できます。

※介護保険の対象者とは、65歳以上で要介護状態にある人と、40歳以上65歳未満で特定疾病により要介護状態となった人です。

2　障害者総合支援法について

●地域生活支援事業

<table>
<tr><th colspan="2">事　業　名</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td rowspan="11">市町村が行う地域生活支援事業</td><td rowspan="9">必須事業</td><td>理解促進研修・啓発事業</td><td>地域住民に対して障害のある人等への理解を深めるための研修や啓発を行います。</td></tr>
<tr><td>自発的活動支援事業</td><td>障害のある人等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害のある人等、その家族、地域住民等が地域で行う自発的な取り組みを支援します。</td></tr>
<tr><td>相談支援事業</td><td>障害のある人やその保護者、介護を行っている人などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用支援、関係機関との連絡調整など必要な援助を行います。
（１）基幹相談支援センター機能強化事業
（２）住宅入居等支援事業（居住サポート事業）</td></tr>
<tr><td>成年後見制度利用支援事業</td><td>障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者又は精神障害者に対して、成年後見制度の利用支援を行います。</td></tr>
<tr><td>成年後見制度法人後見支援事業</td><td>成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人の確保や、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。</td></tr>
<tr><td>意思疎通支援事業</td><td>聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障害や難病等の障害がある人の意思疎通を支援するため、手話通訳者や要約筆記者の派遣や点訳、代筆、代読、音声訳等による支援を行います。</td></tr>
<tr><td>日常生活用具給付等事業</td><td>重度障害のある人等の日常生活の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与します。</td></tr>
<tr><td>手話奉仕員養成研修事業</td><td>聴覚に障害のある人等との交流活動の促進や、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話技術を習得した手話奉仕員を養成研修します。</td></tr>
<tr><td>移動支援事業</td><td>屋外での移動が困難な障害のある人等について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。</td></tr>
<tr><td>地域活動支援センター機能強化事業</td><td>地域の実情に応じ、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能強化（職員の加配等）を行います。</td></tr>
<tr><td colspan="2">任意事業</td><td>市町村の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行います。
事業例
【日常生活支援】
（１）福祉ホームの運営
（２）訪問入浴サービス
（３）生活訓練等
（４）日中一時支援
（５）地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業
（６）相談支援事業所等（地域援助事業者）における退院支援体制確保
（７）協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援
（８）地域生活定着支援センターとの連携強化事業
【社会参加支援】
（１）レクリエーション活動等支援
（２）芸術文化活動振興
（３）点字・声の広報等発行
（４）奉仕員養成研修
（５）複数市町村による意思疎通支援の共同実施促進
（６）家庭・教育・福祉連携推進事業
【就業・就労支援】
（１）盲人ホームの運営
（２）知的障害者職親委託</td></tr>
<tr><td colspan="2">特別支援事業</td><td>必須事業の実施が遅れている地域の支援や実施水準に格差が見られる事業の充実を行います。</td></tr>
</table>

２　障害者総合支援法について

	事　業　名		内　　容		
都道府県が行う地域生活支援事業	必須事業	専門性の高い相談支援事業	特に専門性の高い相談について、情報提供などの支援を行います。 （１）発達障害者支援センター運営事業 （２）高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業		
		専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	意思疎通支援事業の担い手である手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者の養成研修を行います。 （１）手話通訳者・要約筆記者養成研修事業 （２）盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業 （３）失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業		
		専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	複数市町村の住民が参加する障害者団体等の会議や講演など市町村での対応が困難な派遣について手話通訳者や要約筆記者、失語症者向け意思疎通支援者の派遣を行ったり、視覚と聴覚の両方に障害のある方（盲ろう者）に対してコミュニケーション及び移動の支援を行うため、盲ろう者向け・通訳介助員を派遣します。 （１）手話通訳者・要約筆記者派遣事業 （２）盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 （３）失語症者向け意思疎通支援者派遣事業		
		意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業	手話通訳者、要約筆記者等の派遣に係る市町村相互間の連絡調整体制を整えることで、広域的な派遣が円滑に行えるようにします。		
		広域的な支援事業	地域における相談支援体制の整備を推進するとともに、精神障害に関する専門性の高い相談支援や事故・災害等発生時に必要な緊急対応を行います。 （１）都道府県相談支援体制整備事業 （２）精神障害者地域生活支援広域調整等事業 （３）発達障害者支援地域協議会による体制整備事業		
	任意事業	サービス・相談支援者、指導者育成事業	障害福祉サービスや相談支援が円滑に実施されるよう、サービスを提供する者等に対して研修を行います。 （１）障害支援区分認定調査員等研修事業 （２）相談支援従事者等研修事業 （３）サービス管理責任者研修事業 （４）居宅介護従業者等養成研修事業 （５）障害者ピアサポート研修事業 （６）身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業 （７）音声機能障害者発声訓練指導者養成事業 （８）精神障害関係従事者養成研修事業 （９）精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業 （10）成年後見制度法人後見養成研修事業 （11）その他サービス・相談支援者、指導者育成事業		
		都道府県任意事業	都道府県の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行います。		
			事業例 【日常生活支援】 （１）福祉ホームの運営 （２）オストメイト（人工肛門、人工膀胱造設者）社会適応訓練 （３）音声機能障害者発声訓練 （４）矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行促進 （５）医療型短期入所事業所開設支援 （６）障害者の地域生活の推進に向けた体制強化支援事業	【社会参加支援】 （１）手話通訳者設置 （２）字幕入り映像ライブラリーの提供 （３）点字・声の広報等発行 （４）点字による即時情報ネットワーク （５）都道府県障害者社会参加推進センター運営 （６）奉仕員養成研修 （７）レクリエーション活動等支援 （８）芸術文化活動振興 （９）サービス提供者情報提供等 （10）障害者自立（いきいき）支援機器普及アンテナ事業 （11）企業ＣＳＲ連携促進 （12）障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業	【就業・就労支援】 （１）盲人ホームの運営 （２）重度障害者在宅就労促進（バーチャル工房支援） （３）一般就労移行等促進 （４）障害者就業・生活支援センター体制強化等 （５）就労移行等連携調整事業 【重度障害者に係る市町村特別支援】
	特別支援事業		必須事業の実施が遅れている地域の支援や実施水準に格差が見られる事業の充実を行います。		

※104ページからの「14　社会参加の促進について」に、具体的な事業内容や問い合わせ先を記載しています。

2　障害者総合支援法について

●地域生活支援促進事業

障害者等が日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域生活支援事業に加えて、政策的な課題に対応する事業を計画的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

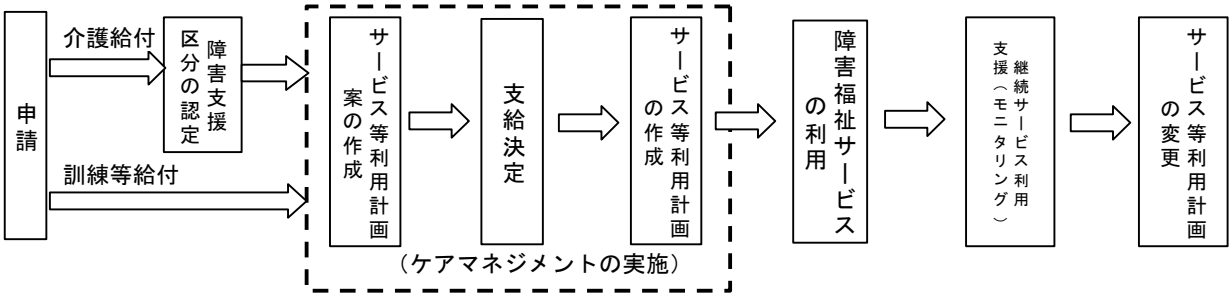
事　業　名	内　　容	実施主体
発達障害者支援体制整備事業	発達障害児者について、各ライフステージに対応する一貫した支援を行うため、地域支援体制の整備等を図ります。	都道府県
障害者虐待防止対策支援事業	障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図ります。	都道府県 市町村
障害者就業・生活支援センター事業	就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害者に対し、障害者就業・生活支援センター窓口での相談や職場・家庭訪問等による生活面の指導、相談支援等を実施します。	都道府県
工賃向上計画支援等事業	就労継続支援Ｂ型事業所等での工賃向上を図るため、事業所に対する経営改善や商品開発等に対する支援等のモデル事業を実施します。また、農福連携による障害者の就農促進のため、障害者就労施設へ農業の専門家の派遣やマルシェ開催等の支援を実施します。	都道府県
強度行動障害支援者養成研修事業	強度行動障害のある方等に対する支援を行う方への研修を行います。	都道府県
成年後見制度普及啓発事業	成年後見制度利用促進のための普及啓発を行います。	都道府県 市町村
アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業	アルコール依存症を含むアルコール関連問題の改善に取り組む民間団体の活動を支援します。	都道府県 市町村（保健所設置）
薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業	薬物依存症に関する問題の改善に取り組む民間団体の活動を支援します。	都道府県 市町村（保健所設置）
ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業	ギャンブル等依存症に関する問題の改善に取り組む民間団体の活動を支援します。	都道府県 市町村（保健所設置）
「心のバリアフリー」推進事業	管内市町村の理解促進研修・啓発事業や自発的活動支援事業との調整や連携を行うとともに、心のバリアフリーを広めるための取り組みを実施します。	都道府県
身体障害者補助犬育成促進事業	身体障害者補助犬を使用することにより社会参加が見込まれる方に対し、その育成に対する支援及び地域における補助犬に対する理解促進を図ることや育成計画に対する支援を行います。	都道府県
発達障害児者及び家族等支援事業	発達障害児者の家族同士の支援を推進する観点から、同じ悩みを持つ本人同士や発達障害児者の家族に対するピアサポート等の支援を拡充します。	都道府県 市町村
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業	保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて医療機関、市町村等の連携による支援体制を構築し、地域の課題を共有した上で行う地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。	都道府県 市町村（保健所設置）
障害者ＩＣＴサポート総合推進事業	ＩＣＴ機器の利用等にかかる相談を行う総合的なサービス拠点を運営する事業、パソコンボランティアを派遣する事業、地域の情報を音声や点字などに加工しサピエにアップする事業を実施します。	都道府県
意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業	現任の手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の資質向上のための研修、手話通訳士確保のための研修等を実施します。	都道府県 市町村
特別促進事業	地域の特性等に応じて県または市町村の判断で実施します。 ※厚生労働省に協議のうえ実施	都道府県 市町村

※このほか、以下の事業が地域生活支援促進事業として位置付けられています。
- 発達障害児者地域生活支援モデル事業
- かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業
- 障害者芸術・文化祭開催事業
- 障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業
- 発達障害診断待機解消事業
- 地域における読書バリアフリー体制強化
- 入院者訪問支援事業
- 高次脳機能障害及びその関連障害に対する地域支援ネットワーク構築促進事業
- 都道府県による基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等整備推進事業
- 都道府県・指定都市における虐待対応体制整備支援事業
- 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業
- 雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業

2　障害者総合支援法について

（3）サービスの利用方法について

●支給決定プロセス



●サービスを利用するには

① 市町村へサービス利用の申請をしてください。

【申請に必要なもの】

・支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書

・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳、その他給付の対象者であることを確認できる書類等

※減額・免除の申請をする場合は、事実関係の確認ができる書類の添付が必要です。

② 市町村は、ご本人の状態をお聴きし、心身の状態を総合的に判断するため障害支援区分の判定（介護給付のサービスを利用する場合）を行います。

③ 市町村から、ご本人に文書でサービス等利用計画案の提出を依頼します。

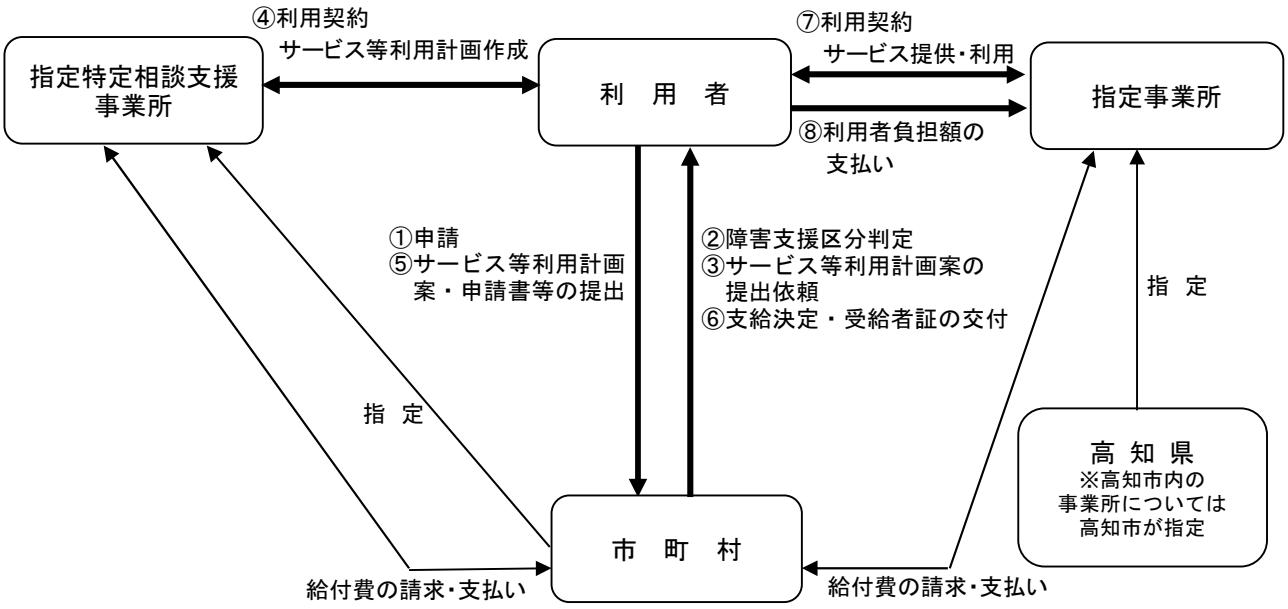
④ 指定特定相談支援事業所と契約して、サービス等利用計画案を作成してください。

⑤ 市町村に、サービス等利用計画案と計画相談支援給付費申請書、計画相談支援依頼届出書を提出してください。

⑥ サービス等利用計画案を勘案し、サービスの利用が必要と判断される場合は支給決定のうえ、受給者証をお渡しします。

⑦ 受給者証を受け取ったら、指定事業所とサービスの利用契約を結び、サービスを利用します。

⑧ サービスを利用したら、受給者証に記載されている利用者負担上限月額に達するまで利用者負担分を指定事業所に支払っていただくことになります。



（※）図中の番号は、上記説明文の番号に対応

詳しい手続き方法などについては、お住まいの市町村の担当窓口へお問い合わせください。

２　障害者総合支援法について

（４）利用者負担について

障害福祉サービスの利用者負担は、所得（負担能力）に応じて４区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

ただし、負担能力に応じて設定される負担上限月額よりも、サービスに係る費用の１割に相当する額の方が低い場合には、当該１割に相当する額が負担額となります。

＜月額負担上限額表＞

区分	対象となる人	月額負担上限額
生活保護	生活保護世帯の人	０円
低所得	市町村民税非課税世帯	０円
一般１	市町村民税所得割16万円未満の居宅で生活する障害者	9,300円
	市町村民税所得割28万円未満の居宅で生活する障害児	4,600円
	市町村民税所得割28万円未満の20歳未満の入所施設利用者	9,300円
一般２	上記以外	37,200円

※20歳未満の施設入所利用者については、食費・光熱水費の実費負担も含めた利用者負担額が平成18年10月以前の応能負担と同額の負担額になるよう、県独自軽減制度を実施しています。

＜所得を判断する際の世帯の範囲＞

種　　別	世帯の範囲
18歳以上の障害者（施設に入所する18､19歳を除く）	本人とその配偶者
障害児（施設に入所する18、19歳を含む）	保護者の属する住民基本台帳での世帯

●利用者負担の軽減について

①施設サービスを利用する場合の食費や光熱水費などは全額自己負担です。ただし、所得に応じて負担が軽減される場合があります。

＜入所施設の場合＞

20歳以上の方・・生活保護、低所得の方は、食費・光熱水費の実費負担を軽減するために、補足給付の支給又は減免されます。

20歳未満の方・・すべての所得区分の方を対象に、保護者が子どもを養育する一般の世帯で通常必要な費用と同じくらいの負担になるように、補足給付の支給又は減免されます。

＜通所施設の場合＞

一定所得以下の方は、食費のうち人件費相当分は給付され、食材料費のみを負担します。

②グループホーム利用者（生活保護、低所得の方）に対して、利用者１人当たり月額10,000円を上限とした家賃の助成があります。

③同じ世帯の中で障害福祉サービス等を利用する人が複数いる場合や、同一の利用者が複数のサービスを利用する場合は、負担上限額を超えた分が高額障害福祉サービス等給付費等として支給され、負担が重くならないように配慮されています。該当となる方には、市町村から通知されます。

④各種負担軽減策によっても、利用者負担のために生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならないように負担が軽減されます。

⑤幼児教育無償化に伴い、就学前の障害児の発達支援については、利用料が軽減されます（令和元年10月～）。

２　障害者総合支援法について

（５）介護保険の円滑な利用について

●介護保険サービスの利用者負担の軽減（償還）

障害福祉のサービスに相当する介護保険サービスがある場合には、介護保険のサービスが優先されます。

このため、65歳に達した障害のある人がこれまでの障害福祉サービスの利用から介護保険サービスの利用へと変更となる際に、障害福祉制度と介護保険制度の利用者負担上限が異なるために、利用者負担（１割）が新たに生じる可能性があります。

そこで、65歳に至るまでに長期間障害福祉サービスを利用していた方については、介護保険サービスの利用者負担が軽減されます。

＜利用者負担軽減の対象となる方＞　※①～④いずれにも該当する方

①65歳に達する日前5年間にわたり、介護保険に相当する障害福祉サービスについて支給決定を受けていたこと。

②65歳に達する日の前日において、「低所得」または「生活保護」に該当していたこと。
※「低所得」と「生活保護」については、利用者負担の所得区分と同じ。

③65歳に達する日の前日において、障害支援区分２以上であったこと。

④65歳まで介護保険法による保険給付を受けていないこと。

●共生型サービス

介護保険のサービスと障害福祉のサービスを同一の事業所で一体的に提供する仕組みである、共生型サービスが平成30年度から創設されました。

共生型サービスの指定を受けている事業所を利用していれば、介護保険の対象者となった後でも、障害福祉サービスの提供を受けていた同一の事業所で、介護保険サービスの提供を受けることができます。

＜共生型サービスの対象となる介護保険サービスと障害福祉サービス＞

	介護保険サービス		障害福祉サービス等
ホームヘルプサービス	○ 訪問介護	⇔	○ 居宅介護 ○ 重度訪問介護
デイサービス	○ 通所介護 ○ 地域密着型通所介護	⇔	○ 生活介護（主として重症心身障害者を通わせる事業所を除く） ○ 自立訓練（機能訓練・生活訓練） ○ 児童発達支援（主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く） ○ 放課後等デイサービス（同上）
ショートステイ	○ 短期入所生活介護 ○ 介護予防短期入所生活介護	⇔	○ 短期入所
「通い・訪問・泊まり」といったサービスの組合せを一体的に提供するサービス※	○ 小規模多機能型居宅介護 ○ 介護予防小規模多機能型居宅介護 ○ 看護小規模多機能型居宅介護 □ 通い	→	○ 生活介護（主として重症心身障害者を通わせる事業所を除く） ○ 自立訓練（機能訓練・生活訓練） ○ 児童発達支援（主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く） ○ 放課後等デイサービス（同上）
	□ 泊まり	→	○ 短期入所

※　障害福祉サービスには介護保険の（看護）小規模多機能型居宅介護と同様のサービスはないが、障害福祉制度における基準該当の仕組みにより、障害児・者が（看護）小規模多機能型居宅介護に通ってサービスを受けた場合等に、障害福祉の給付対象となっている。

出典：厚生労働省ホームページ

３　難病等の方々の障害福祉サービス等について

（１）障害福祉サービス等について

●平成25年４月から難病等による障害のある方々が障害福祉サービス等の対象となりました。

平成25年４月に施行された障害者総合支援法では、身体障害・知的障害・精神障害の方々に加え、難病等による障害のある方々が障害福祉サービス等の対象となりました。
対象となる方々は、身体障害者手帳の所持の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービス等の受給が可能となります。

対象者	難病等による障害のある方々。（対象疾病は、30～32ページをご覧ください。）
障害福祉サービス等とは	障害児・者については、障害福祉サービス、相談支援、補装具及び地域生活支援事業。 障害児については、障害児通所支援及び障害児入所支援。
申請窓口	市町村（10ページをご覧ください。） ただし、障害児入所支援は、中央児童相談所又は幡多児童相談所が窓口です。（９ページをご覧ください。）
手続き	対象疾病に罹患していることがわかる証明書（診断書又は特定医療費(指定難病)医療受給者証等）を持参の上、窓口に支給を申請してください。その後、障害支援区分の認定や支給決定等の手続きを経て、必要と認められたサービスを利用できることになります。 詳しくは、市町村（障害児入所支援については、中央児童相談所又は幡多児童相談所）へお問い合わせください。

●障害福祉サービス　（詳細は、18ページをご覧ください。）

・障害福祉サービスは、介護の支援を受ける「介護給付」と、訓練等の支援を受ける「訓練等給付」があります。
　介護給付：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護　など
　訓練等給付：自立訓練、就労移行支援、就労継続支援　など
・利用者負担は、サービス量と所得に着目した負担の仕組みとされ、その負担は所得等に配慮した負担（応能負担）とされています。
・介護保険の対象となる方は、介護保険サービスが優先されます。
・障害支援区分だけでなく、別に利用条件があるものもあります。

●障害児支援　（詳細は、33ページをご覧ください。）

・障害児については、必要と認められた障害児通所支援及び障害児入所支援のサービスが受けられます。
　障害児通所支援：児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援
　障害児入所支援：福祉型障害児入所支援、医療型障害児入所支援

●補装具　（詳細は、82ページをご覧ください。）

・失われた身体機能を補完・代替する用具の購入や修理、借受けの費用を給付します。
　例：装具、電動車いす、車いす、歩行器、重度障害者用意思伝達装置　など
・利用者負担額は、所得等に配慮した負担（応能負担）とされています。
　なお、障害福祉サービスと介護保険法に基づく居宅サービス等に関わる利用者負担と補装具に係る利用者負担を合算したうえで、利用者負担の軽減が図られるようになっています。
・介護保険の対象となる方は、介護保険サービスが優先されます。

●日常生活用具　（詳細は、84ページをご覧ください。）

・在宅で生活している障害のある方が、日常生活をより円滑に行うための用具を給付又は貸与します。
・障害の種別や程度、年齢によって給付できる用具が異なります。また、市町村によって給付できる種目が異なる場合があります。
・利用者負担額は、市町村によって異なります。
　例：特殊寝台、入浴補助用具、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器　など

※小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業については、59ページをご覧ください。

３　難病等の方々の障害福祉サービス等について

（２）医療について

問い合わせ先

【特定医療費（指定難病）の支給】

平成27年１月１日に「難病の患者に対する医療等に関する法律」（以下「難病法」）が施行され、原因が不明で治療法が確立されていない、いわゆる難病のうち、厚生労働省が指定した「指定難病」にかかり、認定基準を満たした方を対象に医療費を公費で負担します。

高知県健康対策課
TEL：088-823-9678

●対象者

対象疾病に罹患しており、疾病ごとの助成対象となる基準を満たす方。

※認定基準を満たさない方の軽症高額認定

重症度分類を満たさないものの、指定難病にかかる月ごとの医療費総額が33,330円を超える月数が年間３月以上ある方も対象となります。

医療費申告の対象期間：申請のあった月以前の12月（発症１年未満の場合は発症月から申請月までの間）

※対象疾病は、難病情報センターのホームページでご確認ください。

https://www.nanbyou.or.jp/

福祉保健所
（９ページ参照）

高知市保健所健康増進課
TEL:088-803-8005

●対象となる医療費・介護費

受給者証に記載されている疾病にかかるもののみ医療費助成が受けられます。

・医療（医療保険証（健康保険証）が使える医療）

・介護（医師の指示のもと実施する介護）

①訪問看護、②訪問リハビリテーション、③居宅療養管理指導、④介護療養施設サービス
⑤介護予防訪問看護、⑥介護予防訪問リハビリテーション、⑦介護予防居宅療養管理指導
⑧介護医療院サービス

※受給者証を使用できるのは、難病法に基づき医療機関が所在する都道府県が指定している病院・診療所、保険薬局、訪問看護事業者です。

●自己負担額

保険診療の自己負担が３割の方は自己負担が２割になります（自己負担が２割以下の方はそのままの自己負担となります）。

さらに、受給者証に記載している月ごとの自己負担上限額を超えた額が助成されます。

入院時の食費及び生活療養費は助成の対象外です。

●申請手続き

福祉保健所（高知市の方は高知市保健所）で申請手続きを行ってください。

申請には、申請書・臨床調査個人票・高額療養費照会用同意書・世帯全員の住民票・世帯調書・医療保険証（健康保険証）の写し・「所得世帯」の市町村民税額等を確認できる書類・マイナンバーの確認ができる書類、身元確認ができる書類が必要です。

その他、該当する方のみ提出いただく書類もありますが、詳しくは健康対策課のホームページをご覧いただくか、提出先の福祉保健所にお問い合わせください。

なお、申請を受付けてから医療受給者証の交付まで３か月程度かかります。

また、認定された場合は毎年９月30日までに更新申請が必要です。

【特定疾患治療研究事業】

県内にお住まい（住民票のある方）で、厚生労働省が指定した対象疾患に認定されている方のその疾患に対する医療費（各医療保険の患者負担分）及び介護保険の医療系サービスについて公費で負担します。

高知県健康対策課
TEL：088-823-9678

●対象者

県内に住所を有する方で、以下の対象疾患に罹患しており、疾病ごとの認定基準を満たす方。

対象疾患　１　スモン
　　２　プリオン病（ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る）

福祉保健所
（９ページ参照）

●自己負担額

医療費の自己負担はありません。

３　難病等の方々の障害福祉サービス等について

●申請手続き
　福祉保健所又は、高知県庁で申請手続きを行ってください。
　申請には、申請書・臨床調査個人票・医療保険証の写し・高額療養費照会用同意書が必要です。

問い合わせ先

【小児慢性特定疾病医療費の支給】

　平成27年１月１日に小児慢性特定疾病児童に対する医療費助成等について法律で定める「児童福祉法の一部を改正する法律」が施行され、厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病（疾病ごとに認定基準あり）にかかり、認定基準を満たした方を対象に医療費を公費で負担します。

高知県健康対策課
TEL：088-823-9678

●対象者
　対象疾病にかかっており、認定基準（疾病の状態の程度）に該当する方。
　18歳未満（18歳時点で交付を受けている方は20歳の前日まで）の方。
　高知県に住民票のある方（高知市に住民票がある方は高知市子育て給付課が申請先（窓口）になります）。
　※対象疾病は、小児慢性特定疾病情報センターのホームページでご確認ください。
　　https://www.shouman.jp/disease/

福祉保健所
（９ページ参照）

※高知市にお住まいの人は高知市子育て給付課
TEL：088-823-9447

●対象となる医療費
　受給者証に記載されている疾病にかかるもののみ医療費助成が受けられます。
　※受給者証を使用できるのは児童福祉法に基づき医療機関が所在する都道府県、指定都市、中核市が指定している病院・診療所、保険薬局、訪問看護事業者です。
　◆指定医療機関は、医療機関の所在する都道府県等のホームページでご確認ください。

●自己負担額
　保険診療の自己負担が３割の方は自己負担が２割になります（自己負担が２割以下の方はそのままの自己負担となります）。
　さらに、受給者証に記載している月ごとの自己負担上限額を超えた額が助成されます。
　入院時の食費は、２分の１が助成されます。

●申請手続き
　福祉保健所（高知市の方は高知市子育て給付課）で申請手続きを行ってください。
　申請には、申請書・医療意見書・医療意見書の研究利用同意書・高額療養費照会用同意書・世帯全員の住民票・世帯調書・医療保険証（健康保険証）の写し・「所得世帯」の市町村民税額等を確認できる書類・マイナンバーの確認ができる書類、身元確認ができる書類が必要です。その他、該当する方のみ提出いただく書類もありますが、詳しくは健康対策課のホームページをご覧いただくか、提出先の福祉保健所にお問い合わせください。
　なお、申請を受付けてから医療受給者証の交付まで３か月程度かかります。
　また、認定された場合は毎年９月30日までに更新申請が必要です。

（３）仕事について　**（詳細は、97ページをご覧ください。）**

●難病患者就職サポーター
　ハローワーク高知に配置し、難病相談支援センターと連携しながら、就職を希望する難病患者に対する症状の特性を踏まえたきめ細やかな就労支援や、在職中に難病を発症した患者の雇用継続等の総合的支援を行っています。
●障害者就業・生活支援センター
　仕事につきたい方や仕事をしている方の様々な相談・支援を、いろいろな機関と連携して行っています。
●雇用促進のための助成制度
　事業主に対する助成制度があります。

３　難病等の方々の障害福祉サービス等について

（４）社会参加の促進について

●情報提供　（詳細は、104ページをご覧ください。）

視覚に障害のある方に、県の広報紙「さんＳＵＮ高知」や「こうち県議会だより」の点字版・音訳版の発行等をしています。

聴覚に障害のある方に、字幕入りテレビ番組等のビデオテープやＤＶＤの無料貸し出しを行っています。

●移動の支援について　（詳細は、106ページをご覧ください。）

・自動車を利用される方へ

自動車運転免許取得及び自動車改造費用の助成

障害のある方が就労等社会参加のために運転免許を取得する場合、また、自らが所有し、運転する自動車を改造する場合、その費用の一部を助成します。必ず、免許取得前、自動車改造前に手続きが必要です。

・移動支援事業

障害のある方が外出する際に、必要に応じて障害福祉サービス事業所等より支援（移動支援）を受けることができます。詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください。

●こうちあったかパーキング制度の利用証の交付　（詳細は、107ページをご覧ください。）

公共施設や店舗などの障害者等用駐車場を適正に利用いただくため、障害のある方や高齢者など移動に配慮が必要な方に、県が県内共通の利用証を交付する制度です。

（５）相談・支援

●難病相談支援センター

ＪＲ高知駅の北側に「こうち難病相談支援センター」を設置し、難病の患者さんとそのご家族の療養上の悩みや不安等を相談する場所、交流できる場所として活動しています。

〇相談支援：難病相談支援員（保健師等）やピアサポーター等による面談・電話・メールによる相談に応じています。また、県内各地での出張相談会も行っています。

〇交流会・医療学習会・ピアサポーター養成研修会等の開催：同じ病気を抱える方同士の交流会、病気についての理解を深める学習会等を実施しています。

〇就労相談：ハローワークの難病患者就職サポーターと連携して、就労相談に応じています。

実施機関名	住　　所	電話・FAX	相談受付時間
こうち難病相談支援センター	高知市新本町1丁目14－6　1階	TEL:088-855-6258 FAX:088-855-6257	月曜日～土曜日 9:30～17:15

●小児慢性特定疾病児童等自立支援員による相談支援

小児慢性特定疾病児童等自立支援員が小児慢性特定疾病児童とその保護者からの相談に応じます。

〇相談事業、ピアサポート
自立支援員やピアサポーターが、電話や面談、メールによる各種相談に応じます。
出張相談や家庭訪問も、必要に応じて行います。

〇自立に向けた計画作成・フォローアップ
成人後に自立した生活が送れるよう、お子様の健康や教育等の状態に合わせて、関係する機関（病院・学校など）と連絡調整し、自立に向けた計画の作成などによる支援を行います。

〇交流会や学習会の開催

【相談受付時間】月曜日～土曜日　9:30～17:15（日曜日、祝日、年末年始を除く）

問い合わせ先

こうち難病相談支援センター
TEL:088-855-6258

メールアドレス:info@kochi-nanbyoshien.com



※福祉保健所でも難病に関する相談に応じています。
（９ページ参照）

※県内（高知市以外）にお住まいの人は県自立支援員
TEL:088-855-6258
メールアドレス: info@kochi-nanbyoshien.com
（こうち難病相談支援センター内）

※高知市にお住まいの人は高知市自立支援員
TEL:088-821-6722
【相談受付時間】
月・水・金　9:30～17:15
（高知県難病団体連絡協議会事務所内）

3　難病等の方々の障害福祉サービス等について

●障害者総合支援法の対象となる難病等の疾患一覧（令和８年４月現在）

1	アイカルディ症候群	34	ATR－X症候群	67	眼皮膚白皮症	100	原発性硬化性胆管炎
2	アイザックス症候群	35	ADH分泌異常症	68	偽性副甲状腺機能低下症	101	原発性高脂血症
3	IgA腎症	36	エーラス・ダンロス症候群	69	ギャロウェイ・モワト症候群	102	原発性側索硬化症
4	IgG4関連疾患	37	エプスタイン症候群	70	急性壊死性脳症	103	原発性胆汁性胆管炎
5	亜急性硬化性全脳炎	38	エプスタイン病	71	急性網膜壊死	104	原発性免疫不全症候群
6	アジソン病	39	エマヌエル症候群	72	球脊髄性筋萎縮症	105	顕微鏡的大腸炎
7	アッシャー症候群	40	MECP2重複症候群	73	急速進行性糸球体腎炎	106	顕微鏡的多発血管炎
8	アトピー性脊髄炎	41	LMNB1関連大脳白質脳症	74	強直性脊椎炎	107	高IgD症候群
9	アペール症候群	42	遠位型ミオパチー	75	巨細胞性動脈炎	108	好酸球性消化管疾患
10	アミロイドーシス	43	円錐角膜	76	巨大静脈奇形（頚部口腔咽頭びまん性病変）	109	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
11	アラジール症候群	44	黄色靭帯骨化症	77	巨大動静脈奇形（頚部顔面又は四肢病変）	110	好酸球性副鼻腔炎
12	アルポート症候群	45	黄斑ジストロフィー	78	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	111	抗糸球体基底膜腎炎
13	アレキサンダー病	46	大田原症候群	79	巨大リンパ管奇形（頚部顔面病変）	112	後縦靭帯骨化症
14	アンジェルマン症候群	47	オクシピタル・ホーン症候群	80	筋萎縮性側索硬化症	113	甲状腺ホルモン不応症
15	アントレー・ビクスラー症候群	48	オスラー病	81	筋型糖原病	114	拘束型心筋症
16	イソ吉草酸血症	49	カーニー複合	82	筋ジストロフィー	115	高チロシン血症1型
17	一次性ネフローゼ症候群	50	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	83	クッシング病	116	高チロシン血症2型
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	51	潰瘍性大腸炎	84	クリオピリン関連周期熱症候群	117	高チロシン血症3型
19	1p36欠失症候群	52	下垂体前葉機能低下症	85	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	118	後天性赤芽球癆
20	遺伝性自己炎症疾患	53	家族性地中海熱	86	クルーゾン症候群	119	広範脊柱管狭窄症
21	遺伝性ジストニア	54	家族性低βリポタンパク血症1(ホモ接合体)	87	グルコーストランスポーター1欠損症	120	膠様滴状角膜ジストロフィー
22	遺伝性周期性四肢麻痺	55	家族性良性慢性天疱瘡	88	グルタル酸血症1型	121	抗リン脂質抗体症候群
23	遺伝性膵炎	56	カナバン病	89	グルタル酸血症2型	122	極長鎖アシル-CoA 脱水素酵素欠損症
24	遺伝性鉄芽球性貧血	57	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	90	クロウ・深瀬症候群	123	コケイン症候群
25	ウィーバー症候群	58	歌舞伎症候群	91	クローン病	124	コステロ症候群
26	ウィリアムズ症候群	59	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	92	クロンカイト・カナダ症候群	125	骨形成不全症
27	ウィルソン病	60	カルニチン回路異常症	93	痙攣重積型（二相性）急性脳症	126	骨髄異形成症候群
28	ウエスト症候群	61	加齢黄斑変性	94	結節性硬化症	127	骨髄線維症
29	ウェルナー症候群	62	肝型糖原病	95	結節性多発動脈炎	128	ゴナドトロピン分泌亢進症
30	ウォルフラム症候群	63	間質性膀胱炎（ハンナ型）	96	血栓性血小板減少性紫斑病	129	5p欠失症候群
31	ウルリッヒ病	64	環状20番染色体症候群	97	限局性皮質異形成	130	コフィン・シリス症候群
32	HTRA1関連脳小血管病	65	関節リウマチ	98	原発性肝外門脈閉塞症	131	コフィン・ローリー症候群
33	HTLV－１関連脊髄症	66	完全大血管転位症	99	原発性局所多汗症	132	混合性結合組織病

●障害者総合支援法の対象となる難病等の疾患一覧（令和８年４月現在）

133	鰓耳腎症候群	170	進行性ミオクローヌスてんかん	207	先天性無痛無汗症	244	特発性拡張型心筋症
134	再生不良性貧血	171	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	208	先天性葉酸吸収不全	245	特発性間質性肺炎
135	サイトメガロウィルス角膜内皮炎	172	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	209	前頭側頭葉変性症	246	特発性基底核石灰化症
136	再発性多発軟骨炎	173	睡眠時棘徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症及びてんかん性脳症	210	線毛機能不全症候群（カルタゲナー（Kartagener）症候群を含む。）	247	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）
137	左心低形成症候群	174	スタージ・ウェーバー症候群	211	早期ミオクロニー脳症	248	特発性後天性全身性無汗症
138	サルコイドーシス	175	スティーヴンス・ジョンソン症候群	212	総動脈幹遺残症	249	特発性大腿骨頭壊死症
139	三尖弁閉鎖症	176	スミス・マギニス症候群	213	総排泄腔遺残	250	特発性多中心性キャッスルマン病
140	三頭酵素欠損症	177	スモン	214	総排泄腔外反症	251	特発性門脈圧亢進症
141	CFC症候群	178	脆弱X症候群	215	ソトス症候群	252	特発性両側性感音難聴
142	シェーグレン症候群	179	脆弱X症候群関連疾患	216	ダイアモンド・ブラックファン貧血	253	突発性難聴
143	色素性乾皮症	180	成人発症スチル病	217	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	254	ドラベ症候群
144	自己貪食空胞性ミオパチー	181	成長ホルモン分泌亢進症	218	大脳皮質基底核変性症	255	中條・西村症候群
145	自己免疫性肝炎	182	脊髄空洞症	219	大理石骨病	256	那須・ハコラ病
146	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	183	脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）	220	ダウン症候群	257	軟骨無形成症
147	自己免疫性溶血性貧血	184	脊髄髄膜瘤	221	高安動脈炎	258	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
148	四肢形成不全	185	脊髄性筋萎縮症	222	多系統萎縮症	259	22q11.2欠失症候群
149	シトステロール血症	186	セピアプテリン還元酵素（SR）欠損症	223	タナトフォリック骨異形成症	260	乳児発症STING 関連血管炎
150	シトリン欠損症	187	前眼部形成異常	224	多発血管炎性肉芽腫症	261	乳幼児肝巨大血管腫
151	紫斑病性腎炎	188	全身性エリテマトーデス	225	多発性硬化症／視神経脊髄炎	262	尿素サイクル異常症
152	脂肪萎縮症	189	全身性強皮症	226	多発性軟骨性外骨腫症	263	ヌーナン症候群
153	若年性特発性関節炎	190	先天異常症候群	227	多発性嚢胞腎	264	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）/LMX1B関連腎症
154	若年性肺気腫	191	先天性横隔膜ヘルニア	228	多脾症候群	265	ネフロン癆
155	シャルコー・マリー・トゥース病	192	先天性核上性球麻痺	229	タンジール病	266	脳クレアチン欠乏症候群
156	重症筋無力症	193	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症	230	単心室症	267	脳腱黄色腫症
157	修正大血管転位症	194	先天性魚鱗癬	231	弾性線維性仮性黄色腫	268	脳内鉄沈着神経変性症
158	出血性線溶異常症	195	先天性筋無力症候群	232	短腸症候群	269	脳表ヘモジデリン沈着症
159	ジュベール症候群関連疾患	196	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（GPI）欠損症	233	胆道閉鎖症	270	膿疱性乾癬
160	シュワルツ・ヤンペル症候群	197	先天性三尖弁狭窄症	234	遅発性内リンパ水腫	271	嚢胞性線維症
161	神経細胞移動異常症	198	先天性腎性尿崩症	235	チャージ症候群	272	パーキンソン病
162	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	199	先天性赤血球形成異常性貧血	236	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	273	バージャー病
163	神経線維腫症	200	先天性僧帽弁狭窄症	237	中毒性表皮壊死症	274	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
164	神経有棘赤血球症	201	先天性大脳白質形成不全症	238	腸管神経節細胞僅少症	275	肺動脈性肺高血圧症
165	進行性核上性麻痺	202	先天性肺静脈狭窄症	239	TRPV4異常症	276	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）
166	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症	203	先天性風疹症候群	240	TSH分泌亢進症	277	肺胞低換気症候群
167	進行性骨化性線維異形成症	204	先天性副腎低形成症	241	TNF受容体関連周期性症候群	278	ハッチンソン・ギルフォード症候群
168	進行性多巣性白質脳症	205	先天性副腎皮質酵素欠損症	242	低ホスファターゼ症	279	バッド・キアリ症候群
169	進行性白質脳症	206	先天性ミオパチー	243	天疱瘡	280	ハンチントン病

●障害者総合支援法の対象となる難病等の疾患一覧（令和８年４月現在）

281	汎発性特発性骨増殖症	305	フェニルケトン尿症	329	ホモシスチン尿症	353	薬剤性過敏症症候群
282	PCDH19関連症候群	306	フォンタン術後症候群	330	ポルフィリン症	354	ヤング・シンプソン症候群
283	PURA関連神経発達異常症	307	複合カルボキシラーゼ欠損症	331	マリネスコ・シェーグレン症候群	355	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴
284	非ケトーシス型高グリシン血症	308	副甲状腺機能低下症	332	マルファン症候群/ロイス・ディーツ症候群	356	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
285	肥厚性皮膚骨膜症	309	副腎白質ジストロフィー	333	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	357	4p欠失症候群
286	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	310	副腎皮質刺激ホルモン不応症	334	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	358	ライソゾーム病
287	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	311	ブラウ症候群	335	慢性再発性多発性骨髄炎	359	ラスムッセン脳炎
288	肥大型心筋症	312	プラダー・ウィリ症候群	336	慢性膵炎	360	ランゲルハンス細胞組織球症
289	左肺動脈右肺動脈起始症	313	プリオン病	337	慢性特発性偽性腸閉塞症	361	ランドウ・クレフナー症候群
290	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	314	プロピオン酸血症	338	ミオクロニー欠神てんかん	362	リジン尿性蛋白不耐症
291	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	315	PRL分泌亢進症（高プロラクチン血症）	339	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	363	両側性小耳症・外耳道閉鎖症
292	ビッカースタッフ脳幹脳炎	316	閉塞性細気管支炎	340	ミトコンドリア病	364	両大血管右室起始症
293	非典型溶血性尿毒症症候群	317	β-ケトチオラーゼ欠損症	341	無虹彩症	365	リンパ管腫症/ゴーハム病
294	非特異性多発性小腸潰瘍症	318	ベーチェット病	342	無脾症候群	366	リンパ脈管筋腫症
295	皮膚筋炎／多発性筋炎	319	ベスレムミオパチー	343	無βリポタンパク血症	367	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）
296	びまん性汎細気管支炎	320	ヘパリン起因性血小板減少症	344	メープルシロップ尿症	368	ルビンシュタイン・テイビ症候群
297	肥満低換気症候群	321	ヘモクロマトーシス	345	メチルグルタコン酸尿症	369	レーベル遺伝性視神経症
298	表皮水疱症	322	ペリー病	346	メチルマロン酸血症	370	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
299	ヒルシュスプルング病（全結腸型又は小腸型）	323	ペルーシド角膜辺縁変性症	347	メビウス症候群	371	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴
300	VATER症候群	324	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）	348	免疫性血小板減少症	372	レット症候群
301	ファイファー症候群	325	片側巨脳症	349	メンケス病	373	レノックス・ガストー症候群
302	ファロー四徴症	326	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	350	網膜色素変性症	374	ロウ症候群
303	ファンコニ貧血	327	芳香族Lーアミノ酸脱炭酸酵素欠損症	351	もやもや病	375	ロスムンド・トムソン症候群
304	封入体筋炎	328	発作性夜間ヘモグロビン尿症	352	モワット・ウイルソン症候群	376	肋骨異常を伴う先天性側弯症

4　障害児支援について

（１）障害児支援に関する法律の改正について

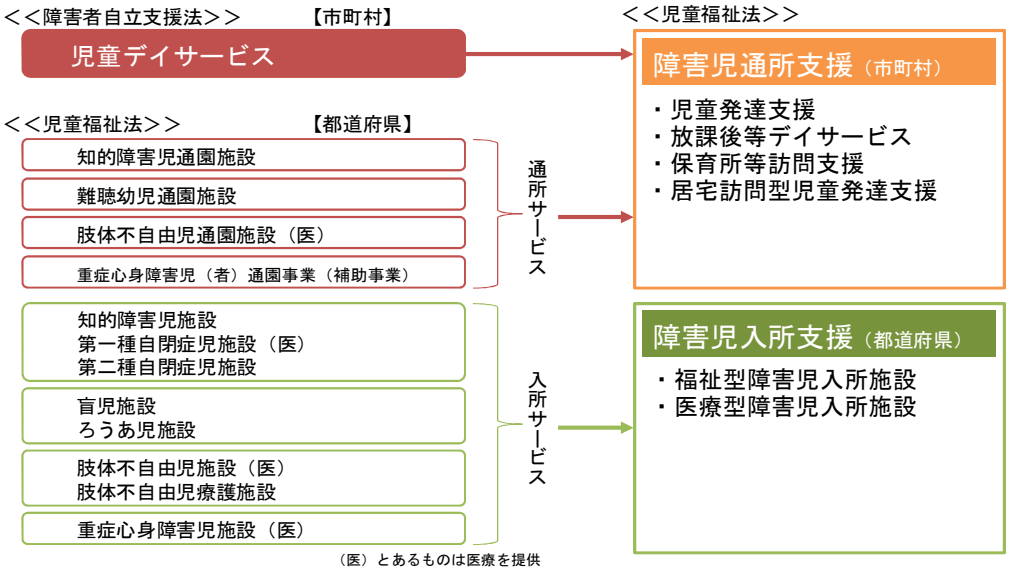
障害のあるこどもが身近な地域で支援を受けられることを目指して、障害児支援に関する法律が改正されました。
（平成24年４月施行）

【改正のポイント】

① 障害の種別ごとに分かれていたサービス体系が、通所・入所の利用形態別に再編されました。
② 障害児支援の対象に、精神に障害のある児童（発達障害児を含む。）が含まれました。
③ 保育所や幼稚園等に出向いての支援（保育所等訪問支援）や、障害児相談支援など新たなサービスが創設されました。

障害児施設・事業の一元化　イメージ

○　障害児支援の強化を図るため、現行の障害種別ごとに分かれた施設体系について、通所・入所の利用形態の別により一元化。



※障害者自立支援法と児童福祉法にまたがっていた根拠法令が、児童福祉法に原則一本化されました。
　こども・成人が共通して利用する居宅サービス（ホームヘルプなど）や、障害児施設に入所していた18歳以上の方へのサービスなどは、障害者総合支援法に基づくサービスを利用いただくこととなります。
※通所サービスの実施主体が県（児童相談所）から市町村に移管されました（入所サービスは引続き県）。

（２）サービスの内容

●居宅サービス

種類	支援内容
（１）居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
（２）行動援護	障害児が行動する際に生じえる危険を回避するために必要時における移動中の介護などを行います。
（３）同行援護	視覚障害により、移動が困難な障害児に対して、移動に必要な情報の提供（代読、代筆含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
（４）短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

４　障害児支援について

●通所サービス

種類	支援内容
（１）児童発達支援	未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
（２）放課後等デイサービス	就学児を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練や居場所の提供を行います。
（３）保育所等訪問支援	障害児が通う保育所や幼稚園等へ出向き、本人や訪問先施設のスタッフに対して、集団生活の適応支援を行います。
（４）居宅訪問型児童発達支援	障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

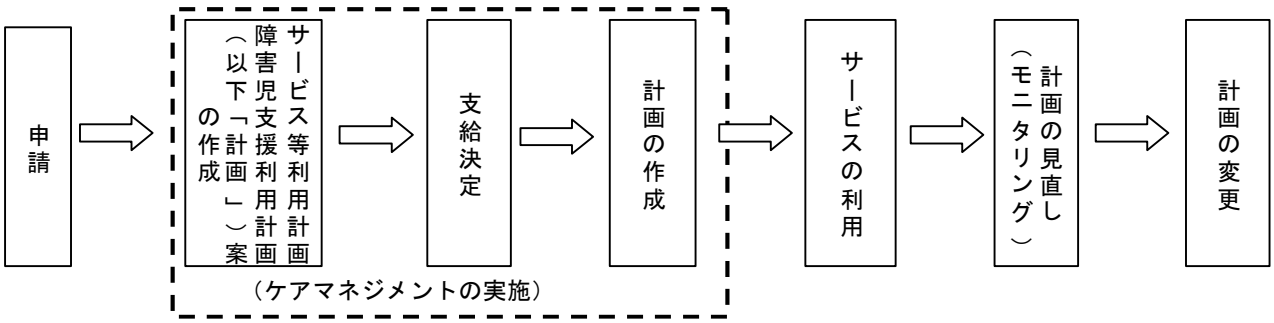
●入所サービス

種類	支援内容
（１）福祉型障害児入所支援	障害の特性に応じて、入所により、保護、日常生活の指導、知識・技能の付与を行います。
（２）医療型障害児入所支援	障害の特性に応じて、入所により、保護、日常生活の指導、独立生活に必要な知識・技能の付与及び治療を行います。

●相談支援

種類		支援内容
居宅サービスの利用	計画相談支援	ホームヘルプなどの居宅サービスを適切に利用できるよう、利用するサービスの種類や内容を定めた「サービス等利用計画」を作成します。 また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直し（モニタリング）を行います。
通所サービスの利用	障害児相談支援	児童発達支援や放課後等デイサービスなどの通所サービスを適切に利用できるよう、利用するサービスの種類や内容を定めた「障害児支援利用計画」を作成します。 また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直し（モニタリング）を行います。
その他	市町村による相談支援	障害のあるこどもの家族等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言等を行います。

【計画とサービス利用の流れ】



※入所サービスの利用については、児童相談所において専門的な判断を行うため、「計画」作成は行いません。
→次ページ「（３）サービスの利用方法について」参照。

４　障害児支援について

（３）サービスの利用方法について

●居宅サービス・通所サービスを利用するには

①　市町村へサービス利用の支給申請をしてください。

【申請に必要なもの】（※）手帳をお持ちの方は療育手帳・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳、支給申請書

※児童相談所、市町村保健センター、医師等により療育の必要性が認められたこどもについては、療育手帳等の有無を問わず、サービスの対象となります。

②　市町村から文書でサービス等利用計画案（通所サービスの場合は障害児支援利用計画案）の提出依頼があります。

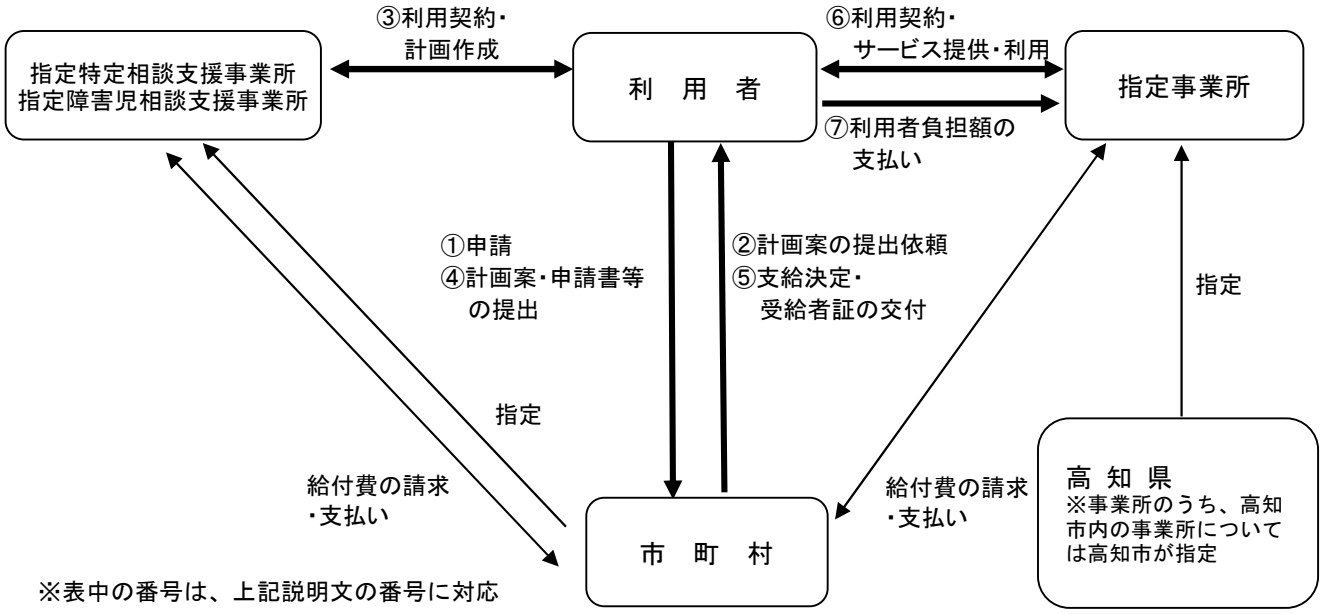
③　指定特定相談支援事業所（障害児相談支援事業所）と契約して、サービス等利用計画案（障害児支援利用計画案）を作成してください。

④　市町村に、③の計画案と、計画相談支援（障害児相談支援）給付費申請書、計画相談支援（障害児相談支援）依頼届出書を提出してください。

⑤　市町村において計画案等を勘案し、サービスの利用が必要と判断した場合は支給決定のうえ、受給者証をお渡しします。

⑥　受給者証を受取ったら、指定事業所とサービス利用の契約を結びサービスを利用します。

⑦　サービスを利用したら、受給者証に記載されている利用者負担上限月額に達するまで、１割の利用者負担分を指定事業所に支払っていただくことになります。



※表中の番号は、上記説明文の番号に対応

●入所サービスを利用するには

①　児童相談所へサービス利用の支給申請をしてください。

【申請に必要なもの】（※）手帳をお持ちの方は療育手帳・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳、支給申請書

※児童相談所、市町村保健センター、医師等により療育の必要性が認められたこどもについては、療育手帳等の有無を問わず、サービスの対象となります。

②　児童相談所において必要と判断した場合は支給決定し、受給者証をお渡しします。

③　受給者証を受取ったら、指定事業所とサービスの利用契約を結びサービスを利用します。

④　サービスを利用したら、受給者証に記載されている利用者負担上限月額に達するまで、１割の利用者負担分を指定事業所に支払っていただくことになります。

（４）利用者負担について

→24ページ（「２　障害者総合支援法について」の「（４）利用者負担について」）を参照。

※なお、障害児通所支援を利用している児童と同一世帯に、保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設に通う、特例保育又は家庭的保育事業等による保育を受ける又は障害児通所支援を利用する児童がいる場合で、障害児通所支援を利用する児童が第２子以降であれば、保育所の費用負担と同様の軽減措置が設けられています。（H26.4～実施 / H28.4～対象者拡大）

４　障害児支援について

（５）療育相談・指導・診療等について

問い合わせ先

① 療育指導事業（福祉保健所）

小児慢性特定疾病児童等やその家族に対する療育指導を福祉保健所で実施しています。

専門医師の相談の他、教育相談、口腔ケアなど多方面での相談支援を行っています。

また、福祉保健所を利用することが困難な場合には、専門医師等と保育所や家庭に訪問も行います。

福祉保健所
（９ページ参照）

小児慢性特定疾病児童等自立支援員
（29ページ参照）

② 発達相談（福祉保健所（安芸・中央西を除く））

心身の発達に心配のある児童とその保護者に対する発達専門相談を実施し、小児科医等、専門家による相談や助言等を行っています。（※安芸・中央西福祉保健所は除く）

③ 療育相談（中央児童相談所・幡多児童相談所）

中央児童相談所及び幡多児童相談所では、18歳未満の児童に関する心身の発達の障害や療育に関する様々な相談や、児童福祉施設への入所についての相談に応じます。

中央児童相談所
TEL：088-821-6700
幡多児童相談所
TEL：0880-37-3159

④ 診療等（療育福祉センター）

療育福祉センターは、医療機関として整形外科、精神科、小児科、耳鼻いんこう科及び歯科（唇裂・口蓋裂の矯正歯科に限る。）の外来診療や各種リハビリテーション（理学療法・作業療法・言語聴覚療法）を行っています。

◎外来診療（障害のある方に下記の診療を行っています）

＜ 週 間 診 療 予 定 表 ＞

診療科目	曜日	月	火	水	木	金	備　考
小児科	午前	○	○	○	○	○	全科とも予約制。予約時に日時はお問い合わせください。
	午後	○	○	○	○	○	
整形外科	午前	○	○		○	○	
	午後		○		○	○	
リハビリテーション科	午前	○	○	○	○	○	
	午後	○	○	○	○	○	
精神科	午前	○	○	○		○	
	午後	○	○	○		○	
耳鼻いんこう科	午前						
	午後			○			
唇裂・口蓋裂矯正歯科	午前				○（※）		
	午後						

※　奇数月の第２木曜日、偶数月の第４木曜日

療育福祉センター外来診療の予約
（初診）
TEL:088-843-6831
（再診）
TEL:088-844-5400

⑤ 地域生活の相談（市町村）

地域で生活する障害児の身近な相談窓口として市町村役場があり、各種サービス等の申請窓口となっていますのでご相談ください。

主なサービスは次のとおりです。

（ア）身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付
（イ）特別児童扶養手当、障害児福祉手当、児童扶養手当等の支給
（ウ）重度心身障害児･者医療費（福祉医療）の助成
（エ）育成医療の助成
（オ）ホームヘルプサービス、ショートステイ等給付費の支給
（カ）児童発達支援、放課後等デイサービス等の障害児通所支援給付費の支給
（キ）補装具･日常生活用具の支給

市町村役場
（10ページ参照）
※内容によっては窓口が違う場合がありますので最初にご確認ください。

４　障害児支援について

問い合わせ先

⑥　障害児等療育支援事業

在宅の障害児者の地域における生活を支えるため、高知県の委託事業として県内の各施設や事業所で施設の専門職員や医師が次のサービスを提供しています。

（サービス利用は無料です）

（ア）訪問による療育指導

施設や事業所の専門職員が訪問により相談に応じたり、健康審査を実施します。

（イ）外来による専門的な療育相談、指導

施設や事業所において、障害に関する相談に応じています。

（ウ）保育所等への療育技術の指導

障害児保育を行う保育所等に対し障害児の療育等に関する技術の指導を行います。

（エ）医療的ケア児及びその家族に対する総合調整

専門的な研修を受けた職員が、医療的ケア児の個別支援計画の策定や、個別避難計画等の作成のサポート、支援の総合調整を行います。

高知県障害福祉課
TEL：088-823-9663

（６）学校教育について

①　就学について（義務教育段階）

市町村教育委員会は、障害のある子どもの就学について、教育相談などの結果に基づいて、教育支援委員会等による専門家からの意見聴取を行い、保護者の意見を踏まえたうえで、適切な就学先について総合的に判断し、最終的な決定を行います。

障害のある子どもの就学先には、特別支援学校（次表参照）と小・中学校があります。

小・中学校では、通常の学級の他に特別支援学級を設置し、障害に応じた特別な指導を実施する場合があります。

市町村教育委員会又は
高知県教育委員会事務局
特別支援教育課
TEL：088-821-4741

②　通級による指導について

小・中学校、高等学校では通常の学級で大部分の授業を受けながら、一部、障害に応じた指導として通級による指導を実施する場合があります。

特別支援学校は、各学校又は高知県教育委員会事務局　特別支援教育課
TEL：088-821-4741
小・中学校の特別支援学級は、該当する学校又は各市町村教育委員会

③　特別支援学校及び特別支援学級の就学奨励費の支給

特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級に就学している児童生徒の保護者の経済的負担を軽減し就学を奨励するために、その負担能力に応じて必要な経費の一部を助成します。

就学奨励費についてのお問い合わせは、右記のとおりです。

4　障害児支援について

特別支援学校一覧表

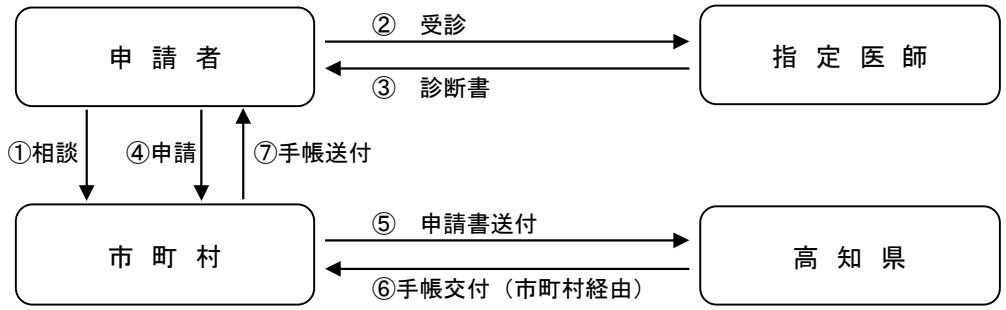
障害種別	設置者	学校名	所在地（電話番号）	設置学部（学科）	備考
視覚障害	県	盲学校	〒780-0926 高知市大膳町6-32 （088-823-8721）	幼・小・中 高（普通科、保健理療科） 高専（理療科）	
聴覚障害	県	高知ろう学校	〒780-0972 高知市中万々78 （088-823-1640）	幼・小・中 高（普通科、産業技術科） 高専（産業技術科）	
知的障害	県	山田特別支援学校	〒782-0016 香美市土佐山田町山田1361 （0887-52-2195）	小 中 高（普通科）	
		山田特別支援学校 田野分校	〒781-6410 安芸郡田野町1203-4 （0887-38-8850）	小 中 高（普通科）	
		日高特別支援学校	〒781-2151 高岡郡日高村下分60 （0889-24-5306）	小 中 高（普通科）	
		日高特別支援学校 高知みかづき分校	〒780-0972 高知市中万々88 （088-823-2021）	高（普通科）	
		日高特別支援学校 高知しんほんまち分校	〒780-0062 高知市新本町2-13-51 （088-873-0088）	中 高（普通科）	
	市	高知市立高知特別支援学校	〒780-0945 高知市本宮町125 （088-843-0579）	小 中 高（普通科）	
	国	高知大学教育学部附属特別支援学校	〒780-8072 高知市曙町2-5-3 （088-844-8450）	小 中 高（普通科）	
	私	特別支援学校 光の村土佐自然学園	〒781-1154 土佐市新居2829 （088-856-1069）	中 高（普通科） 専（普通科）	
肢体不自由 知的障害	県	中村特別支援学校	〒787-0010 四万十市古津賀3091 （0880-34-1511）	小 中 高（普通科）	
肢体不自由	県	高知若草特別支援学校	〒781-0303 高知市春野町弘岡下2980-1 （088-894-5335）	小 中 高（普通科）	
		高知若草特別支援学校 子鹿園分校	〒780-8081 高知市若草町10-26 （088-844-1837）	小 中 高（普通科）	施設併設
		高知若草特別支援学校 土佐希望の家分校	〒783-0022 南国市小籠105 （088-863-3882）	小 中 高（普通科）	施設併設
病弱	県	高知江の口特別支援学校	〒780-8031 高知市大原町120-5 （088-802-5577）	小 中 高（普通科）	
		高知江の口特別支援学校 高知大学医学部附属病院分校	〒783-0043 南国市岡豊町小蓮 （088-866-8624）	小 中	病院内設置
肢体不自由 病弱		国立高知病院分校	〒780-8077 高知市朝倉西町1-2-25 （088-843-1819）	小 中 高（普通科）	施設併設

５　障害者手帳について

（１）身体障害者手帳

内　　容	身体障害者手帳は、身体に一定の障害がある人が、各種の福祉サービスを受けるため必要な手帳です。障害の種類と程度によって、１級から６級まで区分されています。
対　象　者	身体に永続的な一定の障害があり、その障害程度が身体障害者等級表（123～124ページ）に該当する人。
申請手続き	お住まいの市町村の福祉担当窓口にご相談の上で、申請に必要な書類をお受け取りください。 【必要書類】申請書、診断書、写真３枚（タテ４㎝×ヨコ３㎝）、マイナンバーの確認ができる書類、身元確認ができる書類　※申請の流れは下図参照
等級変更 障害の追加	障害の程度が変わったときや、他の部位に障害を受けた場合は、再度、市町村の福祉担当窓口で手帳申請の手続きをしてください。 【必要書類】申請書、診断書、写真３枚（タテ４㎝×ヨコ３㎝）、マイナンバーの確認ができる書類、身元確認ができる書類
紛失・破損	手帳を紛失したり、破損したときは再交付ができますので、市町村の福祉担当窓口に申請をしてください。【必要書類】申請書、写真３枚（タテ４㎝×ヨコ３㎝）、マイナンバーの確認ができる書類、身元確認ができる書類
居住地・氏名変更	引っ越しなどで住所が変わったときや、結婚等で氏名が変わったときは、必ず変更の手続きを市町村の福祉担当窓口で行ってください。
返　　還	手帳の交付を受けた方がお亡くなりになったとき、身体状況が好転し身体障害者手帳の交付対象で無くなった場合は、必ず手帳を市町村の福祉担当窓口に返還してください。

※手帳交付の流れ（高知市にお住まいの方の場合は、高知市が直接手帳を交付します。）

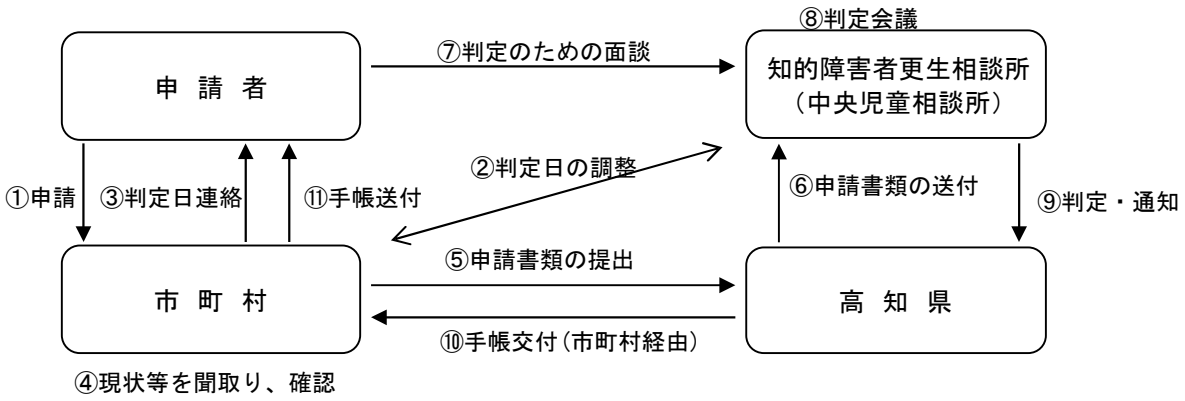


（２）療育手帳

内　　容	療育手帳は、知的障害のある方が各種の福祉サービスを受けやすくするために必要な手帳です。障害の程度によって、Ａ１（最重度）、Ａ２（重度）、Ｂ１（中度）、Ｂ２（軽度）の４段階に区分されています。
対　象　者	療育手帳は、児童相談所（又は、知的障害者更生相談所）において、知的障害者であると判定された方に対して交付されます。
申請手続き	手帳の取得を希望される方は、市町村の福祉担当窓口にご相談ください。 【必要書類】申請書、写真１枚（タテ４㎝×ヨコ３㎝） ※申請の流れは次ページ参照
確認判定	療育手帳では、障害程度の確認のために、確認判定の年月を定めています。手帳に記載していますので確認してください。確認判定の時期は、年齢により、19歳未満の方は、原則として２年～４年の期間、19歳以上の方は、原則不要となっています。再認定の手続きについては、市町村の窓口で行っています。　【必要書類】申請書、写真１枚（タテ４㎝×ヨコ３㎝）
紛失・破損	手帳を紛失したり、破損したときは再交付ができますので、市町村の福祉担当窓口に申請をしてください。【必要書類】申請書、写真１枚（タテ４㎝×ヨコ３㎝）
居住地・氏名変更	引っ越しなどで住所が変わったときや、結婚等で氏名が変わったときは、必ず変更の手続きを市町村の福祉担当窓口で行ってください。また、保護者の方が変わられたときや、保護者の方の住所が変わったときも、手続きを行ってください。
返　　還	手帳の交付を受けた方がお亡くなりになったときや、手帳の再交付を受けたときなどは、旧の手帳を必ず市町村の福祉担当窓口に返還してください。

５　障害者手帳について

※手帳交付の流れ

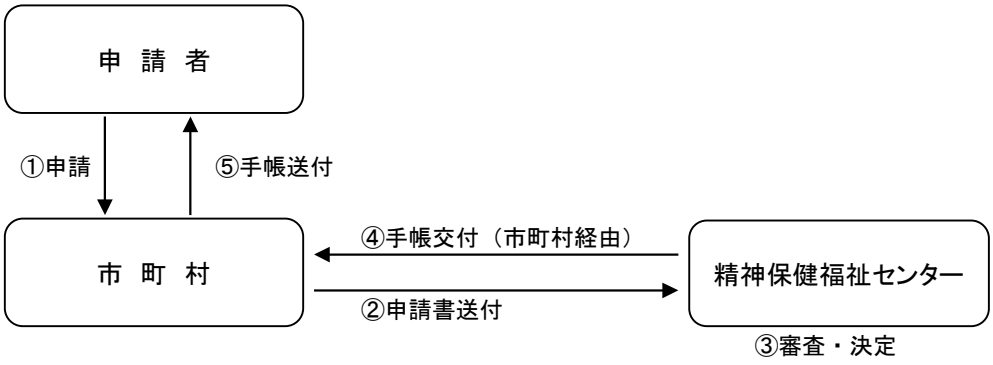


（３）精神障害者保健福祉手帳

内　　容	精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障害の状態にある方が、各種の福祉サービスを受けやすくするために創設されました。手帳は、障害の程度に応じて重度のものから、１級、２級、３級に区分されています。
対　象　者	精神障害のため、長期にわたり日常生活又は社会生活に制限のある方（知的障害を除く）
申請手続き	手帳の取得を希望される方は、市町村の精神保健福祉担当窓口にご相談ください。 【必要書類】申請書、診断書又は精神障害を支給事由とする年金証書の写し等、写真１枚（タテ４㎝×ヨコ３㎝）、マイナンバーの確認ができる書類、身元確認ができる書類 ※申請の流れは下図参照
更新手続き	手帳の有効期限は２年間です。更新の申請は、有効期限の３か月前から１か月前までの間に行ってください。申請窓口は、居住地の市町村の精神保健福祉担当窓口です。必要な書類は、初めて申請されたときと同じです。
紛失・破損	再交付ができますので、市町村の精神保健福祉担当窓口に申請してください。 【必要書類】障害者手帳記載事項変更届・再交付申請書
居住地・氏名変更	引っ越しなどで住所が変わったときや、結婚等で氏名が変わったときは、必ず変更の手続きを市町村の精神保健福祉担当窓口で行ってください。
返　　還	手帳の交付を受けた方がお亡くなりになったときや、手帳の再交付を受けたときは、旧の手帳を必ず市町村の精神保健福祉担当窓口に返還してください。

高次脳機能障害、発達障害、認知症（若年性認知症や血管性認知症などを含む）などのある方は、精神障害者保健福祉手帳が交付される場合があります。

※手帳交付の流れ



（４）障害者手帳のカバーの色やサイズの統一について

平成27年４月から県が交付する障害者手帳（身体・療育・精神）のカバーの色を水色に統一し、サイズも同じ大きさ（縦11㎝、横8㎝）にしました。また、高知市で交付されている身体障害者手帳も同様に切り替えることができます。

６　年金・手当などについて

（１）年　金

年金の障害程度の認定基準は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の認定基準とは異なります。

●障害基礎年金

【支給要件】

・20歳以上で、国民年金法に定める障害を有し、次のいずれかに該当する人
・20歳前から障害者となった人（本人所得制限あり）
・国民年金加入期間中に障害者になった人（加入期間の２/３以上の保険料納付期間（保険料免除期間を含む）があること）

【年金額】（令和８年４月現在）

・１級（年額）1,059,125円、２級（年額）847,300円
・昭和31年４月１日以前生まれの方
　１級（年額）1,056,125円、２級（年額）844,900円
　※子の加算額　　２人目まで（１人につき）年額243,800円
　　３人目以降（１人につき）年額 81,300円

●障害厚生年金

【支給要件】

厚生年金保険加入期間に初めて医師の診療を受けた傷病による障害を有している場合です。（ただし、障害基礎年金の支給要件を満たしていることが条件です。）

【年金額】（令和８年４月現在）

・１級　報酬比例の年金額×1.25＋配偶者の加給年金額（243,800円）
・２級　報酬比例の年金額＋配偶者の加給年金額（243,800円）
・３級　報酬比例の年金額（最低保証額）　635,500 円
　　昭和31年４月１日以前生まれの方　633,700 円

※１級及び２級と認定された人には、国民年金の障害基礎年金も併せて支払われます。

●障害手当金

【支給要件】

障害の程度が比較的軽く、障害厚生年金の対象としては該当しない場合でも、一定の基準以上の障害であれば手当の対象となることがあります。

ただし、配偶者や子がいても加算はありません。

●特別障害給付金

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障害者の方について、福祉的措置として「特別障害給付金制度」が創設されました。

【支給要件】

・平成３年３月以前に国民年金任意加入対象であった学生であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金の１級、２級相当の障害の状態にある人
・昭和61年３月以前に国民年金任意加入対象であった被用者等の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金の１級、２級相当の障害の状態にある人

【支給額】（令和８年４月現在）

１級相当に該当する人（月額）58,650円
２級相当に該当する人（月額）46,920円

（２）手　当

●特別障害者手当

著しい重度の障害を有するために、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の人に支給されます。

問い合わせ先

（手続き）
市町村役場
（10ページ参照）

（問い合わせ）
年金事務所
（14ページ参照）

申請に必要な書類

手当等の申請に必要な書類については、マイナンバーを利用した情報連携により、一部省略可能な書類もありますので、窓口にてご確認をお願いします。

６　年金・手当などについて

【障害程度】
・身体障害者手帳１級又は２級程度の障害が重複しており、条件を満たしている人
・特に重度の身体機能の障害があるため、日常生活動作能力の評価が極めて重度であると認められる人
・内部障害があり、安静度が絶対安静の人
・精神又は知的障害で日常生活能力の評価が極めて重度であると認められる人
【手当額】（月額）30,450円（令和８年４月現在）
【支給方法】　２月、５月、８月、11月の４回　口座振込
【支給の制限】
・障害者支援施設、特別養護老人ホームなどの施設に入所している場合
・病院・診療所に３か月を超えて入院している場合
・受給資格者又は配偶者もしくは扶養義務者に前年の所得が一定額以上ある場合
【申請に必要な書類】
・認定請求書　・戸籍謄（抄）本　・診断書（所定様式、重度の手帳所持者は診断書を省略できる場合があります。）　・所得状況届　・銀行口座番号
・マイナンバーの確認ができる書類　・身元確認ができる書類
※手当は、認定になった場合、申請の翌月から支給されます。

●障害児福祉手当
日常生活において常時介護を必要とする在宅の20歳未満の人に支給します。
【障害程度】
・身体障害者手帳１級程度の障害がある人及び２級程度の障害がある一部の人
・療育手帳Ａ１（最重度）又はＡ２（重度）の人のうち、条件を満たしている人
・精神の障害であって、上記と同程度以上と認められる人
【手当額】（月額）16,560円（令和８年４月現在）
【支給方法】　２月、５月、８月、11月の４回　口座振込
【支給の制限】
・児童福祉施設などに入所している場合
・障害を事由とする年金を受給している場合
・受給資格者又は配偶者もしくは扶養義務者に前年の所得が一定額以上ある場合
【申請に必要な書類】
・認定請求書　・戸籍謄（抄）本　・診断書（所定様式、重度の手帳所持者は診断書を省略できる場合があります。）　・所得状況届　・銀行口座番号
・マイナンバーの確認ができる書類　・身元確認ができる書類
※手当は、認定になった場合、申請の翌月から支給されます。

●特別児童扶養手当
障害のある20歳未満の児童を自宅で養育している保護者に支給します。
【障害程度】
・身体障害者手帳１～３級程度の障害がある人または４級程度の障害がある一部の人
・療育手帳Ａ１（最重度）、Ａ２（重度）の障害がある人
・精神の障害（発達障害を含む。）であって、上記と同程度以上と認められる程度の人
※療育手帳Ｂ１（中度）、Ｂ２（軽度）の人でも精神の障害（発達障害を含む。）がある場合は対象となることがあります。
【手当額】（令和８年４月現在）　（月額）　１級　58,450円　　２級　38,930円
【支給方法】　４月、８月、11月の３回　口座振込
【支給の制限】
・施設等に入所している場合
・受給資格者又は配偶者もしくは扶養義務者に前年の所得が一定額以上ある場合
【申請に必要な書類】
・認定請求書　・戸籍謄（抄）本　・特別児童扶養手当振込先口座申出書
・診断書（身体障害者手帳１級からおおむね３級（内部障害及び視野狭窄を除く。）

問い合わせ先

（手続き）
市町村役場
（10ページ参照）

（手続き）
市町村役場
（10ページ参照）

（問い合わせ）
高知県障害福祉課
TEL：088-823-9663

６　年金・手当などについて

または療育手帳Ａ１、Ａ２を所持している場合は診断書を省略することができます。
ただし、交付後１年以内のものに限ります。）
・マイナンバーの確認ができる書類　・身元確認ができる書類

問い合わせ先

●高知県重度心身障害児療育手当
障害のある18歳未満の児童を自宅で養育している保護者に支給します。
【障害程度】
・特別児童扶養手当の１級相当の障害がある人
【手当額】（月額）7,300円（令和８年４月現在）
【支給方法】　３月、７月、11月の３回　口座振込
【支給の制限】
・障害児福祉手当の受給資格者
・児童福祉施設などに入所している場合
※所得による制限はありません。
【申請に必要な書類】
・申請書　・預金通帳
・福祉事務所（市にお住まいの人）または福祉保健所（町村にお住まいの人）の発行する障害児福祉手当不支給証明書
・障害の状態がわかるもの（療育手帳または身体障害者手帳の写し）
※手当は、認定になった場合、市町村が申請を受け付けた翌月から支給されます。

（手続き）
市町村役場
（10ページ参照）

（問い合わせ）
高知県障害福祉課
TEL：088-823-9663

●児童扶養手当
以下に定める18歳未満※の児童と生活している父又は母などに支給します。
・父母が離婚した児童
・父又は母が死亡した児童
・父又は母の身体又は精神に重い障害のある児童
・父又は母の生死が明らかでない児童
など
※重い障害のある児童の場合は、支給期間が20歳まで延長される場合があります。
【手当額】（令和８年４月現在）
・児童１人の場合（月額）48,050円
（一部支給制限者　11,350円～48,040円）
【支給方法】　１月、３月、５月、７月、９月、11月の６回　口座振込
【支給の制限】
・施設等に入所している場合
・公的年金を受給している場合
・児童を養育している父又は母、もしくは養育者又は同居している扶養義務者の前年度の所得が一定額以上ある場合
【申請に必要な書類】
・認定請求書　・戸籍謄（抄）本
・マイナンバーの確認ができる書類　・身元確認ができる書類
≪父又は母に重い障害のある場合≫
・障害状態がわかる診断書（障害の状態により、診断書の省略ができる場合があります。）
≪支給期間を延長する場合≫
・児童の障害状態がわかる診断書（障害の状態により、診断書の省略ができる場合があります。）

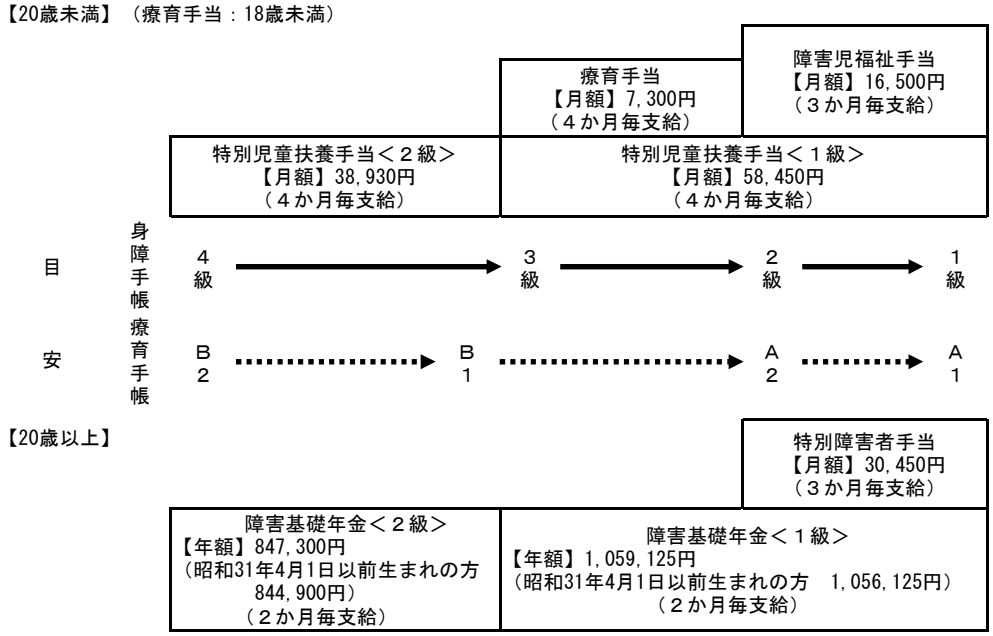
（手続き）
市町村役場
（10ページ参照）

（問い合わせ）
高知県子ども家庭課
TEL：088-823-9654

６　年金・手当などについて

●各種手当相関図

※この相関図は目安であり、異なる場合があります。詳細は市町村窓口にお問い合わせください。



●年金・各種手当供給一覧

	①障基	②児扶	③特児	④特障	⑤障児	⑥療育
①障害基礎年金		○	×	○	×	×
②児童扶養手当	○		○	－	○	○
③特別児童扶養手当	×	○		－	○	○
④特別障害者手当	○	－	－		－	－
⑤障害児福祉手当	×	○	○	－		×
⑥療育手当	×	○	○	－	×	

「○」：併給できる、「×」：併給できない、「－」：年齢等により併給できない

（３）産科医療補償制度（令和８年４月現在）

●制度の概要

分娩に関連して発症した重度脳性まひのお子様とご家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、原因分析を行い、同じような事例の再発防止に資する情報を提供することなどにより、紛争の防止・早期解決および産科医療の質の向上を図ることを目的としています。

◆補償

補償金は、一時金と分割金をあわせ総額3,000万円が支払われます。

◆原因分析・再発防止

・医学的観点から原因分析を行い、報告書を保護者と分娩機関へ送付します。

・原因分析された複数の事例をもとに再発防止に関する報告書を作成し、分娩機関や関係学会、行政機関等に提供します。

●補償対象（お子様の誕生日によって、補償対象の範囲が異なります）

○平成27年１月１日から令和３年12月31日までに出生した場合と令和４年１月１日以降に出生した場合で、在胎週数や出生体重の基準、および在胎週数28週以上の「所定の要件」が異なります。

問い合わせ先

（問い合わせ）
産科医療補償制度専用
コールセンター
TEL:0120-330-637
受付時間 9:00～17:00
（土日祝日・年末年始除く）

６　年金・手当などについて

◆平成27年１月１日から令和３年12月31日までに出生したお子様。
次の基準をすべて満たす場合、補償の対象となります。
１．在胎週数32週以上で出生体重1,400g以上、または在胎週数28週以上で所定の要件
２．先天性や新生児期の要因によらない脳性まひ
３．身体障害者手帳１・２級相当の脳性まひ

◆令和４年１月１日以降に出生したお子様。
次の基準をすべて満たす場合、補償の対象となります。
１．在胎週数28週以上
２．先天性や新生児期の要因によらない脳性まひ
３．身体障害者手帳１・２級相当の脳性まひ

●申請期間
申請できる期間は、お子様の満１歳の誕生日から満５歳の誕生日までです。
（例）令和３年１月１日生まれのお子様は、令和８年１月１日が申請期限となります。
※ただし、極めて重症であって、医師が診断可能と判断する場合は、生後6ヶ月から申請可能です。

●その他
・生後６ヶ月未満で亡くなられた場合は、補償の対象となりません。
・先天性や新生児期の要因に該当する疾患等が重度の運動障害の主な原因であることが明らかでない場合は、補償の対象となります。
・補償対象の認定は、制度専用の診断書および診断基準によって行います。身体障害者手帳の認定基準で認定するものではありません。

問い合わせ先

（４）心身障害者扶養共済制度

（手続き）
市町村役場
（10ページ参照）

（問い合わせ）
高知県障害福祉課
TEL：088-823-9634

●制度の概要
この制度は、障害のある人の保護者の連帯と相互扶助の精神に基づき、障害のある人の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、保護者が抱く不安の軽減を図る目的で生まれました。
保護者が生存中に一定額の掛金を納めることにより、その保護者に万一（死亡又は重度障害）のことがあったとき、障害のある人に終身にわたって一定額の年金を支給する制度です。

●加入資格
【加入できる人（保護者）】
障害児（者）の保護者（父母、配偶者、兄弟姉妹等）であって、次の要件を満たしている方。ただし、加入限度は、障害児（者）１人につき２口までです。
① 県内に住んでいること。
② 年齢が65歳未満であること（４月１日現在の年齢を適用します）。
③ 病気や障害がなく、生命保険に加入できる程度の健康状態であること。

【障害児（者）とは】
将来、自立生活することが困難と認められ、かつ、次のいずれかに該当している人。
① 身体障害児（者）（身体障害者手帳（１級～３級）を持っている人）
② 知的障害児（者）
③ 精神又は身体に上記①②と同程度の障害を有する人（手帳等を有していない場合は、医師の診断書により上記①②と同程度と認められる障害であること。）

６　年金・手当などについて

●掛金（月額）

掛金の額（月額）は、次のとおりです（２口加入の人は、１口目の掛金と２口目の掛金の合計額となります）。

問い合わせ先

	平成20年３月31日以前に加入された方		平成20年４月１日以降に加入された方	
加入時の年齢区分	１口目	２口目	１口目	２口目
35歳未満	2,800円	2,800円	4,650円	4,650円
35歳以上40歳未満	3,450円	3,450円	5,700円	5,700円
40歳以上45歳未満	4,350円	4,350円	7,150円	7,150円
45歳以上50歳未満	4,350円	5,300円	7,150円	8,650円
50歳以上55歳未満	4,640円	5,800円	7,520円	9,400円
55歳以上60歳未満	5,120円	6,400円	8,280円	10,350円
60歳以上65歳未満	5,800円	7,250円	9,320円	11,650円

【掛金の減額】

次のような人は、申請により掛金を減額することができます。

①　生活保護世帯に属する人

②　市町村民税非課税世帯に属する人

③　市町村民税均等割世帯に属する人

【掛金の免除】

20年以上継続加入し、かつ年齢が65歳以上に達している人※は、掛金が免除されます。

（ただし、昭和61年３月31日以前に45歳未満で加入した人は、１口目については25年以上継続加入しており、かつ年齢が65歳以上に達している人※）

※４月１日時点で満65歳である年度の加入応当日の前日までの期間

【支給月額及び支給方法】

加入者が亡くなったとき又は重度障害者となったときは、その月から毎月、障害児（者）本人、又は年金管理者に支給されます。（口座振込）

・１口加入している場合（月額）20,000円

・２口加入している場合（月額）40,000円

【弔慰金】

対象障害児（者）が亡くなったときは、弔慰金として、加入期間に応じて、１口につき50,000円～250,000円が支給されます。（加入期間１年以上）

【脱退一時金】

加入者が脱退、又は口数の減少を申し出た場合は、加入者に脱退一時金として、加入期間に応じて、１口につき75,000円～250,000円が支給されます。（加入期間５年以上）

【申請手続】

加入に必要な書類は次のとおりです。（加入申し込みの窓口は、保護者の住んでいる市町村役場です。）　※申し込みの際には、印鑑をご持参ください。

・加入申込書

・申込者告知書（保護者の健康状態を調査する書類）

・障害証明書（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し）

・保護者と対象障害児（者）の住民票

・必要に応じて掛金減額申請書、年金管理者指定届（年金管理者の住民票を添付）

【その他】

扶養共済制度に係る掛金は、所得控除（小規模企業共済等掛金控除）が受けられます。また、弔慰金や障害児（者）の受け取る年金は、所得税及び地方税ともに非課税です。

（５）生活福祉資金の貸し付け

低所得世帯や障害者世帯又は高齢者世帯を対象に、必要な資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、経済的自立や生活意欲を高め、安定した暮らしを支援するための制度です。（貸付条件一覧は、次ページです。）

各市町村社会福祉協議会

（12ページ参照）

生活福祉資金貸付条件一覧

1．生活福祉資金

（※制度の改正等により、内容が変わる場合があります。）

資　金　の　種　類			貸付限度額・目安額（単位：円）	据置期間	償還期間	金利	連帯保証人
総合支援資金	生活支援費 （生活再建までの間に必要な生活費）		月20万円以内(単身世帯：月15万円以内)で、申込者の過去の世帯収入額及び諸事情をお聞きしたうえ個別に算定 ＜貸付期間は原則3ヶ月（最長12ヶ月）＞	最終貸付日から6か月以内	据置期間経過後 10年以内	＊連帯保証人を立てる場合は無利子 ＊連帯保証人を立てない場合は年1．5%	原則連帯保証人が必要。 ただし、連帯保証人を立てない場合でも、貸付を受けることができる。
	住宅入居費 （敷金・礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用）		40万円以内	貸付の日（生活支援費とあわせて貸付けている場合には、生活支援費の最終貸付日）から6か月以内			
	一時生活再建費 （生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難であるもの） （例）就職支度費、技能習得費、家賃の安い住宅への転居費用など生活再建に必要な経費		60万円以内				
	貸付対象		失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯であって、次のいずれの条件にも該当する世帯 ①低所得世帯であって、失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっていること。 ②借入申込者の本人確認が可能であること。 ③現に住居を有していること又は生活困窮者自立支援法第2条第3項に規定する生活困窮者住居確保給付金の支給の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること。 ④実施主体が貸付け及び関係機関とともに支援を行うことにより、自立した生活を営めることと、償還を見込めること。 ⑤失業等給付、生活保護、年金等の他の公的給付又は公的な貸付を受けることができず、生活費を賄うことができないこと。				
福祉資金	福祉費	生業を営むために必要な経費	460万円	貸付の日（分割による交付の場合には最終貸付日）から6か月以内	据置期間経過後 20年以内	＊連帯保証人を立てる場合は無利子 ＊連帯保証人を立てない場合は年1．5%	原則連帯保証人を立てるものとする。 ただし、連帯保証人を立てない場合でも、貸付を受けることができる。
		技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間が 【6か月程度】130万円 【1年程度】 220万円 【2年程度】 400万円 【3年以内】 580万円				
		住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円				
		福祉用具等の購入に必要な経費	170万円				
		障害者用自動車の購入に必要な経費	250万円				
		中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6万円				
		負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間が1年を超えないときは170万円 （1年を超え1年6か月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円）				
		介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護サービスを受ける期間が1年を超えないときは170万円 （1年を超え1年6か月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円）				
		災害を受けたことにより臨時に必要となる経費	150万円				
		冠婚葬祭に必要な経費	50万円				
		住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50万円				
		就職、技能習得等の支度に必要な経費	50万円				
		その他日常生活上一時的に必要な経費	50万円				
	緊急小口資金 （緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用）		10万円以内	貸付の日から2か月以内	据置期間経過後 12か月以内	無利子	連帯保証人を必要としない
教育支援資金	教育支援費		【高等学校】　月額35,000円以内 【高等専門学校】月額60,000円以内 【短期大学】　月額60,000円以内 【大学】　月額65,000円以内	卒業後6か月以内	据置期間経過後 20年以内	無利子	生計中心者が連帯債務を負担する連帯借受人として加わらなければならない。この場合は原則として連帯保証人は必要としない
	就学支度費		50万円以内				
不動産担保型生活資金			不動産の評価額に基づき貸付限度額が決定する。（土地の評価額の70%程度）	契約の終了後3か月以内	据置期間終了時	年3%又は銀行の長期プライムレートのいずれか低い利率	推定相続人の中から1名連帯保証人を立てる
要保護世帯向け不動産担保型生活資金							連帯保証人を必要としない

7　医療について

（１）重度心身障害児・者医療費（福祉医療）の助成

問い合わせ先：市町村役場（10ページ参照）

県内にお住まいで、国民健康保険等の医療保険に加入しており、障害の程度が次に該当する重度心身障害のある人は、医療費にかかる保険給付（国民健康保険・健康保険等）の自己負担分について、市町村が助成を行います。

ただし、65歳以上で平成15年10月１日以後、新たに重度障害者の認定を受けた人は、対象となりません。（市町村民税非課税世帯の人を除く）

●対象者

・身体障害者手帳　　１級または２級の人
・療育手帳　　Ａ１（最重度）またはＡ２（重度）の人
・精神障害保健福祉手帳　　１級の人　【令和９年４月から追加】
・18歳未満で下記の手帳のうち２つ以上重複して所持している人
　１．身体障害者手帳３級・４級
　２．療育手帳Ｂ１（中度）
　３．精神障害保健福祉手帳２級　【令和９年４月から追加】
・精神障害保健福祉手帳の等級が２級または３級の人のうち、直近の更新前の手帳の等級が１級の人　【令和９年４月から追加】

●制度の利用方法

① お住まいの市町村役場で、障害医療費受給者証（高齢障害者医療費受給者証）の交付を受けてください。（身体障害者手帳または療育手帳、健康保険証、印鑑、マイナンバーの確認ができる書類が必要です。）
② 医療機関で受診する際に、健康保険証と受給者証を窓口に提示してください。
（※１）入院時の食事療養費は助成の対象となりません。
（※２）国民健康保険等の医療保険に加入していない人は、この制度は適用されません。
（※３）市町村によって対象要件を広げている場合もあります。詳しくは各市町村役場にお問い合わせください。

（２）高齢者の医療の確保に関する法律による医療の給付（後期高齢者医療）

市町村役場（10ページ参照）

65歳以上75歳未満の方で一定以上の障害（下表参照）がある方は、申請により後期高齢者医療制度の被保険者となり、後期高齢者医療の給付の対象となります。

なお、申請はいつでも撤回することができ、撤回した後で再度申請することもできます。

（75歳以上の人は、障害の有無に関わらず、後期高齢者医療制度の被保険者となります。）

●制度の利用方法

対象者となるには、お住まいの市町村で申請手続きを行ってください。

●65歳から対象となる障害程度

※高齢者の医療の確保に関する法律施行令の障害状況表に準じます。

障害区分	障害程度	障害区分	障害程度	障害区分	障害程度
視覚	３級以上	免疫機能	３級以上	肢体（体幹）	３級以上
聴覚	３級以上	内部	３級以上	知的	Ａ１・Ａ２
平衡機能	３級	肢体（上肢）	３級以上		
音声・言語機能	４級以上	肢体（下肢）	３級以上 ４級の一部	精神	１・２級
そしゃく機能	３級				

（３）更生医療の支給（自立支援医療）

・更生医療（18歳以上）
市町村役場（10ページ参照）

身体障害者手帳の交付を受けた方が、日常生活や社会生活を容易にするため、障害を軽減したり、機能回復させたりするための医療を、指定医療機関（52・53ページ参照）で受けることができます。

●自己負担額

自己負担額は、原則として医療費の１割となりますが、世帯の所得水準等に応じて、ひと月当たりの負担上限額が設けられています。（51ページ参照）

※入院時の食事療養費及び生活療養費（いずれも標準負担額相当）については、原則自己負担となります。

7　医療について

●申請手続き

お住まいの市町村の障害福祉担当窓口で申請手続きを行ってください。

【添付書類】医師の意見書、「世帯」の医療保険証の写し、所得や収入の分かる書類等、
マイナンバーの確認ができる書類、身元確認ができる書類

※「世帯」の範囲は、同一の医療保険に加入している家族になります。以下同じ。

●対象となる医療例

障　害	原因疾病例	給付内容例	期間
視　覚	白内障	水晶体摘出術＋眼内レンズ挿入術	入院・通院合計で概ね３か月
	網膜剥離	網膜剥離手術（光凝固術）	
	眼球摘出後の組織充填術や義眼包埋術		
聴　覚	感音性難聴	人工内耳埋め込み術	
	外耳性難聴	外耳道形成術	
	慢性中耳炎	鼓室形成術	
そしゃく言語機能	口蓋裂	歯科矯正形成術	１年
肢　体	・変形性関節症 ・慢性関節リウマチ ・骨壊死性疾患 ・代謝性疾患に基づく骨関節の変化 ・外傷性の骨関節の変化 ・骨関節の感染症後の変化	（まひに対して） 理学療法、作業療法、言語療法、装具療法 （関節拘縮・強直・変形） 関節固定手術、関節形成手術、骨切り術、人工関節置換術 （不良切断端） 義肢装着のための断端形成術、断端延長術	入院・通院合計で概ね３か月
小腸機能	小腸機能全廃	中心静脈栄養法	
心臓機能	心臓弁膜症	弁形成術、弁置換術	
	先天性心疾患	開心根治手術、欠損孔閉鎖術	
	洞不全症候群 房室ブロック	ペースメーカー植え込み術	
	心筋梗塞、狭心症	冠動脈大動脈バイパス移植術	
	心臓機能障害に対する心移植術後の抗免疫療法		
じん臓機能	慢性腎不全	腎移植術	
		人工透析、腹膜透析、腎移植後の抗免疫療法	１年
免疫機能	ＨＩＶ感染者	抗ＨＩＶ療法、免疫調節療法	
肝臓機能	ウイルス性肝炎	肝臓移植、肝臓移植後の抗免疫療法	

申請に必要な書類

手当等の申請に必要な書類については、マイナンバーを利用した情報連携により、一部省略可能な書類もありますので、窓口にてご確認をお願いします。

（４）育成医療の支給（自立支援医療）

県内にお住まいの18歳未満の方で、身体に障害があるか、そのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患の医療費を助成します。助成を受けられる医療機関は、全国の指定された医療機関です。（52・53ページ参照）

●自己負担額

自己負担額は、原則として医療費の１割となりますが、世帯の所得水準等に応じて、ひと月当たりの負担上限額が設けられています。（51ページ参照）

※入院時の食事療養費は、助成の対象になりません。

●申請手続き

対象児の被保険者の住所地の市町村で申請手続きを行ってください。

【添付書類】　医師の意見書、「世帯」の医療保険証の写し、所得や収入の分かる書類等、
マイナンバーの確認ができる書類、身元確認ができる書類

問い合わせ先

・育成医療（18歳未満）
市町村役場
（10ページ参照）

申請に必要な書類

手当等の申請に必要な書類については、マイナンバーを利用した情報連携により、一部省略可能な書類もありますので、窓口にてご確認をお願いします。

7　医療について

（５）精神通院医療の支給（自立支援医療）

精神疾患の治療のために医療機関に通院している人を対象に医療費を公費で負担します。

●対象者

統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する人で、通院による精神治療を継続的に要する程度の病状にある人。

ただし、所得の高い一部の人は対象外となります。また、入院には使用できません。

●利用者負担

自己負担額は、原則として医療費の１割となりますが、世帯の所得水準等に応じて、ひと月当たりの負担上限額が設けられています。（51ページ参照）

●申請手続き等

申請書の提出先は、お住まいの市町村の精神保健福祉担当窓口になります。

【添付書類】診断書（医師の意見書（重度かつ継続に該当する場合）を含む）、
「世帯」の医療保険証の写し、所得や収入の分かる書類等、
マイナンバーの確認ができる書類、身元確認ができる書類

認定されると、市町村を通じて「自立支援医療受給者証（精神通院）」と「自己負担上限額管理票」が交付されますので医療機関や薬局等の窓口に提示していただくことになります。

受給者証の有効期限は最長１年間です。更新の申請は、有効期限の３か月前から提出することができます。また、有効期限内の更新申請時の診断書（医師の意見書（重度かつ継続に該当する場合）を含む）の提出は、２回に１回は省略ができます。

ただし、制度を利用するには、通院する医療機関や薬局等が、県の指定した指定自立支援医療機関（54～56ページ参照）となっている必要があります。

問い合わせ先

高知県障害保健支援課
TEL：088-823-9669

精神保健福祉センター
TEL：088-821-4966

市町村役場
精神保健福祉申請窓口

申請に必要な書類

手当等の申請に必要な書類については、マイナンバーを利用した情報連携により、一部省略可能な書類もありますので、窓口にてご確認をお願いします。

（６）特定医療費（指定難病）の支給（27ページ参照）

（７）特定疾患治療研究事業（27ページ参照）

（８）小児慢性特定疾病医療費の支給（28ページ参照）

（９）重度心身障害児・者の歯科診療

障害のある人の歯科診療を行っています。歯についての日常的な健康相談、そしゃくや発音などの機能回復に関するご相談にも応じています。

※予約制（電話予約可）

実施機関名	住　　所	電話番号	診　療　日　時
高知県歯科医師会 歯科保健センター	高知市丸ノ内１丁目7-45 総合あんしんセンター1F	088-824-7862 （歯科保健センター）	毎週土曜日　10:00～12:00 13:00～16:00 毎月第２木曜日 13:00～16:30 毎月第４木曜日 14:00～16:30 （年末年始、祝日を除く）
高知県歯科医師会 歯科保健センター 幡多分室	四万十市中村東町１丁目 １－27 四万十市立市民病院 西棟1F		月２回　日曜日 9:30～12:00 13:20～15:00

問い合わせ先

高知県歯科医師会
TEL：088-824-3400

7　医療について

（10）長期高額疾病の自己負担限度額（医療保険・後期高齢者医療）について

長期にわたり継続して著しく高額な治療費が必要になる下記の特定疾病(長期高額疾病)については、高額療養費の自己負担限度額が10,000円になります。

（70歳未満の上位所得者とその被扶養者の人工透析に係る診療については、自己負担限度額が20,000円になります。）

＜対象疾病＞

・人工腎臓を実施している慢性腎不全

・血友病（血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第八因子障害または、先天性血液凝固第九因子障害に限る）

・抗ウィルス剤を投与している後天性免疫不全症候群（ＨＩＶ感染を含み、厚生労働大臣の定める者に係るものに限る）

＜制度の利用方法＞

①　各保険者に申請し、特定疾病療養受療証の交付を受けてください。

②　病院や薬局等の医療機関を利用する際に、被保険者証と特定疾病療養受療証を窓口で提示してください。

（11）自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）の利用者負担額について

自己負担額は、原則として医療費の１割負担となりますが、世帯の所得水準等に応じて一月当たりの負担上限額が設けられています。入院時の食事療養費及び生活療養費（いずれも標準負担額相当）については、原則自己負担となります。

一月当たりの負担上限額(R8.4.1現在)

<table>
<tr><td rowspan="2">生活保護世帯</td><td colspan="2">市町村民税非課税世帯</td><td colspan="3">市町村民税課税世帯</td></tr>
<tr><td>（R8.6.30まで）
本人の年収が80.9万円以下の場合
（R8.7.1以降）
本人の年収が82.65万円以下の場合</td><td>（R8.6.30まで）
本人の年収が80.9万円を超える場合
（R8.7.1以降）
本人の年収が82.65万円を超える場合</td><td>市町村民税所得割が33,000円未満の場合</td><td>市町村民税所得割が33,000円以上235,000円未満の場合</td><td>市町村民税所得割が235,000円以上の場合</td></tr>
<tr><td rowspan="5">０円</td><td rowspan="5">2,500円</td><td rowspan="5">5,000円</td><td colspan="3">医療保険の自己負担限度額</td></tr>
<tr><td colspan="2">育成医療の場合（R9.3.31まで）</td><td rowspan="3">対象外</td></tr>
<tr><td>5,000円</td><td>10,000円</td></tr>
<tr><td colspan="3">「重度かつ継続」に該当する場合（※）</td></tr>
<tr><td>5,000円</td><td>10,000円</td><td>20,000円
（R9.3.31まで）</td></tr>
</table>

※平成22年度税制改正における年少扶養控除及び16歳から18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分の廃止に伴う利用者負担額への影響については、できるだけ影響が生じないような対応がなされます。

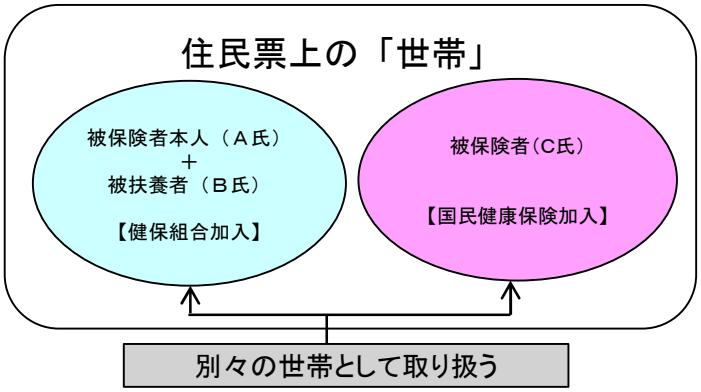
（※）「重度かつ継続」の該当者

種　類	内　　容
精神通院医療	統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害（依存症等）。また情動及び行動の障害、不安及び不穏状態で、精神医療に一定の経験を有する医師が継続的な通院医療が必要と判断した人
更生・育成医療	腎臓機能障害・小腸機能障害・免疫機能障害・肝臓機能障害（肝臓移植後の抗免疫療法に限る）・心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る）
精神通院・更生・育成医療	医療保険の多数該当の人（直近の１年間の高額療養費の支給が３回以上ある人）

負担上限額を判断するときの世帯の考え方

・「世帯」の単位については、同じ医療保険に加入している人になります。

・医療保険の加入関係が異なる場合には、税制における取扱いに関係なく、別の「世帯」として取り扱います。



＜左図の例から・・・＞

○　健康保険に加入するＡ氏とＢ氏からなる「世帯」と、国民健康保険に加入するＣ氏からなる「世帯」に二分される。

○　税制上は、Ｃ氏がＢ氏を扶養親族としている場合であっても、医療保険の加入関係が異なるので、Ｃ氏とＢ氏は別の「世帯」。

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）（令和８年４月１日現在）

医療機関の名称	所　在　地	電話番号	医療の種類	育成	更生
アズマ耳鼻咽喉科･アレルギー科	高知市上町二丁目2番16号	088-825-0707	耳鼻咽喉科	○	○
いずみの病院	高知市薊野北町二丁目10番53号	088-826-5511	整形外科	○	○
			心臓脈管外科	○	○
			じん臓	○	○
えびす歯科･矯正歯科クリニック	高知市西秦泉寺83番地1	088-871-4618	歯科矯正	○	○
おかざき矯正歯科クリニック	高知市新本町一丁目１－12高知駅スクエア2F	088-824-6111	歯科矯正	○	○
おかだ歯科クリニック	高知市新本町二丁目19番2号	088-875-5181	歯科矯正	○	○
岡村病院	高知市入明町1番5号	088-822-5155	心臓脈管外科		○
快聖クリニック	高知市鴨部1085番地1	088-850-0038	じん臓		○
かねこ矯正歯科	高知市上町一丁目8番13号	088-854-8540	歯科矯正	○	○
高知県･高知市病院企業団立高知医療センター	高知市池2125番地1	088-837-3000	眼科	○	○
			耳鼻咽喉科	○	○
			形成外科	○	○
			心臓脈管外科	○	○
			じん臓	○	○
			腎移植	○	○
			歯科矯正	○	○
			免疫	○	○
高知記念病院	高知市城見町4番13号	088-883-4377	じん臓		○
高知整形･脳外科病院	高知市上町四丁目7番20号	088-822-1285	整形外科	○	○
高知赤十字病院	高知市秦南町一丁目4番63－11号	088-822-1201	耳鼻咽喉科	○	○
			整形外科	○	○
			心臓脈管外科	○	○
			じん臓	○	○
			小腸	○	○
高知高須病院	高知市大津乙2705番地1	088-878-3377	じん臓		○
高知西病院	高知市神田317番地12	088-843-1501	整形外科		○
			じん臓		○
国立病院機構 高知病院	高知市朝倉西町一丁目2番25号	088-844-3111	整形外科	○	○
			じん臓	○	○
島津病院	高知市比島町四丁目6番22号	088-823-2285	じん臓		○
たかはし矯正歯科	高知市追手筋二丁目5番11号キャッスルガー	088-823-8841	歯科矯正	○	○
竹下病院	高知市与力町3番8号	088-822-2371	じん臓	○	○
たにもと歯科･矯正歯科	高知市朝倉東町30番17号アーバンビレッジⅢ	088-844-1181	歯科矯正	○	○
近森病院	高知市大川筋一丁目1番16号	088-822-5231	心臓脈管外科	○	○
			じん臓	○	○
畠中クリニック	高知市追手筋一丁目9番22号	088-822-6105	整形外科	○	○
福田心臓･消化器内科	高知市東秦泉寺67番地1	088-822-1122	心臓脈管外科		○
藤田クリニック	高知市旭町二丁目23番地35	088-820-6001	じん臓		○
細木病院	高知市大膳町37番地	088-822-7211	整形外科	○	○
			心臓脈管外科	○	○
山﨑内科泌尿器科	高知市朝倉横町10番45号	088-844-3688	じん臓	○	○
高知県立療育福祉センター	高知市若草町10番5号	088-844-1921	整形外科	○	○

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）（令和８年４月１日現在）

医療機関の名称	所　在　地	電話番号	医療の種類	育成	更生
高知高須病院室戸クリニック	室戸市室津1番地	0887-24-2511	じん臓	○	○
高知県立あき総合病院	安芸市宝永町3番33号	0887-34-3111	じん臓	○	○
			心臓脈管外科	○	○
高知高須病院附属安芸診療所	安芸市港町2丁目635	0887-34-3848	じん臓	○	○
田野病院	安芸郡田野町1414番地1	0887-38-7111	中枢神経	○	○
JA高知病院	南国市明見字中野526-1	088-863-2181	じん臓	○	○
北村病院	南国市東崎1336-3	088-864-2101	じん臓		○
高知大学医学部附属病院	南国市岡豊町小蓮185-1	088-866-5811	じん臓	○	○
			心臓脈管外科	○	○
			整形外科	○	○
			脳神経外科	○	○
			眼科	○	○
			耳鼻咽喉科	○	○
			免疫	○	○
			口腔	○	○
			形成外科	○	○
			歯科矯正	○	○
			肝臓移植	○	○
野市中央病院	香南市野市町東野555番地18	0887-55-1101	じん臓	○	○
デンタルクリニック	香南市野市町東野555番地15	080-8538-3398	歯科矯正	○	○
			口腔	○	○
土佐市立土佐市民病院	土佐市高岡町甲1867	088-852-2151	心臓脈管外科		○
			じん臓		○
森木病院	吾川郡いの町3674番地	088-893-0014	じん臓		○
いの町立国民健康保険仁淀病院	吾川郡いの町1369	088-893-1551	免疫	○	○
佐川町立高北国民健康保険病院	高岡郡佐川町甲1687	0889-22-1166	じん臓	○	○
島津クリニック	須崎市西古市町3-15	0889-43-0003	じん臓		○
梼原町立国民健康保険梼原病院	高岡郡梼原町川西路2320番1	0889-65-1151	免疫	○	○
くぼかわ病院	高岡郡四万十町見付902-1	0880-22-1111	じん臓		○
幡多クリニック	四万十市右山天神町10-12	0880-34-6211	じん臓		○
四万十市立市民病院	四万十市中村大橋通4丁目10	0880-34-2126	じん臓	○	○
川村内科クリニック	宿毛市平田町戸内1256番地	0880-66-2911	じん臓		○
高知県立幡多けんみん病院	宿毛市山奈町芳奈3-1	0880-66-2222	整形外科	○	○
			心臓脈管外科	○	○
			じん臓	○	○
			肝臓移植	○	○
渭南病院	土佐清水市越前町6-1	0880-82-1151	じん臓		○
松谷病院	土佐清水市天神町14番18号	0880-82-0001	じん臓		○

指定自立支援医療機関（精神通院医療）（病院）（令和８年４月１日現在）

医療機関の名称	所在地	電話番号
国吉病院	高知市上町1丁目3-4	088-875-0231
近森病院	高知市大川筋1丁目1番16号	088-822-5231
愛幸病院	高知市入明町14番2号	088-822-2739
高知赤十字病院	高知市秦南町1丁目4番63-11号	088-822-1201
土佐病院	高知市新本町2-10-24	088-822-3357
高知記念病院	高知市城見町4-13	088-883-4377
海辺の杜ホスピタル	高知市長浜251	088-841-2288
高知鏡川病院	高知市城山町270	088-833-4328
川村病院	高知市上町5丁目6番20号	088-823-7433
医療法人新松田会　愛宕病院	高知市愛宕町1丁目1番13号	088-823-3301
細木病院	高知市大膳町37番地	088-822-7211
三愛病院	高知市一宮西町1-7-25	088-845-5291
藤戸病院	高知市上町1丁目4-24	088-822-3440
高知脳神経外科病院	高知市朝倉戊767	088-840-3535
下司病院	高知市本町3丁目5番13号	088-823-3257
医療法人島本慈愛会　島本病院	高知市帯屋町2丁目6-3	088-873-6131
もみのき病院	高知市塚ノ原6番地1	088-840-2222
いずみの病院	高知市薊野北町2丁目10番53号	088-826-5511
医療法人杏林会　高知ハーモニーホスピタル	高知市南金田5番18号	088-883-4785
高知医療センター	高知市池2125番地1	088-837-3000
独立行政法人国立病院機構高知病院	高知市朝倉西町1丁目2番25号	088-844-3111
特定医療法人仁泉会　朝倉病院	高知市朝倉丙1653-12	088-844-2701
リハビリテーション病院すこやかな杜	高知市春野町芳原字北東原1316番地1	088-837-2345
だいいちリハビリテーション病院	高知市九反田2番14号	088-882-0811
特定医療法人竹下会　竹下病院	高知市与力町3番8号	088-822-2371
図南病院	高知市知寄町1丁目5-15	088-882-3126
やまもと病院	室戸市羽根町乙1392	0887-26-1810
高知県立あき総合病院	安芸市宝永町3-33	0887-34-3111
田野病院	安芸郡田野町1414-1	0887-38-7111
芸西病院	安芸郡芸西村和食甲4268	0887-33-3833
南国病院	南国市大埇甲1479-3	088-864-3137
岡豊病院	南国市岡豊町小蓮689の1	088-866-2345
土佐希望の家　医療福祉センター	南国市小籠107番地	088-863-2131
ＪＡ高知病院	南国市明見字中野526-1	088-863-2181
高知大学医学部附属病院	南国市岡豊町小蓮185-1	088-866-5811
南国中央病院	南国市後免町3丁目1-27	088-864-0001
医療法人千博会　南国厚生病院	南国市立田1180番地	088-863-3030
野市中央病院	香南市野市町東野555-18	0887-55-1101
同仁病院	香美市土佐山田町百石町2丁目5-20	0887-53-3155
本山町立国保嶺北中央病院	長岡郡本山町本山620番地	0887-76-2450
早明浦病院	土佐郡土佐町田井1372番地	0887-82-0456
土佐市立土佐市民病院	土佐市高岡町甲1867	088-852-2151
医療法人仁新会　石川記念病院	吾川郡いの町波川77番地	088-892-0641
安部病院	吾川郡仁淀川町岩丸102番地	0889-34-2011

指定自立支援医療機関（精神通院医療）（病院）（令和８年４月１日現在）

医療機関の名称	所在地	電話番号
清和病院	高岡郡佐川町乙1777	0889-22-0300
佐川町立高北国民健康保険病院	高岡郡佐川町甲1687番地	0889-22-1166
一陽病院	須崎市赤崎町9番3号	0889-42-1798
須崎くろしお病院	須崎市緑町4番30号	0889-43-2121
梼原町立国民健康保険梼原病院	高岡郡梼原町川西路2320-1番地	0889-65-1151
大西病院	高岡郡四万十町古市町6番12号	0880-22-1191
くぼかわ病院	高岡郡四万十町見付902-1	0880-22-1119
渡川病院	四万十市具同字上永田2278-1	0880-37-2220
中村病院	四万十市中村小姓町75	0880-34-3177
木俵病院	四万十市中村一条通3-3-25	0880-34-1211
四万十市立市民病院	四万十市中村東町1丁目1番27号	0880-34-2126
聖ヶ丘病院	宿毛市押ノ川1196番地	0880-63-2146
高知県立幡多けんみん病院	宿毛市山奈町芳奈3番地1	0880-66-2222
渭南病院	土佐清水市越前町6番1号	0880-82-1151
松谷病院	土佐清水市天神町14番18号	0880-82-0001
医療法人次田会　足摺病院	土佐清水市旭町18-71	0880-82-1275
大月町国民健康保険大月病院	幡多郡大月町鉾土603番地	0880-73-1300

指定自立支援医療機関（精神通院医療）（診療所）（令和８年４月１日現在）

医療機関の名称	所在地	電話番号
福井小児科・内科・循環器科	高知市愛宕町3丁目12-3	088-824-6556
内田脳神経外科	高知市塚ノ原37	088-843-1002
青木脳神経外科・形成外科	高知市高須新町1丁目6-26	088-885-3600
長尾神経クリニック	高知市桟橋通3丁目1-15	088-834-0002
山下脳神経外科	高知市南元町3-13	088-825-2060
三宮心療クリニック	高知市愛宕町3丁目11-27	088-824-3184
秋沢内科	高知市東雲町8番47号	088-882-3770
メディカルカウンセリングルーム いとうクリニック（R8.5.1で廃止）	高知市追手筋2丁目7番8号レジデンス大手前A503	088-820-7211
吉村神経内科リハビリクリニック	高知市百石町2丁目2番1号	088-832-6431
梅ノ辻クリニック	高知市梅ノ辻8番7号	088-833-4580
菜の花診療所	高知市追手筋1丁目9-22	088-825-1622
はまだ小児科	高知市桟橋通1丁目13-6	088-805-0855
かんぺ医	宿毛市長田町6-6	0880-63-9016
クリニックひろと	高知市長浜4823	088-841-2327
ながの内科クリニック	高知市新田町14番31号	088-837-1233
医療法人ケロケーロ こどもクリニックケロちゃん	高知市鵜来巣11-38-10	088-850-0415
医療法人マウナケアここからクリニック	高知市鵜来巣11番38-10号あさくらメディカルビル３F	088-850-7877
桟橋みどりクリニック	高知市百石町2丁目8-8	088-878-9310
医療法人奥田会　前田診療所	高知市高須3丁目2-43-14	088-855-3923

指定自立支援医療機関（精神通院医療）（診療所）（令和８年４月１日現在）

医療機関の名称	所在地	電話番号
高知県立療育福祉センター	高知市若草町10番5号	088-844-5400
らくだクリニック	高知市南元町30番地	088-855-5770
新本町クリニック	高知市北金田11-22　ソフィアビル5F	088-856-7511
さなだクリニック	高知市南はりまや町1丁目17番27号　はりまや館101	088-856-5522
さいわい町幸せクリニック	高知市幸町6-1	088-873-5503
島崎クリニック	高知市桟橋通2丁目12番5号	088-802-8710
高知中央クリニック	高知市杉井流14番15号	088-802-7007
高知こころクリニック	高知市一宮南町1丁目15-13マルナカ高知インター店2F	088-856-7489
医療法人仁泉会　朝倉さわやかクリニック	高知市朝倉丙350番地1	088-850-0070
医療法人くすのせ　駅前クリニック	高知市新本町1丁目14-3　メディパーク高知駅3階	088-826-1702
医療法人福森会　福森内科クリニック	高知市葛島2丁目3-21	088-884-3161
やまと診療所高知	高知市吉田町2-8	088-873-6111
木田山薬堂診療所	高知市愛宕町3-7-6	088-873-7144
おのせクリニック	高知市高埇14-3	088-855-3801
はりまやばし診療所	高知市はりまや町1-7-7　川村ビル2F	088-884-6767
尾木医院	安芸市本町3丁目10-30	0887-34-3155
つつい脳神経外科	安芸市本町2丁目2番1号	0887-34-0221
寿美医院	安芸郡東洋町甲浦542	0887-29-2824
山本循環器内科・眼科	南国市駅前町3丁目1-41	088-864-2575
脳外科・内科高知東クリニック	南国市篠原161番地4	088-821-6600
医療法人社団緑風会　HEIWA MED CLINIC	南国市大そね甲1203-5	088-803-6050
あけぼのクリニック	南国市田村乙1992-1	088-878-6611
疋田内科	香南市野市町西野2636-6	0887-56-2002
とんぼクリニック	吾川郡いの町205番地	088-879-0222
もりはた小児科	須崎市緑町90番地	0889-43-2211
上ノ加江クリニック	高岡郡中土佐町上ノ加江277-10	0889-40-2200
石川ヘルスクリニック	高岡郡四万十町榊山町7-23	0880-22-0002
まあるいこころクリニック	四万十市具同6775-1	0880-31-1556
四万十ぴよこどもクリニック	四万十市中村東町1丁目1-27 （四万十市立市民病院内　西棟1階）	0880-34-8831
医療法人祥星会　佐賀診療所	幡多郡黒潮町佐賀746番地1	0880-55-2037

8　日常生活の支援について

（1）相談支援事業

障害のある方の自立した生活を支え、一人ひとりの課題の解決や適切なサービス利用などの相談に応じ、サービスの利用についての計画の作成や地域生活への移行などの支援を行います。

問い合わせ先

市町村役場
（10ページ参照）

指定相談支援事業所
（60ページ参照）

●障害者支援施設や精神科病院、矯正施設、保護施設等から地域生活への移行支援を希望する場合（地域相談支援）

地域生活へ移行するための支援、又は地域生活に移行後の支援を行います。

【対象者】　障害者支援施設や精神科病院、矯正施設、保護施設等から退所又は退院して地域生活への移行を希望する方

【サービスを提供する事業者】　指定一般相談支援事業者

種　　類	サービスの内容
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院、矯正施設、保護施設等からの退所・退院を希望する方の意向、適性、障害の特性、環境や日常生活全般の状況を考慮して地域移行支援計画を作成し、面接や同行による支援を行います。 ・一人暮らしに向けた体験的な宿泊 ・障害福祉サービス事業所の体験的な利用 ・地域移行の準備のための外出への同行　　など
地域定着支援	24時間の連絡体制を確保し、地域移行をされた方が障害の特性に起因して緊急の事態が生じた場合に、利用者の自宅へ訪問するなどにより支援を行います。

●障害福祉サービス等の利用を希望する場合（計画相談支援）

障害のある方の自立した生活を支え、一人ひとりの課題の解決や適切なサービス利用に向けたケアマネジメントを行います。（サービス等利用計画の作成及びモニタリング）

【対象者】　障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障害者
障害福祉サービスを利用するすべての障害児

【サービスを提供する事業者】　指定特定相談支援事業者

種　　類	サービスの内容
サービス利用支援	障害のある方の心身の状況や生活環境等を勘案し、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮したサービス等利用計画の作成等を行います。 ・支給決定又は支給決定の変更前にサービス等利用計画案を作成 ・支給決定又は支給決定の変更後にサービス事業者等との連絡調整及び計画を作成
継続サービス利用支援	サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行います。

●障害児の通所サービスの利用を希望する場合（障害児相談支援）

児童福祉法に基づく障害児通所サービスを利用する方一人ひとりの課題の解決や適切なサービス利用に向けたケアマネジメントを行います。

【対象者】　障害児通所支援を利用するすべての障害児

【サービスを提供する事業者】　指定障害児相談支援事業者

種　　類	サービスの内容
障害児支援利用援助	障害のある方の心身の状況や生活環境等を勘案し、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮した障害児支援利用計画の作成等を行います。 ・支給決定又は支給決定の変更前に障害児支援利用計画案を作成 ・支給決定又は支給決定の変更後にサービス事業者等との連絡調整及び計画を作成
継続障害児支援利用援助	障害児支援利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案して障害児支援利用計画の見直しを行い、障害児支援利用計画の変更等を行います。

8　日常生活の支援について

（2）施設や事業所の利用

問い合わせ先

家庭での生活が難しい場合や、自立を目指して専門の支援を受けたいとき、障害のために就労することが難しい場合などに施設や事業所を利用することができます。

年齢や障害の種類、目的などによりさまざまな施設や事業所がありますので、利用の相談については、市町村等にお問い合わせください。

●障害福祉サービス事業所・障害者支援施設の利用を希望する場合

※サービスの内容や対象者については、18ページを参照ください。

※【地域生活支援事業】は市町村によって実施状況が異なりますので、お住まいの市町村にお問い合わせください。

※就労選択支援についてはP17，18参照

市町村役場
（10ページ参照）

	利用できるサービスや施設
自宅等での支援を希望する場合	居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護 自立生活援助
外出への支援を希望する場合	行動援護、同行援護 移動支援事業【地域生活支援事業】
一時的に夜間を含めて施設利用を希望する場合	短期入所（ショートステイ）
地域での住まいの場を希望する場合	共同生活援助（グループホーム） ※グループホーム利用者（市町村民税課税世帯を除く）に対して、利用者1人当たり月額1万円を上限とした家賃の助成があります 福祉ホーム事業【地域生活支援事業】
施設に入所して日中も夜間も含めた支援を希望する場合	施設入所支援
通所などにより日中活動の場の利用を希望する場合	生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練） 就労選択支援、就労移行支援 就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援 日中一時支援事業【地域生活支援事業】 地域活動支援センター【地域生活支援事業】

●障害児支援の利用を希望する場合

※サービスの種類や内容については、33、34ページを参照ください。

市町村役場
（10ページ参照）

中央児童相談所
TEL：088-821-6700

幡多児童相談所
TEL：0880-37-3159

	利用できるサービスや施設
自宅等での支援を希望する場合	居宅介護（ホームヘルプ） 重度訪問介護（15才以上） 居宅訪問型児童発達支援
外出への支援を希望する場合	行動援護、同行援護 移動支援事業【地域生活支援事業】
一時的に夜間を含めて施設利用を希望する場合	短期入所（ショートステイ）
通所などにより日中活動の場の利用を希望する場合	児童発達支援、医療型児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援 日中一時支援事業【地域生活支援事業】
施設に入所して日中も夜間も含めた支援を希望する場合	障害児入所支援（医療型・福祉型）

8　日常生活の支援について

（３）小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業

小児慢性特定疾病の対象となっている児童に対して次の日常生活用具を給付しています。

便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊尿器 体位変換器、車椅子（電動以外）、頭部保護帽、電気式たん吸引器、クールベスト 紫外線カットクリーム、ネブライザー（吸入器）、パルスオキシメーター、 ストーマ装具（消化器系）、ストーマ装具（尿路系）、人工鼻、チューブ型包帯

※難病と重複する小児慢性特定疾病の児童については、障害者総合支援法に基づく日常生活用具給付等事業の対象となります。

問い合わせ先

市町村役場
（10ページ参照）

高知県健康対策課
TEL：088-823-9678

（４）高次脳機能障害者への相談支援

高次脳機能障害のある人やそのご家族のために、医療機関や就労支援機関などと連携して、就労や福祉サービスの利用に関する支援を行います。相談は無料です。

高知県高次脳機能障害者支援センター　青い空
TEL：090-6535-6370

名　称	受　付　時　間	場　所
高知県高次脳機能障害者支援センター　青い空	月曜日から金曜日　8:30～17:00 （土曜日・日曜日・祝日及び12月29日から１月３日までは休みです。）	高知市廿代町2－22 近森リハビリテーション病院内

●高次脳機能障害とは

交通事故や脳卒中などで脳が損傷されると、記憶能力の障害、集中力や考える力の障害、行動の障害、言葉の障害が生じることがあります。こうした障害を「高次脳機能障害」といい、外見上は分かりにくいため「見えない障害」とも呼ばれています。

●高次脳機能障害の主な症状

交通事故や脳卒中などの後で、次のような症状があり、それが原因となって、対人関係に問題があったり、生活への適応が難しくなっている場合、高次脳機能障害が疑われます。

記憶障害	物の置き場所を忘れたり、新しい出来事を覚えていられなくなること。そのために何度も同じことを繰り返したり質問したりする。
注意障害	ぼんやりしていて、何かをするとミスばかりする。２つのことを同時にしようとすると混乱する。
遂行機能障害	自分で計画を立てて物事を実行することができない。いきあたりばったりの行動をする。
病識欠如	自分の障害に対する認識がうまくできない。障害がないかのようにふるまったり、言ったりする。

●高次脳機能障害の原因

最も多いのは、脳血管障害（脳梗塞、脳出血、くも膜下出血など）です。脳の血管が詰まったり、出血を起こすことで、脳の機能を損なうものです。

次いで多いのは、外傷性脳損傷（脳外傷、頭部外傷）です。交通事故や転落事故などの際に際に頭に強い衝撃が加わることで、脳が傷ついたり（脳挫傷）、脳の神経線維が傷ついたり（びまん性軸索損傷）するものです。

その他の原因としては、脳炎や低酸素脳症などがあります。

●障害者手帳の取得

高次脳機能障害によって日常生活や社会生活に制約があると診断されれば「器質性精神障害」として、精神障害者保健福祉手帳の申請対象になります。

精神障害者保健福祉手帳については、40ページをご覧ください。

高知県障害保健支援課
TEL：088-823-9669

◎指定障害福祉サービス事業所等一覧

●平成25年４月に施行された「障害者総合支援法」では、障害者の範囲に「難病等」の方々が加わり、対象となる方々（※1）は、身体障害者手帳の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービス等（※2）の受給が可能となりました。

※1 対象疾患については、30～32ページをご参照ください。

※2 障害福祉サービス等：障害児・者については、障害福祉サービス、相談支援、補装具及び地域生活支援事業。
障害児については、障害児通所支援及び障害児入所支援。

・60～78ページの表の主たる対象欄には「難病等」の記載はありませんが、難病等の方々で障害福祉サービス等の利用を希望される方は、詳しい手続き方法などについて市町村の担当窓口（10ページ）までお問い合わせください。

指定相談支援事業所（令和８年４月１日現在）

NO	事業所					事業所の種類				主たる対象者			
	名称	電話番号	ＦＡＸ	所在地		一般		特定	障害児	身体障害者	知的障害者	精神障害者	障害児
						地域移行	地域定着						
1	社会福祉法人高知市社会福祉協議会南部障害者福祉センター特定相談支援事業所「しゃきょう」	088-878-9070	088-878-9071	高知市	百石町３丁目１番30号 南部健康福祉センター内			○		●	●	●	●
2	指定相談支援事業所 てく・とこ・瀬戸	088-842-8105	088-841-2298	高知市	瀬戸東町３丁目109	○	○	○	○		●	●	●
3	特定相談支援事業所 広場そよかぜ	088-821-9958	088-837-1088	高知市	桟橋通２丁目７－３			○			●	●	
4	あじさい園障害児者相談支援事業所	088-894-2828	088-894-5555	高知市	春野町秋山2801-15			○	○	●	●	●	●
5	ライフ・サポート あおぞら	088-844-2852	088-844-2937	高知市	神田19-10	○	○	○	○	●	●	●	●
6	高知県立療育福祉センター	088-844-1931	088-840-4935	高知市	若草町10番５号			○	○				●
7	すずめ相談支援センター	088-883-6011	088-883-6024	高知市	丸池町１番１－１５号	○	○	○	○	●	●	●	●
8	指定相談支援事業所みどり	088-879-0282	088-879-0283	高知市	一ツ橋町一丁目159番１-102号			○				●	
9	特定相談支援事業所　涅槃の家	088-894-5100	088-894-5053	高知市	春野町弘岡下2454番地28			○			●		
10	東部障害者福祉センター「とも」	088-821-7037	088-885-3556	高知市	葛島４丁目３番３号			○	○		●		●
11	特定相談支援事業所　アドレス・高知	088-837-3366	088-837-3301	高知市	池2171番地５			○		●			
12	アシスタント高知　相談支援事業所	088-855-8720	088-855-8721	高知市	桟橋通３丁目29-４			○		●			
13	高次脳機能障害相談所　青い空	088-803-4100	088-803-4420	高知市	塩屋崎町2-12-42			○		●		●	
14	相談支援事業所Ｌｉｎｋ	088-802-5138	088-802-5139	高知市	福井東町39番5号9			○	○	●	●	●	●
15	相談支援センター　もえぎ	088-803-4442	088-803-4750	高知市	春野町芳原737番地１			○	○	●	●	●	●
16	指定相談支援事業所　すずらん	088-855-9080	088-841-9330	高知市	横浜新町４丁目2205	○	○	○	○	●	●	●	●
17	相談支援事業所　ヒラソル	088-821-9212	088-821-9213	高知市	潮新町２丁目５－２０			○	○	●	●	●	●
18	えだは	088-846-2402	088-846-2403	高知市	薊野西町三丁目33番3号			○	○	●	●	●	●
19	多機能型児童療育支援事業所　ともに	088-881-1738	088-881-1739	高知市	一宮中町３丁目２７－３			○	○				●
20	指定相談支援事業所 ユウアンドアイ	088-881-5100	088-881-5101	高知市	桟橋通3丁目14-11 田中ビル3階	○	○	○	○	●	●	●	●
21	居宅こ結び	088-833-9030	088-881-3072	高知市	百石町４丁目11番地３号 2F			○	○	●	●	●	●
22	相談支援事業所フレンズ	088-855-8559	088-855-8372	高知市	高須新町４丁目２-27			○	○	●	●	●	●
23	Samradやまうさぎ	088-856-6540	088-854-7882	高知市	福井扇町13-9			○	○	●	●	●	●
24	高知中央相談支援事業所	088-855-7794	088-855-7776	高知市	北高見町50番１号			○	○	●	●	●	●
25	相談支援事業所　アイビー	088-881-5218	088-881-5219	高知市	北本町１丁目４番25号	○	○	○				●	
26	「めい」相談支援事業所	088-881-5806	088-881-6563	高知市	薊野中町12-6 八千代ハイツ2F-E			○	○	●	●	●	●
27	相談支援事業所　Hana	088-879-1626	088-879-1626	高知市	仁井田1610番地４			○	○	●	●	●	●
28	グッドサポート	088-821-7288	088-855-8776	高知市	朝倉丙762-1			○	○				●
29	相談支援事業所　新本町	088-822-3364	088-872-2027	高知市	新本町2丁目10番24号	○	○	○				●	
30	相談支援事業所　Clover	088-856-8700	088-856-8701	高知市	一ツ橋町2丁目27-2 パームビル2F			○	○	●	●	●	●

指定相談支援事業所（令和８年４月１日現在）

NO	事業所					事業所の種類				主たる対象者			
						一般							
	名　　称	電話番号	ＦＡＸ	所　在　地		地域移行	地域定着	特定	障害児	身体障害者	知的障害者	精神障害者	障害児
31	相談支援事業所青い鳥	088-841-1327	088-841-1330	高知市	長浜6557番地217	○	○	○	○		●	●	●
32	相談支援事業所　リリー	088-881-7476	088-881-7476	高知市	十津５丁目20番27号			○	○	●	●	●	●
33	障害児相談支援事業所　高知ふれんど	088-803-5550	088-803-5770	高知市	新本町１丁目７-30			○	○				●
34	指定特定相談支援事業所　よつ葉	088-883-8383	088-881-2338	高知市	東雲町４－６-207号	○	○	○	○	●	●	●	●
35	相談支援事業所　おさかなくらぶ	088-856-8841	088-856-8842	高知市	高知市比島町３丁目１９番			○		●	●	●	
36	相談支援事業所　アクア	088-834-3366	088-821-6623	高知市	萩町1丁目5番13号			○	○	●	●	●	●
37	相談支援事業所　ルポ	080-3928-8210		高知市	高知市春野町平和４８１番地			○	○	●	●	●	●
38	相談支援センターＫａｚë	088-803-6533	088-803-6034	高知市	高知市横内１２１番地６			○	○	●	●	●	●
39	相談支援事業所　アルペン清和	088-802-5331	088-813-0225	高知市	八反町２丁目１２番１５号			○	○	●	●	●	●
40	指定特定相談支援事業所　ひまわり高知	080-6384-3428	088-802-7612	高知市	朝倉丁３２９番地１			○		●	●	●	
41	相談支援事業所ＦＥＲＮＡ	088-879-1956	088-842-3320	高知市	春野町南ケ丘二丁目３番地８			○	○	●	●	●	●
42	相談支援事業所鴨部	088-855-7384	088-855-7385	高知市	鴨部上町15番1号			○	○	●	●		●
43	相談支援事業所　優	088-879-7296	088-879-8201	高知市	上町四丁目8番24号アルファ上町107			○	○	●	●	●	●
44	相談支援事業所 ママズサポート	088-856-7070	088-856-5817	高知市	葛島四丁目１番30号　２階			○	○	●	●	●	●
45	相談支援事業所だいじょうぶ	088-802-5488	088-802-5618	高知市	大津乙９２２番地１			○	○	●	●	●	●
46	相談支援事業所シーグラスこうち	088-821-8501	088-821-8502	高知市	横浜１７９番地１６			○	○	●	●	●	●
47	相談支援事業所　彩葉	088-821-8460	088-821-8461	高知市	薊野北町二丁目７番１１号			○	○	●	●	●	●
48	ＤＣＰＬａｂ．きんもくせい	088-882-7051		高知市	吸江２４７番地　第五不動産ビル１階			○	○	●	●	●	●
49	相談支援センターはまゆう	0887-98-7004	0887-23-1145	室戸市	室津948番地8			○	○	●	●	●	●
50	相談支援事業所　しえんの舎	0887-24-4411	0887-27-3243	室戸市	佐喜浜町1582-１			○		●	●	●	
51	相談支援センター　むろと	0887-22-1348	0887-22-1346	室戸市	領家87番地			○	○	●	●	●	●
52	地域活動支援センターニコスマイル	0887-34-3540	0887-37-9555	安芸市	本町３丁目３番７号			○	○	●	●	●	●
53	地域活動支援センター「南国」	088-854-8100	088-855-6900	南国市	日吉町２-３-28 社会福祉センター２階	○	○	○	○	●	●	●	●
54	土佐希望の家　医療福祉センター（相談支援）	088-863-2131	088-863-2133	南国市	小籠107番地			○	○	●	●		●
55	きてみいや	088-878-6399	088-863-0677	南国市	元町３丁目１番６号			○	○		●		●
56	相談支援センターぴぃーず	088-864-2221	088-864-1789	南国市	大埇乙2288番地			○	○		●	●	●
57	相談支援センターアルペジオ	088-862-3090	088-862-2562	南国市	左右山290番地の２			○		●	●	●	
58	相談支援事業所コージー	088-862-1084	088-862-1083	南国市	久礼田139-4			○	○	●	●	●	●
59	相談支援事業所　未来シェア	090-8380-9788	088-877-5702	南国市	西山1089番地５			○	○	●	●	●	●
60	のぞみ	088-852-6919	088-852-3452	土佐市	高岡町甲2017番地１			○	○	●	●	●	●
61	相談支援センターくすのき	088-854-0231	088-854-0535	土佐市	蓮池533番地			○			●		
62	相談支援事業所とさのかぜ	088-879-1900	088-879-1901	土佐市	高岡町乙１５６０番地				○				●
63	須崎市生活支援・総合相談センター ほっと	0889-40-0358	0889-42-7876	須崎市	南古市町６番３号 交流ひろばすさき3階			○	○	●	●	●	●
64	四万十市社会福祉協議会相談支援事業所	0880-34-3641	0880-34-3859	四万十市	中村東町２丁目４番13号			○	○	●	●	●	●
65	わかふじ	0880-35-4094	0880-35-4091	四万十市	古津賀1801-1			○	○	●	●	●	●
66	相談支援事業所ゆくり	0880-35-6120	0880-35-6122	四万十市	駅前町10-23			○	○	●	●	●	●
67	幡多希望の家医療福祉センター（相談支援）	0880-66-2212	0880-66-2215	宿毛市	山奈町芳奈3365番地			○	○	●	●	●	●
68	相談支援事業所　宿毛授産園	0880-63-5651	0880-63-5653	宿毛市	貝塚19番21号			○			●		
69	はた相談支援センターねっと	0880-63-9900	0880-63-9922	宿毛市	中央３丁目２-15	○	○	○	○	●	●	●	●

指定相談支援事業所（令和８年４月１日現在）

NO	事業所					事業所の種類				主たる対象者			
	名称	電話番号	ＦＡＸ	所在地		一般		特定	障害児	身体障害者	知的障害者	精神障害者	障害児
						地域移行	地域定着						
70	相談支援事業所ほしつなぎ	090-9553-4091		宿毛市	平田町戸内1858番地３　コーポ岡本105号			○	○	●	●	●	●
71	土佐清水市社会福祉協議会相談支援事業所	0880-82-3500	0880-82-4047	土佐清水市	寿町11番９号			○	○	●	●	●	●
72	たいよう	0880-82-8899	0880-82-8900	土佐清水市	以布利55			○	○	●	●	●	●
73	ふくしねっとＣｏＣｏてらす相談支援事業所	0880-87-9209	0880-87-9216	土佐清水市	浜町６番22号			○	○	●	●	●	●
74	あけぼの	0887-57-7180	0887-57-7181	香南市	香我美町下分684-１	○	○	○	○	●	●	●	●
75	特定相談支援事業所のぞみ	0887-57-3101	0887-57-3102	香南市	吉川町古川340番地２			○	○	●	●	●	●
76	Coco color	0887-52-8511	0887-52-8512	香南市	香我美町下分419-3			○	○	●	●	●	●
77	地域活動支援センター「香美」	0887-53-7077	0887-52-8088	香美市	土佐山田町1689-１	○	○	○	○	●	●	●	●
78	指定特定相談支援事業所白ゆり	0887-52-4131	0887-52-1167	香美市	土佐山田町山田1192-１			○			●		
79	相談支援センターあななう	0887-52-8174	0887-52-8176	香美市	土佐山田町東本町１丁目３番地20号名教館101			○	○	●	●	●	●
80	相談支援事業所　鏡野	0887-53-9320	0887-53-9321	香美市	土佐山田町東本町4丁目2番15号タウニー八王子Ⅱ102号	○	○	○	○	●	●	●	●
81	ワンステップ	0887-52-8703	0887-52-8704	香美市	土佐山田町百石町1丁目11番14号				○				●
82	相談支援事業所すきっぷ	090-2898-4159	0887-52-8566	香美市	土佐山田町旭町4丁目1番4号			○	○	●	●	●	●
83	東洋町相談支援事業所	0887-29-3186	0887-24-3052	東洋町	大字生見756-８			○	○	●	●	●	●
84	相談支援事業所ちゅうげい	0887-38-3288	0887-38-3288	田野町	815番地			○	○	●	●	●	●
85	ぷらうらんど	0887-38-3822	0887-38-2287	田野町	907番地１			○	○	●	●	●	●
86	芸西村社会福祉協議会相談支援事業所	0887-32-2211	0887-32-2211	芸西村	和食甲1290番地			○	○	●	●	●	●
87	地域相談支援センターしゃくなげ	0887-76-2811	0887-76-2810	本山町	北山甲303-１	○	○	○	○	●	●	●	●
88	土佐町社会福祉協議会 相談支援事業所	0887-82-1067	0887-82-1069	土佐町	土居206番地			○	○	●	●	●	●
89	大川村社会福祉協議会相談支援事業所	0887-84-2361	0887-70-1815	大川村	小松78番地６			○	○	●	●	●	●
90	指定特定相談支援事業所「あいの」	088-850-4500	088-850-4511	いの町	1400番地			○		●	●	●	
91	相談支援センターひだまり	088-892-0515	088-893-4870	いの町	1400番地　いの町社会福祉協議会内			○	○	●	●	●	●
92	指定特定相談支援事業所「ら・ら・ら」	088-893-6411	088-893-6411	いの町	6032番３			○		●	●	●	
93	中土佐町相談支援事業所	0889-52-2880	0889-52-2880	中土佐町	久礼6551-3	○	○	○	○	●	●	●	●
94	障害者相談支援センターさかわ	0889-22-1510	0889-22-5621	佐川町	乙2310番地			○	○	●	●	●	●
95	高吾北広域町村事務組合相談支援事業所	0889-20-9111	0889-20-9112	越知町	越知甲2562番地 越知町民会館内			○	○	●	●	●	●
96	カルスト会特定相談支援事業所	0889-65-0287	0889-65-0288	梼原町	広野644番地			○		●	●	●	
97	相談支援事業所あのね	0889-65-1235	0889-65-1237	梼原町	川西路2321番地1			○	○	●	●	●	●
98	指定特定相談支援事業所わのわ	0889-24-4004	0889-20-1722	日高村	沖名３-２			○			●	●	
99	日高村社会福祉協議会　相談支援事業所	0889-24-5310	0889-24-7626	日高村	沖名５			○		●	●	●	
100	相談支援事業所わらわ	0880-29-0015	0880-29-0016	四万十町	東町４番10号	○	○	○	○	●	●	●	●
101	社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会 しまんと町社協相談支援事業所	0880-22-1195	0880-22-1138	四万十町	茂串町11番30号	○	○	○	○	●	●	●	●
102	相談支援センターつの	0889-55-2751	0889-55-2119	津野町	永野225番地1			○	○	●	●	●	●
103	大月町指定相談支援事業所	0880-73-1119	0880-62-4878	大月町	鉾土603番地			○	○	●	●	●	●
104	相談支援事業所すてっぷ	0880-43-1675	0880-43-1675	黒潮町	浮鞭ヤマウジ3635-２	○	○	○	○	●	●	●	●
105	相談支援事業所くろしお	0880-43-2835	0880-43-0317	黒潮町	入野2017-１			○	○	●	●	●	●

居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護　指定事業所（令和８年４月１日現在）

NO.	事業所 名称	電話番号	ＦＡＸ	所在地		サービス 居宅介護	重度訪問	同行援護	行動援護	乗降介助	主たる対象 身体	知的	児童	精神
1	ヘルパーステーションソレイユ	088-856-5557	088-837-0375	高知市	東城山町163番地1	○	○				●	●	●	●
2	ピアハウス高知24時間ヘルパーステーションピア	088-840-3407	088-843-5258	高知市	塚ノ原37-19	○	○				●	●		●
3	ホームヘルパーステーション城西	088-871-5965	088-871-5965	高知市	大膳町１番25号２階	○	○				●			●
4	ホームヘルパーステーションいずみの	088-845-8770	088-845-7514	高知市	薊野北町3丁目2番28号	○					●	●		●
5	ニチイケアセンター旭	088-820-6211	088-820-6212	高知市	旭町2丁目22番15号 アーバンハイツ旭	○	○	○			●	●	●	●
6	ニチイケアセンター高知	088-878-1271	088-878-1275	高知市	杉井流1番2号	○	○	○			●	●	●	●
7	ニチイケアセンターくま	088-875-7566	088-875-7567	高知市	小津町5-2 ダイアパレス小津町103	○	○	○			●	●	●	●
8	ニチイケアセンター百石	088-805-1827	088-831-1756	高知市	百石町2丁目3番14号	○	○	○			●	●	●	●
9	ニチイケアセンターあさくら	088-850-7010	088-844-4222	高知市	針木東町8－19	○	○				●	●	●	●
10	ヘルパーステーション虹	088-844-2429	088-844-0689	高知市	旭上町32	○	○	○			●	●		
11	ヘルパーステーションほほえみ	088-832-4911	088-803-5519	高知市	神田2291-11	○	○	○			●	●	●	●
12	ヘルパーステーションおせっかい	088-832-2200	088-837-7365	高知市	潮新町1丁目13-26	○	○				●		●	
13	ヘルパーステーションさつき	088-823-3030	088-823-3106	高知市	円行寺52番10	○	○				●			●
14	社会福祉法人高知市社会福祉協議会指定居宅介護等事業所	088-820-6865	088-823-8109	高知市	丸ノ内1丁目7番45号	○		○			●			
15	福祉ステーションやさしいグループ	088-843-1300	088-843-1288	高知市	朝倉己771番地1	○	○	○		○	●	●	●	●
16	朝日サービス㈱指定訪問介護事業所	088-837-9145	088-837-9146	高知市	長浜666	○	○	○			●	●	●	●
17	ケア・アシストふれあい	088-834-0323	088-834-0362	高知市	北竹島町370-10	○	○				●	●	●	●
18	ヘルパーステーションてとて	088-878-8622	088-878-8685	高知市	北本町3丁目10-4	○	○		○		●	●	●	●
19	ヘルパーステーションえくぼ	088-844-5600	088-844-6006	高知市	鴨部1丁目11-2　2103号	○	○	○			●	●	●	●
20	歩介護事業所	088-854-5550	088-833-2368	高知市	南竹島町16-11　1階3号	○	~~○~~	○			●	●	●	●
21	ヘルパーステーションゆずりは	088-854-9601	088-841-3270	高知市	長浜1349-1	○	○	○			●	●	●	●
22	社会福祉法人高知市社会福祉協議会介護センターあじさい会館指定居宅介護等事業所	088-894-3572	088-894-3733	高知市	春野町西分1-1	○		○			●	●		
23	アートケア・ヘルパーステーション	088-803-8403	088-821-6140	高知市	高知市長浜1624番地4 アーバンハイツK&N301号室	○	○				●	●	●	
24	ソレイユ・ケアセンター	088-854-6067	088-854-6087	高知市	薊野西町3丁目23-8 第二清風荘1階西	○	○	○			●	●		
25	ヘルパーステーションはち	088-855-5644	088-837-8011	高知市	六泉寺町221-1 第2六泉寺ビル103号	○	○	○	○		●	●	●	●
26	あっぷらいふ	088-879-5503	088-879-5931	高知市	越前町1-12-10	○	○	○			●			
27	セントケア高知	088-882-5771	088-882-5772	高知市	高埇21-17 ルミエール高埇212号	○		○			●	●	●	
28	ヘルパーステーション　虹の夢　桟橋	088-805-1655	088-837-7903	高知市	桟橋通１丁目12-17	休止中	休止中				●	●	●	●
29	ヘルパーステーションワンアップ	088-855-7508	088-855-7509	高知市	桟橋通4丁目16-44 コーポ三粧１F北	○	廃止	○			●	●	●	●
30	福祉センターあさくら	088-850-7505	088-850-7508	高知市	朝倉己771-9 解放センター2階	○	○	○	○		●	●	●	●
31	訪問介護事業所ジョイハッピィ	088-855-5311	088-855-5400	高知市	小津町2番地10号	○					●	●	●	●
32	ヘルパーステーションなのはな	088-879-3264	088-879-3265	高知市	介良乙3137-5 なのはなビル2階	○	廃止	○			●	●	●	●
33	ニチイケアセンター瀬戸南	088-805-2310	088-805-2312	高知市	瀬戸南町2丁目8-36	○	○	○			●	●	●	●
34	ヘルパーよさく	088-828-4390	088-874-4202	高知市	朝倉丙1543	○	○	○			●	●	●	●
35	ヘルパーステーション　シルキーマリン	088-856-7751	088-856-7752	高知市	高見町23番地 ファミリーハウスやいろ2階	○	○				●			
36	ヘルパーステーションぬくもり	088-875-3642	088-875-3647	高知市	鷹匠町2丁目2-25	○	○				●	●	●	●
37	ヘルパーステーション ミカリ	088-856-6425	088-856-6426	高知市	鴨部1丁目8-11 山ノ橋コーポ102	○	○	廃止			●	●	●	●
38	ヘルパーステーションなかよし	088-855-7823	088-855-7824	高知市	高須新町2丁目15番5号 サンハイツ小松105号	○					●	●	●	●
39	ヘルパーステーション あやめ	088-856-5779	088-856-5780	高知市	朝倉甲488番地11 藤原第1ビル3F	○	○	○			●	●	●	●
40	ヘルパーステーションりんくす	088-883-0113	088-883-0115	高知市	杉井流26－11	○		○			●	●	●	●

居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護　指定事業所（令和８年４月１日現在）

NO.	事業所 名称	電話番号	ＦＡＸ	所在地		サービス 居宅介護	重度訪問	同行援護	行動援護	乗降介助	主たる対象 身体	知的	児童	精神
41	ホームヘルパーステーション はる	088-821-8888	088-821-8887	高知市	大津乙1955-3	○	○				●	●	●	●
42	ニチイケアセンター愛宕	088-802-2913	088-802-2914	高知市	愛宕町4丁目17番7号	○	○	廃止			●	●	●	●
43	訪問介護フレンズ	088-803-4140	088-855-8372	高知市	大津甲79番地1	休止中	休止中				●	●	●	●
44	ヘルパーステーションあざみ	088-820-2010	088-820-2010	高知市	一宮東町５丁目１番地15号	○						●		
45	ヘルパーステーション彩	088-879-1429	088-879-1429	高知市	桜井町1丁目8-9	○	○				●	●	●	●
46	ケアサポート　よつ葉	088-883-8383	088-881-2338	高知市	東雲町４－６－207号	○	○	○			●	●	●	●
47	パラヘルパーステーション	088-881-5755	088-848-2992	高知市	長浜1658-22	○	○	○			●	●	●	●
48	ヘルパーステーション・介護塾	088-834-1880	088-879-6984	高知市	石立町91-1	○		○			●	●		●
49	ケアフィオーレ高知	088-821-2880	088-821-2883	高知市	本町3丁目3－23	○					●	●	●	●
50	介護ステーション才加	088-843-2425	088-843-2425	高知市	鴨部1丁目17－7	○	○	○			●	●		●
51	ヘルパーステーションお結び	088-881-5358	088-881-3072	高知市	百石町4丁目11番地3号	○	○	○			●	●	●	●
52	ヘルパーステーション　かがやき	088-874-3134	088-874-3134	高知市	二葉町8番18号	○	○				●	●	●	●
53	介護24フジヘルパー	088-854-3500	088-854-3500	高知市	潮見台2丁目1812	○	○				●	●	●	●
54	ヘルパーステーション　真心	088-855-6570	088-855-6570	高知市	南金田15番12号	○		○			●	●	●	●
55	ニチイケアセンターかもだ	088-837-1005	088-837-7050	高知市	神田806-9　楠瀬ビル1階	○	○	○			●	●	●	●
56	ヘルパーステーション　ひびき	088-802-8243	088-802-8244	高知市	大津乙893-1 ルミネハイツ1階	○	○	休止中			●	●	●	●
57	ヘルパーステーション　ラビック	088-821-6366	088-856-6352	高知市	一宮西町4丁目24番20号			○	廃止		●	●	●	●
58	訪問介護ステーション万々の恵	088-881-5588	088-881-5501	高知市	愛宕町4丁目7-9	○		○			●	●	●	●
59	ニチイケアセンター高知東	088-878-8005	088-883-0703	高知市	高須東町１４－４ ドリームハウス寿１階　101号室	○	○	○			●	●	●	●
60	訪問介護事業所スマートケア	088-841-4245	088-841-4245	高知市	瀬戸南町2丁目3-6	○		休止中			●	●	●	
61	ホームケア土屋　高知	050-3138-5079	050-6868-2665	高知市	南御座1-33	○	○				●	●	●	●
62	やまもも	088-855-7325	088-821-8507	高知市	介良甲844番地3 レジデンスKERANO403	○	○				●	●	●	●
63	ヘルパーステーション　たんぽぽ	088-881-7880	088-881-7881	高知市	瀬戸南町2丁目17-13	○					●	●		●
64	高知中央ヘルパーステーション	088-854-7767	088-855-7776	高知市	北高見50-1	○					●	●	●	●
65	訪問介護事業所　そらいろ	088-828-8850	088-828-8851	高知市	朝倉西町2丁目13-25	○					●	●	●	●
66	ヘルパーステーション　かなで	088-856-6510	088-856-6511	高知市	神田526-49 杉本ハイム2階西号室	○	○	○			●	●	●	●
67	ヘルパーステーション　ミカリ潮江	088-821-9212	088-821-9213	高知市	潮新町2丁目5-20	○	○	廃止			●	●	●	●
68	ヘルパーステーションやわらぎ	088-821-6735	088-821-6736	高知市	鴨部高町16番33号	○	○	○			●	●	●	●
69	ヘルパーステーションほっとすまいる	088-879-6801	088-879-6802	高知市	百石町2丁目19番15号　メゾン山崎301号室	○	○	○			●	●	●	●
70	訪問介護事業所　悠生	088-821-8460	088-821-8461	高知市	薊野北町2丁目7-11	○	○	○			●	●	●	●
71	ヘルパーステーションすまいる高知	088-879-8269	088-879-8270	高知市	上町2丁目11番13号 TR上町ビル2階南	○	○	○			●	●	●	●
72	ケアサポートゆいまある	088-855-8460	088-855-8461	高知市	知寄町1丁目8番7号	○		○			●		●	
73	ヘルパーステーション イリス	088-871-1211	088-871-1211	高知市	比島町4丁目7番11号	○	○				●			
74	ヘルパーステーション 照	088-803-5661	088-855-3082	高知市	札場6番2号 メゾンマルベリ402	○					●	●	●	●
75	ホームヘルパーステーション サステナ	088-873-3303	088-873-3303	高知市	本町3丁目6番37号かわさき予備校ビル3階	○	○				●	●	●	●
76	ヘルパーステーションなごみ	088-873-9781	088-873-9781	高知市	福井扇町13番18号	○		○			●	●		
77	訪問介護ステーション　まる	088-879-0571	088-879-0572	高知市	愛宕町3丁目10番15号　コーポ愛宕A-3	○	○	○			●	●		●
78	ヘルパーステーションＬｉｂ	088-802-6903	088-802-5453	高知市	縄手町64番地１	○					●	●	●	●
79	介護サービス　ほのか	088-855-3733	088-803-5739	高知市	高須東町3番25号　モーメントヤマイチ101号	○					●	●	●	
80	合同会社ヘルパーステーションいと	088-855-7222	088-855-7226	高知市	朝倉南町3番45-1号	○	○				●	●	●	●

居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護　指定事業所（令和８年４月１日現在）

NO.	事業所 名称	電話番号	ＦＡＸ	所在地		サービス 居宅介護	重度訪問	同行援護	行動援護	乗降介助	主たる対象 身体	知的	児童	精神
81	笑進笑明	088-813-3260		高知市	朝倉本町2丁目11番35号		○				●	●		●
82	ヘルパーステーション　きんちゃく	088-874-0097	088-877-2094	高知市	御畳瀬476番地2	○	○				●	●	●	●
83	ヘルパーステーション一歩	088-803-8955	088-803-8959	高知市	南宝永町5番14号1階	○		○			●	●	●	●
84	ヘルパーステーション心愛	088-803-6637	088-803-6638	高知市	神田638番地22 神田Ｋコーポ2　201	○					●	●	●	●
85	ヘルパーステーションぎんろう	050-3117-0945	088-813-0174	高知市	十津二丁目11番20号 深浦マンション201号	○	○				●	●	●	●
86	ヘルパーステーション　なのか	088-881-0627		高知市	薊野西町一丁目1番10号 土佐コーポ103号	○		○			●	●	●	●
87	ヘルパーステーションみさき	088-855-8095		高知市	百石町四丁目3番14号 コーポ百石101号室	○	○	○			●	●	●	●
88	訪問介護サービスあすなろ	0887-25-3450	0887-25-3451	室戸市	吉良川町乙2004-1	○					●	●		●
89	ホームヘルパーステーションあんず	0887-27-3480	0887-27-3481	室戸市	佐喜浜町3589番地1	○	○				●	●	●	●
90	ヘルパーステーションひまわり	0887-22-3007	0887-22-3010	室戸市	室津1775-8	○	○				●	●	●	●
91	ヘルパーステーションはな	0887-26-1041	0887-26-1041	室戸市	羽根町甲880番地1	休止	休止				●	●	●	●
92	障害福祉サービス和ごころ	0887-37-9531	0887-37-9532	室戸市	元甲1076	○	○				●	●	●	●
93	東洋町訪問介護事業所	0887-24-3213	0887-29-3145	東洋町	大字生見756番地8	○					●	●		
94	ヘルパーステーションてのひら	0887-38-4080	0887-38-2656	奈半利町	乙440番地1	○	○				●	●	●	●
95	ホームヘルパーステーションあき	0887-35-2915	0887-35-8549	安芸市	寿町2-8	○	○	○	○		●	●	●	●
96	ヘルパーステーションあったか	0887-34-8519	0887-34-1346	安芸市	庄之芝町3-3	○	○	○			●	●		●
97	障害者福祉サービス事業所ふれあいの里	0887-57-7302	0887-57-7305	香南市	香我美町下分646	○	○				●	●	●	●
98	ヘルパーステーションかがみ	0887-57-1103	0887-57-1106	香南市	香我美町岸本トノ丸205番地1	○	○				●	●	●	
99	ヘルパーステーション白岩	0887-56-1401	0887-56-1401	香南市	野市町東佐古727-2	○	○	○			●	●	●	●
100	ヘルパーステーション向日葵	0887-52-8495	0887-52-8496	香南市	野市町西野2123番地25 天台山マンション202号室	○	○				●	●	●	●
101	ニチイケアセンター香南東	0887-55-5228	0887-55-5237	香南市	赤岡町985-1 シーサイドコーポ松本103号室	○	○				●	●	●	●
102	香美市社協ヘルパーステーション八王子	0887-53-5800	0887-53-5470	香美市	土佐山田町262番地1	○	○	○			●	●	●	●
103	ホームヘルパーステーションあん	0887-53-5121	0887-53-1338	香美市	土佐山田町宝町4丁目4番32号 YSマンション105号室	○					●	●	●	●
104	ヘルパーステーションあさひ	0887-57-6333	0887-57-6334	香美市	土佐山田町旭町4丁目2番6号	○	○	○			●	●	●	●
105	冨士屋ベターライフ香北	0887-59-3113	0887-52-8122	香美市	香北町韮生野177番地4	○					●	●	●	●
106	ニチイケアセンター南国	088-878-2838	088-878-2848	南国市	大埇甲1640-38岩崎ビル	○	○				●	●	●	●
107	指定身体障害者居宅介護事業所 ヘルパーステーションニシダ順天堂	088-863-6878	088-804-6771	南国市	大埇甲1705	○		○			●	●	●	●
108	冨士屋ヘルパーステーションベターライフ	088-864-3799	088-864-2385	南国市	後免町2丁目1番19号	○					●	●	●	●
109	社会福祉法人大豊町社会福祉協議会 ホームヘルプサービス	0887-73-1200	0887-73-1044	大豊町	黒石345番地7	○	○				●	●		●
110	本山町社会福祉協議会 指定障害者訪問介護事業所	0887-76-2312	0887-76-2381	本山町	本山1041	○	○				●	●	●	●
111	土佐町指定訪問介護事業所	0887-82-1067	0887-82-1069	土佐町	土居206番地	○					●	●		●
112	ニチイケアセンターいの	088-850-4315	088-892-5040	いの町	1700番地	○	○				●	●	●	●
113	ヘルパーステーション優花	088-802-8396	088-802-8397	いの町	6483-8	○					●	●	●	●
114	訪問介護事業所あずみ	088-893-0607	088-893-0608	いの町	枝川319	○	○	○			●	●	●	●
115	ヘルパーステーションいの	088-893-0150	088-802-8830	いの町	1648-11	○	○				●	●		●
116	ヘルパーステーションわのおと	088-854-7713	088-854-7714	いの町	4068-2	○	○				●	●	●	●
117	ヘルパーステーションいと	0888-03-5025	0888-56-9225	いの町	波川1913-2	○	○	○			●	●	●	
118	訪問介護ステーション愛浜	088-856-1717	088-856-1701	土佐市	宇佐町宇佐2394番地の5	○		○		○	●	●	●	●
119	晴レルヤ	088-856-2977	088-856-2977	土佐市	宇佐町宇佐字近安1913番地5	○	○	○			●	●	●	●
120	特定非営利活動法人宇佐在宅介護センター	088-850-3888	088-850-3889	土佐市	宇佐町宇佐398番地5	○	○	○			●	●		●

居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護　指定事業所（令和８年４月１日現在）

NO.	事業所 名称	電話番号	ＦＡＸ	所在地		サービス 居宅介護	重度訪問	同行援護	行動援護	乗降介助	主たる対象 身体	知的	児童	精神
121	訪問介護サービスステーションすずめ	088-856-2703	088-854-8002	土佐市	宇佐町宇佐2487	○	○				●	●	●	●
122	ヘルパーステーションさくら	088-855-5205	088-855-5206	土佐市	高岡町乙775番地37	○	○				●	●	●	●
123	ニチイケアセンター土佐	088-850-2650	088-850-2652	土佐市	蓮池字渡上り2022 野田マンション	○	○				●	●	●	●
124	ヘルパー事業所きざし	088-852-2068	088-852-2068	土佐市	蓮池2639番地	○	○	○	○		●	●	●	●
125	ヘルパーステーションすまいる	088-828-5288	088-856-5512	土佐市	高岡町乙3234-1	○	○	○			●	●	●	●
126	訪問介護事業所Bright	088-802-5737	088-802-5738	土佐市	用石185番地３	○	○				●	●	●	●
127	ヘルパーステーションひだか	0889-20-1665	0889-20-1618	日高村	沖名1番地	○	○				●			●
128	株式会社ケアセンターさかわ	0889-22-0622	0889-22-0623	佐川町	乙2158番地36	○					●	●	●	●
129	社会福祉法人越知町社会福祉協議会 指定障害福祉サービス事業所	0889-26-1149	0889-26-3821	越知町	越知甲2457番地	○	○	○			●	●	●	●
130	介護サービスなごみ高知事業所	0889-26-2550	0889-26-2551	越知町	越知甲1580-1	○	○				●	●	●	
131	ぬくもり介護センターおおの	0889-20-2777	0889-20-2778	仁淀川町	森3675番地	○	○				●	●	●	●
132	サポートセンターほのか	0889-35-0250	0889-20-2012	仁淀川町	大崎264-8	○	○				●	●	●	●
133	須崎市社会福祉協議会指定訪問介護事業所	0889-42-0789	0889-42-7876	須崎市	南古市町6番3号	○	○				●	●	●	●
134	ヘルパーステーションすまいる須崎	0889-42-0277	0889-42-0278	須崎市	緑町1-16鳴ハイツ１F中央	○	○	○			●	●	●	●
135	中土佐町訪問介護事業所	0889-52-3523	0889-52-2669	中土佐町	上加江5163番地4	○	○	○			●	●	●	●
136	介護サービスなごみ椿原事業所	0889-65-1200	0889-65-1280	椿原町	広野379	○	○				●	●	●	●
137	社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会 指定居宅支援事業所くぼかわ	0880-22-1195	0880-22-1138	四万十町	茂串町11番30号	○	○				●	●	●	●
138	社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会 指定居宅支援事業所せいぶ	0880-27-1177	0880-27-1178	四万十町	大正32-1	○	○				●	●	●	●
139	社会福祉法人黒潮町社会福祉協議会 支援介護事業所くろしお	0880-43-0315	0880-43-0315	黒潮町	佐賀1080-1	○	○	○			●	●	●	●
140	訪問介護事業所四万十の郷	0880-34-1888	0880-34-1889	四万十市	安並字東丸5803番地	○	○				●			
141	訪問介護ステーションあらたケアサービス	0880-35-9001	0880-35-9005	四万十市	中村大橋通6丁目3-7 とらやビル3F4号	○	○				●	●	●	●
142	ニチイケアセンター四万十	0880-31-0251	0880-31-0017	四万十市	古津賀3448-1	○	○	○			●	●	●	●
143	ヘルパーステーション介援隊	0880-34-9180	0880-34-9183	四万十市	具同5303-4	○	○				●	●	●	●
144	ヘルパーステーションゆらり	0880-34-8738	0880-34-8739	四万十市	駅前町13番3号大正ビル1階	○				○	●	●	●	●
145	宿毛中央ホームヘルパーステーション	0880-63-1103	0880-63-3326	宿毛市	中央7丁目5番44号	○	○				●	●		●
146	ちいきの訪問介護	090-1009-0294	0880-63-9295	宿毛市	中央六丁目2番1号	○	○				●	●	●	●
147	ニチイケアセンターすくも	0880-65-5122	0880-65-5025	宿毛市	高砂27-34	○	○				●	●	●	●
148	大月町指定居宅介護事業所	0880-73-1119	0880-62-4878	大月町	鉾土603	○	○				●	●	●	●
149	訪問介護やまもも	0880-79-0899	0880-79-0911	大月町	姫ノ井1377番４	○		○			●	●	●	●
150	医療法人聖真会ホームヘルプサービス センター「あったか渭南」	0880-82-4185	0880-82-4186	土佐清水市	越前町6番10号	○	○				●	●	●	●
151	亀の子ヘルパーステーション	0880-82-1057	0880-82-1058	土佐清水市	グリーンハイツ8番2号	○					●	●	●	●

共生型居宅介護事業所（令和８年４月１日現在）

NO.	事業所 名称	電話番号	ＦＡＸ	所在地		サービス 居宅介護	重度訪問	同行援護	行動援護	乗降介助	主たる対象 身体	知的	児童	精神
1	ヘルパーステーション　ラビック	088-821-6366	088-856-6352	高知市	一宮西町4丁目24番20号	○	○				●	●	●	●
2	よこはま　ほっと　ステーション	088-837-2122	088-841-5311	高知市	横浜東町2-47	○	○				●	●	●	●
3	訪問介護事業所わらふく	088-802-6073	088-802-6074	高知市	潮新町2丁目10番１号　ＶＩＶＨＯＵＳＥ　1F西	○	○	○			●	●	●	●
4	ヘルパーステーション　楠の木	088-800-1339		高知市	神田495番地8 マサキコーポ203号	○	○				●	●	●	●

短期入所指定事業所一覧表（令和8年4月1日現在）

NO	事業所名	定員	併設	空床	運営主体	郵便番号	事業所の所在地	電話	FAX	主たる対象			
										身体	知的	児童	精神
1	てく・とこ・せと	2	○		(福)てくとこ会	781-0252	高知市瀬戸東町3丁目109番地	088-841-2144	088-841-2298		●		●
2	高知県立　療育福祉センター	8	○	○	高知県	780-8081	高知市若草町10番5号	088-844-1921	088-840-4935			●	
3	アドレス・高知	3	○		(福)ミレニアム	781-0111	高知市池2171番地5	088-837-3366	088-837-3301	●			
4	福祉牧場　おおなろ園	2	○		(福)昭和会	780-8040	高知市神田2485-2	088-831-0200	088-831-9977		●		
5	短期入所生活介護事業所 あざみの里	―		○	(福)秦ダイヤライフ福祉会	781-0011	高知市薊野北町2丁目25番地8号	088-803-1122	088-803-1115	●			
6	短期入所生活介護事業所 グランボヌール	10	○		(福)南海福祉会	781-5101	高知市布師田字宮ノ辺1362	088-845-5400	088-845-5551	●			
7	独立行政法人 国立病院機構高知病院	―		○	(独)国立病院機構高知病院	780-8077	高知市朝倉西町1丁目2番25号	088-844-3111	088-843-6385		●	●	
8	あじさい園短期入所事業所	―		○	(福)高知小鳩会	781-0321	高知市春野町秋山2801-15	088-894-2828	088-894-5555		●		
9	高知ハビリテーリングセンター	2	○	○	(福)ファミーユ高知	781-0313	高知市春野町内ノ谷63番地6	088-842-1921	088-842-2601	●	●		●
10	短期入所生活介護事業所絆の広場	20	○	○	(福)秦ダイヤライフ福祉会	781-8135	高知市一宮南町1丁目4-75	088-846-5001	088-846-5006	●	●		●
11	短期入所事業所にじいろホーム介良	1	○		(株)四国ライフケア	781-5106	高知市介良乙1195-1	088-802-6830	088-802-6831	●	●		●
12	短期入所事業所にじいろホーム上町	1	○		(株)四国ライフケア	780-0921	高知市井口町１１	088-802-7633	088-802-7634	●	●		●
13	グループホームRASIEL高知	1	○		(株)ラシエル	781-8134	高知市一宮中町2丁目7番21号	088-846-6661	088-846-6662	●	●		●
14	短期入所事業所にじいろホーム瀬戸	2	○		(株)四国ライフケア	781-0270	高知市長浜1345-5	088-855-6963	088-855-6964	●	●		●
15	Tonnetto　striato	―		○	(合同)TOY　connections	780-0946	高知市上本宮町247番地8	088-855-3273	088-855-3274		●	●	
16	重症児ショート　ほーむ	2			特定非営利活動法人みらい予想図	780-8051	高知市鴨部上町１５番１号	088-855-7384	088-855-7385			●	
17	ライフ・タウン　群青の風	1	○		社会福祉法人こうち福祉会	781-0311	高知市春野町芳原788番地1	088-844-2829	088-844-2937		●		
18	むろと・はまゆう園	1	○	○	(福)室戸はまゆう会	781-7102	室戸市室津928番地1	0887-23-1138	0887-23-1145		●		
19	短期入所事業所ステージ桜ヶ丘	2	○	○	(福)土佐厚生会	784-0020	安芸市西浜2373番地	0887-34-3736	0887-32-0031	●	●		●
20	ホップ日和	3	○		(特非)ホップあきの会	784-0046	安芸市下山594番地1	0887-37-9750	0887-37-9750		●		
21	土佐希望の家 医療福祉センター(短期入所)	―		○	(福)土佐希望の家	783-0022	南国市小籠107番地	088-863-2131	088-863-2133		●	●	
22	短期入所事業所こくふ	4	○	○	(福)土佐厚生会	783-0052	南国市左右山290-2	088-862-3322	088-862-2562	●	●	●	●
23	南海学園	―		○	(福)来島会	783-0005	南国市大埇乙2288	088-864-2221	088-864-1789		●	●	
24	知的障害児短期入所事業所 南海学園	―		○	(福)来島会	783-0005	南国市大埇乙2288	088-864-2221	088-864-1789			●	
25	かるむ	1	○		(福)来島会	783-0005	南国市大埇乙2288	088-864-2239 088-864-2221	―		●		
26	グループホームコージー	1	○	○	(福)コージー南国	783-0062	南国市久礼田121-1	088-862-1084	088-862-1083		●	●	●
27	短期入所事業所とさ	4	○	○	(福)土佐厚生会	781-1143	土佐市波介1244-1	088-852-2944	088-852-3611	●	●		●
28	わかぎ寮	5	○	○	(福)光の村	781-1154	土佐市新居2798-6	088-856-1060	088-856-3667		●	●	
29	「た・い・よ・う」	4	単独型		(福)太陽福祉会	781-1143	土佐市波介1206-10	088-850-2385	088-852-6125		●		
30	障害者支援施設くすのき園	3	○		(福)くすのき	781-1105	土佐市蓮池533番地	088-854-0231	088-854-0535		●	●	
31	短期入所事業所あしたば	6	単独型		学校法人光の村学園	781-1154	土佐市新居2829番地	088-856-1069	088-828-6570		●	●	
32	障害者支援施設たかぎ寮	―		○	(福)光の村	781-1154	土佐市新居2821番地	088-856-1060	088-856-1195		●	●	
33	グループホーム　リッシュ	1	○		(特非)STEP ONE	785-0030	須崎市大間西町14番8号	0889-42-3115	0889-42-3116	●	●		●
34	宿毛授産園	4	○		(福)高知西南福祉協会	788-0031	宿毛市貝塚19番21号	0880-63-5651	0880-63-5653		●	●	
35	宿毛育成園	2	○		(福)高知西南福祉協会	788-0031	宿毛市貝塚19番10号	0880-63-2806	0880-63-2844		●		
36	幡多希望の家医療福祉センター	―		○	(福)土佐希望の家	788-0782	宿毛市平田町中山867	0880-66-2212	0880-66-2215	●	●	●	
37	太陽の家	5	○		(福)尽心会	787-0302	土佐清水市以布利55	0880-82-8899	0880-82-8900	●	●	●	●
38	障害者支援施設わかふじ寮	3	○	○	(福)一条協会	787-1442	四万十市蕨岡甲6451番2	0880-32-1177	0880-32-1888	●	●	●	●
39	障害児入所施設わかふじ寮	3	○		(福)一条協会	787-0010	四万十市古津賀1801番地1	0880-35-4092	0880-35-4091	●	●	●	●
40	障害者支援施設 レジデンスわかふじ	1	○		(福)一条協会	787-0010	四万十市古津賀1801番地1	0880-35-4092	0880-35-4091	●	●	●	●
41	短期入所生活介護事業所四万十の郷	13		○	(福)南海福祉会	787-0008	四万十市安並字東丸5803番地	0880-34-1888	0880-34-1889	●			

NO	事業所名	定員	併設	空床	運営主体	郵便番号	事業所の所在地	電話	FAX	主たる対象			
										身体	知的	児童	精神
42	短期入所生活介護事業所光優	6	○	○	(福)黒潮福祉会	789-0010	四万十市古津賀3742番地17	0880-35-8883	0880-35-8844	●			
43	あゆみ生活ホーム	1	○		(福)あゆみ福祉会	787-0017	四万十市不破1-130	0880-37-4725	0880-37-0778		●		●
44	グループホームシェリー	1	○		(特非)ぴーす	787-1601	四万十市西土佐津野川236-21	0880-52-1333	0880-49-0001	●	●	●	●
45	のぞみの家	10	○		(福)香南会	781-5242	香南市吉川町古川340-2	0887-57-3101	0887-57-3102	●	●		
46	短期入所事業所白ゆり	2	○		(福)愛成会	782-0016	香美市土佐山田町山田1192-1	0887-52-4131	0887-52-1167		●		
47	かがみの育成園	5	○	○	(福)高知県知的障害者育成会	782-0051	香美市土佐山田町楠目3660	0887-53-2174	0887-53-2175		●	●	
48	共同生活援助らいふ	1	○	○	株式会社ワクワク	781-5701	芸西村和食甲2129番地2	0887-37-9075	0887-32-2122	●	●		●
49	共同生活援助Re:らいふ	1	○	○	株式会社ワクワク	781-5701	芸西村和食甲2132番地1	0887-33-2200	0887-33-2205	●	●		●
50	障害者支援施設しゃくなげ荘	4	○		(福)本山育成会	781-3613	本山町北山甲303-1	0887-76-2811	0887-76-2810		●		
51	もとやま	1	○		(福)本山育成会	781-3613	本山町北山甲303-1	0887-76-2811	0887-76-2810		●	●	
52	ら・ら・らホーム	1	○	○	(特非)ら・ら・ら会	781-2110	いの町3179-2	088-893-6411	088-893-6411		●		●
53	ゆりかご	2	単独型		合同会社VIVACE BANBINA	781-2120	いの町枝川313 サントス枝川407号	088-892-2602	088-855-6128		●	●	●
54	障害者支援施設湖水園	2	○	○	高吾北広域町村事務組合	781-1802	仁淀川町高瀬1500番地	0889-32-1133	0889-32-2880		●		
55	障害者支援施設せせらぎ園	1	○	○	(福)大野見福祉会	789-1410	中土佐町大野見梶ノ川57番地	0889-57-2179	0889-57-2006		●		
56	障害者支援施設椿原みどりの家	6	○		(福)カルスト会	785-0644	椿原町広野644	0889-65-0287	0889-65-0288	●			
57	障害者支援施設オイコニア	3	○		(福)明成会	786-0021	四万十町仁井田倉木462	0880-22-8382	0880-22-8271	●	●	●	●
58	短期入所事業所大方誠心園	4	○	○	(福)土佐七郷会	789-1921	黒潮町加持33番地	0880-43-2139	0880-43-2186		●	●	
59	障害者支援施設大方生華園	2	○	○	(福)土佐七郷会	789-1933	黒潮町田野浦518	0880-43-3666	0880-43-3886		●	●	●

共生型短期入所指定事業所一覧表

NO	事業所名	定員	併設	空床	運営主体	郵便番号	事業所の所在地	電話	FAX	主たる対象			
										身体	知的	児童	精神
1	小規模多機能型事業所壽幸園 サテライトいの	4	共生型		(福)伊野福祉会	781-2107	いの町駅前町14	088-850-1330	088-850-1331	●	●	●	●
2	佐川町社会福祉福祉協議会共生型 小規模多機能ぷらっとホームさかわ	4	共生型		(福)佐川町社会福祉協議会	789-1201	佐川町甲377番地イ	0889-22-2022	0889-22-2023	●	●	●	●

グループホーム（ＧＨ/共同生活援助）指定事業所（令和８年４月１日現在）

NO.	事業所			問い合わせ先			事業所の種類			主たる対象者		
	名称	定員	所在地	施設名	電話番号	ＦＡＸ	介護サービス包括型	日中サービス支援型	外部サービス利用型	身体	知的	精神
1	介援隊	14	高知市	細木病院	088-822-7211	088-871-5770	○					●
2	すむとこ	30	高知市	社会福祉法人　てくとこ会	088-855-8101	088-855-8102	○				●	●
3	ねはん友愛の家	19	高知市	涅槃の家	088-894-5100	088-894-5053	○				●	
4	ひだまり高知	16	高知市	（特非）ひだまり高知	088-871-1973	088-871-1973			○			●
5	すずめのお宿	30	高知市	すずめ旭天神センター	088-855-8311	088-855-8322	○			●	●	●
6	グループホームみらい	18	高知市	（特非）ワークスみらい高知	088-832-5810	088-832-9613	○				●	●
7	ライフ・タウンあおぞらホーム	104	高知市	ライフ・ステージ　あおぞらセンター	088-844-2829	088-844-2937	○				●	
8	昭和会グループホームしんほんまち	18	高知市	昭和会グループホームしんほんまち	088-803-8600	088-803-8700	○				●	
9	共同生活援助事業所虹の夢＋	42	高知市	有料老人ホーム瀬戸虹の里	088-854-9602	088-841-3270	○			●	●	●
10	寿限無	18	高知市	（特非）児童・障がい児（者）相談支援ネットワーク高知	088-849-3503	088-849-3550	○				●	●
11	はるのハビリホーム	36	高知市	高知ハビリテーリングセンター	088-842-1921	088-842-2601	○		⊖	●	●	●
12	くすのき寮	20	高知市	多機能型事業所 こだかさ障害者支援センター	088-873-0821	088-871-4700	○			●	●	●
13	グループホームびおら	12	高知市	（特非）るーちぇ	088-855-6402	088-855-6403	○			●	●	●
14	グループホーム みどり	5	高知市	（特非）みどりの手	088-879-2255	088-879-0284			○			●
15	すずめ三里ホーム	20	高知市	すずめ三里ホーム	088-847-6666	088-847-6661	○			●	●	●
16	グループホーム　あい	17	高知市	グループホームあい	088-854-8920	088-854-8940	○				●	
17	グループホームリットの風	10	高知市	グループホームリットの風	088-846-2283	088-846-2288			○		●	
18	ライフ・タウン蒼空舎	9	高知市	ライフ・ステージ　あおぞらセンター	088-844-2829	088-844-2937	○				●	
19	日中サービス支援型指定共同生活援助事業所にじいろホーム介良	20	高知市	日中サービス支援型指定共同生活援助事業所にじいろホーム介良	088-802-6830	088-802-6831		○		●	●	●
20	日中サービス支援型指定共同生活援助事業所にじいろホーム上町	19	高知市	日中サービス支援型指定共同生活援助事業所にじいろホーム上町	088-802-7633	088-802-7634		○		●	●	●
21	フルール	42	高知市	土佐病院	088-822-3357	088-872-2027	○					●
22	フィオーレ高知潮江	28	高知市	フィオーレ百石町	088-856-7257	088-856-7257	○				●	●
23	グループホームドリームハウス寿	30	高知市	ドリームハウス寿	088-833-0044	088-831-0553	○			●	●	●
24	おさかなのいえ	5	高知市	（株）おさかなくらぶ	088-856-8841	088-856-8842	○			● 一部	●	●
25	グループホームRASIEL高知	20	高知市	グループホームRASIEL高知	088-846-6661	088-846-6662		○		●	●	●
26	日中サービス支援型指定共同生活援助事業所　にじいろホーム瀬戸	20	高知市	日中サービス支援型指定共同生活援助事業所　にじいろホーム瀬戸	088-855-6963	088-855-6964		○		●	●	●
27	Ｔｏｎｎｅｔｔｏ　ｓｔｒｉａｔｏ	9	高知市	Ｔｏｎｎｅｔｔｏ　ｓｔｒｉａｔｏ	088-855-3273	088-855-3274	○				●	●
28	障がい者グループホームＬＯＯＰ	8	高知市	障がい者グループホームＬＯＯＰ東石立	088-802-5450	088-802-5451	○				●	●
29	グループホーム　フレンチノⅡ	24	高知市	グループホーム　フレンチノⅡ	050-6883-0491	088-831-0553	○			● 一部	●	●
30	グループホーム　ジャンプ	4	高知市	グループホーム　ジャンプ	088-855-8740	088-855-8750	○				●	●
31	ライフ・タウン　群青の風	8	高知市	ライフ・タウン　群青の風	088-844-2829	088-844-2937		○			●	
32	みんなのくらし　まーす	12	高知市	みんなのくらし　まーす	088-856-8555		○				●	●
33	河内はまゆうホーム	10	室戸市	障害者支援施設むろと・はまゆう園	0887-23-1138	0887-23-1145	○				●	
34	ホップ日和	4	安芸市	共同作業所ホップあき	0887-34-1438	0887-37-9428	○				●	
35	ライフサポート「大津」	59	南国市	ライフサポート「大津」	088-854-9111	088-854-9112	○				●	
36	きてみいやグループホーム	15	南国市	きてみいや	088-878-6399	088-863-0677	○				●	
37	かるむ	10	南国市	南海学園	088-864-2221 088-864-2239	088-864-1789	○				●	
38	グループホームルピナス	11	南国市	グループホームルピナス	0887-52-8306	0887-52-8306	○			●	●	●

グループホーム（ＧＨ/共同生活援助）指定事業所（令和８年４月１日現在）

NO.	事業所			問い合わせ先			事業所の種類			主たる対象者		
	名称	定員	所在地	施設名	電話番号	ＦＡＸ	介護サービス包括型	日中サービス支援型	外部サービス利用型	身体	知的	精神
39	グループホームコージー	5	南国市	コージー	088-862-1084	088-862-1083	○				●	●
40	共同生活援助事業所えみふる	4	南国市	共同生活援助事業所えみふる	088-879-8012	088-879-8013	○				●	
41	ひかりホーム	50	土佐市	わかぎ寮	088-856-1060	088-856-3667	○				●	
42	ふれあい	18	土佐市	作業所土佐	088-852-4200	088-852-4259	○			●	●	●
43	太陽ホーム	6	土佐市	第一太陽福祉園	088-850-2385	088-852-6125	○				●	
44	グループホームくすのき	12	須崎市	障害者支援施設　くすのき園	088-854-0231	088-854-0535	○				●	
45	ホームまぁぶる	20	須崎市	ホームまぁぶる	0889-40-0633	0889-40-0634	○					●
46	グループホーム リッシュ	7	須崎市	グループホーム リッシュ	0889-42-3115	0889-42-3116	○				●	●
47	グループホーム やまもも・みらい・ぶなの木	30	宿毛市	聖ヶ丘病院	0880-63-2146	0880-63-2432			○			●
48	宿毛授産園	30	宿毛市	宿毛授産園	0880-63-5651	0880-63-5653	○				●	
49	グループホームさんご	4	土佐清水市	さんごはうす共同作業所	0880-82-0774	0880-82-3599			○		●	
50	サンホームしおみ	6	土佐清水市	福祉ホーム　サンホームしおみ	0880-82-0902	0880-82-0902	○				●	●
51	ライフサポート「中村」	59	四万十市	多機能事業所「アオ」	0880-34-6670	0880-35-3590	○				●	
52	ぼっちり村	30	四万十市	わかふじ寮	0880-35-4092	0880-35-4091	○				●	
53	あゆみ生活ホーム	10	四万十市	多機能事業所あゆみ共同作業所	0880-37-4725	0880-37-0778	○				●	●
54	「ひまわり」ホーム	11	四万十市	福祉工場「中村」	0880-37-6300	0880-37-6302	○			●	●	●
55	グループホームシェリー	6	四万十市	ぴーす	0880-52-1333	0880-49-0001	○			●	●	●
56	オレンジハウス	15	香南市	（福）香南会	0887-57-1875	0887-57-1876	○			●	●	●
57	同仁	12	香美市	同仁病院	0887-53-3155	0887-53-3096			○			●
58	共同生活援助事業所白ゆり	44	香美市	障害者支援施設　白ゆり	0887-52-4131	0887-52-1167	○				●	
59	ライフサポート「かがみの」	56	香美市	ライフサポート「かがみの」	0887-53-7230	0887-52-8231	○				●	
60	ライフサポート「山田」	42	香美市	ライフサポート「山田」	0887-53-7230	0887-52-8231	○				●	
61	GHちゃめ	6	香美市	（特非）高知ダルク	0887-52-8655	0887-52-8665	○			●	●	●
62	共同生活援助らいふ	15	芸西村	（株）ワクワク	0887-37-9075	0887-32-2122	○			●	●	●
63	共同生活援助Re:らいふ	18	芸西村	（株）ワクワク	0887-33-2200	0887-33-2205		○		●	●	●
64	もとやま	24	本山町	障害者支援施設しゃくなげ荘	0887-76-2811	0887-76-2810	○				●	
65	ホームいの	23	いの町	石川記念病院	088-892-6170	088-893-2633	○				●	●
66	ら・ら・らホーム	12	いの町	（特非）ら・ら・ら会	088-893-6411	088-893-6411	○				●	●
67	グループホーム こじゃんとはたら来家さかわ	19	佐川町	こじゃんとはたら来家さかわ	0889-22-7887	0889-22-9901	○				●	●
68	すみれホーム	5	檮原町	竹ぼうきの会	0889-65-0320	0889-65-0320	○			●	●	●
69	グループホーム　輪が家	6	日高村	（特非）日高わのわ会	0889-24-4004	0889-20-1722			○		●	●
70	グループホーム笑和	9	四万十町	障害者支援施設オイコニア	0880-29-0015	0880-29-0016	○			●	●	●
71	ライフサポートななさと	28	黒潮町	障害者支援施設　大方誠心園	0880-43-2139	0880-43-2186	○				●	

【障害福祉サービス事業所、障害者支援施設】受給者証の交付を受けている人が利用できる事業所　（令和８年４月１日現在）

○障害者支援施設

日常生活上の支援が必要な障害のある人が、主として夜間において入浴や食事の介護等を受ける（施設入所支援）とともに、
日中は生活介護等の生活能力の向上のための創作的活動を行う事業所です。

No.	事業所名	事業	定員	運営主体	郵便番号	事業所の所在地	電話番号	ＦＡＸ番号	主たる対象		
									身体	知的	精神
1	高知ハビリテーリング センター	施設入所支援 生活介護 機能訓練 生活訓練	40 10 20 10	(福)ファミーユ高知	781-0313	高知市春野町内ノ谷63番地6	088-842-1921	088-842-2601	○	○	○
2	アドレス・高知	施設入所支援 生活介護	40 40	(福)ミレニアム	781-0111	高知市池2171番地5	088-837-3366	088-837-3301	○		
3	福祉牧場おおなろ園	施設入所支援 生活介護	60 60	(福)昭和会	780-8040	高知市神田2485-2	088-831-0200	088-831-9977		○	
4	障害者支援施設 あじさい園	施設入所支援 生活介護	50 50	(福)高知小鳩会	781-0321	高知市春野町秋山2801-15	088-894-2828	088-894-5555		○	
5	障害者支援施設 むろと・はまゆう園	施設入所支援 生活介護	30 40	(福)室戸はまゆう会	781-7102	室戸市室津928番地1	0887-23-1138	0887-23-1145		○	
6	障害者支援施設 ステージ桜が丘	施設入所支援 生活介護	50 50	(福)土佐厚生会	784-0020	安芸市西浜2373番地	0887-34-3736	0887-32-0031	○	○	○
7	南海学園	施設入所支援 生活介護	60 60	(福)来島会	783-0005	南国市大埇乙2288	088-864-2221	088-864-1789		○	
8	障害者支援施設こくふ	施設入所支援 生活介護	70 70	(福)土佐厚生会	783-0052	南国市左右山290番地2	088-862-3322	088-862-2562	○	○	○
9	障害者支援施設とさ	施設入所支援 生活介護	50 60	(福)土佐厚生会	781-1143	土佐市波介1244-1	088-852-2944	088-852-3611	○	○	○
10	障害者支援施設たかぎ寮	施設入所支援 生活介護	45 45	(福)光の村	781-1154	土佐市新居2821番地	088-856-1060	088-856-1195		○	
11	障害者支援施設 くすのき園	施設入所支援 生活介護	60 60	(福)くすのき	781-1105	土佐市蓮池533番地	088-854-0231	088-854-0535	○	○	○
12	障害者支援施設わかふじ寮	施設入所支援 生活介護	50 50	(福)一条協会	787-1442	四万十市蕨岡甲6451番2	0880-32-1177	0880-32-1888	○	○	○
13	障害者支援施設 レジデンスわかふじ	施設入所支援 生活介護	10 10	(福)一条協会	787-0010	四万十市古津賀1801番地1	0880-35-4092	0880-35-4091		○	
14	宿毛授産園	施設入所支援 生活介護	40 40	(福)高知西南福祉協会	788-0031	宿毛市貝塚19-21	0880-63-5651	0880-63-5653		○	
15	宿毛育成園	施設入所支援 生活介護	40 40	(福)高知西南福祉協会	788-0031	宿毛市貝塚19-10	0880-63-2806	0880-63-2844		○	
16	ピアハウスすくも	施設入所支援 生活介護	30 30	(福)高知西南福祉協会	788-0031	宿毛市貝塚18-7	0880-63-5580	0880-63-2844		○	
17	障害者支援施設太陽の家	施設入所支援 生活介護	50 50	(福)尽心会	787-0302	土佐清水市以布利55	0880-82-8899	0880-82-8900	○	○	○
18	のぞみの家	施設入所支援 生活介護	60 60	(福)香南会	781-5242	香南市吉川町古川340-2	0887-57-3101	0887-57-3102	○	○	
19	障害者支援施設白ゆり	施設入所支援 生活介護	30 26	(福)愛成会	782-0016	香美市土佐山田町山田1192-1	0887-52-4131	0887-52-1167		○	
20	かがみの育成園	施設入所支援 生活介護	80 80	(福)高知県知的障害者育成会	782-0051	香美市土佐山田町楠目3660	0887-53-2174	0887-53-2175		○	
21	障害者支援施設 しゃくなげ荘	施設入所支援 生活介護	50 50	(福)本山育成会	781-3613	本山町北山甲303-1	0887-76-2811	0887-76-2810		○	
22	障害者支援施設湖水園	施設入所支援 生活介護	50 50	高吾北広域町村事務組合	781-1802	仁淀川町高瀬1500番地	0889-32-1133	0889-32-2880		○	

No.	事業所名	事業	定員	運営主体	郵便番号	事業所の所在地	電話番号	ＦＡＸ番号	主たる対象		
									身体	知的	精神
23	障害者支援施設オイコニア	施設入所支援	50	(福)明成会	786-0021	四万十町仁井田字倉木462番地	0880-22-8382	0880-22-8271	○	○	○
		生活介護	54								
24	障害者支援施設 椙原みどりの家	施設入所支援	60	(福)カルスト会	785-0644	椙原町広野644番地	0889-65-0287	0889-65-0288	○		
		生活介護	60								
25	障害者支援施設せせらぎ園	施設入所支援	40	(福)大野見福祉会	789-1410	中土佐町大野見椈ノ川57番地	0889-57-2179	0889-57-2006		○	
		生活介護	40								
26	障害者支援施設 大方生華園	施設入所支援	40	(福)土佐七郷会	789-1934	黒潮町出口4-9	0880-43-3666	0880-43-3886		○	○
		生活介護	6								
			34		789-1933	黒潮町田野浦518番地					
27	障害者支援施設大方誠心園	施設入所支援	80	(福)土佐七郷会	789-1921	黒潮町加持33	0880-43-2139	0880-43-2186		○	
		生活介護	80								

○生活介護

常時介護を要する障害のある人が、入浴や食事の介護を受けたり、創作的活動や生産活動を行う事業所です。

○療養介護

病院において常時介護を要する障害のある人に機能訓練、療養上の管理、看護及び日常生活上の支援を行う事業所です。

○自立訓練（機能訓練）

障害のある人が、地域生活を営む上で必要となる身体機能、生活能力の維持向上のための訓練を行う事業所です。

○自立訓練（生活訓練）

障害のある人が、自立した日常生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行う事業所です。

○自立生活援助

施設やグループホーム等から一人暮らしを希望する障害のある人に生活面の支援を行う事業所です。

○就労選択支援

障害のある人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択支援を行う事業所です。

○就労移行支援

就労を希望する障害のある人が、生産活動等を通じて、就労に必要な知識や能力を身につける事業所です。

○就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人が、生産活動等を通じて訓練を行う事業所です。

このうち、Ａ型は雇用契約に基づく就労の機会を提供する事業所で、Ｂ型はそれ以外の事業所です。

○就労定着支援

障害のある人が、一般企業等に就職されたあと、一定期間仕事面や生活面での必要な支援を行う事業所です。

No.	事業所名	事業	定員	運営主体	郵便番号	事業所の所在地	電話番号	ＦＡＸ番号	主たる対象		
									身体	知的	精神
1	スウェル	継続Ｂ	40	(福)ファミーユ高知	780-0056	高知市北本町1丁目8-7	088-820-1221	088-820-1223	○	○	○
2	ワークセンター太陽	就労移行	10	(福)太陽福祉会	780-8064	高知市朝倉丁329-1	088-802-7611	088-802-7612	○	○	○
		継続Ｂ	20				088-802-7611	088-802-7612			
		就労定着	－				088-802-7611	088-802-7612			
3	サポートぴあ	就労移行	6	(福)土佐あけぼの会	781-8010	高知市桟橋通3-10-14	088-879-0285	088-879-0286	○	○	○
		継続Ｂ	14				088-837-8277	088-837-8278			
		就労定着	－			高知市桟橋通3-10-12 メゾンタンドル401号室	088-879-0285	088-879-0286			
4	野いちごの場所	継続Ｂ	20	(福)土佐あけぼの会	781-8102	高知市高須本町5-32	088-880-4830	088-880-4831	○	○	○
5	広場さんばし	継続Ｂ	20	(福)さんかく広場	781-8010	高知市桟橋通2丁目7-3	088-856-8866	088-856-8877		○	○
6	社会福祉法人高知市社会福祉協議会南部障害者福祉センター指定生活介護事業所	生活介護	20	(福)高知市社会福祉協議会	780-8015	高知市百石町3丁目1-30	088-878-9070	088-878-9071	○	○	○
7	東部障害者福祉センター「ゆう」	生活介護	20	(福)昭和会	781-8121	高知市葛島4丁目3番3号	088-885-3471	088-885-3556		○	
8	ワークスみらい高知１	継続Ｂ	20	(特非)ワークスみらい高知	781-0074	高知市南金田28	088-856-8020	088-856-8021	○	○	○
9	ワークスみらい高知２・３（m's factory・sweets factory/STRAWBERRY FIELDS）	継続Ａ	10	(特非)ワークスみらい高知	780-8040	高知市神田1408-12	088-854-3327	088-854-3884		○	○
		継続Ｂ	14								
		継続Ａ	23			高知市神田1130-6	088-803-6301	088-803-6302		○	○
		継続Ｂ	13								
10	みどり作業所	継続Ｂ	10	(特非)みどりの手	780-0071	高知市高埇3番25号	088-879-2255	088-879-0284			○
			10		783-0049	南国市岡豊町中島字土居ノ前650-1					
11	めざめ	継続Ｂ	20	(福)TOSAいづみ	780-0901	高知市上町4丁目8-25	088-872-7851	088-872-7855			○

No.	事業所名	事業	定員	運営主体	郵便番号	事業所の所在地	電話番号	ＦＡＸ番号	主たる対象		
									身体	知的	精神
12	オーシャンクラブ	継続Ｂ	40		781-0270	高知市長浜6193番地	088-802-8232	088-802-8233			
13	作業所もえぎ	生活介護	10	(特非)高知県自閉症協会	781-0311	高知市春野町芳原801-1	088-803-4630	088-803-4633	○一部	○	○
		継続Ｂ	10					088-803-4750			
			10			高知市春野町芳原737-1	088-841-9576	088-803-4750			
			10		780-0963	高知市口細山206-9	088-843-8664	088-843-8664			
14	Ｒｅｎｅｅ福祉サービス	継続Ｂ	30	(特非)まぁるい心ちゃれんじどの応援団	780-8066	高知市朝倉己785番地6	088-855-4141	088-855-4144	○	○	○
15	ライフ・ステージ　蒼空舎（あおぞらファクトリー）	継続Ｂ	25	(福)こうち福祉会	781-0304	高知市春野町西分1188-1	088-894-5556	088-894-5870		○	
			15		780-8040	高知市神田146-74	088-843-7860	088-844-2937			
16	すずめ旭天神センター	生活介護	25	(福)すずめ福祉会	780-0955	高知市旭天神町301番地	088-828-4466	088-828-4467	○	○	○
		継続Ｂ	15								
		生活介護	10		780-0956	高知市北端町69番7	088-855-9925	088-855-9926			
17	すずめ共同作業所	生活介護	35	(福)すずめ福祉会	781-0802	高知市丸池町1番1-15号	088-883-6011	088-883-6024	○	○	○
		継続Ｂ	15								
			10		781-0802	高知市丸池町1番1-14号					
18	すずめ通所センター	生活介護	26	(福)すずめ福祉会	781-8136	高知市一宮西町1丁目36-1	088-846-1919	088-846-1929	○	○	○
			6			高知市一宮西町1丁目37-17					
		生活介護	8		781-8125	高知市五台山406番地10	088-878-0388	088-861-3223			
19	多機能型就労支援事業所虹の夢	就労選択	10	(株)四国ライフケア	781-0270	高知市長浜1440-1	088-837-9330	088-841-9330	○	○	○
		継続Ａ（休止中）	10								
		継続Ｂ	17								
		就労移行	10			高知市長浜1349-1	088-854-9605	088-841-3270			
		継続Ｂ	20								
20	障害福祉サービス事業所あさひ・はばたき	継続Ｂ	20	(特非)あさひ会	780-0936	高知市赤石町73-2	088-822-5023	088-803-6162	○	○	○
			20		781-8134	高知市一宮中町1丁目3-60	088-800-1198	088-800-1198			
21	作業所ひまわり	継続Ｂ	10	(福)高知県知的障害者育成会	780-8015	高知市百石町3丁目1-30	088-832-3200	088-832-3200	○	○	○
			10		780-0870	高知市丸ノ内1丁目2-20県庁地下	088-823-9613				
22	維新工房きらり	継続Ａ	25	(福)香南会	781-0270	高知市長浜字菖蒲谷4983-2	088-805-2514	088-805-2515	○	○	○
23	就労サポートセンターかみまち	就労選択	10	(特非)ブルースター	780-0901	高知市上町3丁目4番23号	088-872-2644	088-872-2645	○	○	○
		就労移行	10								
		継続Ｂ	10								
		生活訓練	14								
		就労定着	－								
24	ライフ・ステージ第２あおぞら	継続Ｂ	20	(福)こうち福祉会	780-0928	高知市越前町2丁目13-12	088-823-8832	088-821-9937		○	○
						高知市越前町2丁目10-21					
					780-0911	高知市新屋敷1丁目4-1					
25	せるぽ	継続Ａ	10	せるぽ(株)	780-0945	高知市本宮町105番地25	088-855-6101	088-855-6102	○	○	○
		継続Ｂ	10								
26	昭光園	生活介護	40	(福)昭和会	780-0056	高知市北本町4丁目2番49号	088-884-6128	088-884-6355		○	
		継続Ｂ	30								
27	アルベーテ	就労移行（休止中）	10	(福)ファミーユ高知	781-0313	高知市春野町内ノ谷63番地6	088-842-1921	088-842-2601	○	○	○
		継続Ｂ	40								
		就労定着（休止中）	－								
28	ポーチカ	継続Ｂ	20	(一社)るーちぇ	781-0806	高知市南金田５番６号	088-855-6402	088-855-6403	○	○	○
29	ワークスみらい高知4（甘味茶寮さくらさく。）	継続Ａ	10	(特非)ワークスみらい高知	780-8031	高知市大原町109	088-855-6655	088-855-6656		○	○
		継続Ｂ	10								
30	こだかさ障害者支援センター	継続Ａ	10	(福)小高坂更生センター	780-0928	高知市越前町2丁目4番5号	088-873-0821	088-871-4700	○	○	○
		継続Ｂ	44								

No.	事業所名	事業	定員	運営主体	郵便番号	事業所の所在地	電話番号	ＦＡＸ番号	主たる対象		
									身体	知的	精神
31	青い空	継続Ｂ	20 10	(特非)脳損傷友の会青い空	780-8014 781-1300	高知市塩屋崎町2丁目12-42 越知町越知甲1695-1	088-803-4100	088-803-4420	○	○	○
32	ライフ・ステージ あおぞらセンター	生活介護	30	(福)こうち福祉会	780-8040	高知市神田60-7	088-844-2829	088-844-2937		○	
33	涅槃の家	生活介護 継続Ｂ	15 25	(福)ねはんの会	781-0303	高知市春野町弘岡下2454-28	088-894-5100	088-894-5053		○	
34	生活介護事業所 第二あじさい園	生活介護	20	(福)高知小鳩会	781-0321	高知市春野町秋山2801-15	088-894-2828	088-894-6688		○	
35	生活介護事業所 こばと作業所	生活介護	20	(福)高知小鳩会	780-8072	高知市曙町1丁目4-34	088-850-7703	088-850-7704		○	
36	独立行政法人 国立病院機構高知病院	生活介護	5	(独)国立病院機構高知病院	780-8077	高知市朝倉西町1-2-25	088-844-3111	088-828-4664	○	○	
37	独立行政法人 国立病院機構高知病院	療養介護	120	(独)国立病院機構高知病院	780-8077	高知市朝倉西町1-2-25	088-844-3111	088-828-4664	○	○	
38	指定就労継続支援Ｂ型事業所きずな	継続Ｂ	20	(福)高知市社会福祉協議会	780-0935	高知市旭町2丁目21-6	088-873-7790	088-873-7790	○	○	○
39	さんかく広場	継続Ｂ	30	(福)さんかく広場	780-0064	高知市和泉町15-16	088-822-2523	088-822-2528			○
40	てく・とこ・せと	宿泊型自立訓練 生活訓練	19 20	(福)てくとこ会	781-0252	高知市瀬戸東町3丁目109	088-841-2144	088-841-2298		○	○
41	ワークスみらい高知６ （ひだまり小路土佐茶カフェ）	継続Ａ 継続Ｂ	10 10	(特非)ワークスみらい高知	780-0841	高知市帯屋町2丁目1-31	088-855-7753	088-855-8753		○	○
42	自立訓練（生活訓練） インテグレーション	生活訓練 継続Ｂ	10 10	(特非)高知ダルク	780-0870 780-0901	高知市本町5丁目6番35号 つちばしビル1階 高知市上町1丁目2番10号　脇ハイツ1F	088-856-8106	088-856-8106			○
43	おしごと画楽	継続Ｂ	20	(有)ファクトリー	780-0822	高知市はりまや町3丁目16番8号	088-878-8765	088-878-8685		○	○
44	はあと33番地	生活介護	6	(特非)Open　Heart	781-0803	高知市弥生町3-16	088-882-1226	088-882-1226	○	○	
45	ポーチカⅡ	継続Ｂ	20	(一社)るーちぇ	781-0806	高知市知寄町2丁目3番7号	088-855-6402	088-855-6403	○	○	○
46	生活介護事業所　あすか	生活介護	20	(福)昭和会	780-8040	高知市神田1637-4	088-855-6766	088-855-5678		○	
47	Life time	継続Ｂ	20	(特非)Life time	780-0046	高知市伊勢崎町11番10号	088-821-8537	088-821-8266	○	○	○
48	就労継続支援B型事業所 リットの風	継続Ｂ	20	(福)秦ダイヤライフ福祉会	781-0011	高知市薊野北町2丁目25番10号	088-846-2283	088-846-2288		○	○
49	オウンパス	継続Ａ	10	(福)ファミーユ高知	780-0056	高知市北本町1丁目8-7	088-820-1221	088-820-1223	○	○	○
50	就労継続支援Ｂ型事業所 ユウアンドアイ	継続Ｂ	20	ユウアンドアイ(株)	781-8010	高知市桟橋通3丁目14-11 田中ビル2Ｆ	088-881-5100	088-881-5101		○	○
51	えだは	就労選択 就労移行 就労定着	10 16 -	(株)24ORISING	781-5103	高知市大津乙1024－3	088-866-0240	088-866-0242	○	○	○
52	てとてあさひ	継続Ｂ	20	(一社)視覚障害サポートステーションこうち	780-0938	高知市旭駅前町28番地1	088-881-0575	088-881-5484	○ 視覚		
53	ラフル	継続Ｂ 継続Ｂ	10 10	(医)須藤会	780-0062 780-0062	高知市新本町2丁目10番24 土佐病院 高知市新本町2丁目6-1	088-822-3357	088-872-2027			○
54	生活介護事業所　デイサービスセンター幸のつどい瀬戸事業所	生活介護	20	(株)幸	781-0253	高知市瀬戸南町1丁目1545-1	088-855-8377	088-855-8378	○		
55	生活介護事業所　にじいろホーム介良	生活介護	20	(株)四国ライフケア	781-5106	高知市介良乙1195-1	088-802-6830	088-802-6831	○	○	○
56	指定就労継続支援Ａ型事業所あいる	継続Ａ	15	(株)アイル	780-8050	高知市鴨部858番地1	088-854-6110	088-840-1171	○	○	○
57	就労継続支援　うさぎ	継続Ａ 継続Ｂ	10 10	(一社)はな車	780-8040 780-8040	高知市神田693番地1 高知市神田６８８番地６	088-802-7670 088-802-7670	088-802-7671 088-802-7671	○ 一部	○	○
58	しばてん大学農学部 ひこばえ	継続Ｂ	20	(特非)しばてん大学農学部ひこばえ	780-0056	高知市北本町1丁目13番3号 上雅ビル2階	088-855-7989	088-803-7488	○ 一部	○	○
59	TOY connections	継続Ａ	20	(同)TOY connections	780-0915	高知市小津町3-19 生涯学習健康センターキラヴィ 1階	088-855-3273	088-855-3274		○	○
60	生活介護事業所 にじいろホーム上町	生活介護	20	(株)四国ライフケア	780-0921	高知市井口町11	088-802-7633	088-802-7634	○	○	○
61	就労支援事業所 フィオーレ高知	継続Ｂ 継続Ｂ	10 10	(株)リーベ	780-8017 780-0870	高知市南竹島町16番地9 高知市高見町200-1	088-856-5155 088-856-5422	088-856-5155 088-856-5424	○ 一部	○	○
62	就労継続支援Ｂ型 おさかなくらぶ	継続Ｂ	20	(株)おさかなくらぶ	780-0066	高知市比島町3丁目19番8号	088-856-8841	088-856-8842	○	○	○
63	シーグラスこうち	継続Ａ 継続Ｂ	10 10	(株)ライフパス	781-5103 781-0240	高知市大津乙1204番地1 高知市横浜179番地16号	088-856-9930 088-821-8501	088-856-9932 088-821-8502	 ○ 一部	○ ○	○ ○
64	デイサービスセンター りん・わかくさ	生活介護	5	(株)梅ノ木コーポレーション	780-8081	高知市若草町16番11-8号	088-881-1892	088-850-9031	○	○	

No.	事業所名	事業	定員	運営主体	郵便番号	事業所の所在地	電話番号	ＦＡＸ番号	主たる対象		
									身体	知的	精神
65	相談支援事業所　アイビー	自立生活援助	20	(株)堀	780-0056	高知市北本町1丁目4番25号	088-881-5218	088-881-5219			○
66	クウォール	継続Ａ	20	クウォール(株)	781-5101	高知市布師田3976-4	088-845-8883	088-846-0312		○	○
67	重症児･者デイサービス ずうーっと	生活介護	5	(特非)みらい予想図	781-0074	高知市南金田11番5号	088-881-1200	088-881-1201	○	○	
68	リエール	継続Ａ	20	(株)千手	780-8033	高知市南はりまや町1-17-1 ケンタッキービル1階西号室	088-802-7530	088-802-7531	○一部	○	○
69	生活介護事業所 にじいろホーム瀬戸	生活介護	20	(株)四国ライフケア	781-0270	高知市長浜1345-5	088-855-6963	088-855-6964	○	○	○
70	アクアネイチャー	継続Ｂ	20	(株)アクアネイチャー	780-0965	高知市福井町3127	088-802-8741	088-802-8742	○一部	○	○
71	就労継続支援ｂ型事業所アルコ	継続Ｂ	10	（一社）ソレイユ	780-8011	高知市梅ノ辻１番６号リヴィエラ梅ノ辻	088-879-8568	088-879-8568		○	○
		継続Ｂ	10		780-8011	高知市梅ノ辻４番１１号 フィッシングハヤシテナントビル	088-879-8568	088-879-8568			
72	サスケ設計工房高知	継続Ａ	20	サスケＩＴサービス（株）	781-0801	高知市小倉町３番３０号　フジグラン葛島店２階	088-861-1170	088-861-1171	○	○	○
73	障害福祉サービス事業所わかくさ・あさくら	継続Ｂ	10	（特非）あさひ会	780-8050	高知市鴨部979-28	088-844-4740	088-844-4740	○	○	○
			10		780-8061	高知市朝倉甲557-1	088-840-4550	088-840-4550			
74	楽（らっく）学	生活介護	20	合同会社Ｍｙｓｉｇ	780-0965	高知市福井町１６９７番地１	088-856-9724	088-856-9725	○一部	○	○
75	えれべーと（ｅｌ　ｅｖａｔｅ）	継続Ｂ	10	（株）２４０ＲＩＳＩＮＧ	781-8132	高知市一宮東町１丁目２７番９号	088-856-9024	088-856-9027	○	○	○
			10		781-8133	高知市一宮徳谷１番１１号　泉ハイツ１階１０５号室	088-846-1240	088-846-1240			
76	多機能型プラットホーム・かもべ	生活介護	5	(特非)みらい予想図	780-8051	高知市鴨部上町１５番１号	088-855-7384	088-855-7385	○	○	
77	てぃーだぬ工房	継続Ｂ	20	くいな合同会社	781-5108	高知市潮見台一丁目2603番地	088-803-7700	088-856-8606		○	○
78	ゆるりの丘	生活介護	20	社会福祉法人すずめ福祉会	781-8136	高知市一宮西町二丁目16番14号	088-802-7700	088-802-7701	○	○	○
79	就労継続支援Ｂ型事業所 ＨＡＲＢＯＵＲ	継続Ｂ	20	一般社団法人Ｔｗｉｌｉｇｈｔ	780-0819	高知市北竹島町427番地3 1階	080-5805-6332		○	○	○
80	ライフ・ステージ　春乃群青	生活介護	20	社会福祉法人こうち福祉会	781-0311	高知市春野町芳原788番地1	088-844-2829	088-844-2937		○	
81	就労継続支援Ｂ型事業所 ビィジュウ	継続Ｂ	20	特定非営利活動法人　ビィジュウ	781-8010	高知市桟橋通一丁目10番6号 アステールＫ1階店舗Ａ	088-879-9251	088-879-9263	○	○	○
82	就労継続支援Ｂ型事業所エンターテインメントアカデミーでじるみ高知	継続Ｂ	20	ライトオブホープ株式会社	533-0033	高知市はりまや町一丁目5番29号　マンハッタンビル5階	088-855-8177	088-855-8187	○	○	○
83	就労継続支援Ｂ型　アルペンワーク	継続Ｂ	20	株式会社　アルペントラバース	780-0971	高知市杉井流27番2号	088-854-5770	088-813-0225	○	○	○
84	共同作業所むろとうみがめ	継続Ｂ	20	(特非)むろとうみがめの会	781-7109	室戸市領家87番地	0887-23-3245	0887-23-3245	○	○	○
85	ゆうハート安芸	継続Ｂ	20	(特非)ゆうハート安芸の会	784-0004	安芸市本町5-3-5	0887-34-8286	0887-34-8286			○
86	共同作業所ホップあき （就労継続支援Ｂ型）	継続Ｂ	20	(特非)ホップあきの会	784-0007	安芸市寿町7-22	0887-34-1438	0887-37-9428		○	
87	共同作業所ホップあき （生活介護）	生活介護	20	(特非)ホップあきの会	784-0007	安芸市寿町7-22	0887-34-1438	0887-37-9428		○	
88	安芸市ワークセンター	継続Ｂ	40	(福)安芸市身体障害者福祉会	784-0027	安芸市宝永町464-1	0887-34-3644	0887-34-3712	○	○	○
89	就労継続支援Ｂ型事業所 TEAMあき	継続Ｂ	20	(一社)こうち絆ファーム	784-0004	安芸市本町3丁目10-35	0887-37-9071	0887-37-9072		○	○
90	就労支援センター コーケン	継続Ａ	10	(株)コーセー	783-0062	南国市久礼田368	088-862-3886	088-862-3887	○	○	○
		継続Ｂ	10								
91	就労支援センター コーケン第二	継続Ｂ	24	(株)コーセー	783-0062	南国市久礼田422-5	088-855-6080	088-855-6084	○	○	○
92	きてみいや	継続Ｂ	20	(福)きてみいや	783-0014	南国市元町3-1-6	088-878-6399	088-863-0677		○	
93	土佐希望の家医療福祉センター（生活介護）	生活介護	20	(福)土佐希望の家	783-0022	南国市小籠107番地	088-863-2939	088-863-2986		○	
94	ウィッシュかがみの	生活介護	40	(福)高知県知的障害者育成会	783-0028	南国市陣山字弥市531-1	088-855-6180	088-855-6181		○	○
95	コージー	生活介護	20	(福)コージー南国	783-0062	南国市久礼田139-4	088-862-1084	088-862-1083	○	○	○
		継続Ｂ	20								
96	ウィール社	継続Ｂ	20	(福)土佐厚生会	783-0052	南国市左右山269番地1	088-862-3455	088-862-3457	○	○	○
97	サスケ設計工房南国	継続Ａ	20	サスケＩＴサービス㈱	783-0014	南国市元町1丁目8番2号	088-821-7515	088-821-7516	○	○	○
98	土佐希望の家医療福祉センター（療養介護）	療養介護	142	(福)土佐希望の家	783-0022	南国市小籠107	088-863-2131	088-863-2133	○	○	
99	南国にしがわ農園	継続Ｂ	30	(一社)エンジェルガーデン南国	783-0073	南国市亀岩1008番地	088-802-8801	088-802-8802		○	
100	就労支援事業所からふる	継続Ｂ	20	(特非)うーたん	783-0004	南国市大埇甲1960番地2	088-879-8012	088-879-8013		○	
101	就労支援Ａ型事業所 グレイスファーム	継続Ａ	10	(同)グレイスファーム	783-0011	南国市後免町2丁目1番35号	080-8639-7471	088-856-9473	○	○	○
102	就労支援事業所未来ドア	継続Ｂ	20	(特非)結人の紬	783-0029	南国市西山1089番5	088-877-5702	088-877-5702	○	○	○
103	障害者就労継続支援Ｂ型事業所カトレア	継続Ｂ	10	(福)土佐厚生会	781-1143	土佐市波介1237	088-828-5252	088-856-6262	○	○	○
			10		781-1153	土佐市塚地字中スカ1113番地7					
104	就労支援事業所 ひかりの村	継続Ｂ	20	(福)光の村	781-1154	土佐市新居2861	088-856-1075	088-856-1203		○	○

No.	事業所名	事業	定員	運営主体	郵便番号	事業所の所在地	電話番号	ＦＡＸ番号	主たる対象		
									身体	知的	精神
105	つくし作業所	継続Ｂ	20	(福)くすのき	781-1105	土佐市蓮池980番地5	088-852-5618	088-852-5608		○	○
106	第１太陽福祉園	生活介護	30	(福)太陽福祉会	781-1143	土佐市波介1276-4	088-850-2385	088-852-6125		○	
107	第２太陽福祉園	継続Ｂ	20	(福)太陽福祉会	781-1143	土佐市波介596	088-852-7332	088-852-7744		○	
108	作業所土佐	生活介護 継続Ｂ	10 10	(福)土佐福祉会	781-1102	土佐市高岡町乙1393番地1	088-852-4200	088-852-4259	○	○	○
109	作業所土佐ひまわり舎	生活介護	20	(福)土佐福祉会	781-1101	土佐市高岡町甲2097-1	088-855-3928	088-855-3926	○	○	○
110	土佐ふれあい工房	生活介護	20	(福)土佐福祉会	781-1102	土佐市高岡町乙3553	088-850-2130	088-850-2135	○	○	○
111	就労支援センター 「らいふ」	継続Ｂ	20	(福)高知県知的障害者育成会	785-0044	須崎市吾井郷乙1834-3	0889-42-2935	0889-42-9688		○	
112	共同作業所ゆら･ら	継続Ｂ	20	(特非)ゆら･ら	785-0031	須崎市土崎町2番27号	0889-40-0010	0889-40-0010	○	○	○
113	多機能型事業所ＳＴＥＰＯＮＥ	生活介護 継続Ｂ	10 30	(特非)STEP ONE	785-0030	須崎市多ノ郷甲5483番地5	0889-42-3115	0889-42-3116	○	○	○
114	生活介護事業所山ももの家	生活介護	20	(福)須崎市福祉事業協会	785-0024	須崎市安和216番1	0889-42-5090	0889-42-5098	○	○	○
115	社会就労センター 山ももの家	継続Ｂ	30								
116	ひかり共同作業所	継続Ｂ	20	(特非)ひかりの会	788-0273 788-0004	宿毛市小筑紫町福良16番地4 宿毛市長田町3-15	0880-67-2902	0880-67-2902	○	○	○
117	幡多希望の家医療福祉センター　多機能型事業所さくらんぼ	生活介護	10	(福)土佐希望の家	788-0785	宿毛市山奈町芳奈3365番地	0880-66-2212	0880-66-2215	○	○	
118	幡多希望の家 医療福祉センター	療養介護	51	(福)土佐希望の家	788-0782	宿毛市平田町中山867番地	0880-66-2212	0880-66-2215	○	○	
119	就労支援事業所 ひだまり	継続Ｂ	20	(福)高知西南福祉協会	788-0009	宿毛市駅東町四丁目801番地	0880-63-2960	0880-63-2960		○	
120	ワークセンターすくも	生活介護 継続Ｂ	6 14	(福)高知西南福祉協会	788-0031	宿毛市貝塚19-21	0880-63-5650	0880-63-5653		○	
121	YELL	継続Ｂ	20	（一社）アドバンス	788-0046	宿毛市橋上町橋上1020番地	0880-62-6200	0880-62-6201		○	○
122	なないろ工房	継続Ｂ	20	(特非)かざぐるま	788-0052	宿毛市和田569番地１	0880-66-2709	0880-66-2709	○	○	○
123	はた相談支援センター ねっと	自立生活援助	－	(特非)幡多ウェルフェアネット	788-0001	宿毛市中央3丁目2-15	0880-63-9900	0880-63-9922	○	○	○
124	さんごはうす共同作業所	継続Ｂ	10 10	(福)さんご福祉会	787-0336 787-0323	土佐清水市加久見1464-262 土佐清水市寿町210番地	0880-82-0774	0880-82-3599		○	
125	Ｂ型あんきな家	継続Ｂ	20	(福)清和会	787-0331	土佐清水市加久見1464-279	0880-82-0022	0880-82-0148	○	○	○
126	福祉工場「中村」Ａ型	継続Ａ	20	(福)幡多手をつなぐ育成会	787-0019	四万十市具同325番地	0880-37-6300	0880-37-6302	○	○	○
127	福祉工場「中村」Ｂ型 「ウィズ」	継続Ｂ	20	(福)幡多手をつなぐ育成会	787-0019	四万十市具同321番地	0880-34-8212	0880-34-8213	○	○	○
128	あゆみ共同作業所	継続Ｂ	20	(福)あゆみ福祉会	787-0019	四万十市具同7407-7	0880-37-4725	0880-37-0778	○	○	○
129	共同作業所 「きっと」･「森のいえ」	継続Ｂ	20 20	(特非)四万十なかまの会	787-0014 787-1222	四万十市駅前町10番3号 四万十市手洗川1847-1	0880-34-1963 0880-38-2900	0880-34-1963 0880-38-2900			○
130	多機能事業所「アオ」	継続Ｂ 就労定着	30 －	(福)高知県知的障害者育成会	787-0010	四万十市中村一条通4丁目5-23	0880-34-6670	0880-35-3590	○	○	○
131	四万十工房	継続Ｂ 生活介護	10 20	(福)一条協会	787-1107	四万十市岩田230-10	0880-34-2711	0880-31-0447		○	
132	ぴーす	継続Ｂ	20	(特非)ぴーす	787-1612	四万十市西土佐津野川236-21	0880-52-1333	0880-49-0001	○	○	○
133	土佐しまんと本舗	継続Ｂ	35	(有)和	787-0031	四万十市中村東下町10	0880-35-0365	0880-35-0365	○	○	○
134	共同作業所ほっとハート	継続Ｂ	20	(福)ほっとハート	787-0023	四万十市中村東町1丁目5番22号	0880-34-2373	0880-34-9525	○	○	○
135	Re・Guru	継続Ｂ	20	(特非)四葉のクローバー	787-0031	四万十市中村東下町17番地	0880-34-8405	0880-34-8406	○	○	○
136	共同作業所あっぱれ	継続Ｂ	20	L&G（株）	787-1106	四万十市佐田32番地14	0880-34-1555	0880-34-1554	○	○	
137	いきいき	生活介護	20	(福)香南会	781-5310	香南市赤岡町1160番地1	0887-55-2888	0887-55-5655	○	○	
138	Ｂ型なかむら	継続Ｂ	20	（医）慈恵会	787-0029	四万十市小姓町82番地1	0880-34-3177	0880-34-3187	○	○	○
139	風車の丘あけぼの	継続Ｂ	20	(福)土佐あけぼの会	781-5233	香南市野市町大谷1444-46	0887-56-4530	0887-56-4509	○	○	○

No.	事業所名	事業	定員	運営主体	郵便番号	事業所の所在地	電話番号	ＦＡＸ番号	主たる対象		
									身体	知的	精神
140	香南くろしお園	生活介護 継続Ｂ	20 20	(福)高知県知的障害者育成会	781-5331	香南市香我美町下分960-1	0887-55-3130	0887-54-0126		○	○
141	みかんの丘あけぼの	継続Ｂ	20	(福)土佐あけぼの会	781-5452	香南市香我美町下分684-1	0887-50-6566	0887-50-6567	○	○	○
142	あおい	生活介護 継続Ｂ	6 14	（株）アルファ	781-5601	香南市夜須町坪井67-4	088-855-9225		○	○	○
143	ＳＯＲＡ	継続Ａ	40	(福)高知県知的障害者育成会	782-0051	香美市土佐山田町楠目18-4	0887-52-0101	0887-52-0175		○	
144	パワーズ山田	生活介護	40	(福)高知県知的障害者育成会	782-0051	香美市土佐山田町楠目3660	0887-53-3913	0887-53-3916		○	
145	アグリッタ山田	継続Ｂ	20	(福)高知県知的障害者育成会	782-0051	香美市土佐山田町楠目3660	0887-33-3300	0887-53-3301		○	○
146	ワークセンター第二白ゆり	生活介護 継続Ｂ	20 10	(福)愛成会	782-0016	香美市土佐山田町山田1189-1	0887-57-0358	0887-57-0372		○	
147	ワークセンター白ゆり	継続Ｂ	34	(福)愛成会	782-0016	香美市土佐山田町山田1319	0887-52-1160	0887-57-0337		○	
148	やさいのちから	継続Ｂ	20	（株）ワクワク	781-5701	芸西村和食甲99-7	0887-33-2200	0887-33-2205	○	○	○
149	就労継続支援Ｂ型事業所 ゆずのかけはし	継続Ｂ	20	(同)ＯＨＡＮＡ	781-6402	奈半利町乙1527番地1	0887-30-1951	0887-30-1951		○	○
150	りんどう	継続Ｂ	10 10	(福)本山育成会	781-3613 781-3613	本山町北山甲303-1 本山町本山529-3	0887-76-2811	0887-76-2810		○	
151	障害者就労継続支援Ｂ型 ワークセンターファースト	継続Ｂ	10	(福)土佐厚生会	789-0301	大豊町高須231	0887-72-1570	0887-72-1571	○	○	○
152	れいほくの里どんぐり	継続Ｂ	20	(特非)れいほくの里どんぐり	781-3521	土佐町田井1488-1	0887-82-2550	0887-82-2550		○	○
153	作業所ら･ら･ら	継続Ｂ	20	(特非)ら･ら･ら会	781-2100	いの町6032-3	088-893-6411	088-893-6411		○	○
154	就労継続支援Ｂ型事業所 なのはな	継続Ｂ	20	(福)さくら福祉事業会	781-2110	いの町6032-3	088-850-4950	088-850-4951	○	○	○
155	就労継続支援B型事業所 TEAMいの	継続Ｂ	20	（一社）こうち絆ファーム	781-2120	いの町4135-1	088-821-9465	088-821-9466		○	○
156	鰹乃國の萬屋	継続Ｂ	20	(福)中土佐町社会福祉協議会	789-1301	中土佐町久礼6551-3	0889-52-4303	0889-52-2880	○	○	○
157	生活介護事業所 さくらんぼ	生活介護	20	(福)さくら福祉事業会	789-1201	佐川町甲1037-1	0889-22-9458	0889-22-9467	○	○	
158	就労支援事業所リオン	継続Ｂ	20	（一社）ノア	789-1201	佐川町甲851番地3	0889-20-9177	0889-20-9177		○	○
159	こじゃんとはたら来家 さかわ	継続Ｂ	35	(特非)わくわくライフステージ	789-1204	佐川町加茂1209	0889-22-7887	0889-22-9901		○	○
160	就労継続支援Ｂ型事業所 さくら福祉事業所	継続Ｂ	20	(福)さくら福祉事業会	789-1201	佐川町字寺中甲1037-1	0889-22-2113	0889-22-5369	○	○	○
161	ほほえみ	継続Ｂ	20	(株)太陽	789-1201	佐川町甲1128-18	0889-22-5585	0889-22-5570	○	○	○
162	はるかぜ	就労選択	10	(株)太陽	789-1201	佐川町甲1128-18	0889-20-9960	0889-22-5570	○	○	○
163	就労継続支援Ｂ型事業所 どんぐり	継続Ｂ	20	(福)さくら福祉事業会	781-1301	越知町越知甲1979	0889-20-1116	0889-20-1117	○	○	○
164	竹ぼうきの会	継続Ｂ	10	(特非)椿原竹ぼうきの会	785-0612	椿原町椿原1437	0889-65-0320	0889-65-0320	○	○	○
165	ライフファクトリー 茂平	継続Ｂ	20	(特非)日高わのわ会	781-2153	日高村本郷512	0889-24-4004	0889-20-1722	○	○	○
166	どんぐり農園 グリューネ	継続Ｂ	15 15	(福)津野町社会福祉協議会	785-0503 785-0202	津野町芳生野甲200-2 津野町姫野々431番地1	0889-62-3280 0889-55-2115	0889-62-3519 0889-55-2119	○	○	○
167	作業所由菜の里	継続Ｂ	20	(特非)由菜の里	786-0012	四万十町北琴平町4-8	0880-22-3702	0880-22-3702	○	○	○
168	就労継続支援多機能型 事業所しまんと創庫	継続Ａ 継続Ｂ 就労定着	10 30 －	(有)西宮物産	786-0017	四万十町神ノ西1229番地2	0880-22-3741	0880-22-0718	○	○	○
169	就労継続支援Ｂ型事業所 あさぎり	継続Ｂ	20	(福)さくら福祉事業会	786-0004	四万十町茂串町1-14	0880-22-4638	0880-22-1808	○	○	○
170	就労継続支援Ｂ型事業所 やまびこ	継続Ｂ	20	(福)さくら福祉事業会	786-0301	四万十町大正190	0880-29-4777	0880-29-4778	○	○	○
171	共同作業所わらわら	継続Ｂ	10	(特非)つながり	787-0803	三原村来栖野321番地1	0880-46-3233	0880-46-2425	○	○	○
172	就労支援事業所 ジョブなしろ	継続Ｂ	20	(福)土佐七郷会	789-1933	黒潮町田野浦524	0880-43-4666	0880-43-3886		○	○
173	共同作業所ニコの種	継続Ｂ	10	(特非)ニコの種	789-1720	黒潮町佐賀501番地1	0880-55-3356	0880-55-3356		○	
174	生活介護事業所 みなとがわ	生活介護	20	(福)土佐七郷会	789-1913	黒潮町奥湊川2243	0880-31-3300			○	

○共生型障害者通所支援事業所

（令和８年４月１日現在）

介護保険と障害福祉どちらか一方の制度指定を受けている事業所で両方の制度の利用者（障害者・障害児・高齢者）が同じ空間で過ごせるように一体となってサービスを提供します。

No.	事業所名	事業	定員	運営主体	郵便番号	事業所の所在地	電話番号	ＦＡＸ番号	主たる対象		
									身体	知的	精神
1	デイサービス元気	生活介護	10	(有)アシスタント高知	781-0241	高知市横浜新町5丁目2510	088-837-5200	088-837-5201	○	○	○
2	デイサービスセンターりん	生活介護	18	(株)梅ノ木コーポレーション	780-8077	高知市朝倉西町1丁目5-7	088-850-9030	088-850-9031	○	○	
3	アシストジャパン デイサービスセンター７号館	生活介護	25	(有)アシストジャパン	781-8003	高知市北新田町18-30	088-837-8907	088-834-0211	○	○	○
4	デイサービスセンター はる桟橋	生活介護	18	(株)はる	781-8007	高知市仲田町5-24	088-855-3335	088-856-3887	○	○	○
5	多機能型支援事業所 すてっぷ	生活介護	10	(一社)高知自立支援協会	781-8134	高知市一宮中町3丁目13-48	088-802-8223	088-803-4029		○	○
6	にじいろじかん針木	生活介護 機能訓練	18	(株)四国ライフケア	780-8086	高知市針木東町7-32	088-840-0722	088-840-0662	○	○	○
7	放課後等デイサービスほっと	生活介護	10	(一社)高知自立支援協会	781-8003	高知市北新田町１０－１５　グランリーオ１F	088-855-8717	088-854-8723		○	○
8	こじゃリハこうち	生活介護	10	(株)らいさす	781-8135	高知市一宮南町１丁目１５番１３号　マルナカ高知インター店２階	088-855-3719	088-855-3779	○	○	○
9	デイサービスセンター はまちどり	生活介護	30	(福)安芸市社会福祉協議会	784-0007	安芸市寿町2-3	0887-35-8188	0887-35-8187	○	○	○
10	でいさーびす うちんく和なんごく	生活介護	20	(株)和	783-0006	南国市篠原706-1	088-802-5818	088-802-5819	○	○	○
11	でいさーびす うちんく和のいち	生活介護	20	(株)和	781-5232	香南市野市町西野2558-1	0887-52-8220	0887-52-8221	○	○	○
12	こじゃリハのいち	生活介護	18	(株)らいさす	781-5232	香南市野市町西野166-1	0887-50-1252	0887-50-1253	○	○	○
13	仁淀川町デイサービス センターひなた荘	生活介護	18	(有)ぬくもり介護センターおおの	781-1801	仁淀川町森4287番地	0889-32-1500	0889-32-1502	○	○	○
14	デイサービスセンター池川	生活介護	40	(福)仁淀川町社会福祉協議会	781-1606	仁淀川町土居甲921-1	0889-34-2069	0889-34-3535	○	○	○
15	小規模多機能型事業所 壽幸園サテライトいの	生活介護	9	(福)伊野福祉会	781-2107	いの町駅前町14	088-850-1330	088-850-1331	○	○	○
16	佐川町社会福祉福祉協議会 共生型小規模多機能 ぷらっとホームさかわ	生活介護	6	(福)佐川町社会福祉協議会	789-1201	佐川町甲377番地イ	0889-22-2022	0889-22-2023	○	○	○
17	こじゃリハみらい	生活介護	20	(株)らいさす	782-0037	香美市土佐山田町東本町4丁目1番地45号　クラウドハウス1階	0887-52-8222	0887-52-8223	○	○	○

◎その他施設一覧

地域活動支援センター

（令和８年４月１日現在）

障害のある人に、創作的活動又は生産活動の機会を提供したり、社会との交流の促進などの便宜を供与します。

形態	No.	名称	運営主体	施設の所在地	電話番号	ＦＡＸ番号
Ⅰ型	1	地域生活支援センター 広場そよかぜ	(福)さんかく広場	高知市桟橋通2-7-3	088-837-1080	088-837-1088
	2	地域活動支援センター てく・とこ・瀬戸	(福)てくとこ会	高知市瀬戸東町3-109	088-842-8130	088-841-2298
	3	地域活動支援センターあけぼの	(福)土佐あけぼの会	香南市香我美町下分684-1	0887-57-7180	0887-57-7181
	4	地域活動支援センターつどい処	(福)中土佐町社会福祉協議会	中土佐町久礼6551-3	0889-52-2880	0889-52-2880
	5	地域活動支援センターくろしお	(福)黒潮町社会福祉協議会	黒潮町入野2017番地1	0880-43-2835	0880-43-0317
Ⅱ型	6	アートセンター画楽	(有)ファクトリー	高知市はりまや町3-16-8	088-878-8765	088-878-8685
	7	地域活動支援センター ぐらっぷる	（一社）りぐらっぷ高知	高知市石立町55番地	088-858-6604	088-856-6604
	8	地域活動支援センター「香美」	(福)高知県知的障害者育成会	香美市土佐山田町1689-1	0887-53-7077	0887-52-8088
	9	たいよう	(福)尽心会	土佐清水市以布利55	0880-82-8899	0880-82-8900
	10	地域活動支援センターニコスマイル	(福)安芸市社会福祉協議会	安芸市本町3丁目3-7	0887-34-3540	0887-37-9555
Ⅲ型	11	地域活動支援センター 福祉ショップハートフル事業所	(特非)高知市身体障害者連合会	高知市越前町1-4-6	088-873-5564	088-873-5564
	12	ポピー事業所	(公財)高知県身体障害者連合会	高知市本町4-1-37 高知県社会福祉センター1F	088-872-9497	088-872-7590
	13	地域活動支援センター「南国」	(福)高知県知的障害者育成会	南国市日吉町2-3-28 社会福祉センター2階	088-854-8100	088-855-6900
	14	土佐市地域活動支援センター	(福)太陽福祉会	土佐市高岡町甲31-9	088-852-2577	088-852-2577
	15	須崎市障害者地域活動支援センター	(特非)STEP ONE	須崎市山手町1番7号	0889-59-3115	0889-59-3116
基礎事業	16	地域活動支援センターゆくり	(医)一条会	四万十市駅前町10-22	0880-35-6120	0880-35-6122
	17	地域活動支援センターなごみ	地域の応援隊　和	津野町姫野々392-18	0889-55-2966	0889-55-2852
	18	地域活動支援センターあおぞら	(特非)椿原竹ぼうきの会	椿原町椿原1437	0889-65-0320	0889-65-0320
	19	仁淀川町地域活動支援センター	（福）仁淀川町社会福祉協議会	吾川郡仁淀川町大崎460-1	0889-35-0207	0889-35-0210
	20	いの町地域活動支援センターほっと	（福）いの町社会福祉協議会	吾川郡いの町1400番地	088-893-5920	088-856-9669
	21	地域活動支援センター由菜の里	(特非)由菜の里	高岡郡四万十町北琴平4-8	0880-22-3702	0880-22-3702

◎障害児施設等一覧

障害児通所支援事業所（令和８年４月１日現在）

No.	事業所名称	児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	定員	運営主体	郵便番号	事業所の所在地		連絡先	
										電話番号	FAX番号
1	高知県立療育福祉センター	◎		●	20	高知県	780-8081	高知市	若草町10-5	088-844-1921	088-840-4935
2	児童発達支援センターしんほんまち「あゆみ」	◎		●	30	（福）昭和会	780-0062	高知市	新本町2丁目15番22号	088-803-5701	088-803-5702
3	児童発達支援センターしんほんまち「ふらっぷ」		●		10						
4	児童発達サポートセンターきらり	●	●	●	10	（特非）高知県自閉症協会	781-0311	高知市	春野町芳原737番地	088-803-4440	088-803-4750
5	グッドスマイル高知		●		10	（株）GOOD SMILE	781-0083	高知市	北御座11-13　2F	088-855-8775	088-855-8776
6	グッドスマイル朝倉		●		10	（株）GOOD SMILE	780-8088	高知市	朝倉丙762番地１	088-855-5876	088-855-5876
7	Uプロセッション Ⅰ・Ⅱ／ミニプロ		●		10	（一社）U-プロジェクト	781-0081	高知市	北川添24-13 2階	088-855-7716	088-855-7718
8	Uプロセッション Ⅰ・Ⅱ／ミニプロ	●	●		10			高知市	北川添24-13 1階		
9	ルート	●	●		10	（株）ルート	781-8104	高知市	高須2丁目17番15号 吉田ビルⅡ　1階	088-880-0082	088-880-0083
10	SMILE PLUS mite		●		10	（株）SMILE PLUS	780-8052	高知市	鴨部1丁目19番12号 いく代ビル201号	088-843-7567	088-843-7567
11	ぱすてる		●		10	（同）ぱすてる	780-0822	高知市	はりまや町3-3-3 GAIAビル5F	088-882-1980	088-882-1980
12	SMILE PLUS baum		●		10	（株）SMILE PLUS	781-0015	高知市	薊野西町2丁目1-13	088-803-7030	088-803-7030
13	ポルカ	●	●	●	10	（株）ポルカ	781-8121	高知市	葛島4丁目2-24	088-821-6761	088-821-6762
14	ルート・２号店	●	●		10	（株）ルート	780-0967	高知市	福井東町39-5-9	088-821-6770	088-821-6771
15	カラフル・ピース	●	●	●	10	（有）ノーブルサービス	780-0072	高知市	杉井流16-5 倹屋ビル2階・3階	088-855-9742	088-855-9743
16	おひさまキッズ	●	●	●	10	（株）Kids Unlimited	780-0052	高知市	大川筋2丁目1-39	088-856-8833	088-856-8843
17	Clover Kids	●	●	●	10	（一社）Team Clover	780-0981	高知市	一ツ橋町2丁目27番地2 パームビル1階	088-856-8700	088-856-8701
		●	●	●	10				一ツ橋町2丁目27番地2 パームビル2階		
18	キッズ♪ふれんず		●		10	フレンズ（株）	781-8122	高知市	高須新町4丁目2-27	088-854-7117	088-855-8372
19	放課後等デイサービス　ヒラソル		●	●	10	ミカリ（株）	780-8081	高知市	若草町11-42	088-843-5990	088-843-5991
20	放課後等デイサービス　ウィズ北竹島		●		10	（株）高知ハウジングコンサルタント	780-8019	高知市	北竹島町248-2	088-855-5503	088-855-5530
21	忠さんのデイサービス	● (居)	●	●	10	（株）Life Change	780-8031	高知市	大原町84-1	088-821-8816	088-821-8816
22	グッドスマイル鴨部		●	●	10	（株）GOOD SMILE	780-8050	高知市	鴨部1087-1　2F	088-855-8194	088-855-8776
23	放課後等デイサービス　ポニーハウス		●		10	（同）guu	781-0250	高知市	瀬戸1丁目2-55	088-854-8985	088-854-8986
24	放課後等デイサービス　ウィズ上町		●		10	（株）エンパワメント高知	780-0901	高知市	上町5丁目4-1 ヤマキンビル3F	088-821-8712	088-813-0267
25	COMPASS発達支援センター高知	●	●	●	10	（株）三葉	781-8104	高知市	高須1丁目16-24	088-802-5328	088-802-5327
26	放課後等デイサービス事業所 アビリティキッズ		●	●	10	（一社）アビリティキッズ	780-0833	高知市	南はりまや町2丁目4番3号	088-881-2078	088-881-2136
27	多機能型児童療育支援事業所ともに	●	●	●	10	（株）ともに	781-8131	高知市	一宮中町3丁目27－3	088-881-1738	088-881-1739
28	多機能型児童・学童発達支援事業所　grin	●	●	●	10	（株）grin	780-8052	高知市	鴨部1丁目12-12 サンセット1F西、3F西-2	088-856-8037	088-856-8135
29	放課後等デイサービスほっと		●	●	10	（一社）高知自立支援協会	781-8003	高知市	北新田町10-15	088-855-8717	088-854-8723
30	放課後等デイサービス ママズ クラブ		●		10	（株）MaMa's company	781-8121	高知市	葛島4丁目1番30号2F	088-856-5816	088-856-5817
31	運動学習特化型　児童発達支援・放課後等デイサービスアルペン清和　一宮教室	●	●	●	10	（株）アルペントラバース	781-8136	高知市	一宮西町１丁目２番１３号 楠瀬ハウス１階	088-802-7927	088-802-7928
32	SMILE PLUS platz		●		10	（株）SMILE PLUS	780-8052	高知市	鴨部一丁目19－12 いく代ビル101号	088-854-3254	088-843-7567
33	COMPASS発達支援センター高知. Jr	●	●		10	（株）三葉	780-0925	高知市	西町86－１	088-855-9338	088-855-9337
34	Uプロフェッショナル		●		10	（一社）U-プロジェクト	781-0250	高知市	瀬戸1-4-21 サンパティオビル2階	088-855-5351	088-855-7718
35	放課後等デイサービス　ティーバージム		●	●	10	（株）ソートアーチブ	780-0072	高知市	杉井流16-5 倹屋ビル4階	088-856-6834	088-856-6835
36	放課後等デイサービス　ハピネスキッズ		●		10	（同）足人	780-0931	高知市	玉水町5　岩貞ビル１F	088-802-1380	088-802-1379
37	児童発達支援・放課後等デイサービスアルペン清和万々教室	●	●	●	10	学校法人せいわのわ	780-0912	高知市	八反町2丁目12-15	088-802-5331	088-802-5332
			●	●	10						
		●	●	●	10						
38	もりもりの森	●	●	●	10	（一社）FOREST BEAR	780-0926	高知市	大膳町61番地 奏ビル2階3階	088-881-6014	088-881-6373
39	多機能型支援事業所すてっぷ	●	●	●	10	（一社）高知自立支援協会	781-8134	高知市	一宮中町3丁目13番48	088-802-8223	088-803-4029
40	放課後等デイサービス　響		●		10	ミカリ（株）	780-8074	高知市	朝倉横町10番地34号	088-855-9012	088-855-9013
41	おひさまキッズ２号館		●	●	10	（株）Kids Unlimited	781-8004	高知市	新田町13-4	088-802-8839	088-856-8843
42	空色キッズ	●	●		10	（合）ＯＨＡＮＡ	780-8027	高知市	高見町192-22	088-802-5812	088-802-5813
43	en able		●		10	（株）２４０ＲＩＳＩＮＧ	781-5103	高知市	大津乙903番地17	088-866-0243	088-866-0242
44	すずめ児童デイ Basic	●	●		10	（福）すずめ福祉会	780-0064	高知市	丸池町１番１－１５号	088-821-6900	088-821-6901
			●		10						
45	アフタースクール　シーグラス高知教室		●		10	（株）ライフパス	781-5103	高知市	大津乙1204番地1	088-856-9930	088-856-9932
46	放課後等デイサービスＬＯＯＰ		●	●	10	ＬＯＯＰ（株）	780-8052	高知市	鴨部2丁目6-50　１階	088-843-0822	088-843-0823
47	こどもサポートセンター　ワクトレ		●	●	－	（株）Ｗｏｒｋｔｈ	780-0061	高知市	栄田町３－７－６　ＡＮＧＥＬ－Ａ　２階北	080-6393-8051	050-3588-8432
48	もみのきっず	●	●	●	10	（医）治久会	780-0949	高知市	鳥越1-1	070-6438-5245	088-840-1001

No.	事業所名称	児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	定員	運営主体	郵便番号	事業所の所在地		連絡先	
										電話番号	FAX番号
49	多機能型療育支援センター　＆ＪＯＹ【エンジョイ】南川添店	●	●	●	10	（株）Ｐｌｕｓ　ＯＮＥ’ｓ	781-0082	高知市	南川添8番17号	088-881-7875	088-881-7876
50	多機能型児童発達支援事業所アルカラ	●（居）		●	－	（株）Ａｒｕｋａｒａ	780-0822	高知市	はりまや町２丁目１２番１３号エリートはりまやビル４階	070-8537-6803	088-813-0161
51	en able 2nd	●	●		10	（株）２４ＯＲＩＳＩＮＧ	781-0082	高知市	南川添15-2	088-856-6240	088-856-6241
52	児童発達支援・放課後等デイサービス　kawaii	●	●		10	（株）KAWAII MIREII	780-0034	高知市	三園町306番地	088-872-5035	088-872-5035
53	放課後等デイサービス　シンフォニー		●	●	10	（株）レガシア	780-8074	高知市	一宮南町1丁目12-12	088-855-3313	088-855-3314
54	多機能型児童療育支援事業所なないろ	●	●	●	10	（株）ともに	781-8131	高知市	一宮しなね１丁目１番３号レジデンスニチュー１０２号	088-881-1738	088-881-1739
55	放課後等デイサービスつなぎ		●		10	（株）リバフル	780-8063	高知市	朝倉丙915-5	088-855-6767	088-855-6768
56	ひまわり	●	●	●	10	（株）ひまわり	780-0964	高知市	横内１２１番地６	088-802-6512	088-802-6513
57	ｅ　ｔｏｃｏ		●		10	（株）２４ＯＲＩＳＩＮＧ	780-0072	高知市	杉井流１６－９	088-855-8240	088-855-8241
58	放課後等デイサービス　ＰＬＵＳ　ＯＮＥ		●		10	（合）ＰＬＵＳ　ＯＮＥ	780-0861	高知市	升形９番４８号　Ｎａｎｉ　Ｋａｈｕａ　ｂｌｄ．２階	088-879-6890	088-879-6891
59	もりもりの森　メディパーク高知駅	●		●	10	（一社）ＦＯＲＥＳＴ　ＢＥＡＲ	780-0062	高知市	新本町１丁目１４－３　メディパーク高知駅４階	088-802-7552	088-802-7553
60	運動学習特化型 児童発達支援・放課後等デイサービス　アルペン清和　朝倉教室	●	●	●	10	（株）アルペントラバース	780-8074	高知市	朝倉横町２０－３５　カーサ・ドゥエミーラ１階	088-855-5177	088-855-5178
61	多機能型療育支援センター　＆　ＪＯＹ【エンジョイ】本店	●	●	●	10	（株）Ｐｌｕｓ　ＯＮＥ’ｓ	780-0926	高知市	大膳町６番１１号　ＰｌｕｓＯＮＥ’ｓ　Ｈｉｌｌｓ	088-879-3667	088-879-3668
62	多機能型療育支援センター　＆　ＪＯＹ【エンジョイ】朝倉店	●	●	●	10	（株）Ｐｌｕｓ　ＯＮＥ’ｓ	780-8082	高知市	若草南町１７番１０号	088-856-8627	088-856-8628
63	学習サポートｓｃｒｕｍＰＬＵＳ高知駅前校	●	●		10	（株）Ｗｈｉｚ　Ｕ	780-0056	高知市	北本町２丁目１番１２号　高知駅前ビル２階	088-856-8738	088-856-8738
64	放課後等デイサービス　ママズクラブ大津店		●		10	株式会社ＭａＭａ’ｓ　ｃｏｍｐａｎｙ	781-5103	高知市	大津乙１１４８番地１　シャルム池上　２Ｆ	088-855-3350	088-855-3351
65	児童発達支援・放課後等デイサービス　アルペン清和　神田教室	●	●	●	10	学校法人せいわのわ	780-8050	高知市	鴨部１００２番地１	088-802-8221	088-813-0225
		●	●		10						
66	保育所等訪問支援事業所　Ｍｉｋｋｅ			●	－	（株）Ｍｉｋｋｅ	780-8040	高知市	神田１０７６番地７－２	080-6968-7557	088-881-4313
67	こころとからだの発達相談室　えいところ	●	●	●	10	（株）えいところ	780-0982	高知市	東久万１７７番地１	088-813-3400	088-813-3402
68	ｅｌｏｈａ		●		10	（株）２４ＯＲＩＳＩＮＧ	781-0015	高知市	薊野西町３丁目３３番地３号	088-846-2404	088-846-2403
69	多機能型支援センターみさと	●	●	●	10	（合）たけち	781-0112	高知市	仁井田４２８４番地４	088-879-1569	088-881-6563
70	児童発達支援事業所「まんなか」	●	●		10	（株）莉綜会	780-0056	高知市	北本町三丁目２番３３号	088-802-8624	088-802-8625
71	児童デイサービス　ぴたみん		●		10	（合）こより	781-5102	高知市	大津甲５３２番地１５	088-856-7311	088-856-7312
72	多機能型児童発達支援事業所　キミハレ	●	●		10	（株）ＭＧ	780-8031	高知市	大原町１０７番地２　堀川ビル１Ｆ西・２Ｆ西	088-855-4838	088-855-4839
73	放課後等デイサービス　ムジカ		●		10	（株）シンフォニー	781-5106	高知市	介良乙２８１３番地３	088-821-8667	088-821-8668
74	児童発達支援・放課後等デイサービス　アルペン清和　高そね教室	●	●	●	10	（株）アルペントラバース	780-0071	高知市	高埴１４番５号	088-821-6860	088-813-0225
75	就労準備型放課後等デイサービス　ヒラソル		●		10	ミカリ（株）	780-8074	高知市	朝倉横町２０番１５号	088-802-6075	088-802-6076
76	こどもサポートセンター　ワクトレ　あさくら		●	●	10	（株）Ｗｏｒｋｔｈ	780-8063	高知市	朝倉丙311番地　朝倉カレッジコーポ１階	080-6393-8051	050-3588-8432
77	多機能型療育支援センター　＆JOY【エンジョイ】高須店	●	●	●	10	（株）Ｐｌｕｓ　ＯＮＥ’ｓ	781-8121	高知市	葛島二丁目８番２１号	088-881-7875	088-881-7876
78	多機能型児童発達支援事業所だいじょうぶ	●	●		10	（福）ふるさと自然村	781-5103	高知市	大津乙９２２番地１	088-866-0888	088-866-0205
79	ＭＯＯＮ	●	●		10	（合）ＯＨＡＮＡ	781-8010	高知市	桟橋通一丁目７番２３号	088-854-8310	
80	つばめＫｉｄｓ　Ｒｏｏｍ	●	●	●	10	（福）和光会	780-8018	高知市	竹島町２８番地６	088-802-5445	
81	児童通所支援センターまなふる		●	●	10	（福）安芸市社会福祉協議会	784-0004	安芸市	本町3丁目3-7	0887-37-9888	0887-37-9892
82	児童発達支援センターやいろ	◎		●	20	（福）来島会	783-0005	南国市	大埔乙2288	088-864-2221	088-864-1789
83	ウィッシュかがみの		●		10	（福）高知県知的障害者育成会	783-0028	南国市	陣山字弥市531-1	088-855-6180	088-855-6181
84	Uプロミッション		●		10	（一社）U-プロジェクト	783-0091	南国市	立田1288-1 岩井屋1階	080-6288-4495	088-855-7718
85	障害児通所支援事業所ぴたみん・２		●		10	（同）ウエル	783-0091	南国市	立田1288-1	088-821-7911	088-821-7912
86	おひさまきっず　南国ごめん事業所		●		10	（株）スマイルリード	783-0011	南国市	後免町1丁目8-35 aglaia 201号	088-802-7088	088-802-7011
87	多機能型事業所ジャンプ南国		●	●	10	（株）ジャンプ	783-0092	南国市	田村乙899番地1	088-855-3699	088-855-3947
88	児童発達支援センター　とさっちくらぶ	◎		●	12	（特非）土佐の風	781-1102	土佐市	高岡町乙3520-9	088-879-1900	088-879-1901
89	児童発達支援センター　とさっちくらぶ		●		10	（特非）土佐の風	781-1102	土佐市	高岡町乙3520-9	088-879-1900	088-879-1901
90	多機能型療育支援センター ＆ＪＯＹ【エンジョイ】高岡店	●	●	●	10	（株）わかば	781-1103	土佐市	高岡町丙19番地4	088-855-3410	088-855-3401
91	放課後等デイサービスジャンプ土佐		●		10	（株）ジャンプ	781-1105	土佐市	蓮池462-4	088-879-7611	088-879-7611
92	通所支援ベルテール須崎園		●		10	（一社）チャイルドライフ	785-0033	須崎市	大間西町1-9	0889-59-0111	0889-59-0111
93	COMPASS発達支援センター須崎	●	●		10	（株）三葉	785-0036	須崎市	緑町9-27-2Ｆ	0889-43-9328	0889-43-9329
94	なちゅら	●	●	●	10	（医）五月会	785-0036	須崎市	緑町7番12号	080-8011-4341	0889-59-1769
95	COMPASS発達支援センター宿毛	●	●	●	10	（株）三葉	788-0000	宿毛市	宿毛5380-1	0880-63-1738	0880-63-1739
96	発達サポートセンタープレスタみらい	●	●		10	（株）かのん	780-0783	宿毛市	平田町戸内6289-1	087-813-0233	087-813-0332
97	児童発達支援事業所あっぷる	●	●		10	（福）一条協会	787-0010	四万十市	古津賀1801番地1	0880-35-4092	0880-35-4091
98	COMPASS発達支援センターしまんと	●	●	●	10	（株）三葉	787-0013	四万十市	右山天神町4-31 土居ビル2F	0880-34-8328	0880-34-8329
99	放課後等デイサービス　すきっぷ こうなん		●		10	（株）Road to happiness	781-5232	香南市	野市町西野776-2	0887-50-6695	0887-50-6696
100	保育所等訪問支援事業所きゅーぶ			●	－	（同）CUBE	781-5212	香南市	野市町土居1321番地	0887-53-9122	0887-53-9123
101	放課後等デイサービス Coco color		●	●	10	（株）origin	781-5452	香南市	香我美町下分419-3	0887-52-8511	0887-52-8512

No.	事業所名称	児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	定員	運営主体	郵便番号	事業所の所在地		連絡先	
										電話番号	FAX番号
102	にじいろはうす	●	●		10	（株）Next Stage	781-5235	香南市	野市町下井634-1エリヴェールのいち101,102号	0887-50-2676	0887-50-2677
103	あやぱにハウス	●	●	●	10	福の種（同）	781-5211	香南市	野市町中ノ村624-2	0887-52-8341	0887-52-8343
104	放課後等デイサービス　すきっぷ		●	●	10	（株）Road to happiness	782-0034	香美市	土佐山田町旭町4-1-4	0887-52-8523	0887-52-8523
105	放課後等デイサービス事業所白ゆり		●		10	（福）愛成会	782-0016	香美市	土佐山田町山田1319	0887-52-1160	0887-57-0337
106	ＣＯＭＰＡＳＳ．香美	●	●	●	10	（株）三葉	782-0031	香美市	土佐山田町東本町5丁目1-33	0887-53-9038	0887-53-9028
107	すきっぷかみ		●	●	10	（株）Road to happiness	782-0034	香美市	香美市土佐山田町旭町２丁目１－２５	0887-52-8523	0887-52-8524
108	ワンステップ	●	●	●	10	（株）まことや	782-0035	香美市	香美市土佐山田町百石町１丁目11番14号	0887-53-9886	0887-52-8847
109	さん・さん高知	●	●		10	（株）さん・さん	781-5701	芸西村	和食字琴濱甲36番1	0887-33-3352	0887-33-3353
110	ぷらううらんど中芸		休止中		10	（福）ぷらううらんど	781-6410	田野町	907-1	0887-38-2277	0887-38-2287
111	ぷらううらんどKouminkan　たの	◎		●	20	（福）ぷらううらんど	781-6410	田野町	字上ノ岡4476-3・4480-2	0887-37-9915	0887-37-9916
112	シェルパ	●	●	●	10	（株）好日	781-2110	いの町	3807	088-856-7857	088-856-7864
113	児童発達支援・放課後等デイサービス　じんじん	●	●		10	（同）じんじん	789-1202	佐川町	乙2095番地の2	0889-20-0955	0889-20-0955
114	放課後等デイサービスじんじん2		●		10	（同）じんじん	789-1200	佐川町	乙1184－１	0889-22-2362	0889-22-2362
115	ラポール	●	●		10	（同）TOY connections	781-1301	越知町	高岡郡越知町越知甲1735-7	0889-39-2007	0889-39-2008
116	ぷらううらんどKouminkan　ひだか	◎	●	●	12	（福）ぷらううらんど	781-2151	日高村	下分887	0889-24-7955	0889-39-1204
117	独立行政法人国立病院機構高知病院＊	●	●		5	（独）国立病院機構高知病院	780-8077	高知市	朝倉西町1-2-25	088-844-3111	088-828-4664
118	重症心身障害児通園事業所デイサービスセンター幸のつどい＊	●	●		5	（株）幸	781-5101	高知市	布師田1664-21	088-856-7678	088-856-7679
		●	●		5						
119	デイサービスセンターりん・わかくさ＊		●		5	（株）梅ノ木コーポレーション	780-8081	高知市	若草町16-11-8	088-850-9020	088-850-9031
120	はあと33番地＊		●		6	（特非）Open Heart	781-0803	高知市	弥生町3番16号	088-882-1226	088-882-1226
121	多機能型プラットホーム・かもべ＊	●（居）	●	●	5	（特非）みらい予想図	780-8051	高知市	鴨部上町１５番１号	088-855-7384	088-855-7385
		●	●	●	5						
122	デイサービスセンター幸のつどい春野事業所＊	●	●		5	（株）幸	781-0311	高知市	春野町芳原６１５－１	088-802-5361	088-802-5362
		●	●		5						
123	重症児・者デイサービスずうーっと＊		●		5	（特非）みらい予想図	781-0074	高知市	南金田11番5号	088-881-1200	088-881-1201
124	デイサービス元ちゃん＊		●		5	(株)梅ノ木コーポレーション	780-8077	高知市	朝倉西町1－8－10 メゾンルピナス1F	088-879-7450	088-850-9031
125	放課後デイＧｒａｎｎｙ高知＊	●	●		6	（株）サークルプラス	780-0066	高知市	比島町２丁目１５番９号	088-821-8711	088-821-8715
126	デイサービスセンター幸のつどい瀬戸事業所＊		●		10	（株）幸	781-0253	高知市	瀬戸南町１丁目１５４５番地１	088-855-8377	088-855-8378
127	Ｌｅ　Ｌｉｅｎ　ｋｉｄｓ＊	●	●		7	（株）Ｌｅ　Ｌｉｅｎ	780-8061	高知市	朝倉甲７４番地１	088-855-6596	088-855-6597
128	土佐希望の家　医療福祉センター（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）＊	●	●	●	5	（福）土佐希望の家	783-0022	南国市	小籠107	088-863-2131	088-863-2133
129	幡多希望の家医療福祉センター（重症心身障害児）＊	●	●		5	（福）土佐希望の家	788-0782	宿毛市	山奈町芳奈3365番地	0880-66-2212	0880-66-2215

＊主として重症心身障害児を対象とする事業所　　◎…児童発達支援センターである事業所、（医）…医療型児童発達支援、（居）…居宅訪問型児童発達支援

共生型障害児通所支援事業所（令和８年４月１日現在）

No.	事業所名称	児発	放デ	運営主体	郵便番号	事業所の所在地	電話番号	FAX番号
1	デイサービスセンターりん	●	●	（株）梅ノ木コーポレーション	780-8077	高知市朝倉西町1丁目5番7号	088-850-9030	088-850-9031
2	でいさーびす　かけはし		●	（株）ＧＲＥＥＮ	781-1102	土佐市高岡町乙33番地	088-821-8141	088-821-8140
3	ゆるりの丘		●	（福）すずめ福祉会	781-8136	高知市一宮西町二丁目１６番１４号	088-802-7700	088-802-7701
4	放課後等デイサービスセンター あんきな家　清水ヶ丘		●	（福）清和会	787-0330	土佐清水市清水ヶ丘30－2	0880-82-3335	0880-82-3336
5	佐川町社会福祉協議会共生型小規模多機能型ぷらっとホームさかわ		●	（福）佐川町社会福祉協議会	789-1201	佐川町甲377番地イ	0889-22-2022	0889-22-2023

障害児入所施設（令和８年４月１日現在）

No.	事業所名称	福祉型	医療型	定員	運営主体	郵便番号	事業所の所在地	電話番号	FAX番号
1	独立行政法人国立病院機構高知病院		●	120	（独）国立病院機構高知病院	780-8081	高知市朝倉西町1-2-25	088-844-3111	088-828-4664
2	医療型障害児入所施設 土佐希望の家医療福祉センター		●	142	（福）土佐希望の家	783-0022	南国市小籠107	088-863-2131	088-863-2133
3	南海学園	●		10	（福）来島会	783-0005	南国市大埇乙2288	088-864-2221	088-864-1789
4	わかぎ寮	●		30	（福）光の村	781-1154	土佐市新居2798-6	088-856-1060	088-856-3667
5	障害児入所施設わかふじ寮	●		10	（福）一条協会	787-0010	四万十市古津賀1801番地1	0880-35-4092	0880-35-4091
6	幡多希望の家医療福祉センター（医療型障害児入所施設）		●	51	（福）土佐希望の家	788-0782	宿毛市平田町中山867	0880-66-2212	0880-66-2215

９　補装具・日常生活用具について

（１）補装具

補装具は失われた身体機能を補完又は代替する用具で、職業上その他日常生活での能率の向上、また、18歳未満の方については、将来、社会人として独立自活するための素地を育成・助長することを目的としています。

そのため、給付については医師等専門職員、補装具販売・製作業者と連携を図り、身体の状況、性別、職業、教育生活環境等の諸条件が考慮されます。

補装具費の支給を受けるには、その部位の身体障害者手帳を持っていることと、購入や修理の前に市町村役場へ申請することが必要です。

（難病患者については、身体障害者手帳を所持していなくても制度の対象となる場合があります）

また、購入することが原則ですが、借受けによることが適当である場合（以下の①～③に限る）は借受けが可能です

①身体の成長に伴い、短期間で補装具等の交換が必要であると認められる場合

②障害の進行により、補装具の短期間の利用が想定される場合

③補装具の購入に先立ち、複数の補装具等の比較検討が必要であると認められる場合

なお、借受け対象の補装具は義肢･装具、座位保持装置の完成用部品、重度障害者用意思伝達装置の本体、歩行器、座位保持椅子に限ります。

＜問い合わせ先＞　市町村役場（10ページ参照）
高知県障害福祉課　TEL：088-823-9634

【18歳以上】

	本人の来所による更生相談所の判定に基づき市町村が決定	医師の補装具費支給意見書による更生相談所の判定に基づき市町村が決定	医師の補装具費支給意見書により市町村が判断のうえ決定	補装具費支給申請書により市町村が判断のうえ決定
肢体不自由関係	・義肢　・装具 ・姿勢保持装置 ・車椅子（レディメイド式を除く） ・電動車椅子	・重度障害者用意思伝達装置	・車椅子 （介助用以外のレディメイド式） ・歩行器	・車椅子 （介助用のレディメイド式） ・歩行補助つえ （一本つえを除く）
視覚障害			・矯正眼鏡　・遮光眼鏡 ・弱視眼鏡 ・コンタクトレンズ　・義眼	・視覚障害者安全つえ
聴覚障害	・補　聴　器		・人工内耳音声信号処理装置の修理	
内部障害（注）	・車椅子（レディメイド式を除く） ・電動車椅子		・車椅子 （介助用以外のレディメイド式） ・歩行器	・車椅子 （介助用のレディメイド式） ・歩行補助つえ （一本つえを除く）

（注）内部障害者は主治医の意見書が必要です。

※各補装具費の支給対象となる病名・障害等級についてはお問い合わせください。

（対象例）

《重度障害者用意思伝達装置》　重度の両上下肢及び音声・言語機能障害であって、重度障害者用意思伝達装置によらなければ意思の伝達が困難な者

※介護保険対象の方は介護保険サービスが優先されます。

※車椅子、電動車椅子、歩行器については、原則として、病院や施設に入院、入所されている方には交付されません。

【18歳未満】

	医師が作成する補装具費支給意見書に基づき、市町村が判断のうえ決定（更生相談所に技術的助言を求める場合があります。）	補装具費支給申請書により市町村が判断のうえ決定
肢体不自由関係	・義肢　・装具　・座位保持装置 ・車椅子（介助用のレディメイド式を除く） ・電動車椅子　・歩行器　・頭部保持具　・座位保持椅子 ・起立保持具　・排便補助具　・重度障害者用意思伝達装置	・車椅子 （介助用のレディメイド式） ・歩行補助つえ （一本つえを除く）
視覚障害	・矯正眼鏡　・遮光眼鏡　・義眼　・コンタクトレンズ　・弱視眼鏡	・視覚障害者安全つえ
聴覚障害	・補聴器	・人工内耳音声信号処理装置の修理
内部障害（注）	・車椅子（介助用のレディメイド式を除く） ・電動車椅子　・歩行器	・車椅子 （介助用のレディメイド式） ・歩行補助つえ （一本つえを除く）

（注）内部障害児は主治医の意見書が必要です。

９　補装具・日常生活用具について

●申請方法

【18歳以上の場合】

前ページ表中の「補装具費支給申請書により市町村が決定」以外は、「医学的判定」や「医師の補装具費支給意見書」が必要です。

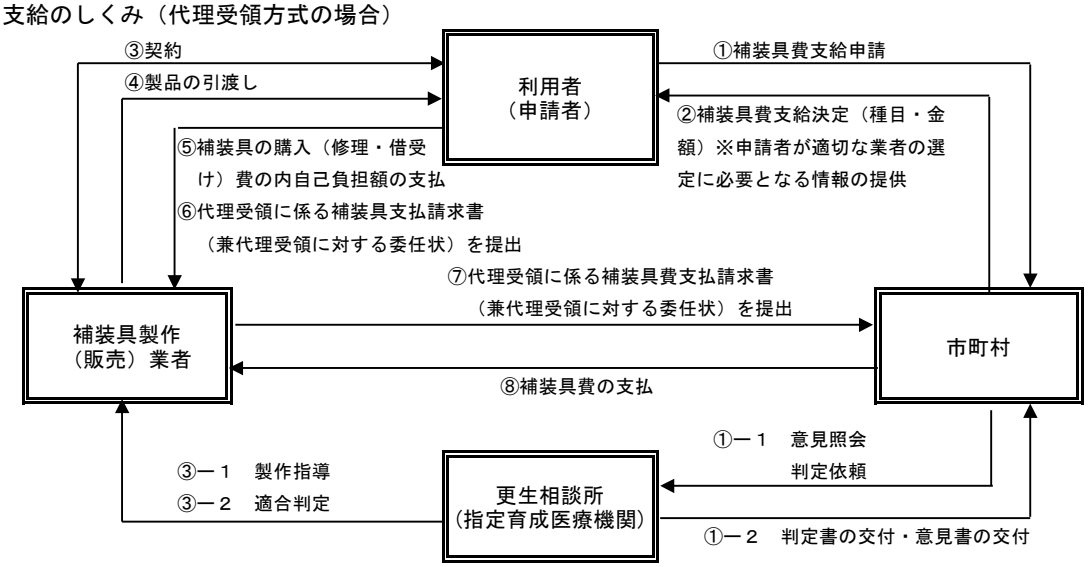
「医学的判定」では、補装具が必要かどうか、できあがった補装具が体にあうかどうか医師が判断します。

判定医療機関の医師の判定（事前に予約が必要な医療機関があります。）は無料ですが、その他の医療機関での医師の補装具費支給意見書には費用がかかる場合があります。

【18歳未満の場合】

前ページ表中の「補装具費支給申請書により市町村が決定」以外は、指定育成医療機関（52、53ページ）の医師の意見書が必要です。

●支給のしくみ（代理受領方式の場合）

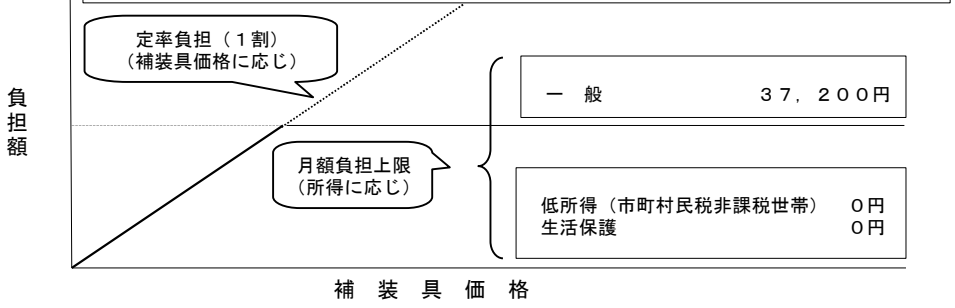


※適合判定・・完成した補装具が身体に合っているか確認する。義肢、装具、姿勢保持装置、電動車椅子、車椅子（レディメイド式を除く）が対象

●利用者負担

定率一割負担と所得に応じた月額負担上限額の設定

○原則、18歳以上の場合は本人又は配偶者のいずれかが一定所得以上（※）の場合には補装具費の支給対象外
（※）一定所得以上・・・市町村民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合



障害福祉サービス等と補装具給付の利用者負担の合計額が一定の額を超える場合には、高額障害福祉サービス費が支給されます。（詳細は24ページを参照。）

９　補装具・日常生活用具について

（２）日常生活用具

日常生活用具は在宅で生活している障害のある方が、日常生活を容易にするために使用する用具で、障害の種別や程度、年齢によって給付できる用具が異なります。

給付を希望する用具がある場合は市町村役場へ相談してください。

介護保険の対象となる人は、介護保険サービスが優先しますが、介護保険にない用具については、給付することができます。

なお、用具の修理については対象となっていません。

＜対象者＞　身体障害児・者（難病患者等を含む）、知的障害児・者、精神障害者

※市町村が必要と判断した場合は、施設や病院で生活している方も対象となります。

※小児慢性特定疾患の児童については、総合支援法に基づく日常生活用具給付等事業が優先されます。

＜対象用具＞

【厚生労働省告示第５２９号　平成18年９月29日】

厚生労働大臣が定める日常生活上の便宜を図るための用具とは、安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの。日常生活上の困難を改善し、自立を支援し社会参加を促進するもの。製作や改良、開発にあたって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般的に普及していないもの。以上の三要件を満たす、次の６種の用具をいう。

①　介護・訓練支援用具

特殊寝台や特殊マットなどの、障害者(児)の身体介護を支援する用具や、障害児が訓練に用いるいすなどであって利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性のあるもの。

②　自立生活支援用具

入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置などの、障害者(児)の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。

③　在宅療養等支援用具

電気式たん吸引器や盲人用体温計などの、障害者(児)の在宅療養等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。

④　情報・意思疎通支援用具

点字器や人工喉頭などの、障害者(児)の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。

⑤　排泄管理支援用具

ストーマ装具などの障害者(児)の排泄管理を支援する衛生用品であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。

⑥　居宅生活動作補助用具(住宅改修費)

障害者(児)の居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

＜利用者負担額＞　市町村が独自で決めていますので、詳しくは申請先の市町村に確認して下さい。

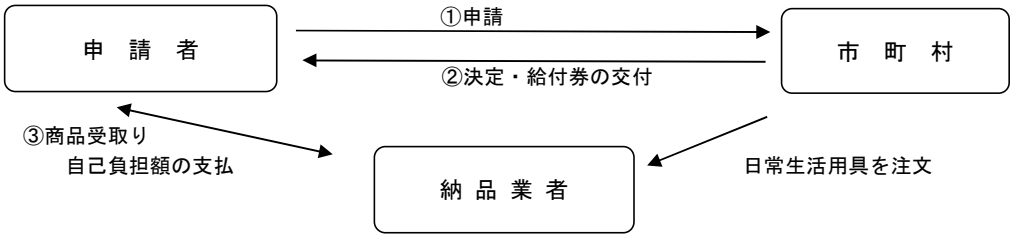
日常生活用具の給付を受ける手続き

①　市町村へ申請書を提出します。（申請書は市町村にあります。）

②　市町村は、手帳の内容やご本人の状態をお聞きし、必要かどうかを判断し、必要と認めた場合は決定通知書と一緒に「日常生活用具給付券」をお渡しします。

③　日常生活用具給付券と引き替えに、申請していた日常生活用具を受け取ります。このとき併せて、自己負担額を納品業者に支払います。

９　補装具・日常生活用具について



【日常生活用具参考例】　※市町村によって給付できる種目が異なります

○介護訓練支援用具

種　　目	対　　象　　者
特殊マット	下肢又は体幹機能障害もしくは知的障害
特殊寝台	下肢又は体幹機能障害
特殊尿器	
入浴担架	
体位変換器	
移動用リフト	
訓練いす（児のみ）	
訓練用ベッド	

○自立生活支援用具

種　　目	対　　象　　者
入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害
便器	
Ｔ字杖・棒状のつえ	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害
歩行支援用具 移動・移乗支援用具	
頭部保護帽	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害、てんかん発作等により頻繁に転倒する知的障害児（者）・精神障害者
特殊便器	上肢障害又は知的障害（学齢児以上で訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な人）
自動ページめくり機	上肢障害
火災警報器	障害種別に関わらず火災発生の感知及び避難が困難なもの
自動消火器	
電磁調理器	視覚障害者又は知的障害（視覚又は知的障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）
歩行時間延長信号機用 小型送信機	視覚障害
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）

○在宅療養等支援用具

種　　目	対　　象　　者
透析液加温器	腎臓機能障害等
ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障害又は身体障害児・者であって、必要と認められる人
電気式たん吸引器	
動脈血中酸素飽和度測定器 （パルスオキシメーター）	
酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う人
人工呼吸器使用者用発電機	在宅で人工呼吸器等を使用している呼吸機能障害者又は身体障害児・者であって、災害時等に必要と認められる人
盲人用音声式体温計	視覚障害（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）
盲人用音声式体重計	
盲人用音声式血圧計	

９　補装具・日常生活用具について

○情報・意思疎通支援用具

種　　目	対　　象　　者
人工咽頭	咽頭摘出者
携帯用会話補助装置	音声言語機能障害又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有する人
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害児・者又は発声・発語に著しい障害を有する人であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる人
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害児・者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる人
双方向無線呼出器	視覚障害かつ聴覚障害（盲ろう）
点字ディスプレイ	盲ろう、視覚障害
点字器	視覚障害
点字タイプライター	
視覚障害者用ポータブルレコーダー	
視覚障害者用活字文書読上げ装置	
視覚障害者用拡大読書器	
盲人用時計	
点字図書	
視覚障害者用読書支援機器	
視覚障害者用ワンセグラジオ	
情報・通信支援用具	視覚障害又は上肢障害
パソコン特殊入出力装置	視覚障害又は両上肢障害（通常の入力装置での入力及び操作が困難な人）
視覚障害者用ワードプロセッサー	視覚障害（公共施設等で共同利用する場合）
福祉電話（貸与）	聴覚障害又は外出困難（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）
ファックス（貸与）	聴覚障害又は音声障害もしくは言語障害で、電話では意思疎通が困難な人（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）

○排泄管理支援用具

種　　目	対　　象　　者
ストーマ装具	ストーマ造設者
紙おむつ等（紙おむつ、洗腸用具、サラシ・ガーゼ等衛生用品）	高度の排便機能障害者、脳原生運動機能障害かつ意思表示困難者、高度の排尿機能障害者（紙おむつは３歳以上）
収尿器	高度の排尿機能障害者、脊髄損傷等による排尿障害を有する障害者

○居宅生活動作補助用具

種　　目	対　　象　　者
住宅改修費	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）を有する人

１０　住宅について

（１）住宅改造の助成について

問い合わせ先

要介護の高齢者や身体に障害のある人が住んでいる住宅について、身体の状況等に応じて改造を行うための経費の一部を助成し、本人や家族の負担を軽減する制度や事業があります。

事業の実施主体は各市町村となります。③については、市町村によって事業内容が異なる場合がありますので、申請の際はお住まいの市町村にお問い合わせください。

	①介護保険法	②障害者総合支援法	③高知県補助事業
	住宅改修	地域生活支援事業 日常生活用具給付等事業 （居宅生活動作補助用具・住宅改修費）	住宅改造支援事業 ※県から市町村へ補助
対象者	要介護認定の結果が要支援以上の人	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）のある障害等級3級以上の人（ただし、特殊便器への改造を行う場合は、上肢障害2級以上の人）	ア　介護保険制度の要介護及び要支援と認定された人 ア’介護保険制度の要介護、要支援認定を受けておらず、かつ、65歳以上の高齢者のみで居住している人 イ　身体障害者手帳の１級又は、２級に該当する人、若しくは、下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）のある３級の人
助成金額	20万円 （１割自己負担）	20万円 （市町村が決める自己負担あり）	ア、イ…工事費の２／３以内 （県の補助は１／３以内） 県の補助基準額100万円 ※市町村により異なります ア’……補助基準額30万円
対象工事	ア　手すりの取り付け イ　段差の解消 ウ　滑り防止及び移動しやすくするために行う床等の材料の変更 エ　引き戸等への扉の取り替え オ　洋式便器等への便器の取り替え カ　上記の工事に付帯して必要となる住宅改修		浴室、玄関、台所、トイレ、廊下、階段、居室等

各市町村役場
（10ページ参照）

※①と②はいずれかの利用しかできません。
※この他に工事を伴わない日常生活用具給付事業もあります。
　入浴補助用具（浴室用各種手すり等）、歩行支援用具（各種手すり、各種スロープ等）
※必ず工事前に申請が必要です。工事中や工事完了後の申請は受付できません。

（２）住宅等改造アドバイザー派遣について

住宅等改造支援事業を利用して住宅改造を希望する世帯に対して、現地で効果的な住宅改造の方法についてアドバイスを行う住宅改造アドバイザー（福祉住環境コーディネーター）の派遣を行います。

※アドバイザー派遣に係る費用は全て県が負担します。
※住宅改造終了後、アドバイザーによる現地確認（モニタリング）を実施します。

各市町村役場
（10ページ参照）

（３）福祉用具を用いた住まいの相談について

① 高知県社会福祉協議会　いきいきライフ推進課（福祉用具展示コーナー）
　福祉用具の導入を含めた住まいなど生活環境の整備について相談に応じます。
　場　所：高知市朝倉戊375－1　高知県立ふくし交流プラザ１階
　相談日：毎日 9：00～17：00（第２日曜日、祝日、年末年始を除く）

TEL：088-844-9271
FAX：088-844-9411

１０　住宅について

問い合わせ先

② ＮＰＯ法人 福祉住環境ネットワークこうち
身体に障害のある方や高齢者の住宅改修等の相談に応じます。
場　所：タウンモビリティステーションふくねこ（高知市はりまや町1丁目1番24号）
時　間：11:00～16:00　※事前予約が必要です。

TEL/FAX　088-855-4620
(直通TEL)080-3924-4712

（４）県営住宅への入居について

「世帯向け住宅」に入居を希望するＢ１以上の知的障害、２級以上の精神障害、４級以上の身体障害のある人及びその世帯で住宅に困っている人は、入居選考において、優遇措置を実施しています。
また、「身体障害者住宅」として、下記の団地を整備しています。

高知県住宅供給公社
TEL：088-883-0344

場　所	視聴覚障害者用		車イス使用者用		
	世帯向	単身・世帯向	世帯向	単身・世帯向	単身向
横浜団地（高知市）	４戸	－	６戸	－	－
若草町団地（高知市）	－	－	－	２戸	２戸
船岡団地（高知市）	－	－	－	10戸	４戸
介良団地（高知市）	－	－	－	９戸	２戸
蒲原団地（南国市）	－	１戸	－	３戸	－
春野団地（高知市）	－	７戸	７戸	－	－

市町村営住宅については各市町村担当課にお問い合わせください。

（５）福祉ホームについて

身体又は知的、精神の障害があり、家庭環境、住宅事情等により家族との同居が困難な人に対し、居住の場を提供します。
福祉ホームには管理人が配置されており、利用者の日常生活に関する相談、助言及び施設の管理を行います。

市町村役場
（10ページ参照）

	名　称	定員	設置・経営者名	施設の住所	電話番号 FAX番号
身体等	コーポラスこくふ	10	(福)土佐厚生会	〒783-0052 南国市左右山269-1	(昼)088-862-3455 （ウィール社） (夜)088-862-3522 (FAX)088-862-3457
	サンホームしおみ	6	(福)尽心会	〒787-0332 土佐清水市汐見町11-9	0880-82-0902 (FAX兼用)

各福祉ホーム

（６）高知県居住支援協議会

地方公共団体や関係業者、居住支援団体等が連携し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施しています。

高知県宅地建物取引業協会
TEL:088-823-2001

（７）その他

名　称	定員	設置・経営者名	施設の住所	電話番号 FAX番号
視覚障害者 養護老人ホーム 土佐くすのき荘	50	(福)土佐平成福祉会	〒781-2164 高岡郡日高村本村字土橋5-5	(TEL)0889-24-7411 (FAX)0889-24-7413
聴覚障害者 養護老人ホーム 静幸苑	30	(福)土佐平成福祉会	〒781-2164 高岡郡日高村本村442-2	(TEL)0889-24-6660 (FAX)0889-24-6661

11　税の減免や各種割引制度について

（１）税金の控除及び減免

●自動車税・軽自動車税の減免

障害者が所有し自らが運転する自動車、又は障害者が所有し専ら障害者のために同居の親族等が運転する自動車について、下記の要件を満たしている場合には税の減免が受けられます。

①減免の要件

自動車、軽自動車を既に所有している場合は４月１日時点、新しく所有する場合は登録日において、以下の要件を全て満たす必要があります。

<table>
<tr><th>区　分</th><th>本人運転</th><th colspan="2">同一生計者又は常時介護者の運転</th></tr>
<tr><td>対象となる
障害の範囲</td><td colspan="3">90ページのとおり</td></tr>
<tr><td>台　数</td><td colspan="3">１台に限る</td></tr>
<tr><td>自動車
の種類</td><td>自家用に限る</td><td colspan="2">自家用に限る。対象となるのは、
・乗用車（乗車定員10人以下）
・貨客兼用車（最大乗車定員４人以上）
・キャンピング車</td></tr>
<tr><td rowspan="4">自動車の
所有者
（※１）</td><td rowspan="4">身体障害者本人</td><td>身体障害者（18歳以上）</td><td>身体障害者本人</td></tr>
<tr><td>身体障害児（18歳未満）</td><td rowspan="3">生計を一にする親族
（※２）</td></tr>
<tr><td>知的障害児・者</td></tr>
<tr><td>精神障害者</td></tr>
<tr><td>自動車の
運転者</td><td>身体障害者本人</td><td colspan="2">①生計を一にする親族（※２）
②障害のある人（単身又は障害のある人と生活を共にする人がある場合はその人も障害のある人（身体障害者手帳を有するものに限る））を常時介護する者（※３）</td></tr>
<tr><td>使用の内容</td><td>障害者本人が日常生活において使用するもの</td><td colspan="2">通院、通学（園）、通所、通勤、生業、通所、帰宅、日常生活のための送迎を継続して日常的に行うもの（※４）</td></tr>
</table>

なお、軽自動車税は、市町村によって取り扱いが異なります。

（※１）所有権が留保されている場合（所有者が自動車販売会社等）は、使用者が障害者本人であること。

（※２）障害者と同居の親族であること。別居の場合は、その親族が障害者と扶養の関係にあることが証明される場合（医療保険又は税）のみ対象になります。

（※３）「常時介護者」とは、専ら障害者の通院等のために、障害者の所有する自動車を運転する者をいいます。

（※４）障害者の通院・通学等のために、月４回以上かつ１年以上継続して使用が見込まれることの証明書が必要です。また、使用目的を日常生活で申請する場合は、誓約書や直近１ヶ月の自動車運行実績が必要です。

②減免される額

ア　自動車税

令和元年９月30日以前に新車新規登録したものについては年税額45,000円（重課対象自動車（※５）は51,700円）、令和元年10月１日以後に新車新規登録したものについては年税額43,500円を限度として減免されます。

イ　軽自動車税

全額

（※５）地球環境を保護する観点による自動車税のグリーン化に伴い、新車新規登録から一定年数を経過した自動車に対して、概ね税額の15%を割り増しする制度。

新車新規登録からガソリン車、LPG車で13年、ディーゼル車で11年以上経過した自動車が対象。

③構造変更に対する減免

障害者が利用するための構造を有する自動車（車いす移動車、入浴車など）については、別に減免制度があります。

問い合わせ先

【自動車税】

安芸県税事務所
TEL：0887-34-1161
中央東県税事務所
TEL：088-866-8510
中央東県税事務所員駐在所
TEL：088-866-3705
須崎県税事務所
TEL：0889-42-2366
幡多県税事務所
TEL：0880-35-5974

【軽自動車税】

市町村

１１　税の減免や各種割引制度について

④減免申請書の提出

区　　分	申請日（申請期間）	提　　出　　先
自動車税（既に所有）	４月１日から納期限まで	県税事務所（中央西は除く）
自動車税（新規登録）	新規登録日	高知県中央東県税事務所員駐在所
軽自動車税	各市町村にお問合せください	市町村

【障害の範囲一覧表】

身体障害者（本人が運転する場合）

障害の区分		１級	２級	３級	４級	５級	６級
視覚障害		■	■	■	■		
聴覚障害		／	■	■			
平衡機能障害		／	／	■			
音声機能の喪失（喉頭摘出のみ）		／	／	■			
上肢機能障害		■	■	■			
下肢機能障害		■	■	■	■	■	■
体幹機能障害		■	■	■	／	■	
脳原性	上肢機能	■	■	■			
	移動機能	■	■	■	■	■	■
心臓機能障害		■	／	■	■		
じん臓機能障害		■	／	■	■		
呼吸器機能障害		■	／	■	■		
ぼうこうまたは直腸の機能障害		■	／	■			
小腸の機能障害		■	／	■			
ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能障害		■	■	■			
肝臓機能障害		■	■	■			

身体障害者（同一生計親族または常時介護者が運転する場合）

障害の区分		１級	２級	３級	４級	５級	６級
視覚障害		■	■	■	■		
聴覚障害		／	■	■			
平衡機能障害		／	／	■			
音声機能障害							
上肢機能障害		■	２級の1・2				
下肢機能障害		■		３級の１			
体幹機能障害		■	■	■			
脳原性	上肢機能	■	両上肢				
	移動機能	■	■	両下肢			
心臓機能障害		■	／	■	■		
じん臓機能障害		■	／	■	■		
呼吸器機能障害		■	／	■	■		
ぼうこうまたは直腸の機能障害		■	／	■			
小腸の機能障害		■	／	■			
ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能障害		■	■	■			
肝臓機能障害		■	■	■			

（※）軽自動車税の減免について、詳しいことは各市町村にお問合せください。

知的障害児・者（同一生計親族または常時介護者が運転する場合）

重度の知的障害児・者であって、障害の程度がＡ１・Ａ２の療育手帳を持っている人。

精神障害者（同一生計親族または常時介護者が運転する場合）

精神通院医療の公費負担を受けており、１級の精神障害者保健福祉手帳を持っている人。

１１　税の減免や各種割引制度について

●その他の税の減免等

種　類	内　　容		金　額	照会先
所得税	障害者控除	納税者自身又はその控除対象配偶者若しくは扶養親族が障害者に該当する場合 ・一般の障害者 身体障害者手帳３～６級、療育手帳Ｂ１･Ｂ２、精神障害者保健福祉手帳２～３級 ・特別障害者 身体障害者手帳１～２級、療育手帳Ａ１･Ａ２、精神障害者保健福祉手帳１級 ・同居特別障害者 同居している控除対象配偶者又は扶養親族が、上記の特別障害者に該当する場合	所得控除 ・一般の障害者の場合 1人につき27万円 ・特別障害者の場合 1人につき40万円 ・同居特別障害者の場合 1人につき75万円	税 務 署 （16ページ参照）
住民税	障害者控除	障害程度は、所得税と同じです。	所得控除 ・一般の障害者の場合 26万円 ・特別障害者の場合 30万円 ・同居特別障害者の場合 53万円	市町村役場 （10ページ参照）
	前年の合計所得金額が135万円以下の障害者		非課税	
個　人 事業税	両眼の視力0.06以下の重度の視力障害者があんま・はり・きゅう等医業に類する事業を行う場合		非課税	県税事務所 （16ページ参照）
相続税	障害者控除	障害者が相続により財産を取得した場合 （満85歳未満の人）	（※１）	税 務 署 （16ページ参照）
贈与税	特定障害者（※）が特定障害者扶養信託契約に基づき信託受益権を贈与により取得した場合 ※特定障害者とは次に掲げる方 ①特別障害者 ②特別障害者以外の障害者のうち精神に障害がある方		・①の場合 6,000万円まで非課税 ・②の場合 3,000万円まで非課税	
ゴルフ場 利用税	療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者(戦傷病者手帳、被爆者健康手帳も可) （非課税利用には、手帳の提示が必要です。）		非課税	中央東県税事務所 TEL:088-866-8500
利子等の 所得税と 住民税	「マル優」 預貯金、公社債、投資信託等	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者、もしくは障害年金等受給者	それぞれの元本の合計が350万円までの利子等が非課税	金融機関窓口 証券会社窓口
	「特別マル優」 国債、地方債		額面の合計が350万円までの利子等が非課税	

（※１）10万円×（85歳－障害者の年齢）の税額を控除
特別障害者の場合は、20万円×（85歳－障害者の年齢）の税額を控除
ただし、平成26年12月31日以前の相続開始の場合は、１年につき6万円（特別障害者の場合は、１年につき12万円）

１１　税の減免や各種割引制度について

（２）運賃割引制度

障害児・者が利用する各種交通機関の運賃が割引になります。

ＪＲ四国、とさでん交通、土佐くろしお鉄道ではミライロＩＤが利用できます。

●ＪＲ・土佐くろしお鉄道運賃

乗車券を購入する際、窓口で手帳を見せてください。

乗車券の購入は、原則として窓口を利用してください。

※12歳以上の障害者が12歳以上の介護者と一緒に利用する場合、近距離用の片道乗車券については、自動券売機でこども乗車券を購入し、改札で手帳を提示すれば乗車券に証明します。

【対象者】身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を持っている人

療育手帳に「Ａ」の表示のある方・・・第１種障害者

「Ｂ」の表示のある方・・・第２種障害者

精神障害者保健福祉手帳１級の方・・・第１種障害者

２、３級の方・・・第２種障害者

利　用　方　法		種　類	割　引　率
第１種障害者	１　単独で利用する場合（片道100㎞を超えて利用する場合に限る）	普通乗車券	５割引
	２　介護者と一緒に利用する場合	普通乗車券 普通回数乗車券	本人、介護者とも５割引
		定期乗車券	障害者は、通勤定期及び通学定期（割引前）の5割引、介護者は、通勤定期の5割引
第２種障害者	１　単独で利用する場合（片道100㎞を超えて利用する場合に限る）	普通乗車券	５割引
	２　12歳未満の障害児が介護者と一緒に利用する場合	定期乗車券	介護者の通勤定期乗車券に対してのみ５割引

※介護者は、１人だけ割引が受けられます。

※土佐くろしお鉄道には距離の制限がありません。

問い合わせ先

ＪＲ四国

各駅窓口又は電話案内センター

TEL：0570-00-4592

土佐くろしお鉄道

中村駅

TEL：0880-35-4961

安芸駅

TEL：0887-34-8800

１１　税の減免や各種割引制度について

問い合わせ先

●電車・バス運賃（高知県内）

運賃を支払う際に手帳を見せてください。

高知駅前観光、とさでん交通、県交北部交通、高知高陵交通、高知西南交通、高知東部交通では、ミライロＩＤが利用できます。

各電車・バス会社

【対象者】

身体障害者手帳または療育手帳を持っている人

第１種障害者／本人・介護者（１人）とも５割引

第２種障害者／本人のみ５割引

精神障害者保健福祉手帳

１級／本人・介護者（１人）とも５割引

２級・３級／本人のみ５割引

※一部バス会社で割引内容が異なります。

ＩＣカード「ですか」については、「障がい者カード」や「障がい者介護用カード」を発行しますので、取扱い窓口で身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示してください。

※カードの有効期限（更新が必要です。）

・「障がい者カード」「障がい者介護用カード」　発行日から１年

・「小児用障がい者カード」　12歳の４月１日まで



●その他の船舶や私鉄等

割引を行っているところがありますので、乗車券の販売窓口にお問い合わせください。

●国内航空運賃

航空券販売所の窓口で、手帳を見せてください。

ＪＡＬ、ＡＮＡではミライロＩＤが利用できます。

各航空会社

【対象者】

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を持っている満12歳以上の方

療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳に顔写真の貼付がない方は、割引を受けられませんので、お住まいの市町村福祉担当窓口で手帳の再交付の手続きをしてください。

区　分	年　齢	適　用　範　囲	割引率
身体障害者	満12歳 以上	○本人が満12歳以上の場合 本人及び介護者（１人）が割引 ○本人が満12歳未満の場合 介護者（１人）のみ割引 (※)本人は小児運賃適用	各航空券の料金等、諸条件によって異なります
知的障害者			
精神障害者 (※)手帳の有効期間内の搭乗分が割引の対象となります。			

※満12歳未満の方の運賃については、通常の小児運賃の方が低料金となります。

●タクシー運賃

高知県内で乗車する場合、タクシー運賃が１割引になる制度があります。

各タクシー会社

【対象者】　身体障害者手帳または療育手帳を持っている人

精神障害者保健福祉手帳を持っている人

（ただし、精神障害者保健福祉手帳による割引及び時間運賃制の場合の割引は、一部のタクシーのみ適用）

【利用方法】

乗務員に手帳を見せ、割引を受けてください。

※県外で利用する場合は、タクシー協会に確認してください。

１１　税の減免や各種割引制度について

（３）有料道路の割引制度　※全国の有料道路会社で統一的に実施されています。

問い合わせ先

身体障害者手帳または療育手帳を持っている人が、通勤・通学・通院等の日常生活活動において有料道路を利用する場合、事前に申請することで料金が割引になる制度があります。

※ 令和５年３月27日から１人１台要件が緩和され、事前登録していない親族や知人の車、レンタカー、車検時の代車、介護が必要な方がタクシーを使う場合なども、対象になりました。
（タクシーの場合は予約時又は乗車前に割引を利用する旨を申し出て確認してください。）

市町村役場
（10ページ参照）
全国の有料道路会社

【対象者】

障害者本人が運転する場合	身体障害者手帳を持っている方（等級制限なし）
障害者本人以外が運転し障害者本人が同乗する場合	身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方のうち重度の方 （身体障害者手帳：第１種、療育手帳：Ａ１、Ａ２）

【利用手続き】

お住まいの市町村の障害福祉担当窓口で、障害者割引に係る事前申請を行ってください。

※ 令和５年３月27日から自動車の事前登録及びＥＴＣ利用申請をする方は、高速道路会社によるオンライン申請が可能になりました。申請方法等は各道路会社ホームページをご覧ください。

ＮＥＸＣＯ西日本
https://www.w-nexco.co.jp/etc/handicapped/

【市町村窓口での新規申請に必要な書類】
※ 事前に各市町村の窓口にご確認ください。

	自動車登録する場合	自動車登録しない場合
① 障害者本人の手帳	○	○
② 登録する自動車の車検証等	○	×
③ 住民票等（本人、配偶者、同居の親族等か判断する場合）	○	×
④ 割賦契約書又はリース契約書（契約中の場合のみ）	○	×
⑤ ＥＴＣカード/ＥＴＣ車載器セットアップ申込書・証明書等（ＥＴＣ車載器の管理番号が確認できるもの）	○	×
⑥ 障害者本人の運転免許証（本人が運転する場合）	○	○

※ ⑤はＥＴＣを利用する方のみ

【自動車登録ができる車の範囲】

○車種要件

乗　用	乗車定員が10人以下のもの（軽自動車も対象）
貨　物	後部座席が設置され乗車定員が４人以上～10人以下で ・乗車設備と荷台に仕切りがないもの ・乗車設備と荷台に仕切りがあり、最大積載量が500ｋｇ以下のもの
特　殊	車いす移動車・身体障害者輸送車・キャンピング車で、乗車定員が10人以下のもの
二　輪	総排気量が125ｃｃを超えるもの

○所有者要件（車検証の「所有者の氏名」）

	本人運転	介護者運転
① 障害者本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、同居の親族等	○	○
② 障害者本人を継続して日常的に介護している方	×	○

※ 割賦契約（ローン）又は長期リースの場合「使用者の氏名」が①②の場合は対象

【割引料金・割引有効期限】

○割引料金・・・通常料金の半額（ＥＴＣ時間帯割引との重複適用はありません。）

○有効期限・・・新規や変更の場合、手続きが終了してから２回目の誕生日まで
更新の場合、手続きを終了してから３回目の誕生日まで（最長２年２か月）

【利用方法】

料金所で係員に料金を支払う場合は、手帳を見せて確認を受け、割引後の料金を支払ってください。ＥＴＣの場合は、登録されたＥＴＣカードを登録されたＥＴＣ車載器に挿入し、通行してください。

※ ＥＴＣ登録には、３週間程度かかります。（ＥＴＣレーンでの割引のご利用が可能となる日が割引実施事業者から書面により通知されます。）

※ ＥＴＣ料金所の点検及びＥＴＣの異常により開閉バーが開かないなど、ＥＴＣレーンを利用できない場合は、料金所係員が処理を行いますので、必ず手帳を携行してください。

※ ミライロＩＤが利用できます。（ミライロＩＤについては８ページをご覧ください）

有料道路でのミライロＩＤのご利用方法
https://help.mirairo-id.jp/hc/ja/articles/900005624323

１１　税の減免や各種割引制度について

（４）その他の減免等

問い合わせ先

●ＮＨＫ放送受信料の免除

【対象者】

各種障害者手帳をお持ちの方で、次のいずれかの条件に当てはまる人

	全　額　免　除 〔障害者の方を世帯構成員に有する場合〕	半　額　免　除 〔障害者の方が世帯主の場合〕
身体障害者	世帯構成員全員が市町村民税非課税	①視覚･聴覚障害者
		②重度の身体障害者（１～２級）
知的障害者		重度の知的障害者（Ａ１、Ａ２）
精神障害者		重度の精神障害者（１級）

ナビダイヤル
TEL:0570-077-077
※IP電話等をお持ちの方でナビダイヤルが利用できない場合は以下の電話番号をご利用ください
TEL:050-3786-5003
9:00～18:00（土・日・祝日も受付）

●電話番号案内（104番号案内料）の無料扱い

対象の障害者手帳をお持ちの方は、事前登録により無料で番号案内が利用できます。

【対象者】

①身体障害者手帳を持っている人で、次のいずれかの障害がある人

区　　分	身体障害者等級表による級別
視覚障害	１～６級
肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）	１、２級
聴覚障がい	２級、３級、４級、６級 （１級、５級はなし）
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい	３級、４級 （１級、２級はなし）

②戦傷病者手帳を持っている人で、次のいずれかの障害がある人

区　　分	戦傷病者等級表による級別
視覚障害	特別項症～第６項症
上肢障害	特別項症～第２項症
聴覚障がい	第２項症、第４項症
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい	第１項症、第２項症、第４項症

③療育手帳を持っている人
④精神障害者保健福祉手帳を持っている人

TEL:0120-104-565
FAX:0120-104-134
平日9:00～17:00
（土・日・祝日及び年末年始を除く）

●携帯電話の料金割引

携帯電話各社のサービスがあり、割引を受けるためには申し込みが必要です。
また、割引制度の内容は各携帯電話会社によって異なりますので、詳しくは携帯電話各社、または取扱店にお問い合わせください。

【対象者】・・・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている人

各携帯電話会社または取扱店

●点字郵便物の無料扱い

点字郵便物を郵送する場合、３kgまで無料となります。

①点字郵便物
②特定録音物等郵便物（オーテピア高知声と点字の図書館など日本郵便（株）指定施設との発受に限る）

各郵便局

●心身障害者用ゆうメール郵便物

身体に重度の障害のある方または知的障害の程度が重い方と一定の図書館との間で、図書の閲覧のために発受される郵便料金は以下のとおりです。

各郵便局

重　量	150g以内	250g以内	500g以内	１kg以内	２kg以内	３kg以内
料　金	92円	110円	150円	180円	230円	310円

１１　税の減免や各種割引制度について

問い合わせ先

●聴覚障害者用ゆうパック・点字ゆうパック郵便物

聴覚に障害のある方と日本郵便（株）が指定する施設との間で、ビデオテープその他の録画物の貸出または返却のために発受される郵便、及び大型の点字図書等を内容とする郵便料金は以下のとおりです。

各郵便局

60サイズ	80サイズ	100サイズ	120サイズ	140サイズ	160サイズ	170サイズ
100円	210円	320円	420円	520円	630円	730円

〇サイズ区分

区分	３辺計
60サイズ	60cm以内
80サイズ	80cm以内
100サイズ	100cm以内
120サイズ	120cm以内
140サイズ	140cm以内
160サイズ	160cm以内
170サイズ	170cm以内

●定期刊行物の低料第三種郵便物

内　容		重　量	料金
心身障害者団体の発行する定期刊行物であり、発行人から差し出される郵便物	毎月３回以上発行する新聞紙	50g以内	８円
		50gを超える１kg以内、50gごとに	３円増
	その他のもの	50g以内	15円
		50gを超える１kg以内、50gごとに	５円増

●河川の遊漁料の減額・免除

障害者手帳を持っている人については、河川の遊漁料が減額または免除される場合があります。

割引の制度は各漁協により異なります。

関係各漁協又は高知県漁業管理課

TEL:088-821-4608

●県立施設の入場料（使用料）の免除

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている人及びその介護者（１名のみ）について、次の施設の入場料（使用料）が無料になります。

各県立施設

① 懐徳館（高知城）
② 牧野植物園
③ 足摺海洋館ＳＡＴＯＵＭＩ
④ 歴史民俗資料館
⑤ のいち動物公園
⑥ 坂本龍馬記念館
⑦ 美術館（一部対象外あり）
⑧ 文学館（一部対象外あり）
⑨ 高知城歴史博物館
⑩ 県民体育館室内プール
⑪ 障害者スポーツセンター
⑫ 武道館
⑬ 弓道場
⑭ 青少年の家（香北・幡多）
⑮ 青少年体育館
⑯ 高知青少年の家（利用者のうち手帳を所持する者が占める割合が５割を超える場合に限る）
⑰ 青少年センター
⑱ 室戸体育館（手帳を所持する者の人数が利用する者の人数の２分の１以上に限る）
⑲ 春野総合運動公園（個人の施設使用料。手帳を所持する者の人数が利用する者の人数の２分の１以上に限る）

※利用方法・・・各施設の入場券販売窓口で、手帳を見せてください。

１２　仕事について

（１）就労のための相談等

●障害者就業・生活支援センター

国と県からの委託により、仕事に就きたい方や仕事をしている方の様々な相談・支援を、いろいろな機関と連携して行っています。

名　　称	所　在　地	電話・ＦＡＸ番号
障害者就業・生活支援センター きずな	〒784-0004 安芸市本町３丁目10-35	TEL:0887-37-9125 FAX:0887-37-9126
障害者就業・生活支援センター ゆうあい	〒783-0005 南国市大埇乙2305	TEL:088-854-9111 FAX:088-854-9112
障害者就業・生活支援センター シャイン	〒780-8031 高知市大原町76－2　コーポ筆山１Ｆ北号室	TEL:088-802-6185 FAX:088-802-6186
障害者就業・生活支援センター すてっぷ	〒785-0005 須崎市東古市町２番５号２階北	TEL:0889-59-0900 FAX:0889-59-0901
障害者就業・生活支援センター ラポール	〒787-0013 四万十市右山天神町201	TEL:0880-34-6673 FAX:0880-34-8070

●公共職業安定所（ハローワーク）

障害のある方の就労について、相談・職業紹介などを行っています。

名　　称	所　在　地	窓口	電話番号
安　芸　公共職業安定所	〒784-0001　安芸市矢ノ丸4-4-4	障害者担当	0887-34-2111
高　知　公共職業安定所	〒781-8560　高知市大津乙2536-6		088-878-5323
〃　香美出張所	〒782-0033　香美市土佐山田町旭町1-4-10 土佐山田地方合同庁舎1階		0887-53-4171
い　の　公共職業安定所	〒781-2120　吾川郡いの町枝川1943-1		088-893-1225
須　崎　公共職業安定所	〒785-0012　須崎市西糺町4-3 須崎地方合同庁舎1・2階		0889-42-2566
四万十　公共職業安定所	〒787-0012　四万十市右山五月町3-12 中村地方合同庁舎内		0880-34-1155

●障害者職業能力開発校

県外各地で障害者職業能力開発校が設置されています。障害者の就職を容易にし、社会的自立を促進するため、能力に応じた職業能力開発を実施しています。詳しくは最寄りのハローワークにお問い合わせください。

●独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構高知支部 高齢・障害者業務課

法定雇用率を満たしていない事業主（常用労働者100人超の事業主）から納付金を徴収する一方、障害者を多く雇用している事業主に対して、調整金や報奨金、各種の助成金を支給しています。

名　　称	所　在　地	電話番号
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構高知支部 高齢・障害者業務課	〒781-8010　高知市桟橋通４丁目15-68	088-837-1160

●独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構高知支部　高知障害者職業センター

就職や職場定着、職場復帰を希望する障害のある方に対して、ハローワークや障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携しながら支援を実施しています。

また、事業主に対して、ハローワーク等と連携しながら、障害のある方の雇い入れや雇用継続に関する相談、支援を実施しています。

① 職業準備支援

主に発達障害や精神障害、高次脳機能障害のある方などで就職を目指す方に対して、個別のニーズに応じたカリキュラムを作成し、センター内に設けた支援室での作業や講座、事業所での実習等を通じて、働くための基礎となる労働習慣、職場で必要となる基本的なコミュニケーションやストレス対処の方法等を身につけるための支援を行います。

＜支援期間：最長12週間＞

② ジョブコーチ支援

障害のある方の職場定着のためにジョブコーチが事業所を訪問し、障害のある方と職場の方双方に対して障害特性に応じた支援を行います。

＜支援期間：標準３か月程度＞

③ リワーク支援

うつ病等で休職中の方を対象に職場復帰支援（リワーク）を行っています。

職場復帰のために必要なウォーミングアップなどの支援をセンターにて実施します。また、事前に本人、事業所、主治医の３者で職場復帰に向けたコーディネートを行った上で、円滑に復職できるよう支援を実施します。

＜支援期間：標準３か月程度＞

名　　称	所　在　地	電話番号
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 高知支部　高知障害者職業センター	〒781-5102　高知市大津甲770-3	088-866-2111

（２）雇用促進のための助成制度

制度名	内　容	金　額　等	問い合わせ先
障害者委託訓練（実践能力習得訓練コース）	一般障害者向け職業訓練コース 公共職業安定所長の受講指示または受講推薦を受けた障害者を対象に、就職に必要な実践的な能力の習得を図る訓練を、民間事業所等に委託し行う。 訓練期間　標準２か月 （最長６か月）	訓練手当（訓練生に支給） 月額100,000～120,000円程度 （受講指示を受けた者のみ） 委託費（事業主に支給） （中小企業）１人につき 月額96,000円以内（税抜き） （大企業）１人につき 月額64,000円以内（税抜き）	高知県障害保健支援課 TEL:088-823-9560
トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース・障害者短時間トライアルコース）	公共職業安定所等の紹介により、事業主が障害者を試行的に短期間雇用（原則３か月間。短時間トライアル雇用は３か月～12か月間）する場合に、事業主に対して支給される。業務遂行に当たっての適性や能力などを見極め、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけとすることを目的とする。	事業主に対する助成金額については、高知労働局助成金センターにお問い合わせください。	高知労働局 助成金センター TEL:088-878-5328
特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）	公共職業安定所等の紹介により障害者を雇用した事業主に対して、その雇用した障害者に支払った賃金に相当する額の一部を（障害の程度、事業所の規模、労働時間により１～３年）助成する。		
特定求職者雇用開発助成金(発達障害者･難治性疾患患者雇用開発コース)	公共職業安定所等の紹介により発達障害者・難治性疾患患者を継続して雇用する労働者として雇用した事業主に対して、その雇用した発達障害者・難治性疾患患者に支払った賃金に相当する額の一部を（事業所の規模、労働時間により１年～２年）助成する。		

（３）就労促進のための職場体験について

●就労体験拠点

県内に「就労体験拠点」を設置し、就労等の機会と疎遠であった障害のある人に対して「経験」と「働ける自信」を持ってもらうことで一般就労への支援を行っています。

事業者・名称	所　在　地	電話・ＦＡＸ番号
社会福祉法人高知県知的障害者育成会 地域活動支援センター「香美」	香美市土佐山田町1689-1	TEL：0887-53-7077 FAX：0887-52-8088
特定非営利活動法人ブルースター 就労サポートセンターかみまち	高知市上町3丁目4-23	TEL：088-872-2644 FAX：088-872-2645
特定非営利活動法人かざぐるま なないろ工房	宿毛市和田569-1	TEL：0880-66-2709 FAX：0880-66-2709

１３　就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）事業所利用者の工賃（賃金）及び就労支援事業について

●工賃（賃金）とは
就労継続支援事業所から利用者に対して支払われた金銭のことです。なお、就労継続支援Ａ型事業所において、利用者との間に雇用契約が締結されている場合は、工賃ではなく、賃金となります。

●平均工賃月額とは
令和７年度中に支払われた工賃の総額を、1日当たりの平均利用者数で除した後、年間開所月数で除したものです。

●平均賃金月額とは
令和７年度中に支払われた賃金の総額を、各月利用者の延べ数で除したものです。

●就職者数とは
令和７年度中に一般就労又は就労継続支援Ａ型事業所へ移行した人の数です。

（１）施設種類別の工賃（令和７年度実績）

施設の種類	平均工賃（賃金）	
	月額	時給
就労継続支援Ａ型事業所	107,828円	1,006円
就労継続支援Ｂ型事業所	29,520円	－

（２）事業所別の工賃（令和７年度実績）及び就労支援事業等

各事業所の工賃（賃金）及び就労支援事業については、各事業所にお問い合わせください。
各事業所の連絡先は、72～77ページに記載しています。

① 就労継続支援Ａ型事業所（20事業所）

市町村名	事業所名	平均賃金月額	就職者数	就労支援事業
高知市	維新工房きらり	132,053円		クリーニング、清掃、食材下処理
	オウンパス	109,582円		クリーニング
	こだかさ障害者支援センター	217,136円		木工製品製造、理容、美容
	せるぽ	102,921円		システム開発、データ入力、テープ起こし
	ワークスみらい高知２・３	136,255円		飲食店厨房・ホール業務の補助等
	ワークスみらい高知４	131,101円		飲食店厨房・ホール業務の補助等
	ワークスみらい高知６	127,680円		飲食店厨房・ホール業務の補助等
	指定就労継続支援Ａ型事業所あいる	93,251円	1人	倉庫内作業（クリーニング、洗浄作業、袋詰め等）、農作業
	就労継続支援Ａ型　うさぎ	101,407円	1人	貸おしぼり・タオルの生産
	TOY connections	98,539円	1人	お弁当製造、清掃作業、PC作業
	シーグラスこうち	151,031円		清掃作業、洗浄作業
	クウォール	78,024円	1人	組立作業、機械加工、事務作業
	リエール	115,951円	1人	清掃作業、食品加工補助作業、海産物収穫補助作業
	サスケ設計工房高知	75,083円	2人	IT作業（図面作成）
南国市	就労支援センターコーケン	138,013円		水道メーター製造
	サスケ設計工房南国	74,123円	2人	IT作業（図面作成）
	就労継続支援Ａ型事業所 グレイスファーム	89,897円		ニラ栽培・調整
四万十市	福祉工場「中村」Ａ型	104,309円		介護補助業務、縫製仕上げ、清掃業務
香美市	SORA	115,761円		加工事業、メンテナンス事業
四万十町	就労継続支援多機能型事業所 しまんと創庫	112,734円		捕虫紙同定作業

１３　就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）事業所利用者の工賃（賃金）及び就労支援事業について

② 就労継続支援Ｂ型事業所（125事業所）

市町村名	事業所名	平均工賃月額	就職者数		就労支援事業
			一般就労	Ａ型	
高知市	青い空	15,167円	2人		浄水器カートリッジ解体、機械類解体、喫茶業務
	障害福祉サービス事業所 あさひ・はばたき	16,972円			リサイクル、菌床しいたけ栽培、軽作業（箱折）
	スウェル	40,556円			クリーニング、清掃作業、農作業
	おしごと画楽	26,310円			クラフト、アート・デザイン、畑作業
	オーシャンクラブ	32,176円			弁当製造販売業、内職作業、清掃作業
	就労サポートセンター かみまち	14,657円			加工作業、清掃作業、調理補助
	指定就労継続支援Ｂ型事業所 きずな	16,503円			軽作業（油処理剤計量、詰め）、請負作業（麺販売）、アルミ缶回収販売作業
	こだかさ障害者支援センター	61,137円			木工製品製造、鍼灸マッサージ、洋裁
	サポートぴあ	22,052円	1人		草刈り、清掃作業、印刷製本事業、PC事業（PC教室、個人・出張PCサービス等）
	さんかく広場	22,642円			パン・菓子製造、軽作業
	昭光園	25,769円			パン・菓子製造、受託加工、受託清掃
	すずめ旭天神センター	13,701円			製菓製造販売、軽作業、施設外作業（清掃・缶回収）
	すずめ共同作業所	16,658円			給食事業、印刷事業、喫茶業務
	てとてあさひ	88,821円			あん摩マッサージ、ペーパークラフト手芸品製作販売、 点字印刷
	多機能型就労支援事業所　虹の夢	36,085円			清掃、環境整備、有料老人ホーム作業補助、軽作業
	涅槃の家	20,887円			茄子の袋詰め作業、道路清掃作業、農作業
	野いちごの場所	21,810円	1人		菓子製造作業、農作業、リサイクル作業
	アルベーテ	33,660円			クリーニング、印刷事業、清掃作業
	作業所ひまわり	27,207円			喫茶業務、お弁当販売
	広場さんばし	20,493円			弁当製造・販売、軽作業
	ポーチカ	15,856円			紙等製品袋詰め、配布作業、領収書整理
	ポーチカⅡ	13,393円			紙等製品袋詰め、配布作業
	みどり作業所	42,572円			除草作業、清掃作業、農作業
	めざめ	15,620円	1人	1人	お菓子の箱折、かぶせ台紙折、清掃作業
	作業所もえぎ	18,484円			喫茶・売店運営（受託）、トマトハウス作業（受託）、 その他受託（草刈り、花ハウス作業等）
	Life time	14,514円			リサイクルトナー製造・販売、ナスカン検品・封入封緘、 メモ帳検品、製作
	就労継続支援Ｂ型事業所 ユウアンドアイ	29,348円			農作業（定植、野菜の手入れ、収穫、除草、野菜袋詰め、 箱詰め）、弁当製造配達、イベント出店及び良心市、 マルシェ運営
	ライフ・ステージ蒼空舎	27,338円			配食作業、加工品製造、清掃作業
	ライフ・ステージ　第２あおぞら	22,606円			リサイクル事業(店舗、フリマ、資源回収)、清掃作業、 その他(メール便、食品販売等)
	ラフル	30,236円	1人		植物工場、軽作業、鶏笑（唐揚げ販売）
	就労継続支援Ｂ型事業所 リットの風	17,853円			農作業、冷凍魚梱包作業、清掃作業

１３　就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）事業所利用者の工賃（賃金）及び就労支援事業について

市町村名	事業所名	平均工賃月額	就職者数		就労支援事業
			一般就労	Ａ型	
	ワークスみらい高知１	31,458円	1人		軽作業
	ワークスみらい高知２・３	60,927円			食品製造、飲食店厨房・ホール業務の補助等
	ワークスみらい高知４	44,872円			飲食店厨房・ホール業務の補助等
	ワークスみらい高知６	44,070円			飲食店厨房・ホール業務の補助等
	ワークセンター太陽	25,167円			食品製造・加工、清掃作業、軽作業
	せるぽ	29,541円	2人	1人	製作（布草履・アクセサリー等）、データ入力、テープ起こし
	しばてん大学農学部ひこばえ	17,974円	1人		農作業、PC事務作業
	就労支援事業所フィオーレ高知	17,148円			農福連携、軽作業
	就労継続支援Ｂ型おさかなくらぶ	30,497円			熱帯魚生体管理・飼育作業、清掃作業、接客・販売作業
	えれべーと	30,400円			施設外就労（資材管理・環境整備）、喫茶運営、軽作業、PC作業
	シーグラスこうち	42,964円			軽作業（箱折）、カバン製造、農作業
	アクアネイチャー	29,150円	2人	1人	水耕栽培、軽作業
	就労継続支援ｂ型事業所アルコ	16,112円			ナスの袋入れ作業、菓子箱折、部品の小分け作業
	障害福祉サービス事業所わかくさ・あさくら	11,490円			コーヒー製造、クッキー製造、軽作業
	就労継続支援　うさぎ	41,089円			リネン類（貸おしぼり、タオル等）加工
	てぃーだぬ工房	45,158円	7人		清掃作業、珈琲焙煎、カフェ運営
	自立訓練（生活訓練）インテグレーション	29,281円			カフェ運営
	就労継続支援B型事業所　HARBOUR	16,940円			冷凍食品荷詰め、アクリル製品封入、チラシ等折り込み
	Ｒｅｎｅｅ福祉サービス	69,328円			菓子製造・卸・販売、パン製造・販売、OEM受注
	就労継続支援B型事業所ビィジュウ	11,215円			軽作業（油流し隊、和紙剝ぎ・ネジ巻き他）、霊園清掃作業
	就労継続支援B型事業所エンターテイメントアカデミーでじるみ高知	27,519円			動画編集、イラスト制作、グラフィックデザイン
	就労継続支援B型事業所 にちにちハッピー	－			PC解体作業、清掃作業
	就労継続支援B型 アルペンワーク	－			おもちゃ制作、裁縫作業、木工作業
室戸市	共同作業所むろとうみがめ	35,733円	1人		パン洋菓子製造販売、柚子皮等加工、段ボール組立作業
安芸市	共同作業所ホップあき	18,136円			菓子製造、トイレ清掃作業、軽作業
	ゆうハート安芸	47,801円			受託（公園清掃作業、個人宅清掃作業）、軽作業（茄子梱包作業）
	安芸市ワークセンター	49,153円			電機部品の加工・組立、自主製品販売、下請作業、歯科材料品加工
	多機能型事業所TEAMあき	54,864円	3人		軽作業（なす袋詰め）、なす収穫
南国市	ウィール社	28,196円			印刷作業、精米作業、軽作業
	就労支援事業所からふる	12,934円			軽作業（箱折り、シール貼り）、パソコン回収・分解作業
	きてみいや	45,094円			除草、農作業、軽作業
	就労支援センターコーケン	25,404円			水道メーター製造
	就労支援センターコーケン第二	25,262円			水道メーター製造

１３　就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）事業所利用者の工賃（賃金）及び就労支援事業について

市町村名	事業所名	平均工賃月額	就職者数		就労支援事業
			一般就労	Ａ型	
南国市	コージー	31,254円			玉ねぎ等のパッケージ作業、お菓子箱詰め、ゆずのトリミング作業
	南国にしがわ農園	39,954円			お茶加工販売、果実加工販売、ヘチマ商品加工、原木加工など
	就労支援事業所未来ドア	13,389円		1人	軽作業（計量、パック詰め等）
土佐市	就労継続支援Ｂ型事業所カトレア	28,096円			食品（野菜・果物）加工、喫茶業務、お弁当販売、軽作業
	第２太陽福祉園	27,403円			農作業、洗濯業務、軽作業
	つくし作業所	14,265円			食品加工、農作物のパック詰め、軽作業
	作業所土佐	17,828円			ごみ袋の配達、菓子製造・販売、生ごみ回収
	就労支援事業所ひかりの村	23,325円			お煎餅製造、パン・菓子製造、受託作業
須崎市	多機能型事業所 ＳＴＥＰ　ＯＮＥ	22,397円			野菜袋詰め、清掃作業、リサイクル作業
	社会就労センター山ももの家	19,225円	1人		野菜の加工・袋詰め、木工作業、農作業
	共同作業所ゆら･ら	23,337円	2人		清掃作業、農業関係作業、軽作業
	就労支援センター「らいふ」	35,163円			菓子製造、軽作業
宿毛市	ワークセンターすくも	29,026円			水稲栽培・販売、農作物栽培・販売、軽作業（ごみ袋の点検、折りたたみ、袋詰め）、鉢花栽培・販売
	ひかり共同作業所	78,770円	1人		クリーニング、カフェ事業、受託事業（甘酒製造・切手販売・ゴミ袋販売・箱折り・シール貼り）
	就労支援事業所ひだまり	41,743円			直売所運営、鉢花栽培・販売、水稲栽培・販売、農作物栽培・販売
	なないろ工房	27,420円	2人		清掃作業、ゆず加工作業、駐車場管理
	YELL	74,548円	1人		ゆず収穫作業、青果袋詰め、ゆずトリミング作業
土佐清水市	さんごはうす共同作業所	35,753円			喫茶業務、公園清掃作業、缶リサイクル
	Ｂ型あんきな家	ー			軽作業（シール貼り）、施設清掃作業、自主製品制作
四万十市	多機能事業所「アオ」	39,586円	1人		お弁当製造・販売・配達、公園・官公庁等清掃作業、軽作業（チラシ・農作業等）
	あゆみ共同作業所	18,564円			燻製製造、菓子製造、受託作業
	共同作業所「きっと」・「森のいえ」	21,093円			菓子製造販売、炭焼き、軽作業
	福祉工場「中村」Ｂ型「ウィズ」	39,093円			清掃作業、介護補助業務、リサイクル作業
	共同作業所ほっとハート	12,777円			食品製造販売、受託作業、仕入販売
	土佐しまんと本舗	28,954円			たれ、ソース製造販売、冷凍食品製造販売、清掃作業
	ぴーす	23,488円			清掃作業、農作業、木工作業、雑貨製造販売、草刈り
	Re・Guru	25,055円			喫茶業務、清掃作業、軽作業（袋詰め等）
	共同作業所あっぱれ	15,058円	2人		軽作業、パソコン作業、アルミ缶回収・販売
	四万十工房	19,845円			清掃作業、ピーマン作業、リサイクル作業
	Ｂ型なかむら	36,874円			病院作業、清掃作業、食品販売
香南市	香南くろしお園	20,329円			花苗栽培、清掃作業、食品加工
	風車の丘あけぼの	33,779円	1人		菓子製造、ペットおやつ製造、ピーマン梱包作業
	みかんの丘あけぼの	48,776円	2人		菓子製造補助、企業受託作業、施設外就労

１３　就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）事業所利用者の工賃（賃金）及び就労支援事業について

市町村名	事業所名	平均工賃月額	就職者数		就労支援事業
			一般就労	Ａ型	
香美市	あおい	10,430円			ししとうパック詰め、箱折り作業、手袋検品、袋詰め
	ワークセンター白ゆり	42,568円	1人		クリーニング（ホテルリネン、白衣、ユニフォーム、玄関マット、モップ等）
	ワークセンター第二白ゆり	38,682円			クリーニング（布団等）、ウエス製作・販売、シルクスクリーン作業
奈半利町	就労継続支援Ｂ型事業所ゆずのかけはし	21,996円			雑貨製作、軽作業（ナス袋詰め・箱詰め）
芸西村	アグリッタ山田	30,503円			花卉園芸、農作業
	やさいのちから	40,467円	1人		野菜袋詰め、食品加工
本山町	りんどう	31,351円			カフェ、EM生ごみリサイクル肥料製造、施設外就労
大豊町	障害者就労継続支援Ｂ型ワークセンターファースト	18,983円			軽作業、清掃作業、印刷請負作業
土佐町	れいほくの里どんぐり	41,389円			パン・菓子製造、請負作業
いの町	就労継続支援Ｂ型事業所なのはな	18,576円			軽作業（各種紙製品の袋詰め、自動車部品仕分け等） UV印刷（木工品やアクリルへのプリント） 販売（トイレットペーパー、環境微生物）
	作業所ら･ら･ら	28,088円			たこ焼販売、アルミ缶回収、洗濯業務
	就労継続支援B型事業所TEAMいの	32,032円			なす袋詰め、菊芋加工、なす収穫
中土佐町	鰹乃國の萬屋	48,818円			資源ごみリサイクル、清掃作業、よろずai製造販売
佐川町	こじゃんとはたら来家さかわ	15,081円			食品加工、軽作業
	就労継続支援Ｂ型事業所さくら福祉事業所	35,268円			軽作業（精密機器部品組立て、自動車部品仕分け、紙製品・木製品の袋詰め等） 木工作業（積み木・木製品製作） 農作業（三つ葉の下葉取り、なす・人参、ピーマン袋詰め等）
	ほほえみ	31,403円	2人		自動車電線組立、農産物選別、ティッシュ袋詰め
	就労支援事業所リオン	25,189円	1人		軽作業（部品組立・梱包等）
越知町	就労継続支援Ｂ型事業所どんぐり	31,062円			軽作業（自動車部品仕分け、紙製品の袋詰め、お茶製品シール貼り・袋詰め等）、トイレットペーパー販売
梼原町	竹ぼうきの会	29,839円			菓子製造、かご製造、喫茶業務
日高村	ライフファクトリー茂平	28,201円	1人		加工品仕上げ、清掃作業、農作業
津野町	どんぐり農園グリューネ	37,763円			農作業、清掃作業、菓子製造
四万十町	作業所由菜の里	26,746円			清掃作業、軽作業（塩入れ）、菓子製造・販売
	就労継続支援Ｂ型事業所あさぎり	20,036円			軽作業（紙製品の袋詰め、菓子袋のシール貼り・箱折り・袋折り、木小物の袋入れ等　、精密機器部品組立て） 販売（トイレットペーパー、ゴミ袋、環境微生物）
	就労継続支援多機能型事業所しまんと創庫	27,269円	1人		農作業、お弁当製造、藁切り・藁梱包
	就労継続支援Ｂ型事業所やまびこ	20,026円			軽作業（精密機器部品組立て、紙製品の袋詰め、菓子箱折等、清掃作業）、農作業（みょうがパック詰め）
三原村	共同作業所わらわら	31,800円			パン製造、軽作業、空き瓶整理
黒潮町	就労支援事業所ジョブなしろ	18,810円			ドリンク加工（OEM）、稲作、グァバ茶栽培・製造
	共同作業所ニコの種	71,472円	1人		軽作業（塩のゴミ取り・袋詰め）、販売作業、清掃作業

※事業所の工賃（令和７年度実績）は令和７年度以前に事業指定を受け、令和８年４月１日時点で存在している事業所の実績を元に算出しています。
　令和８年４月１日以降に開始した事業所については就労支援事業内容のみを掲載しています。

１４　社会参加の促進について

（１）コミュニケーションの支援について

●手話通訳者等の養成

事　業　名	内　　容	問い合わせ先
手話奉仕員養成講座 （入門課程、基礎課程）	日常会話程度の手話技術を習得した手話奉仕員を養成します。	各市町村 （10ページ参照）
手話通訳者養成講座 (基本課程、応用課程、実践課程)	上記講座修了者を対象に、手話通訳に必要な手話語彙、手話技術及び基本技術を習得した手話通訳者を養成します。	高知県聴覚障害者情報センター TEL：088-823-5922
要約筆記者養成講座	要約筆記に必要な技術等を習得した要約筆記者を養成します。	高知県障害福祉課 TEL：088-823-9634
点訳ボランティア養成講座	点訳に必要な技術等を習得した点訳奉仕員を養成します。 （点訳図書の製作等を行っていただきます。）	高知声と点字の図書館 TEL：088-823-9488
音声訳ボランティア 養成講座	音声訳に必要な技術等を習得した音声訳ボランティアを養成します。（録音図書の製作等を行っていただきます。）	高知声と点字の図書館 TEL：088-823-9488
盲ろう者向け通訳・介助員 養成講座	視覚と聴覚に重複して障害のある人の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う通訳・介助員を養成します。	高知県障害福祉課 TEL：088-823-9634
パソコンボランティア 養成講座	視覚に障害のある人に対し、パソコン機器等の使用に関する支援を行うパソコンボランティアを養成します。	高知県障害福祉課 TEL：088-823-9634
失語症者向け意思疎通支援者 養成講座	脳卒中等の後遺症により、ことばの障害のある人のコミュニケーション及び社会参加等の支援を行う意思疎通支援者を養成します。	高知県障害福祉課 TEL：088-823-9634

●手話通訳者等の派遣

事　業　名	内　　容	問い合わせ先
手話通訳者派遣事業	聴覚障害のある人が公的機関や病院などを利用する際、円滑に意思疎通が図れるよう手話通訳者の派遣を行います。	高知県聴覚障害者協会 TEL：088-822-2794
要約筆記者派遣事業	聴覚障害のある人が公的機関や病院などを利用する際、円滑に意思疎通が図れるよう要約筆記者の派遣を行います。	高知県聴覚障害者情報センター TEL：088-823-5922
盲ろう者向け通訳・介助員 派遣事業	視覚と聴覚に重複して障害のある人の自立と社会参加を図るため、盲ろう者向け通訳・介助員を派遣して、コミュニケーションや移動等の支援を行います。	高知県障害福祉課 TEL：088-823-9634
パソコンボランティア派遣 事業	視覚障害のある人がパソコンやスマートフォンの操作を習得したい場合、ボランティアを派遣してサポートします。	高知県障害福祉課 TEL：088-823-9634
失語症者向け意思疎通支援者 派遣事業	脳卒中等の後遺症により、ことばの障害のある人のコミュニケーション及び社会参加等の支援を行う意思疎通支援者を派遣します。	高知県障害福祉課 TEL：088-823-9634

●情報提供

事　業　名	内　　容	問い合わせ先
「さんＳＵＮ高知」／高知新聞「県からのお知らせ」 点字版・音声版の発行	視覚障害のある人に、「さんＳＵＮ高知」を年12回、点字版及び音声版で発行しています。(お知らせが掲載しきれない場合、高知新聞「県からのお知らせ」に掲載します。)	高知県障害福祉課 TEL：088-823-9634
「こうち県議会だより」 点字版・音声版の発行	視覚障害のある人に、「こうち県議会だより」を年４回、点字版及び音声版で発行しています。	高知県議会事務局 TEL：088-823-9536
点字による即時情報ネットワーク事業	（社福）日本視覚障害者団体連合が提供する新しい情報を、祝日等を除く月曜日から金曜日までの毎日、点字又はメールで提供します。	高知声と点字の図書館 TEL：088-823-9488
字幕入り映像ライブラリー事業	字幕入りテレビ番組等のビデオテープやＤＶＤを希望者に無料で貸し出しています。	高知県聴覚障害者情報センター TEL：088-823-5922

●オーテピア高知図書館

オーテピア高知図書館では、オーテピア高知声と点字の図書館と連携して以下のようなサービスを行っています。

○さまざまな資料の貸出し

・ＣＤやカセットテープなどの録音図書　・大活字本　・音声ガイドや字幕付きのＤＶＤ

・その他（ＬＬブック、点字図書、布絵本、さわる絵本など）

※音声読み上げ可能な電子書籍、電子雑誌のサービスなどもあります。

○読書や図書館でのコミニケーションを支援する機器

・拡大読書器、デイジー録音図書再生機、活字自動読み上げ機　・音声パソコン、点字ディスプレイ

・レーズライター、ルーペ、筆談ボード　・ヒアリングループ

○対面音訳サービス

視覚や肢体等に障害があるために、活字での読書が困難な人に対して、図書館にある図書等を対面で音訳（活字を音声化）します。聞き手（利用者）と読み手（音訳者）が、読みのスピードや図表などについて、相談しながら読み進めることができます。電話やインターネットを利用したリモート音訳も実施しています。

オーテピア高知図書館、オーテピア高知声と点字の図書館以外にも、高知市旭市民図書館／潮江市民図書館／春野市民図書館、香美市立図書館、南国市立図書館、土佐市立市民図書館、土佐清水市立市民図書館、宿毛市立坂本図書館で利用できます。

【対象者】活字を認識することが困難な人

問い合わせ先

オーテピア高知図書館
〒780-0842 高知市追手筋2-1-1
TEL：088-823-4946
FAX：088-823-9352
E-mail：toiawase@library.kochi.jp
URL：https://otepia.kochi.jp/library

１４　社会参加の促進について

問い合わせ先

○宅配貸出サービス

病気やけが、障害などの事情により、お近くの図書館への来館ができない方を対象に、本やＣＤなどをお届けする宅配貸出サービスを行っています。（利用者登録が必要です。）

【対象者】次の表に該当する手帳所持者

障害の内容	障害の程度
視覚、両下肢、体幹、移動機能	身体障害者手帳１・２級 戦傷病者手帳特別項症～第２項症
心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、 直腸、小腸	身体障害者手帳１・３級 戦傷病者手帳特別項症～第３項症
免疫、肝臓	身体障害者手帳１～３級
知的	療育手帳Ａ１・Ａ２

・介護保険被保険者証の要介護状態区分が「３・４・５」と表示されている人
・その他館長が適当と認める人

活字を認識することが困難な人には、オーテピア高知声と点字の図書館所蔵のデイジー録音図書等を宅配により貸出しできます。

【開館時間】火曜日～金曜日　9:00～20:00、土曜日　9:00～18:00（７・８月は 20:00まで）
日曜日・祝日　9:00～18:00
【休館日】　月曜日（祝日の場合は開館）、毎月第３金曜日（８月および祝日を除く）
８月11日を含む４日間（資料特別整理期間）
※ 令和８年度の資料特別整理期間の休館は８月11日～14日です。
年末年始（12月29日から１月４日まで）

（２）視聴覚障害者情報提供施設について

●高知県聴覚障害者情報センター

聴覚に障害のある方を総合的に支援する拠点施設で、下記の業務を実施するほか、聴覚障害者日常生活用具の展示や研修室の貸出しを行っています。

高知県聴覚障害者情報センター
〒780-0928
高知市越前町2丁目4-5
TEL：088-823-5922(直通)
FAX：088-822-0750
E-mail:chokaku-joho@kodakasa-h.com
URL：http://www.kodakasa-h.com

○業務内容

・生活支援事業
　相談事業（仕事・生活、その他相談内容は何でもかまいません）
　聴覚障害者向け防災学習会
　パソコン訓練（簡単なパソコン基本操作）
　学習や交流の場の提供
　難聴者・中途失聴者向け手話教室
・ビデオライブラリー事業（字幕・手話入りビデオカセットテープ、ＤＶＤの貸出・視聴）
・要約筆記者派遣
・手話奉仕員養成講座
・手話通訳者養成講座

【開館時間】月曜日～金曜日　9:00～21:00、
土曜日・日曜日　9:00～17:00　（日曜日は休館の場合があります）
【休館日】　祝日、年末年始（12月29日～翌年１月４日）

●オーテピア高知声と点字の図書館

オーテピア高知声と点字の図書館では、障害、高齢、病気など様々な理由で読書が困難な方も読書を楽しめるように、いろいろなバリアフリー図書で読書をサポートします。

オーテピア高知声と点字の図書館
〒780-0842 高知市追手筋2-1-1
TEL：088-823-9488
FAX：088-820-3218
URL：https://otepia.kochi.jp/braille/

○読書にお困りの方へ（バリアフリー図書）

障害、高齢、病気など様々な理由で読書が困難な人が読めるようにいろいろな工夫がされた本を貸出しています。

(1) 録音図書
　活字図書を音声でＣＤなどに録音した図書。本屋大賞などのベストセラー、推理小説、時代小説、ノンフィクションなどいろいろなジャンルの本があります。録音図書再生機も貸出しています。
(2) マルチメディアデイジー図書
　音声サポート付きの電子書籍。知的・学習障害などで文字を読むことが難しい人もわかりやすく読めます。再生用タブレットも貸出しています。
(3) 点字図書　活字図書を点字に打ち直した本

○バリアフリーサービス

(1) 録音・点字・マルチメディアデイジー図書郵送貸出サービス
　図書をご自宅までお送りします。録音図書再生機、タブレットも郵送します。送付・返却とも無料。返却も同じ郵送バッグに入れ、ポストに投函またはお近くの郵便局までお持ちください。

問い合わせ先

（2）対面音訳サービス
図書館にある図書や雑誌、お手持ちの文書などをボランティアが対面して読み上げます。
※事前予約制

○視覚障害者支援
見えない、見えにくいをサポートする福祉機器や便利グッズの紹介、使用方法などの相談に応じます。

【開館時間】　火曜日～金曜日　9:00～20:00、　土曜日　9:00～18:00（７・８月は 20:00まで）
日曜日・祝日　　9:00～18:00
【休 館 日】　月曜日（祝日の場合は開館）、毎月第３金曜日（８月および祝日を除く）
８月11日を含む４日間（資料特別整理期間）
※ 令和８年度の資料特別整理期間の休館は８月11日～14日です。
年末年始（12月29日から１月４日まで）

（３）移動の支援について

●自動車運転免許取得及び自動車改造費用の助成

障害のある人が就労等社会参加のために運転免許を取得する場合、また、自らが所有し、運転する自動車を改造する場合、その費用の一部を助成します。必ず、免許取得前、自動車改造前に手続きが必要です。
※市町村によって助成の有無及び助成内容並びに対象者の範囲が異なります。詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。

各市町村役場
（10ページ参照）

事業名	対象者	補助額
自動車運転免許取得	免許の取得により、就労等の社会参加が見込まれる人	免許取得費用の2/3以内（100,000円を限度）
自動車改造	改造しなければ自動車の運転ができない人で、運転することにより就労等の社会参加が見込まれる人。ただし、所得制限があります。	改造のための費用（100,000円を限度）

●身体障害者用教習車を設置している自動車学校

学　校　名	所　在　地	電話番号
高知県自動車学校	高知市一宮中町3-1-2	088-845-1411
高知中央自動車学校	高知市江陽町4-50	088-883-3251
安芸自動車学校	安芸市川北甲2100	0887-34-3181
東部自動車学校	香南市野市町西野2135	0887-56-0611
南国自動車学校	南国市小籠81-3	088-864-3125

対応車種等、詳細については、各自動車学校にお問い合わせください。

●駐車禁止除外指定車標章

住所地を管轄する警察署

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳の交付を受けた人で、自動車を利用される場合（介護者が運転する場合も含む）、公安委員会から「駐車禁止除外指定車標章」の交付が受けられることがあります。

●高齢運転者等標章（高齢運転者等専用駐車区間制度）

普通自動車を運転する方で、70歳以上の高齢者（高齢運転者マークの対象者）、聴覚障害又は肢体不自由を理由に運転免許証に条件を付されている方（聴覚障害者マーク及び身障者マークの対象者）、妊娠中又は出産後８週間以内の方は、公安委員会から「高齢運転者等標章」の交付が受けられることがあります。

【高齢運転者等専用駐車区間】

警察署別	高齢運転者等専用駐車区間	設置台数
高　知	高知市九反田「南街公民館」前道路	２台
安　芸	安芸市矢ノ丸１丁目「安芸市役所」西側道路	２台
中　村	幡多郡黒潮町入野「黒潮町役場」前道路	２台

●車イスのまま乗ることができるタクシー等

道路運送法上の許可又は登録を受けて、車イスのまま乗ることができる等特殊な用途の車両を準備しているタクシー会社があります。一般に「介護タクシー」「福祉タクシー」と呼ばれています。利用方法等、詳細については各事業者にお問い合わせください。

●リフト付きバス等

車　名	定　員	申込先	備考
太陽号	運転手含む９人（車イス最大４台）	高知県社会福祉協議会（障害者スポーツセンター）TEL：088-841-0021	要予約
リフト付き大型観光バス	車イス１台の場合、正席35席 車イス２台の場合、正席25席	(有)宮地観光バス（高知市）TEL：088-848-0222	要予約

１４　社会参加の促進について

●こうちあったかパーキング制度

公共施設や店舗などの障害者等用駐車場を適正に利用いただくため、障害者や高齢者など移動に配慮が必要な方に、県が県内共通の利用証を交付する制度です。

＜対象者・申請に必要な書類・有効期間＞

対象となる方				申請に必要な書類	有効期間
身体障害者	視覚障害		４級以上	身体障害者手帳	交付対象でなくなるまで
	聴覚障害		３級以上		
	平衡機能障害		５級以上		
	肢体不自由	上肢	４級以上		
		下肢	６級以上		
		体幹	５級以上		
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	４級以上		
		移動機能	６級以上		
	心臓機能障害		４級以上		
	じん臓機能障害		４級以上		
	呼吸器機能障害		４級以上		
	ぼうこう又は直腸機能障害		４級以上		
	小腸機能障害		４級以上		
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		４級以上		
	肝臓機能障害		４級以上		
知的障害者			障害の程度が重度（障害程度欄が「Ａ」）の方	療育手帳	
精神障害者			障害区分が「１級」の方	精神障害者保健福祉手帳	
発達障害者			移動に介助者の特別な注意が必要と医療機関等が認めた方	医療機関、療育機関等の証明書又は確認事項への記載	
高齢者			要介護状態区分が「要介護１～５」の方	介護保険被保険者証	
難病患者			特定医療費（指定難病）医療受給者又は特定疾患医療受給者又は小児慢性特定疾患医療受給者	特定医療費（指定難病）医療受給者証又は特定疾患医療受給者証又は小児慢性特定疾患医療受給者証	
けが人等			けが等により一時的に移動に配慮が必要な方	医師の診断書・意見書	診断書等により必要と認められる期間
妊産婦			産前７か月～産後２年間（多胎児の場合は産後３年間）の方	母子健康手帳	産前７か月～産後２年間（多胎児の場合は産後３年間）



＜申請・交付窓口＞

申請・交付窓口	〒	住　　所	電　　話	ＦＡＸ
高知県障害福祉課	780-8570	高知市丸ノ内1-2-20　高知県庁内	088-823-9633	088-823-9260
安芸福祉保健所	784-0001	安芸市矢ノ丸1-4-36　安芸総合庁舎内	0887-34-3177	0887-34-3170
中央東福祉保健所	782-0016	香美市土佐山田町山田1128-1	0887-53-3173	0887-52-4561
中央西福祉保健所	789-1201	高岡郡佐川町甲1243-4	0889-22-1249	0889-22-9031
須崎福祉保健所	785-8585	須崎市東古市町6-26 須崎第二総合庁舎内	0889-42-1875	0889-42-8924
幡多福祉保健所	787-0028	四万十市中村山手通19 幡多総合庁舎内	0880-34-5124	0880-35-5980

※受付時間は、月曜日から金曜日までの8:30～17:00（祝祭日を除く）です。
お急ぎでない場合は、各市町村等でも申請できますので、お問い合わせください。
また、郵送でも受け付けています。（郵送の場合は、手帳等の確認書類の写しを必ず同封してください。）
※インターネット（高知県電子申請サービス）からも申請ができます。
上記確認書類の写し（写真、PDFデータ等）をご準備いただき左のリンクからお申込みください。　インターネットからの申請→

●タウンモビリティの推進

「タウン」は“まち”、「モビリティ」は“移動性”という意味で、たとえ障害があっても、高齢になっても自由に商店街へ出掛けられることを目指した取り組みです。

移動に不自由を感じている人を対象に、高知市中心商店街において車いすの貸し出しやボランティアによる付き添い等のサポート、車いすで利用できるトイレや店舗の紹介などを行っています。

【場　　所】　タウンモビリティステーションふくねこ
（高知市はりまや町１丁目１－24　京町商店街アーケード内）
【利 用 日】　毎週木曜日～日曜日（週４日）
【利用時間】　11:00～16:00（日時は変更になる場合もありますので事前にお問い合わせください。）
【利用料金】　ボランティアの付き添い（１回500円）
【利用申込】　希望日の１週間前（団体は２週間前）までに電話予約
【無料貸出】　車いす、シルバーカー、ベビーカー、楽々カート

問い合わせ先

タウンモビリティ
ステーションふくねこ
〒780-0822
高知市はりまや町1丁目1-24
TEL：080-3923-2939
（担当　笹岡）
Mail：townmobility-kochi
@softbank.ne.jp

１４　社会参加の促進について

問い合わせ先
高知県障害福祉課
TEL：088-823-9634



●ヘルプマークの配布

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方を対象にヘルプマークを無料で配布しています。電車やバス、駅や商業施設等でヘルプマークを身に付けている方を見かけたら、席をお譲りする、声をかけるなどの配慮をお願いします。

【配布場所】（令和８年４月１日時点）

高知県障害福祉課、高知県健康対策課、各県福祉保健所、各市町村障害福祉担当窓口、中芸広域連合障害福祉担当窓口高知県立ふくし交流プラザ総合案内、(公財)高知県身体障害者連合会事務局、視覚障害者向け機器展示室ルミエールサロン、こうち難病相談支援センター、高知県盲ろう者友の会事務局、タウンモビリティステーションふくねこ、とさでん交通はりまや橋サービスセンター、オーテピア高知声と点字の図書館、高知観光情報発信館とさてらす、高知ハビリテーリングセンター、安芸駅ぢばさん市場、土佐くろしお鉄道中村駅、高知西南交通株式会社本社営業所、高知西南交通株式会社宿毛出張所、高知県聴覚障害者情報センター

※配布場所の最新情報は、高知県障害福祉課のホームページをご確認ください。
※マークの配布は１人１個を原則とし、郵送での配布は対応していませんのでご留意ください。

●移動支援事業等

障害のある人が外出する際に必要に応じて、障害福祉サービス事業所等より支援を受けることができます。
お住まいの市町村にお問い合わせください。

●身体障害者補助犬

補助犬は、身体障害がある人と一緒に生活し、生活を助けるための犬で、「盲導犬」「介助犬」「聴導犬」の３種類がいます。

	目的等	受けている訓練の内容
盲導犬	視覚に障害のある人の外出時の誘導を行う	・路上の障害物を避けたり、交差点で止まる ・建物の入り口や階段などの目的物を探す ・場合により使用者の指示より、安全を優先して動く
介助犬	肢体が不自由な人の手足の機能を補う	・物を拾い上げたり、運んだりする ・衣服や靴の着脱を手伝う ・ドアの開閉やスイッチの操作
聴導犬	聴覚に障害のある人の耳の機能を補う	・ドアノック、目覚まし時計、ＦＡＸ着信等の音を覚え、使用者に知らせたり音源に誘導する ・非常ベルなどの警報音や危険信号を知らせる ・後方からのクラクションや自転車ベルを知らせる

（※）いずれの補助犬も基本動作として
「呼ばれたら行く」、「座る、伏せる、待つ、止まる(介助の指示があるまで維持することを含む)」
「指示された時・場所で排泄する」、「音響、植物、他の動物など様々な刺激や関心の対象を無視する」「指示された場所(部屋、車など)に入る」等の訓練を受けています。



○補助犬の利用を希望する場合は
（公財）高知県身体障害者連合会（TEL：088-872-9497）
高知県障害福祉課（TEL：088-823-9634）へご連絡ください。

○補助犬に関する相談窓口
高知県障害福祉課（TEL：088-823-9634）
高知市障がい福祉課（TEL：088-823-9378）

（４）レクリエーション等について

対象者	内　　容	問い合わせ先
視覚障害者	川柳教室、将棋教室	高知県視覚障害者協会 TEL：088-875-5247
肢体障害者	料理教室、バスレクリエーション、映画上映会	高知県肢体障害者協会 TEL：088-855-6368

（５）自立生活を行うために

事業名	内　　容	問い合わせ先
視覚障害者向け機器展示室「ルミエールサロン」	視覚障害のある人の日常生活に便利な機器等を県立盲学校に展示し、希望者に使用方法などの説明を行っています。	ルミエールサロン TEL：088-823-8820
視覚障害者生活相談・訓練事業	中途視覚障害のある人に対し、自立生活を送る際の不安を解消するために、指導員がご自宅等を訪問し、歩行や生活のための技術を身につけるための相談や指導を行っています。	
音声機能障害者発声訓練事業	喉頭摘出のため音声機能を喪失した人に対し、発声訓練を行っています。	高知県喉友会 TEL：088-866-4191
オストメイト（人工肛門人工ぼうこう造設者）社会適応訓練事業	ストーマ装具を装着している人が装具の選定方法や使用方法等について正しく理解し、不安を解消するために、講習会を行っています。	日本オストミー協会 高知県支部 TEL：088-822-8038

１４　社会参加の促進について

（６）文化・スポーツについて

○文化

行事名	内　　容	開催時期	問い合わせ先
スピリットアート （高知県障害者美術展）	障害者が制作した芸術作品を公募し、優れた作品を顕彰することで、障害者の文化活動を促進するとともに、県民の理解を深めます。	毎年10月頃	高知県障害福祉課 TEL：088-823-9634 高知県身体障害者連合会 TEL：088-872-9497
障害者文化芸術活動事業	展覧会や演劇ワークショップを通じて、施設・事業所等における障害者の芸術活動を支援する者への支援や、相談窓口の開設等により芸術活動を通じた障害者の社会参加を促進します。	通年	高知県障害福祉課 TEL：088-823-9634 藁工ミュージアム 分室 TEL：088-879-6800
ハートフルフェスタ ～高知県障害者作品展～	障害者の制作した作品を展示販売し、県民の理解促進を図ります。	毎年11月 中～下旬	高知県障害保健支援課 TEL：088-823-9560 高知県身体障害者連合会 TEL：088-872-9497
障害者週間の集い	障害や障害者について理解を深めることなどを目的に、障害者週間の関連イベントとして開催します。	毎年12月 初旬	高知県障害福祉課 TEL：088-823-9633

○スポーツ

行事名	内　　容	開催時期	問い合わせ先
外へ飛び出せ運動会	在宅の知的障害者及びその保護者の相互の交流を図るため、運動会を開催します。	秋～冬頃開催	高知県知的障害者育成会 TEL：088-855-3717
スポーツ教室	水泳、ヨット、カヌーなどを実施。市町村や施設・学校等への出前教室も実施しています。	お問い合わせください	高知県立障害者スポーツセンター TEL：088-841-0021
種目別競技会	卓球、バドミントン、フレンドＣＵＰ、駅伝 等		
高知県障害者スポーツ大会	県内の障害者が一堂に会し、スポーツを通じて親睦を深めるとともに、体力の維持・向上を図ります。	毎年５月開催 ＊フライングディスクは10月日曜日	
全国障害者スポーツ大会	全国の障害者とスポーツを通じて親睦を深め、自立更生や社会参加に寄与するために選手団を派遣します。	毎年秋開催	

○障害のある人が利用しやすい体育施設

施設名	所在地	電話番号	備　　考
高知県立 障害者スポーツセンター	高知市春野町内ノ谷 1-1	088-841-0021	〔施設内容〕 管理棟（卓球室、盲人卓球室、プレイルーム、研修室等）、テニスコート、アーチェリー場、グラウンド直走路、プール、体育館 〔利用時間〕 火曜日～土曜日（9:00～21:00）、 日曜日・休日（9:00～17:00） 〔休館日〕 月曜日(ただし、休日の場合は翌日) 休日の翌日(ただし、日曜日、休日は除く) 12月29日～１月４日 〔利用料の免除〕 障害者及び介助者が利用する場合は利用料を免除
高知県立 県民体育館	高知市桟橋通2-1-53	088-831-1166	〔施設内容〕 主競技場、補助競技場 〔利用時間〕　8:30～22:00 〔申込み受付時間〕平日、土曜日・日曜日・祝日 8:30～20:30 ※他に、室内プールあり（9:00～21:00）

１４　社会参加の促進について

施設名	所在地	電話番号	備　　考
南国市立 スポーツセンター	南国市前浜1344-3	088-865-8015	〔施設内容〕 体育館（メインアリーナ・サブアリーナ）、トレーニングルーム、会議室、研修室、グラウンド 〔利用時間〕　8:30～22:00 〔申込み受付時間〕8:30～22:00
香北青少年の家	香美市香北町吉野1300	0887-59-2239	宿泊施設、キャンプ場（テント泊不可）、研修棟 ※１年前から予約可
結いの丘ドーム （中芸広域体育館）	安芸郡安田町東島2017	0887-38-6288	〔施設内容〕 体育館、トレーニングルーム、会議室ほか 〔利用時間〕9:00～21:00

（７）障害者に関するマークについて

障害のある人に配慮した施設であることや、それぞれの障害について分かりやすく表示するため、いろいろなマークや表示があります。これらは国際的に定められたものや、各障害者団体が独自に提唱しているものもあります。

障害者に関するマーク	内　　容
	【障害者のための国際シンボルマーク】 このマークは、障害のある人が容易に利用できる建物、施設であることを示す、世界共通の国際シンボルマークです。マークの使用については、国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。 なお、このマークはすべての障害者を対象としたもので、特に車いすを利用する障害者を限定し使用されるものではありません。 ＜関係機関＞公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会 ≪https://www.jsrpd.jp≫ TEL：03-5273-0601、FAX：03-5273-1523
	【身体障害者標識（身体障害者マーク）】 この四つ葉のクローバーマーク（身障者マーク）は、肢体不自由の障害のある人が運転している自動車であることを示しています。危険防止のため、やむを得ない場合を除き、マークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定で罰せられることになります。 このマークの表示については、努力義務となっています。 ＜関係機関＞各警察署 ≪https://www.police.pref.kochi.lg.jp/≫
	【聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）】 このマークは、聴覚に障害のある人が運転している自動車であることを示しています。危険防止のためやむを得ない場合を除き、マークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定で罰せられることになります。 このマークの表示については、義務となっています。 ＜関係機関＞各警察署 ≪https://www.npa.go.jp/koutsuu/menkyo20/tyoukaku.htm≫
	【視覚障害者の国際シンボルマーク】 このマークは、世界盲人連合（ＷＢＵ）が1984年に定めた世界共通の国際シンボルマークです。 視覚に障害のある方の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。 信号機や国際展示郵便物、書籍などで身近に見かけるマークです。 このマークを見かけた場合には、視覚に障害のある方の利用への配慮をお願いします。 ＜関係機関＞社会福祉法人日本盲人福祉委員会 ≪https://ncwbj.or.jp/≫ TEL：03-5291-7885　FAX：03-5291-7886
	【ほじょ犬マーク】 身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。身体障害者補助犬とは、盲導犬・介助犬・聴導犬のことです。「身体障害者補助犬法」において、公共施設や交通機関を始め、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設は身体障害のある人が補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。 補助犬はペットではなく、体の不自由な方の体の一部となって働いています。社会のマナーも訓練され衛生面も管理されています。 ＜関係機関＞厚生労働省自立支援振興室 ≪https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/hojoken/index.html≫　TEL：03-5253-1111　FAX：03-3503-1237

１４　社会参加の促進について

障害者に関するマーク	内　　容
	【聴覚障害者のシンボルマーク（耳マーク）】 聴覚障害の方であることを表す国内で使用されているマークです。聴覚障害の方は見た目には分らないため、誤解を受けるなど社会生活での不安が少なくありません。このマークを公共機関や病院、スーパーなどで活用することで聴覚障害の方が相談しやすくなります。 相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの方法などに配慮する必要があります。 ＜関係機関＞一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 ≪https://www.zennancho.or.jp/mimimark/mimimark≫ TEL：03-3225-5600、FAX：03-3354-0046
	【ハート・プラスマーク】 このマークは、心臓疾患などの内部障害があることを示すシンボルマークです。身体内部（心臓、呼吸器、じん臓、膀胱・直腸、小腸、免疫機能）に障害のある方は外見から分かりにくいため、様々な誤解を受けることがあります。優先席の利用や近くでの携帯電話使用者を我慢している人がいます。 こうした内部障害のある方を視覚的に示し、理解を広げるために利用を呼びかけています。 ＜関係機関＞特定非営利活動法人ハート・プラスの会 ≪https://www.normanet.ne.jp/~h-plus/≫ TEL：080-4824-9928、E-Mail：info@heartplus.org
	【オストメイトマーク】 このマークは、オストメイト（人工肛門・人工膀胱を使用している人）を示すシンボルマークで、オストメイト対応トイレであることを示すために、トイレの入口や案内誘導プレートに表示するものです。 オストメイト対応トイレとは、排泄物の処理、腹部の人工肛門周辺皮膚や装具の洗浄などができる配慮がされているトイレのことです。 ＜関係機関＞公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団 ≪http://www.ecomo.or.jp/barrierfree/index.html≫ TEL：03-5844-6265、FAX：03-5844-6294
	【ヘルプマーク】 このマークは、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、又は妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるマークです。平成24年度に東京都が作成し、日本工業規格（JIS)に登録されています。 ＜関係機関＞東京都福祉局障害者施策推進部企画課 ≪https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shougai/shougai_shisaku/helpmark.html≫ TEL：03-5320-4147、FAX：03-5388-1413
	【「白杖ＳＯＳシグナル」普及啓発シンボルマーク】 このマークは、白杖を頭上50cm程度に掲げてＳＯＳのシグナルを示している視覚に障害のある方を見かけたら、進んで声をかけ支援しようという「白杖ＳＯＳシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。 白杖によるＳＯＳのシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをしてください。 ＜関係機関＞岐阜市福祉部福祉事務所障がい福祉課 ≪https://www.city.gifu.lg.jp/kenko/syougaisyafukushi/1004678/1004681.html≫ TEL：058-214-2138、FAX：058-265-7613
	【手話マーク】 聴覚に障害のある方が手話でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、手話による対応ができるところが掲示します。 また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身につけるビブス等に掲示することもできます。 ＜関係機関＞一般財団法人全日本ろうあ連盟 ≪https://www.jfd.or.jp/2016/12/01/pid15854≫ TEL：03-3268-8847、FAX：03-3267-3445
	【筆談マーク】 聴覚に障害のある方、音声言語障害者、知的障害者や外国人などが筆談でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、筆談による対応ができるところが掲示します。 また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身につけるビブス等に掲示することもできます。 ＜関係機関＞一般財団法人全日本ろうあ連盟 ≪https://www.jfd.or.jp/2016/12/01/pid15854≫ TEL：03-3268-8847、FAX：03-3267-3445

１５　人権や財産権などについて

（１）日常生活自立支援事業

高齢者や障害者の方などが、福祉サービスの利用や金銭管理など日常生活に必要なことについて、自分ひとりで判断することが難しくお困りの場合に、安心して日常生活が送れるように社会福祉協議会をお手伝いします。

項　　目		事　　業　　内　　容
福祉サービスの利用援助		自分にあった福祉サービスを一緒に考えます。
	日常的金銭管理サービス	預貯金の出し入れや公共料金の支払いなど日常のお金のやりとりをお手伝いします。
	書類などの保管サービス	定期預金証書や実印など重要な書類を金融機関の貸金庫を利用して保管します。
定期的な訪問による見守り・相談援助サービス		日常生活上の相談などの援助、住民票や印鑑登録などの届け出のお手伝いをします。

※　単に書類等の保管のみを目的とした援助については、本事業の対象となりません。

利　用　料　金（※生活保護を受けている人は免除になります。）	
定期的な訪問による援助	１時間　1,500円（30分単位でも利用できます）
書類等の保管サービス	年　間　6,000円

（２）高知県高齢者・障害者権利擁護センター

雇用者や事業者による障害者への虐待にかかわる通報は高知県高齢者・障害者権利擁護センターまでお寄せください。

家族や障害福祉施設の職員による障害者への虐待にかかわる通報については、お住まいの市町村の障害者虐待防止センター（障害保健福祉担当部署）にお寄せください。

実施機関	受　付　時　間	場　　所
高知県高齢者・障害者権利擁護センター	月曜日～金曜日 （年末年始・祝日除く） 8:30～17:15 ※上記以外は留守番電話対応またはFAX対応	高知市朝倉戊375-1 県立ふくし交流プラザ4階 TEL：088-850-7770 FAX：088-844-3852

市町村担当部署：高知市については、高知市障害者虐待防止センター（電話：088-822-4715）
高知市以外の市町村については10ページ参照。

（３）福祉サービス困りごと解決制度

障害のある人や高齢者が福祉施設やホームヘルプサービス等の福祉サービスを利用するなかで生じた、事業者に対する不満、疑問等の問題解決のお手伝いをします。

面接や、電話、ファックス、手紙等で相談を受けています。相談は無料です。

実施機関	受　付　時　間	場　　所
高知県社会福祉協議会 運営適正化委員会 （福祉サービス困りごと解決委員会）	◎来所、電話による相談受付は、月曜日～金曜日（年末年始・祝日は除く）9:00～16:00です。 ◎FAXや電子メールは24時間受け付けます。	高知市朝倉戊375-1 県立ふくし交流プラザ１階 TEL：088-802-2611 FAX：088-844-9443 E-mail： kaiketsu@pippikochi.or.jp

問い合わせ先

【事業の利用】
各市町村社会福祉協議会
（12･13ページ）

【事業全般】
高知県社会福祉協議会
TEL:088-844-9007(代)

１５　人権や財産権などについて

（４）成年後見制度

成年後見制度とは、認知症のある高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人など、判断する能力が十分ではない人の財産管理や身上監護(介護、施設への入所・退所などの生活について配慮すること)に関することを後見人等にさせることで、ご本人の利益を守るための制度です。

区分	本人の判断能力	援　助　者
後見	全くない	成年後見人
保佐	著しく不十分	保　佐　人
補助	不十分	補　助　人
任意後見	本人の判断能力のあるうちにあらかじめ結んでおいた任意後見契約により、本人の判断能力が不十分になったときに、任意後見人が援助する制度です。	

相　談　窓　口	連絡先
高知家庭裁判所（手続き案内に限る）	〒780-8558　高知市丸ノ内1-3-5 高知家庭裁判所(成年後見係) TEL：088-822-0440
高知弁護士会高齢者・障害者支援センター「くるみ」	〒780-0928　高知市越前町1丁目5番7号 高知弁護士会内 TEL：088-822-4852
公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート高知	〒780-0928　高知市越前町2丁目6番25号　高知県司法書士会館内 TEL：088-825-3141
権利擁護センターぱあとなあ高知	〒780-0870　高知市本町4丁目1番37号3階 丸ノ内ビル3階12号室 高知県社会福祉士会内 TEL：088-855-5921　　FAX：088-855-3612
公益社団法人 コスモス成年後見サポートセンター 高知県支部	〒780-0935　高知市旭町2-59-1 アサヒプラザ2階 行政書士会内 TEL：088-802-2343
社会福祉法人高知市社会福祉協議会 共に生きる課 高知市成年後見サポートセンター	〒780-0870　高知市丸ノ内一丁目7番45号　総合あんしんセンター内 TEL：088-856-5539　　FAX：088-856-5549

（５）郵便による不在者投票

投票所へ行くことが困難な重度の身体障害のある人は、郵便による不在者投票ができます。
このうち、自分で投票の記載をすることができない人は、代理記載により投票もできます。

郵便による不在者投票ができる人
（身体障害者手帳の交付を受けた人のうち、下記の項目に該当する人）

障　害　区　分	障　害　等　級
両下肢、体幹、移動機能のいずれかの障害	１級・２級
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸のいずれかの障害	１級・３級
免疫機能障害、肝臓機能障害	１級～３級
両下肢等の障害の程度が上記の障害程度に該当する証明を知事（高知市に住所のある方は高知市長）から受けた人	

代理記載による投票ができる人
（上記の郵便による不在者投票ができる人のうち、下記の項目に該当する人）

障　害　区　分	障　害　等　級
上肢、視覚のいずれかの障害	１級
上肢、視覚の障害の程度が上記の障害程度に該当する証明を知事（高知市に住所のある方は高知市長）から受けた人	

問い合わせ先：市町村選挙管理委員会

１５　人権や財産権などについて

（６）障害者差別解消に関する相談窓口・問い合わせ先（令和８年５月１日時点）

障害者差別解消法（平成28年４月１日施行）では、行政機関や事業者は、障害のある人への「不当な差別的取扱い」の禁止と「合理的配慮」を提供することが求められています。
障害があることで障害のない人とは違う扱いを受けたり、自分の障害にあった必要な配慮が受けられず困った場合などは、お住まいの市町村の相談窓口・問い合わせ先にご相談ください。

	相談窓口・部署等名		電話番号	FAX番号	メールアドレス
1	高知県	障害福祉課	088-823-9837 9:00～16:30（12:00～13:00を除く）	088-823-9260	tomonikurasu@ken.pref.kochi.lg.jp

※県では、障害を理由とする差別の解消に向けた取組を社会全体で推進するために、令和6年4月に**「障害のある人もない人も共に安心して豊かに暮らせる高知県づくり条例」**を施行しました。

	市区町村名	相談窓口・部署等名	電話番号	FAX番号
1	高知市	障がい福祉課	088-823-9378	088-875-6684
2	室戸市	保健介護課	0887-22-3105	0887-24-2287
3	安芸市	福祉事務所	0887-37-9451	0887-35-1028
4	南国市	福祉事務所	088-880-6566	088-863-1167
5	土佐市	福祉事務所	088-852-6919	088-852-3452
6	須崎市	福祉事務所	0889-42-1207	0889-42-1190
7	宿毛市	福祉事務所	0880-62-1240	0880-62-1271
8	土佐清水市	福祉事務所	0880-82-1118	0880-87-9012
9	四万十市	福祉事務所	0880-34-1120	0880-34-1880
	（西土佐総合支所）	西土佐保健分室	0880-52-1132	0880-52-1024
10	香南市	福祉事務所	0887-57-8509	0887-50-3012
11	香美市	福祉事務所	0887-53-3117	0887-53-1094
12	東洋町	地域包括支援センター	0887-29-3186	0887-24-3052
13	安田町	町民生活課	0887-38-6712	0887-38-6780
14	田野町	住民福祉課	0887-38-2812	0887-38-2044
15	奈半利町	住民福祉課	0887-38-4012	0887-38-7788
16	北川村	住民課	0887-32-1214	0887-32-1234
17	馬路村	健康福祉課	0887-44-2112	0887-44-2779
18	芸西村	健康福祉課	0887-33-2112	0887-33-4035
		社会福祉協議会	0887-32-2211	0887-32-2211
19	本山町	健康福祉課	0887-70-1060	0887-70-1038
		権利擁護センター　さくら	0887-76-2312	0887-76-2381
20	大豊町	地域福祉課	0887-72-0450	0887-72-0474
21	土佐町	健康福祉課	0887-82-2333	0887-70-1312
22	大川村	保健福祉課	0887-84-2211	0887-84-2328
23	いの町	ほけん福祉課	088-893-3810	088-893-1101
24	仁淀川町	健康福祉課	0889-35-0888	0889-35-0228
		池川総合支所　池川地域課	0889-34-2112	0889-34-2687
		仁淀総合支所　仁淀地域課	0889-32-1132	0889-32-1100
25	中土佐町	健康福祉課	0889-52-2662	0889-52-2432
26	佐川町	健康福祉課	0889-22-7705	0889-22-7721
27	越知町	保健福祉課	0889-26-3211	0889-20-1186
28	日高村	健康福祉課	0889-24-5197	0889-20-1525
29	津野町	健康福祉課	0889-55-2151	0889-55-2022
30	梼原町	保健福祉課	0889-65-1170	0889-65-0379
31	四万十町	健康福祉課	0880-22-3115	0880-22-3725
32	大月町	健康福祉課	0880-73-1113	0880-73-1733
33	三原村	住民課	0880-46-2111	0880-46-2114
34	黒潮町	健康福祉課	0880-43-2124	0880-43-2676

障害者差別に関する相談窓口として、内閣府に相談窓口が設置されています。

	国の相談窓口		電話番号	メールアドレス
1	内閣府	つなぐ窓口	0120-262-701	info@mail.sabekai-tsunagu.go.jp

１６　身体及び知的障害者相談員制度について

原則として、身体障害者相談員は身体障害のある方に、知的障害者相談員は知的障害のある方の保護者の方に、各市町村長が委嘱しています。

相談員の皆さんは、同じ障害者又は障害者の家族の立場で自らの経験を生かして、障害のある方やその家族の相談に応じています。（相談員の連絡先を知りたい場合は、各市町村（10ページ参照）にお問い合わせください。）

※現在、欠員となっている市町村があります。

【身体障害者相談員名簿】

（令和８年５月１日現在）

市町村名	氏　　名	性別	居住地区
高　知　市	桑名　秀輔	男	小高坂
	竹島　春美	女	鴨　田
	中屋　圭二	男	潮　江
	藤原　義朗	男	旭
	松本　誠司	男	旭
	野村　正雄	男	春　野
	山下　進	男	潮　江
	山中　睦子	女	上　街
	山本　勝己	男	朝　倉
	西村　周二	男	長　浜
	前田　梢	女	長　浜
室　戸　市	黒岩　秀祐	男	吉良川
安　芸　市	小松　正恵	女	本　町
南　国　市	池川　崇	男	長　岡
	小﨑　已喜雄	男	大　篠
	西本　正勝	男	大　篠
土　佐　市			
須　崎　市	菅野　君恵	女	須　崎
	山崎　厚志	男	安　和
宿　毛　市			
土佐清水市	山田　隆子	女	浦　尻
	吉村　克幸	男	三崎浦
四 万 十 市	岡﨑　裕	男	平野
	松田　由美	女	西土佐
	白柿　静恵	女	住次郎

市町村名	氏　　名	性別	居住地区
香　南　市	岡崎　法子	女	野市町
	公文　美代子	女	野市町
香　美　市	細川　京	女	山　田
	福島　富雄	男	山　田
	三谷　伸一	男	山　田
東　洋　町	坂村　昌子	女	野　根
奈 半 利 町	林田　義雄	男	奈半利
田　野　町	野町　密	男	田　野
安　田　町	田之上　丈子	女	唐　浜
北　川　村	坂本　達治	男	北　川
馬　路　村	乾　栄美	女	馬　路
芸　西　村	公文　三郎	男	西分浜中
本　山　町			
大　豊　町	小笠原　正幸	男	杉
土　佐　町	神野　理江	女	上地蔵寺
大　川　村	和田　将英	男	井野川
い　の　町	杉本　寛子	女	伊　野
	山岡　三壽	女	伊　野
	安藤　定一	男	吾　北
仁 淀 川 町	日浦　秀男	男	潰　溜
中 土 佐 町	矢野 樹夫	男	久礼
佐　川　町	松岡　謙一	男	甲
	黒岩　英起	男	乙
越　知　町	藤田　一夫	男	越知甲
梼　原　町	宮本　友和	男	梼　原
日　高　村	西内　惠美子	女	本　郷
津　野　町	市川　宣敬	男	杉ノ川
四 万 十 町	中平　岩男	男	窪　川
	市川　ひとみ	女	大　正
大　月　町			
三　原　村	宮﨑　俊雄	男	上下長谷
黒　潮　町			

１６　身体及び知的障害者相談員制度について

【知的障害者相談員名簿】

（令和８年５月１日現在）

市町村名	氏　　名	性別	居住地区
高　知　市	福留　信子	女	江ノ口
	矢野　泰彦	男	潮江
	田中　里早	女	旭　街
室　戸　市	池田　多美子	女	羽根町
安　芸　市	中川　阿佐子	女	本　町
南　国　市	北村　秀子	女	長　岡
	濵口　憲正	男	三　和
土　佐　市			
須　崎　市	橋田　憲仁	男	大　間
宿　毛　市			
土佐清水市	津口　久喜子	女	土佐清水
四 万 十 市	渥美　武男	男	不　破
	横山　惠美子	女	西土佐
香　南　市			
香　美　市	秋友　英稔	男	山　田
東　洋　町	畠口　昌代	女	大字河内
奈 半 利 町	山村　有紀子	女	奈半利
田　野　町	新井　涼子	女	田野町
安　田　町	西岡　佳代子	女	東谷
北　川　村	長谷川　ひとみ	女	北　川
馬　路　村	山中　芳	女	馬　路
芸　西　村	和田　由香	女	和食浜中

市町村名	氏　　名	性別	居住地区
本　山　町	中川　惠子	女	寺家
大　豊　町	石川　早苗	女	戸手野
土　佐　町	川村　房子	女	中地蔵寺
大　川　村			
い　の　町	安藤　猪津子	女	伊　野
仁 淀 川 町			
中 土 佐 町	竹田　千賀	女	久礼
佐　川　町	藤田　千砂	女	丙
越　知　町	岡添　美砂子	女	柴　尾
梼　原　町	高橋　正知	男	下折渡
日　高　村	大川　わき	女	本　郷
津　野　町	谷脇　康世	女	白石
四 万 十 町	戸田　利丕	男	大　正
大　月　町			
三　原　村	東　久美	女	下長谷
黒　潮　町			

１７　主な障害者団体等

団　体　名	代表者名等	事務所の所在地	電話番号	設立の目的及び主な事業活動
（公財） 高知県身体障害者連合会	会長 宮﨑　俊雄 事務局長 川渕　一也	〒780－0870 高知市本町4-1-37 高知県社会福祉センター内 ◇メールアドレス kochissr@iaa.itkeeper.ne.jp	088-872-9497 (FAX) 088-872-7590	県内市町村を単位とする身体障害者団体をもって組織し、相互連携を強化し、福祉の向上と自立更生を図り、各種の親睦行事、研修会及び相互扶助活動等を行う。
高知県視覚障害者協会	会長 中島　正美	〒780－0928 高知市越前町2-4-5（3階） ◇メールアドレス kenshikyo@yahoo.co.jp ☆ホームページアドレス http://www.kochi_ksk_sakura.ne.jp	088-875-5247 （FAX兼用）	県内の視力障害者の福祉向上を図るため、各種の研修、行事の開催及び相談活動を行い、相互扶助と福利厚生活動を行う。
高知県視力障害者の生活と権利を守る会	会長 井上　芳史 事務担当責任者 井上　芳史	〒780-0921 高知市井口町70-2井口コーポ２階 ☆ホームページアドレス http://mamoru-k.net/	090-7788-7773	視覚障害者の生活の向上、県や市への陳情、学習、親睦等を行う。
（一社） 高知県聴覚障害者協会	会長 竹島　春美 事務局長 樋口　徳明	〒780-0928 高知市越前町2-4-5（3階）	088-822-2794 (FAX) 088-875-5307	共生社会実現に向けて聴覚障害者に対する正しい理解を深め、福祉向上、社会参加促進のため、活動及び事業を行う。 ①聴覚障害者に対する相談・手話普及・啓発に関する活動 ②手話通訳者・手話講師の派遣 ③聴覚障害者に関する出版物の普及
高知県聴覚障害者親の会 ※休止中	会長 小田　雅人 事務担当責任者 柏原　智子	〒780-0972 高知市中万々78 高知県立高知ろう学校内	088-823-1640 (FAX) 088-823-1752	会員相互の親睦を図り、研修を深め、聴覚障害者の福祉増進と社会的保障の実現を図ることを目的とする。
高知県中途失聴者・難聴者の会 ※休止中			088-879-5534 (FAX) 088-866-9755 ※ＮＰＯ法人要約筆記高知・やまもも	中途失聴者・難聴者のための交流の場、学びの場を提供し互いに支え合うことを目的とする。 聞こえの問題を社会に発信し、よりよい社会づくりを目指す。
高知県盲ろう者友の会	事務局 岡村　保子	〒780-0965 高知市福井町1796-1	090-7145-5617 (FAX) 088-847-0479	（目的） 会の活動を通して、同じ境遇にある盲ろう者同士や支援者が交流して、より充実した社会生活が送れるようになることを目的とする。 （活動） ①盲ろう者の掘り起こし ②盲ろう者との交流会の企画 ③全国盲ろう者大会などへの参加 ④通訳介助の勉強 ⑤他県の友の会との交流･情報交換
高知県 言語障害児を持つ親の会 （ことばと子どもを育てる会） ※休止中	会長 立野　美則 事務担当責任者 大﨑　聡	〒781-1102 土佐市高岡町乙3440-1 土佐市言語聴覚相談室	088-852-3356 （FAX兼用） 090-4508-5393 （大﨑）	（目　的） ことば、きこえの教室への側面的な協力､学習活動、障害児保育関係研修等、難聴、言語障害児対策を目的とする。 （事業活動） ・専門家による講習会、学習会、療育キャンプの開催、または助成。 ・唇裂・口蓋裂などに対する専門家による相談会の開催。
高知県喉友会	会長 瀧平　幸一	〒781-5103 高知市大津乙490-1	088-866-4191 （FAX兼用）	咽頭摘出により音声を失った者が一日も早く第二の音声を取り戻して自立更生を図り社会復帰を果たす為、食道発声及びＥＬによる発声訓練を行うとともに、会報を発行し、会員の福利厚生と相互扶助、会員相互の連帯強化に努力している。
特定非営利活動法人高知県肢体障害者協会	会長 松本　誠司 副会長 中屋　圭二 前田　梓	〒789-1202 高岡郡佐川町乙2432-17	090-4332-0626	県内の肢体障害者の社会的、経済的地位の向上を図り、学習会・他の団体との交流・レクリエーション活動を開催し、福祉の向上を目的とする。また身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方を対象とした福祉有償運送を行い、移動困難な方の外出支援を行う。

団　体　名	代表者名等	事務所の所在地	電話番号	設立の目的及び主な事業活動
全国重症心身障害児（者）を守る会 高知県支部 （高知県重症心身障害児（者）を守る会）	会長 小松　典子 事務担当責任者 掛水　美由喜	〒783-0022 南国市小籠107番地 土佐希望の家医療福祉センター内	090-8971-9235 （小松） 088-863-2131 （希望の家）	（目的） 重症心身障害児(者)の父母等が協力して助け合い、重症心身障害児(者)の福祉の向上のための対策を進めるとともに、会員相互の親睦を深める。 （活動） ・研修会、講演会への参加（全国、四国ブロックとの連携） ・療育キャンプ、会員交流会等の開催 ・要望活動　・会報配布等
障害者の生活と権利を守る 高知県連絡協議会	会長 正岡　光雄 事務担当責任者 松本　誠司	〒780-0850 高知市丸ノ内2-1-10 高知城ホール内	090-4332-0626 （FAX） 088-871-6592 福祉労気付	・障害のちがいをこえ、交流を深めながら、障害者の生活と権利を守る活動をすすめる。 ・分野別、問題別交流集会や学習会・会報発行 ・57.2「やさしい障害者問題」発行等
高知頚髄損傷者連絡会	会長 上田　真弓	〒780-0056 高知市北本町1-7-20-404 高知頚髄損傷者連絡会事務局	088-823-4741 （FAX兼用）	頚髄損傷者が孤独にならないように親睦・交流会の開催。 ・障害者問題について学習会の開催、情報共有。 ・障害者福祉の向上のため、自治体に提言、要望活動をする。
高知県身体障害者（児）施設協会	会長 岡村　理佐	〒786-0021 高岡郡四万十町仁井田字倉木462番地（障害者支援施設オイコニア）	0880-22-8382 （FAX） 0880-22-8271	施設・事業所の相互の連絡調整や情報連携を図るとともに、主に身体障害者(児)の福祉の向上に資する調査・共同研究・研修活動などを専門的に行う。
社会福祉法人 高知県知的障害者育成会 （高知県手をつなぐ育成会）	理事長 秋友　英稔 事務担当責任者 小松　真奈美	〒783-0028 南国市陣山字弥市531-1 ◇メールアドレス kochi- ikuseikai@iaa.itkeeper.ne.jp	088-855-3717 （FAX） 088-855-6181	知的障害児・者の福祉の向上、第１･２種社会福祉事業、啓発、研究、調査等、地区会への助言 （四国、全国と連携）
高知県知的障害者福祉協会	会長 石川　俊光 事務局長 和田　敦史	〒781-5452 香南市香我美町下分960-1 香南くろしお園内 ◇メールアドレス kochi- fukushi531@iaa.itkeeper.ne.jp ☆ホームページアドレス https://kochi-aigo.com/	0887-55-3130 （FAX） 0887-54-0126	目的：知的障害者の福祉の増進を図る ・日本福祉の構成団体として、日本福祉の行う事業への協力と参加 ・知的障害者の福祉を目的とする事業に関する調査び研究 ・知的障害者関係施設に従事する職員の養成並びに研修 ・日本福祉発行の機関誌の普及宣伝 ・その他本会の目的達成のため必要な事業
日本ダウン症協会 高知小鳩会支部	支部長 矢野　泰彦 事務担当責任者 小島　美紀	〒780-8015 高知市百石町3-9-25 ◇メールアドレス kochi.yano.jds.son@rhythm.ocn.ne.jp	090-7148-6539	（目的）ダウン症児者の福祉の向上と会員家族相互の親睦を図る。 （活動） ・情報の提供（毎月１回機関誌発行） ・年代別にグループ分けし、年代に応じた行事の実施 ・全体行事として、リトミック、キャンプ、講演会、親子広場、クリスマス会、遠足など
高知県自閉症協会	会長 平野　三代子 事務局 森　順子	〒781-0311 高知市春野町芳原737-1 NPO法人高知県自閉症協会内 ◇下記のホームページ「お問い合わせフォーム」をご利用ください。 ☆ホームページアドレス https://autism-kochi.jp	088-803-4441 （FAX） 088-803-4750	（目的） 会員相互の親睦を図り、協力して自閉症児・者が安心して生活できる社会環境作りを目指すことを目的とする。 （活動） ・啓発活動、研修会、保護者勉強会、会報発行等 ・年齢別グループ活動（座談会、交流会、勉強会、施設見学、レクリエーション等） ・総会、勉強会、運営委員会、関係機関との連携等
高知LD親の会sky	会長 武政 めぐみ	所在地非公開 ◇メールアドレス kochild.sky@gmail.com ☆ホームページアドレス http://kochild-sky@jimdo.com/	非公開	（目的） 発達障害児や当事者が、よりふさわしい教育と支援を受け、より充実した社会生活が送れることを目指して活動を行う。（全国LD親の会加盟団体） （主な活動） ・月に一度の座談会やスポーツ教室 ・講演会・勉強会（不定期） ・進学説明会（1回/年）など
高知県 精神障害者家族会連合会	会長 横田　直子	〒780-0850 高知市丸ノ内2-4-1 保健衛生総合庁舎内	088-802-7244 （FAX兼用） 090-8973-3937	精神障害者とその家族支援のために県下および全国の家族会と連携して以下の活動をする。 ①家族と当事者の居場所づくり（相談・共助） ②学習会（法律・制度・日々の対応等） ③当事者の社会生活のために必要な運動と啓蒙

団　体　名	代表者名等	事務所の所在地	電話番号	設立の目的及び主な事業活動
高知県精神保健福祉協会	会長 数井　裕光 書記 金田　美紀	〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20 高知県障害保健支援課内	088-823-9669 （FAX） 088-823-9260	高知県における精神保健の保持増進を図ることにより県民の福祉に寄与することを目的とする。
特定非営利活動法人 高知県断酒連合会	会長 小松　重洋	〒781-0251 高知市瀬戸西町１丁目127 二神方	080-5660-6877	目的：酒害に対する啓発、酒害の及ぼす社会悪の防止につとめ、広く社会福祉に貢献することを目的とする。 事業：四国ブロックでの全日本断酒連盟主催行事（酒害者更生大会・学習会）を四国４県輪番で担当する。 ・連合会内研修会の開催 ・酒害啓発の為の「飲酒運転根絶」の街頭キャンペーン、高・中学校での保健教育のための講師派遣、市民公開セミナーの開催、リーフレット類の配布など、酒害啓発・広報活動。 （構成３団体においては、各々、酒害相談、断酒例会、酒害研修会を県内各地で実施）
全国ひきこもりＫＨＪ親の会 高知県支部やいろ鳥の会	代表者 坂本　勲	〒780-0926 高知市大膳町1-40	090-3184-8109	ひきこもりの家族の支援と若者の社会復帰にむけた活動と学習会、社会啓発のための講演会の実施など（家族サロン、親講座、居場所、高知ひきこもりピアサポートセンター、各種出張相談会、研修会等） ひきこもりの経験者が相談業務にあたる「高知県ひきこもりサポートセンター」 〒780-0926　高知市大膳町1-41 居場所の開所日時 月・木・金・土　13:00～17:00 電話　088-881-6301 引きこもりピアサポートセンターの開所日 月・木・金・土　13:00～17:00
高知移植者友の会	会長 西岡　昭寛 事務局長 宗圓　彩子	〒781-8103 高知市高須新木３番40号	090-5270-3830	・会員の生活・福祉の向上のための運動 ・臓器移植に関する情報の交換 ・臓器移植推進への協力、活動
全国心臓病者友の会 高知県支部	代表者 上岡　誠	〒787-0668 四万十市荒川1760	03-5958-8070 （全国本部）	先天性・後天性の心臓病患者が集まり、交流を深め自分たちの生活を向上させる。
脳卒中リハビリ研究所	代表者 福島　とみお	〒782-0031 香美市土佐山田町東本町5丁目6-14 （メールアドレス） tanpopo46492001@yahoo.co.jp	090-3183-7745	(目的) リハビリテーションに関わる全ての人、当事者はもちろん、家族、医療・介護・福祉関係の従事者を応援することを目的とする。 (事業) １．障害当事者のカフェ.交流会の企画.運営に関すること ２．ピアサポートの研究・普及に関すること
日本心臓ペースメーカー友の会	会長 戸川達男	〒102-0081 東京都八王子市横山町25-16　フロイデンビル４階D号室	042-649-5033 高知県担当者の連絡先： 吉川　香代　電話番号：090-4331-175	(目的) 高知県には、まだ支部がないため仲間を増やしながら、早く支部を立ち上げて、県内・全国の患者同士交流を深め、不安の無い生活を一人一人が送れるように社会福祉の向上に貢献する。
全国パーキンソン病友の会 高知県支部	支部長 片山　典子	〒780-8034 高知市南河ノ瀬町285-14	090-7572-5704 ※事務局・柳井	（目的） パーキンソン病患者の医療福祉の増進、相互の交流及びパーキンソン病の社会的理解の推進 （活動） 医療講演会、生活福祉相談会、親睦会、リハビリ教室、会報などの発行

◎高知県難病団体連絡協議会　加盟団体一覧

団　体　名	代表者名等	事務所の所在地	電話番号	設立の目的及び主な事業活動
特定非営利活動法人 高知県難病団体連絡協議会	代表者 竹島　和賀子 事務局長 林　道夫	〒780-0062 高知市新本町1丁目14-6　1階 ◇メールアドレス kounanren.info@gmail.com ☆ホームページアドレス https://kochi-nanbyoren.org	088-821-6722	(目的) 難病・慢性疾患の患者団体が、相互理解と連帯のもとに豊かな医療と福祉の充実を目指す。 (事業) １．医療・福祉相談会の開催 ２．患者の願いを実現するため国や 自治体への働きかけ ３．難病についての啓蒙活動 ４．全国の難病連との連帯、交流 ５．会報等の発行
全国心臓病の子どもを守る会 高知県支部	支部長 川崎　敬子 事務担当責任者 梅原　博子	〒780-0985 高知市南久万74-5　梅原方	088-824-1484 （FAX兼用）	心臓病児者への社会的理解と福祉の拡充を図るため、講演会、相談会の開催、レクリエーション活動、会報の発行などを行う。
筋無力症友の会 高知連絡会 ※休止中		〒780-0062 高知市新本町1丁目14-6　1階 難病連事務局内	088-821-6722	
公益社団法人 日本オストミー協会 高知県支部	代表者 棚橋　正人 事務担当責任者 村上　尚子	〒780-0031 高知市宇津野20-104	088-822-8038 （FAX兼用）	ストーマ造設者に関する正しい知識の普及啓蒙・オストメイト（ストーマ造設者）の社会復帰のための訓練・研修・福祉の増進を目的とする。 （活動） ストーマケアや補装具等の相談・医療相談・研修旅行、会報の発行・親睦会等を行う。
森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会 高知県本部	代表者 馬場　小夜			(目的) 「守る会」は、森永ひ素ミルク中毒被害者を救済し、一切の公害に反対し、被害者や障害者の人格が尊重される平和で生き甲斐のある社会の建設を目指すことを目的とする。 (活動) 「三者会談確認書」を尊重し、それを維持・発展させ、救済事業にかかわるすべての個人・団体・機関と協力し、救済事業を恒久的に発展させる活動
日本ＡＬＳ協会高知県支部	代表者 杉山　加奈子	〒780-0062 高知市新本町1丁目14-6　1階 こうち難病相談支援センター内	088-855-6258	（目的） 1.ＡＬＳ（筋萎縮性側索硬化症）の原因究明に協力する。 2.患者・家族が、人間としての尊厳をまっとうできる社会の実現を目指して、正しい知識を普及させる。 3.患者や家族どうしの密接な交流が持てるよう支援する。 4.患者・家族の自立が得られるような社会的援助を求める。 （活動） 1.総会、運営委員会を開く。 2.社会に対してＡＬＳを知ってもらうよう啓発活動をする。 3.患者・家族の交流会、ＡＬＳ学習会などを開く。 4.行政や保健医療福祉関係機関へ働きかけて、患者の生活向上を目指す。 5.関係諸団体との連携 6.ＡＬＳ土佐の発行（年２回）を行う。
特定非営利活動法人 高知県腎臓病患者友の会	代表者 品原　節男 事務担当者 和田　紀子	〒780-0928 高知市越前町2-9-6 坂本ビル1Ｆ2号 ◇メールアドレス kjs-k@me.pikara.ne.jp ◇ホームページアドレス https://www.kjk.jpn.com	088-871-2670 （FAX兼用）	・総合的な腎疾患対策の実現に向けた運動 ・機関誌の発行 ・事務局開局日　月、火、木 10:00～16:00 ・臓器移植推進キャンペーン ・国会請願署名活動 ・自治体交渉

団　体　名	代表者名等	事務所の所在地	電話番号	設立の目的及び主な事業活動
全国膠原病友の会高知支部	代表者 竹島　和賀子	〒780-8015 高知市百石町3丁目1-12 ◇メールアドレス kujirakun.0523@gmail.com ☆ホームページアドレス http://www.kujirakun-kogen.jp	088-833-4605 （FAX兼用）	交流会、医療講演会、相談会の開催、機関誌の発行等。同じ病気を持った者が互いに悩みを打ち明け、助け合い、励まし合い、少しでも明るい療養生活が送れるように会員同士の親睦を図り、膠原病に関する正しい知識を高めるとともに原因究明と治療法の確立、ならびに社会的対策を促進することを目的とします。
高知ピアの会	代表者 中内　孝一	〒780-0062 高知市新本町1丁目14-6　１階 難病連事務局内	088-821-6722	高知県で患者会のない希少難病等の患者や家族、支援者などのグループです。現在は病気は違いますが、同じ難病等と付きあいながら生活をする者同士、情報交換など交流をしています。
高知県網膜色素変性症協会 （ＪＲＰＳ高知）	会長 林　道夫	〒781-5621 香南市夜須町手結298-66 ◇メールアドレス shibuchou@kochi-rps.com	0887-54-0225	（目的） 高知県内における網膜色素変性症及びその類縁疾患に関する正しい知識の普及並びに患者・家族等のＱＯＬ(生活の質)の向上を目指し自立の促進に寄与することを目的とする。 （活動） 地域の患者､行政､医療機関並びに福祉､ボランティア団体等と連携しながら、勉強会や相談会、交流会などの開催により、会員の社会参加の促進と相互の情報交換を図る。
もやもや病の患者と家族の会 ※休止中	代表者 船川　富美	〒781-8125 高知市五台山3470	070-3792-5119	モヤモヤ病に関する正しい知識、理解の啓発 ・年１回の勉強会、交流会等 ・年１回の四国ブロックでの講演会、交流会 活動休止中のため、特定非営利活動法人高知県難病団体連絡協議会までお問い合わせください。

◎ボランティア団体一覧

団　体　名		代表者名等	事務所の所在地	電話番号	設立の目的及び主な事業活動
高知県 手話サークル連絡協議会		会長 井津　貴雄 事務局長 小松　和美	〒781-6410 高知県安芸郡田野町1456-42	0887-38-2511	手話を通じて聴覚障害者の福祉増進に努める事を基本とし、各手話サークル間のより一層の充実と連帯を目指す。
要約筆記ボランティア	ＮＰＯ法人 要約筆記高知・やまもも	会長 門田　民世	〒781-5103 高知市大津乙1822番地１ サーパス大津1403 ◇メールアドレス youyaku.kouchi@gmail.com ☆ホームページアドレス http://yamamomo-kochi.sakura.ne.jp	088-879-5534 （FAX） 088-866-9755	中途失聴者・難聴者の社会参加を援助するため、事業を行う。
	要約筆記 「赤とんぼ」	会長 野波　由美	〒787-1603 四万十市西土佐用井1110-31	0880-31-6111 （FAX） 0880-31-6112	
	要約筆記 ボランティア団体 「さくら」	代表者 川田　栄子 事務所責任者 岡本　起代	〒788-0784 宿毛市山奈町山田1452	0880-66-0863 （FAX兼用）	
	要約筆記 「コスモス」	会長 中平　美知子 事務局 長谷部　恵美	〒786-0011 高岡郡四万十町香月が丘7-25	事務局 0880-22-2277	
音訳ボランティア	高知朗読奉仕者 友の会	会長 松田　光代	〒780-0842 高知市追手筋2丁目1-1 高知声と点字の図書館	088-823-9488 （FAX） 088-820-3218	（目的）年齢や障害の有無に関わらず、必要な情報を入手できるよう、音声による情報提供を行い、会員相互の親睦と音声訳の技術向上を図る。 （事業） ①録音図書及び委託図書の製作(CD､テープ)､対面音訳 ②音声訳技術向上のための研修 ③会員相互の交流 ④会報紙の発行 ⑤支援団体との連携､協力
	ボランティアサークル「ほほえみ」	会長 川田　幸代	〒788-0012 宿毛市高砂4-56 宿毛市総合社会福祉センター内	0880-65-7665 （FAX） 0880-65-7663	視覚障害者への広報誌朗読ボランティア
点訳ボランティア	高知ブライユの会	代表者 山本　悦子	〒780-0842 高知市追手筋2丁目1-1 高知声と点字の図書館	088-823-9488	視覚障がい者のために、活字の資料や出版物を点字化するボランティア

団　体　名	代表者名等	事務所の所在地	電話番号	設立の目的及び主な事業活動
高知県精神保健福祉ボランティア連絡協議会	会長 福井　和子 事務局長 牧野　利恵子	〒786－0011 高岡郡四万十町香月が丘3-18-5	会長 090-1572-8028 事務局 090-6283-5574	高知県内で活動している精神保健福祉ボランティアが連携し、関係機関の協力のもと、障害への理解を深めるための研修や啓発を実施。
精神保健ボランティア ほっとはあと	会長 福井　和子	〒780-0870 高知市本町5丁目1-12STビル2階 キッズルームラビット内	090-1572-8028	（目的）精神障害者及び家族について 認識を深め、その福祉向上及び自立 への支援と心の健康増進に寄与し、 会員相互の親睦を図る。 （事業） ①障害者との交流及び支援 ②会員相互の親睦及び情報交換 ③会報の発行 ④その他、会の目的を達成するために必要な事業 （活動） 毎月のティータイム、なごみサロンルームの集い、料理教室、ソフトバレーボール大会、ハイキング、クリスマス会等（年１回）
精神保健ボランティア	田中　眞美子 （事務局：黒潮町役場健康福祉課保健衛生係）	〒789-1992 幡多郡黒潮町入野5893番地	0880-43-2836	精神保健事業の協力、活動（当事者との喫茶業務、研修会や当事者との交流）
Doネットワーク	牧野　秀男	〒786－0011 高岡郡四万十町香月が丘3-18-5	0880-22-5156 （FAX兼用）	・精神障害者への理解のための普及・啓発活動 ・障害のある人が当たり前に暮らすための福祉イベント「当たり前に暮らすこと」を主催。 ・作業所「由菜の里」を積極支援。 ・精神障害の方が参加できるお花見やスポーツ、研修旅行などのレクリエーションを計画、実施。 ・その他町内のボランティアグループと協働して福祉ボランティア活動に参加。 ・引きこもりの方や、障害のある方、一般の方（地域住民）と触れあう居場所、ゆるカフェを運営
くぼかわボランティア連絡協議会	岩﨑　良子	〒786-0004 四万十町茂串町11-30	0880-22-1195	24Hチャリティー、社会福祉協議会への協力、講座　他
どんぐりボランティアの会	曽我部　正法	土佐郡土佐町田井1488-1	0887-82-2550	どんぐりボランティアの会はどんぐりでの作業を通じて、病気を正しく理解し、障がいがあっても地域であたりまえの暮らしをしていけるように、身近な相談相手でありたいと活動を続けてきました。 【主な活動】 ・どんぐり（就労継続支援B型）でのパン、菓子製造作業サポート ・研修会への参加 ・イベント販売促進等
特定認定NPO法人高知いのちの電話協会	山光　康雄	非公開	088-824-5002 ※事務局	悩みを抱える人をはじめ、助けと励ましを求めている一人ひとりに365日「電話」という手段で対話するボランティア活動。 電話相談員になるための養成講座を開催。 【相談専用電話】 088-824-6300 毎日9：00～21：00 （年末年始10：00～18：00） 毎月10日フリーダイヤル 0120-783-556 朝8：00～翌朝8：00　24時間

18 身体障害者等級表

級別			1級	2級	3級
視覚障害			視力の良い方の眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）が0.01以下のもの	1.視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2.視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3周辺視野角度（Ⅰ/4視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（Ⅰ/2視標による。以下同じ。）が28度以下のもの 4両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	1視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの 2視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
聴覚又は平衡機能の障害	聴覚障害			両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう）	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）
	平衡機能障害				平衡機能の極めて著しい障害
音声機能・言語機能又はそしゃく機能障害					音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失
肢体不自由	上肢		1.両上肢の機能を全廃したもの 2.両上肢を手関節以上で欠くもの	1.両上肢の機能の著しい障害 2.両上肢の全ての指を欠くもの 3.一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4.一上肢の機能を全廃したもの	1.両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2.両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3.一上肢の機能の著しい障害 4.一上肢のすべての指を欠くもの 5.一上肢のすべての指の機能を全廃したもの
	下肢		1.両下肢の機能を全廃したもの 2.両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1.両下肢の機能の著しい障害 2.両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1.両下肢をショパー関節以上で欠くもの 2.一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3.一下肢の機能を全廃したもの
	体幹		体幹の機能障害により座っていることができないもの	1.体幹の機能障害により座位又は起立位を保つことが困難なもの 2.体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの
		移動機能	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの
内部障害	心臓機能障害		心臓の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
	じん臓機能障害		じん臓の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
	呼吸器機能障害		呼吸器の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
	ぼうこう又は直腸機能障害		ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身辺の日常生活が極度に制限されるもの		ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
	小腸機能障害		小腸の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)
	肝臓機能障害		肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)

備　考

1. 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級上の級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。
2. 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2つ以上重複する場合は、6級とする。（7級の障害は、1つのみでは手帳の交付対象とならない。）
3. 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。
4. 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。
5. 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。
6. 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては座骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。
7. 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。

4　　級	5　　級	6　　級	7　　級
1視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの（3級の2に該当するものを除く 2周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3両眼開放視認点数が70点以下のもの	1視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3両眼中心視野角度が56度以下のもの 4両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	
1.両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの） 2.両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50%以下のもの		1.両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの（40㎝以上の距離で発声された会話語を理解し得ないもの） 2.一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの	
	平衡機能の著しい障害		
音声機能、言語機能又は、そしゃく機能の著しい障害			
1.両上肢のおや指を欠くもの 2.両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3.一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうちいずれか一関節の機能を全廃したもの 4.一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5.一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6.おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7.おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8.おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1.両上肢のおや指の機能の著しい障害 2.一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3.一上肢のおや指を欠くもの 4.一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5.一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6.おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1.一上肢のおや指の機能の著しい障害 2.ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3.ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1.一上肢の機能の軽度の障害 2.一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうちいずれか一関節の機能の軽度の障害 3.一上肢の手指の機能の軽度の障害 4.ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5.一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6.一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの
1.両下肢のすべての指を欠くもの 2.両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3.一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4.一下肢の機能の著しい障害 5.一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6.一下肢が健側に比して10㎝以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの	1.一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2.一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3.一下肢が健側に比して5㎝以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	1.一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2.一下肢の足関節の機能の著しい障害	1.両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2.一下肢の機能の軽度の障害 3.一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうちいずれか一関節の機能の軽度の障害 4.一下肢のすべての指を欠くもの 5.一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6.一下肢が健側に比して3㎝以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの
	体幹機能の著しい障害		
不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	
不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの	
心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			
じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			
呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			
ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			
小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			
肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			

マイナンバーカードはお持ちですか？

各種証明書がコンビニで取得できる！

全国のコンビニで住民票の写しや印鑑証明書が取得できます。
※県内27市町村において対応。
（R7.9.1月現在）



健康保険証として利用できる

医療機関・薬局での受付がスムーズになるほか、健康管理などより良い医療の提供や医療費の控除が簡単になります。

※対応する医療機関・薬局は順次拡大していきます



オーテピア高知図書館で利用できる



オーテピア高知図書館、高知市民図書館分館・分室で図書館カードとして利用できます。

オンラインで確定申告ができる



確定申告期間中は、24時間自宅で簡単に申告ができます。

運転免許証との一体化



免許証と一体化することで、住所変更の届出や免許講習の利便性が向上します。
※対象者の条件があります。

マイナンバーカードの申請方法はこちら →

障害福祉のしおり（令和8年度版）

発行日　令和８年９月
発　行　高知県子ども・福祉政策部障害福祉課
〒780-8570　高知市丸ノ内１－２－２０
ＴＥＬ：088-823-9633
ＦＡＸ：088-823-9260
Email：060301@ken.pref.kochi.lg.jp
ホームページ
https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/060000/060301/